文學士 矢野太郎編

國史叢書

浮世の有様 二

國史研究會藏版

例言

一、本編には浮世の有樣第三冊・第四冊・第五冊(前)を採收す。

一、本書載する所は、大革文政十二年より天保九年に至る雜錄にして、就中文政十二年大鹽の功業に關する事、同十三年京都大地震の事、改元勘文の事、本願寺一件、天保元年琵琶湖水落し事件、同二年勢多川浚渫の事、京畿の變災、毛利領中百姓一揆に關する事、同三年鼠小僧の判決、同六年・七年に亘る仙石家大騷動、天保六年長崎唐人騷動の事等は最も詳密にして異彩あり。當時の人情・風俗を窺ふべき絕好の史料たるを疑はず。

一、卷帙の都合により第五冊を假に前・後の二編に分ちて採收せり、讀者幸に之を諒せよ。

目次

浮世の有様　巻之三

浮世の有様　巻之四

浮世の有樣　卷之五

浮世の有様　巻之三

往古の地變

京都地震實錄

古より天變地妖あり。其數多くして其災も亦大なりと雖も、就中地震よりも甚しきはあるまじき事と思はれぬ。其故如何となれば、昔よりして山の崩るゝも、津浪の來れるも、回祿の災あるも、多くはこれよりして、なり出る事あり。傳記に載する所、其四五を擧げて是を言はゞ、先づ日本紀に、「天武天皇七年、筑紫國地裂、廣二丈、長三千餘丈、民屋多仆壞。是時百姓一家有岡上、以其岡崩處遷、然家既全而不破。家人不知岡崩家避。但後知以大驚焉。同十三年冬、山崩河涌、諸國舍屋・寺塔破壞、而人民六畜多死。伊豫國溫泉沒而不出。土佐國田苑五十餘萬頃沒而爲海。是夕有鳴聲、如鼓。聞東方。伊豆島西北二面、自然增益三百餘丈、更爲一島。如鼓音者神

鬼

造ニ此島ニ響也」。
清和帝貞觀五年六月、大地(震)、翌年五月富士山燒く。
東山院寶永四年大地震、同十一月富士山燒く。近世に至りても、淺間・島原・象潟・北越等の變、何れ地震せざるはなし。され共是等は皆王城を去る事遠き國々なり。王城の地にして斯かる變のありしは、人皇五十代桓武天皇遷都より九代の帝、光孝天皇仁和二年七月二日大地震打續き、中旬の頃には、洛中に鬼出でて人を取喰つて、七月一ヶ月地震ゆり續き、晦日に至り大風吹きて、八月朔日より漸々穩になりしといふ。此鬼は、目・口・鼻・耳の類、惡くき相の數を盡し、之に加ふるに角を以てして、畫きなせる鬼にてはなし。大江山・伊吹山・戶隱山の鬼といへるに同じうて、何れも其節に暴惡をなせる盜賊の事なり、怪む事なかるべし。又前太平記に、源賴光を惱ませしといへる土蜘蛛も、盜賊の事なり。賴光は其頃の武將なれども、昔は今の如くに大勢の臣下附纏ふ事にてもなく、事ある時は將軍一騎駈けをなし、平日歩(ある)けるにも、僅か四五人ならではつるゝ事なかりしと覺ゆ。（賴光より七代を經て、土佐坊昌俊が堀川の夜討にても

知るべし。（頼朝の代官として、伊豫守義經、天子守護の身分にて、其節義經の側には、愛妾の靜一人にて、男子は熊の喜三太一人なり。これにて昔の樣思ひやるべし。）されば彼土蜘蛛も、賴光瘧を病んで勞れぬる噂を聞き、側に人なき折を考へ、忍入りしを、賴光に見咎められ、手疵負ひて逃れ去りしを、彼四天王と呼ばれぬる勇士共の、跡を追ひて北野にて捕へ來りしなり。これより賴光の瘧愈えしといへるも、全く憤發より治せし事にて、これ迄蜘蛛になやまされぬるには非ず。時の武將にして主從五人和泉守保昌と共に、賊の大勢栖籠る山寨に入つて、これを退治する程の人、なにしにこれらの事あらんや。之に限らず、凡て其勇を稱せんとて、却つて其人を辱かしむる事多し、心して見るべし。又陸奥の安達原の鬼といへるは、おにんなの下略にして、女の事なり。官女などの罪あるは、古へ皆みちのくへ流されて、皆何れも賤の手業になれざるに、何一つ仕覺えし事なく、姿を取亂しやつれはてて、食につきぬるが、旅人に取りすがれるなど、前後に家なき彼の黑塚の事なれば、物すごき事ならんと思はる。淸少納言が枕草紙に、「物すごきものは、老女の濃く粧ひせしと、冬の夜の月なり」と書きぬれ共、姿あかつき、おどろなる髮取亂

し、身につゞれまとひしが、飢ゑつかれ、人を見て喰ひ付きなば、首筋より水かけらるゝ心地すべく思はる。是等を土蜘蛛の類と又混ずべからず。

其後も地震度々有りし事なれ共、よく人々の知りぬるは、太閤秀吉公の伏見桃山の城に居給ひし時、大地震にて所々大いに崩れ、關白には門の扉をはづし、この上に坐して、漸々としのがれし事あり。此節男女仰山に死に失せて、差當り女中に事を缺かれしにぞ、京都・島原・伏見・撞木町等にて、怪我なく死殘りし遊女を抱へ込みて、女中に召し遣はれし事あり。此時京都にても、人家大いに破れ、三條・五條の橋も崩れて、死人・怪我人多かりしといふ。其後の大地震といへるは、寶暦元年の事にて、此時も大いに家藏をゆり倒し、死人・怪我人多くありて、其跡六十日計り、日々幾度となくゆり續けしが、次第々々にかるくなりて、漸々と納りしとなり。かゝる先例も聞傳へぬる事なれば、「此度の地震此くの如くならば、今暫くはゆるべし、最早格別の事もあるまじく」と、八月の初よりは、人々地震に慣れて、平氣にて日を送る樣になりぬ。

薙刀鉾折る

寛政十年六月、祇園祭の節、故無くして薙刀・鉾途中より折れぬ。山鉾の多き中にても、此鉾は取分け故有る事にて、是を引き出さゞる内には、餘の鉾を引行く事成りがたき事なり。故に人々多くは心にかゝりぬる由なりしが、其年の七月二日申の刻、雷火にて大佛の燒失せしに、今年其年より三十三年に當りて、又祇園祭に其鉾の故もなくして、松原通りを引行く時、途中より折散りしが、七月二日に至り、月日刻限迄も變る事なくして、かゝる大變ある事、これ只事にあらず、大佛の祟れるにや。伊勢の別宮炎上せしも、かゝる前表を知らしめ給ひしにやなどと、種々の風説なり。

内侍所の穢

浪華江戸堀一丁目中筋屋藤兵衞母は、京都の産れなる七十になれる母親の、近き頃より病にかゝりて臥しぬるに、二日の大變を聞き、心ならずとて、四日より京都へ上り、廿日に歸り來りしが、これが京都にて聞き來りしは、何か内侍所に穢れし事ありし故、普請新たに建替へしに、阿彌陀寺村藪の中を伐鑿き、其土を取つて新たに淸き土に仕かへしに、阿彌陀寺村といへるは、元來阿彌陀寺といへる寺

不思議の難を免がる

これ有り、其數は古へ墓地なりしとぞ。かゝる所なれば、五輪など掘出せるに、これを隱くして其土を入れし故、其祟ならんとて、今度新に上賀茂の河原より、土を運べる事なりとぞ。其眞僞は知らざれども、聞きしまゝを記し置きぬ。

此日四條通り、烏丸東へ入る薙刀・鉾の町にては、祭禮の節の物入の算用をなさんとて、鉾を預れる家に町人中集りて、其算用をなし、酒など飮みて居たりしが、今少しにて算用片付きぬる事なれども、此日は別けて暑さの堪へがたきに、各〻酒を飮みし事なれば、愈〻暑さの堪へがたければ、何れも「湯あみして來るべし。然かして夕飯をもたべ、夫より仕殘りの算用をなすべし。夜に入らば少しは風も出て、冷しくなりて宜しかるべし」とて、各〻其家々に歸り、未だ湯あみをもせで有りぬる内に、右の大地震にて、薙刀・鉾の入りし藏一番に崩倒る。若し何れも今暫く此處にあらば、一人も無事なる人はあるまじきに、何れも幸にして此難をのがれぬと云へり。こは賀茂丹後が旅宿とは、家四軒目に當る家の藏の此藏、三軒目の家へ倒れかゝり、三軒目の藏は隣家に倒れかゝり、丹後も大いに狼狽せしとて、其有樣を委しく同人よりきゝぬ。町人共此藏の中にて、算用してありしといふ。鉾の道具悉く微塵にくだけしといふ。かゝる大變なれば、宗廟の回祿、薙刀・鉾の折れしなど、其前表なき

にしもあらず、と覺ゆれども、大佛の祟りに至つては、取るに足らざる愚昧の說と思はる。されども當時の樣を委しく書殘さんと思へる故に、かゝる用なき事迄も書附けぬ。かゝる大變に遭ひて死ぬも生くるも、其人々の運不運にはあれ共、常に心落著きて、かゝる變に遭ふとも狼狽する事なくば、心神明らかにして、兩眼よく物を分ち、これを避くるの道あるべし。縱令これらが爲めに命を失ふ事ありとも、精神落著きて、狼狽する事なくば、見苦しく取亂す程には至るまじくと覺ゆるぞかし。後世語り傳へて人々の心得となすべし。されども此書は世間へは忌み憚る事をも記しぬれば、必ずしも他見する事なかるべし。

一、初めに京都よりの書狀を一々に記しぬるも、これを照らし覽ば、自ら地震の有樣を知るに足ればなり。亦其文面にて、人々の剛臆も顯れ、自然と心得べき事もありて、これを證せんと思へばなり。

一、文の中にも、門徒坊主が常住不變の淨土を思へるなど、心にもあらぬ噓を殊勝

らしく云越せるに、法華坊主が地震の直中に、はや泣言いひて無心をなし、そろ〳〵勸進の下拵をなしぬるも、つら憎きにぞ、これを後の世迄も、笑ひ草にと書附けて置きぬ。

一、本文の中に、予が聞ける事をも委しく記し置きぬ。これもそれも、より〳〵にて確なる人に聞きて、少しも疑はしき事にはあらず。

一、龜山には親類多く、自ら人の往來も多き故、これも委しく記し置きぬ。其外所所の變ありしも、其國々の人に逢うて慥なる事のみを記す。

一、本文に云へる如く、所司代の一騎がけなりしは、よき心掛にて、さもあるべき事なり。大勢の家來一人もつゞく事なく、大うろたへなりし事を、京童の物笑ひとはなりぬ。夫れ士たる者は、常に忠義を事として、治に居て亂を忘るゝ事なく、文武に心身を練磨せば、事に臨んで狼狽する事はあるべからず。七萬石の家中に、主を大切と思ひ、これに附添ふ人一人もなかりし事、恥づべき事にあらずや。これらを聞くに附けても、士たる者はよく〳〵心得べき事なり。

一、淺間燒・島原崩れ・北越の地震等、別記あり。是等と照し覽ば、自ら心得となる事あり。常に是等をも見置きて、不時の變に遭ふとも、必ずしも心を取亂して、恥を受くる事なかるべし。

一、享保の浪華・天明の京都・江戶の文政の回祿等、別に記錄あり。是等も常に心得て置くべし。

京都の大變

一、夜前八つ時ゟ、四條麩屋町南西角より出火、西へ四軒計り、東へ三四軒移り、東北風強く、麩屋町通り南へ燒廣がり、兩側共一丁計り燒失、五つ時火鎭まり申候。

七月朔日　京飛脚　大七

同地震

一、當月二日未刻ゟ發、既に洛外伏見街道町續近在、人家・土藏崩れ、怪我人數不レ知、市中一統、往來又は地面廣き所へ、板・疊等敷き、油火多く持難く、行燈・提燈等にて明

かしを取り、日覆雨具掛け凌ぎ、飯事休候事六ヶ敷候。東西本願寺、其外寺社大損じ、御所堺町御門ゆりくづれ、五條橋詰半丁餘り大崩れ、誠に大騷動、荒增書記申候。

右之通京都より申來り候。已上。

七月四日　同

一、昨二日七つ時ゟ大地震にて、夜九つ過迄相止み不ㇾ申、尤諸商賣勤まり難く、家々疊杯大道へ出し、大に騷候趣、只今京都より申來候。右に付飛脚方下り、諸用向今日は無ㇾ之、此段御斷申上候。

京飛脚　小和田屋利衞門

伏見の地震

一、伏見街道は、京橋乘場邊家損候趣。夫より海道板橋邊ゟ上、所々之家倒れ有ㇾ之。黑門上町五六軒損有ㇾ之、小兒一人知れ不ㇾ申由、一の橋より上、大佛正面迄、人家多倒れ、此内十七八歲の娘一人卽死。五條橋東詰北がは燒餠や倒れ、怪我人有ㇾ之。是より寺町三條ゟ上、猶急に有ㇾ之由、寺々の塀門損じ多く、三條蹴上げ十七八軒倒れ、此

内老人即死、八坂塔倒れ、猶又兩御堂樣少々損じ、並に佛光寺樣同斷。烏丸松原西北角兩三軒倒れ、丹州龜山樣御火の見大に損じ、醒井わつたや町淨土寺倒れ、七條御花畑半丁計りしをれ、今夕に至り未だ少々宛地震の氣あり、老若男女にかゝはらず、大道に日覆致し、野宿同樣。尤牛馬往來無之、死人之儀も多く有之趣に候へ共、未だ委しく相分り不申候。猶委敷事は追々相知れ申候。先荒增右之通書付、御覽に入申候。

七月四日　　小和田屋利衞門

一、京都昨四日に至てもゆり止み不申由、尤夜四つ時迄同斷。伏見表、又々昨四日兩度大にゆり、大地ひゞきわれ申候由、申來候。

七月五日　　同

一、當地之地震每度預御尋忝奉存候。當二日申刻ゟ酉刻迄に、大地震四度來り、諸方の土藏一軒も不殘及頹破、家建も大損じ、中々家內に居候事出來不申、皆々大道

に日覆致し、二日夜より大道へ出、休息致候處、三日・四日も兩日に大地震凡十四度も參り、大騷動前代未聞之事に御座候。今日抔も大分震ひ、七つ時分治り候模樣也。併附合中には、怪我人等も無二御座一候間、此段御安心可レ被レ成候。承り候處、一條堀川には蕎麥屋堀川に崩入り、客人六人卽死、清水舞臺前參詣人過分死失、其外所々にて死去之輩御座候由也。委敷儀は追々可二申上一候。

七月五日　林鷹治郎

御翰忝奉二拜見一候、如二貴命一未殘暑强候處、倍〻御壯健可レ被レ成二御座一之由、奉二雀躍一候。然者近火の儀に及二御聞一、尙又二日ゟ大地震の變動、當地別て强く有レ之、御見舞として御深切御尋、忝仕合に奉レ存候。追々御聞の通、大變驚入申候。乍レ併三十九年以前島原崩の節、（下拙廿二才罷成候故、）能存居申候。其節の模樣に能似たる事にて、數日に及び可レ申考、次第輕く相成儀と奉レ存候處、是迄は考通り、今六日迄も少々宛、かすかに三五度有レ之候。只今模樣に候はゞ、安心に至候哉と、皆々申居、町家さまぐ\風評仕

候て不穩候。御察可レ被レ下候。兼々御無音仕候て、時々御尋不二申上一、失禮御用捨可レ被レ下候。何角萬端過書町方御世話罷成、何分宜敷奉二願上一候。右御答御禮旁々早々以上。

七月六日

四條東洞院旅宿
賀茂丹後

四日出の御文、六日に相とゞき、有がたく拜しまいらせ候。仰の如く當年は殘暑つよくおはしまし候得共、いよ〳〵御兩所樣にも御きげんよく御便り承り、山々悅び入まいらせ候。次に此方皆々無事に相くらし居申候。憚ながら御きもじやすく思召可レ被レ下候。扨又二日の地震の儀は、御地にても珍らしきやう仰下され、當地はけしからぬ大變にて、私方借家も甚だそんじ、心配仕候。町内にても家三げんたふれ、五條にても二けんたふれ、其外家たふれ申候事おびたゞしき御事にて、即死人先々四五十人計りは御座候よし、今に〳〵毎日少々づつゆり、心ならぬ御事に御座候。尤家・藏のつぶれ申候事は、筆紙につくしがたく、尚々跡ゟ、又々くはしく申上まいらせ候。

千切屋への御文さつそくに相とゞけ申上まゐらせ候。申上度御事はたくさんに御座候得共、何か取込、まづは御禮御返事かたがた申上度、筆末ながら、恭衞様へも御申上下され候やう願上まゐらせ候。先はあらあらめで度かしく。

七月八日

伏見街道五條上森下町
津國屋　さい

○慮もじハ慮外、しんもじハ親切ノ意

御文下され、有がたく存上まゐらせ候。如仰暑さつよくおはじまし候得共、どなた様にも御きげんよく入らせられ、御めでたくぞんじ上まゐらせ候。此方みなみなぶじに暮し居申候間、慮もじながら、御心易思召下さるべく候。さやうに候得ば、二日七つ時の大地しんにて、家々所々そんじ、又々けが人もたんとたんと御座候得共、此かたの邊は、けがもなく、悦入まゐらせ候。御しんもじに御尋ね下され、かたじけなく悦入まゐらせ候。あなた様にも、定めし御おどろき可被成と存上まゐらせ候。しかし御けがもなく悦入まゐらせ候。御無沙汰のだん、幾重にも御免るし下され候やう願上まゐらせ候。先は御禮御返事まで申上まゐらせ候。めで度かしく。

文月十日　　左門前　千切屋まちゟ

京都出火

一、九日夜四つ時、寺町頭鞍馬口下小家ゟ出火、四つ半時火鎮り申候。同曉七つ半時頃、新町一條下る有栖川宮樣御役人長家ゟ出火、半時計り燒け、火鎮まり申候。昨十日迄、京都地震相止不レ申候。尤九つ時抔は餘程きびしく、其外ゆり候事は度々の趣申參候。

七月十一日　　小和田屋利衞門

尙々彦根一向々々中地しんにて、何のあたりなきよし申參候。御同前に歡入まゐらせ候。大津も京都よりは、かろく候よし申候。

兩度の御文のやう忝さ、御申のごとく殘暑つよく候處、其御程、御揃ひ何の御障りなく、めで度ぞんじ上候。土用中御見舞申入候御返事、ことに其御元ゟも、うるか澤山に送り下され、忝く、長々と賞翫たのしみ可レ申やう忝存候。扨は去る二日の大

地震、其御地はかろく御座候よし、安心いたし候。當地のやうす、追々御きゝ御案被ㇾ下候よし、やま〳〵忝存候。誠に前代未聞の御事、はなしにもきゝ申さぬおそろしさ、中々筆におよびがたし。まづ御所方・堂上方・二條の城、すべて御築地廻り、土藏は大かたそんじ不ㇾ申はなくて、けが人・死人おびたゞしく、おひ〳〵いろ〳〵あはれなる咄ども承り候。此方家内中一人もけがなく、お竹方・お久方・其外えんるゐ中、無事に候まゝ、御安堵可ㇾ給候。此方家もゆがみ、かはらおびたゞ敷ちり、天井など落懸かり、土藏はかべ兩方へひゞき落懸かり候ゆゑ、土落させ、まづ怪我の出來ぬ用心いたさせ候。職人手傳等やとひ申事一向出來がたく、是にはこまり入申候。藏の内の諸道具、みな〳〵座敷へはこび出置き、あつさのせつさん〴〵困り入りたるものに御座候。其上大地震のち晝夜幾度となく、日々どろ〳〵ゆさ〳〵、二三日は何十遍と申ほどゆり申候。中々家の内に居候事あぶなく、屋敷内にあき地の有所は疊敷き、雲天井の所へ出居、夜を明し申候。町家など、町内の中などへ疊敷き、むかひ側々細引はり、すだれ・のれん、夜分は蚊帳つり、家々のまへに野宿いたし候。

町々の高張挑燈、家々のちやうちん夥しくとぼし、長さ一丁・二丁も續き、夫は美事にて、船のやうにみえ候よし、町内のせまき所は、近所の廣き所、又は河原へ出かけ、家内ふ〆(しま)りの所、又盜賊又は火つけのひやうばんにて、一向々々やかましく、拍子木おと、火の用心ふれ、武家よりも夜晝まはりしげく仰付られ、嚴しき事にて、二條御城も石垣四五十間崩れ落ち、高塀倒れ、城内あらはに外廻りゟ見え申候由、大廣間と申す千疊敷も、潰れ候との沙汰にて、其外寺々、土塀・廻り石燈籠・石碑の倒れぬはなく、北野神前のとうろうなど殘らずたをれ候よし、大佛の石かけ三つ計大道へゆり出し、耳塚も上の臺一つ飛散り候よし、（上の屋根石計、目方四百貫目有と云ふ。）一條戻り橋半分落ち、其近邊麵類屋座敷堀川の深みへ落ち込み、またあたご山大荒にて、寺院二三軒も谷底へ落ち、丹州龜山の天守落候よし、色々ひやうばんに御座候。今九日、去る二日ゟは八日めに相成候得共、いまだやみ不ㇾ申候。今朝など、飛で出候やうな地震一つ御座候。當地には、か樣な事無ㇾ之所と存居候處、散々恐ろしき事にて、此節は人々腹中あしく、食事すゝみかね候やら、夜分とくとやすみ申さず、人氣もうろ〳〵とい

たし居申候。まづは御返事ながら、あら〳〵地しん御はなし申入候。どなた様よりも御そへ筆の様忝、まづ〳〵御案じ下されまじく候。めで度かしく。

文月九日したゝめ　　鷹司殿諸太夫宅は寺町御門之内也。富島左近將監

愚子岩二郎・お竹・おひさへも御加筆のやう忝、申聞せ可申候。此方浪江へわけて御そへ筆のやう忝、まづ〳〵兩人共無事に、此間の地震も、折節小兒湯をつかひかけ申候處にて、大に〳〵びつくり、我等と兩人にて小兒かゝへ、裏の栗の木の根へ立退き、玄關前廣く御座候ゆへ、二夜計りは玄關前にて暮し申候。恐ろし〳〵地獄遠きにあらず。餘り長壽も入らぬもの、家も藏もとんと當てにならぬ世の中に御座候。此節町々諸商賣共止、にげ仕度のみに御座候。

尙々時期殘暑御いとひ專一に奉存候。如何成宿世の因緣乎、年寄去年より度々の大難、此度は別而氣落いたされ候てをられ候。皆樣へ宜敷御傳可被下候。

口上

五月は罷出、不相變御信心の御世話、辱奉存候。御母樣へ御厚禮被爲申上可被下度、御召使の御女中へも宜敷御禮賴上候。殘暑强く御座候得共、御母樣始、貴公樣御安全、可被成御暮、珍重の御儀に奉存候。松榮樣別紙同樣宜敷賴上候。貫主方宜申上候樣被申付候。此地七月二日未之下刻・申之上刻地震にて、東西七間半・南北七間之臺所、西へ三尺程傾き、內之諸道具不殘取出、戶・障子はづし置候。二間半に二間の院代部屋つぶれ、瀨戶物類・茶漬茶碗・菓子椀・膳・椀の類破損仕り、庵者住居と雪隱二ヶ所潰れ、諸道具・小棟迄不殘破損、井桁外へくへ、井中もくへ候哉、水大に濁り、二日之夜は朝迄一寸も寢ず、高張表へ四本、裏へ二本立て、三・四・五日・今六日迄小地震打續き、漸今日は納候樣に被存候。無怪我、御休意可被下候。此後諸堂の修復再建、御見知之通無檀家、御朱印は居所計り、末寺は音妙庵・元政寺等之無檀地、掛る島もなき難澁に御座候。

一、此度は長崎へ唐船が四艘程も著船之由、毛せんなど若下直に候はゞ、二枚御寄附賴上度、色は何にてもよし、無地にてもよし、花色などもやう御座候てもよろし

く、胡椒も少々頼上候。御母様松榮様に御相談可被下候、頼上候。早々以上。

七月六日　　伏見深草 寶塔寺日旺代筆

京都諸所の損害

一、御所御殿廻り少々損じ候由、堺町御門崩れ、鷹司様・九條様・其外御公家様方、塀大損じ、御殿廻は聞不申候。二條御城石垣崩れ、東大手門崩れ、南手之中程にて石垣一尺計下り、四方之塀は皆々壁落ち御城内相見え、御所司・兩御奉行所大損じ、獄屋敷獄家の壁落ち、科人見ゑ申候。北野天神鳥居落ち、奇妙成は、中程にて上之石留り有候。今一つ奇妙は、廻廊之内少も損不申候。其外瑪瑙之燈籠抔崩れ、西六條御殿廻大損じ、狩野家抔之結構成襖・上段之間抔之畫も皆破れ、大臺所大損、雜物入之藏崩れ、本堂五寸こけ候由に申候。興正寺樣塀崩れ、對面所崩れ、其外所々損じ、東六條は元ゟ燒地にて少之事、乍併枳殼御殿塀倒れ、御殿廻り大損じ之由、大佛殿誠に大き成塀之下之石こけ出で、耳塚上は落ち、臺はゆがみ候。五條橋下邊大損じ、半丁計家崩れ、洛中・洛外藏は不殘、偶々殘る所之藏は、壁割れて何之間にも合不申

候。町家崩れ候處は數不ㇾ知、けが人數不ㇾ知、死人凡百人計と申事に御座候。其外しまゝり之出來ぬ家は數不ㇾ知、宮・寺之崩れ候處は無ㇾ之候得共、稀に御座候。大宮通雪たや町、淨土寺本堂へたり申候。何事も聞くと見るとは大に違ひ、左程には無ㇾ之物に候得共、此度之損じは、人の噂よりも御覽になり候はゞ、大變に御座候。此頃にては、少々收り候得共、矢張えい山・愛宕等地鳴いたし、時々ゆり申候。二日・三日・四日は大道住居、又は野宿、藪の中へ宿り候など、いろ〳〵に御座候。併やぶへ這入り候者は、蜂にさゝれ、蛇に喰はれなどせし者も澤山に御座候。地震最中人々のなきごゑ、何とも申しやうも無ㇾ之事に御座候。

上樣にも、御所之内之廣場へ、御出被ㇾ遊候由、是は人の風聞に御座候。

肥前屋
孫七

華墨被ㇾ下、辱拜見仕候。然者當方大變に付、早速御詩被ㇾ下候段、御深切之程忝奉ㇾ存候。先以御本山樣御別條無ㇾ御座ㇾ候段、難ㇾ有奉ㇾ存候。乍ㇾ併御眞影を御守護にて、御

門跡樣三日三夜之間、御白砂に被レ爲レ入候段、實に前代未聞之儀奉ニ恐入一候事に御座候。尤御殿廻りは、餘程の御破損に御座候得共、先以て兩御堂は御別條無ニ御座一候。扨又拙方之儀は、乍ニ兩人一無ニ別條一候得共、拙は胸痛之病性故、大に動じこまり入能在候。乍レ併今日は少々宜き方にて御座候。尤今以てやはり一時々々には少づつ地震にて、晝夜に十二三遍は鳴動いたし申候に付、扨々不安心の物に御座候。大に病性にこたへ申候。婆婆と申所は、扨々不定のさかひにて御座候。早く常住不變の淨土へ參り度き者に御座候。か樣の時は深く御慈悲を喜び能在候。扨兩人も歸るなと被ニ仰付一候段、御同慶被レ下忝奉レ存候。扨拙も三日夕船にて下り可レ申と奉レ存候處、右之大變にて、尤も當方も五六間程の土塀倒れ、其外にも所々破損に付、夫々修復等も申付け、荒方直し置き不レ申候ては、出坂も難レ致奉レ存候に付、何れ盆後早々の出坂に相成可レ申候。委曲御面會に御禮可ニ申上一候得共、先は御答旁〻如レ此に御座候。早早已上。

七月七日

西六條宏山寺
寬善坊

扨千本通抔には、昨日頃に至り、六軒も家一時にたふれ、人も七八人も損じ申候由、扨々油斷相成不ㇾ申事、尤も御地も餘程御珍敷地震之由、嘸御驚と奉ㇾ存候。昨夜承り候處、若州之方は十八ヶ村泥海と相成候由。所々大變に御座候事。

御狀忝く拜見仕候。先以殘暑甚敷御座候得共、彌〻無ニ御障ㇾ珍重奉ㇾ存候。誠に承候得者、御地も少々地震ゆり申候樣承り、嘸々御驚可ㇾ被ㇾ成奉ㇾ存候。扨又京都は、二日の七つ時、誠に古來稀なる大地震にて、大に驚入候。乍併家內皆々無ニ別條ㇾ逃申候間、其段乍ㇾ憚御安心思召可ㇾ被ㇾ下候。扨ゆり直し皆々あんじ、二日・三日・四日の夜は、加州屋敷の芝原にて、町內皆々同宿仕り、漸く昨日五日ゟ少々腹のびく〳〵も納り、夜前ゟ家內へ歸り居申候。誠に百歲之老人も是迄箇樣の地震覺え不ㇾ申由、扨神社・佛閣・人家・藏入之損じ、誠に〳〵おびたゞ敷事に御座候。御所邊は筋塀竝にくゞり皆々こけ、誠に氣の毒なる物に御座候。此方も少々戶袋・戶棚・へっつひ道具少々損じ御座候。子供抔は早々向屋敷へ逃候間、とんと怪我不ㇾ仕候間、乍ㇾ憚御安心可ㇾ被

震後竊盜放火流行す

ㇾ下候。右申上度、尊顔上萬々御禮御咄可二申上一候。地震之跡頓と染物出來不ㇾ申、甚困り入申候。龜甲佐殿染小家潰れ、大怪我いたされ、大困りにて御座候。頃日は盜人やら火付やらにて、頓と商賣手に付不ㇾ申候。

七月六日　　　河原町
柿屋忠兵衞

當二日七つ時より京都大地震に付、所々大損じ候事書記し難く、御所樣始め神社・佛閣、外方町裏・裏屋敷少も損不ㇾ申事なし。今に折々中位なるどろ〳〵・小どろ〳〵數、覺え不ㇾ申、誠に恐入候。然し下拙宅格別損じ不ㇾ申候得共、土藏さつぱり間に合不ㇾ申、一ヶ所は四つに張裂け、誠に大難澁仕候。無難なる道具類預け度候にも、大方損じ土藏計り也。漸く此節大抵なる土藏へ預け、殘りは宅へ成丈け入置候得共、火の用心致二心配一、一向職人などは仕事手に付不ㇾ申樣申居候。

一、酒屋樽損じ、酒流し候事。　一、紺屋藍つぼわれ候事。　一、瓦屋瀬戸燒所釜類、

右數不ㇾ知、此節屋根瓦直し候にも、瓦屋に瓦破れ候て、とんとなし。京都にて土藏倒れ候分計三萬七千計。其外瓦大輪落損候は數に入不ㇾ申、夫に此頃に成りて、折節たふれ候藏御座候。家小屋たふれ候事、此數不ㇾ知候得共、怪我人は數不ㇾ知候得共、是右之割には少々なり。當町には一人もなし。今に少なる地震時々御座候。恐れ恐れ〳〵、

七月十一日　　　　扇谷權右衞門

御狀忝く拜見仕候。御表益〻御安靜に被ㇾ遊ㇾ御揃ㇾ、珍重奉ㇾ存候。然者金子一步、外に金一朱、御見舞として送被ㇾ下、于瓢澤山、不ㇾ相變ㇾ御厚志に御思召被ㇾ下候段、難ㇾ有受納仕候。家內共大に悅居申候。扨當地大地震、此節ふじ會に參、定めし御聞之通、二日ゟ今日迄留り不ㇾ申、八日晝前より八つ時分迄三べんゆり、夜九つ過より明迄七遍、九日晝後二遍、暮過より明迄三べん、十日晝前後夜三べん、十一日四つ時分三遍、晝まへ後二へん、暮五つ前二へん、夜更けて四遍、七つまへ大地震一ぺん。右之仕

合故、先月廿九日四條大火ゟ七日迄、何事も出來不ㇾ申。七日ゟ机出し候得共、右之仕合故、手に付き不ㇾ申、右之中へ九日一條新町鞍馬口出火、十日丸太町・瓦町・高倉佛光寺上る處出火。箇樣に何角取交候故、只うろ〳〵と計り致居申候。

北野の鳥居破損

一、此度之荒は、北野天神御境内が第一と奉ㇾ存候。石燈籠不ㇾ殘。石之鳥居、

表の鳥居笠石開き、

一、祇園鳥居は別條なく、石燈籠百三十六無事なるはなし。

一、大佛宮、智積院、同家中門塀皆々崩れ。

耳塚の石飛ぶ

一、耳塚、寶石飛び、火袋より下悉くねれおちたり。

右之外、御所様初、御城、石垣・高塀北南廿間餘崩れ、西筋鐵門たふれ、其外寺町通寺寺、西東寺町塀に無事なはなし。

粟田・淸水燒物釜不ㇾ殘潰れ、是は餘程大金之由。五條坂茶碗の破た事大金〳〵。

一、西本願寺藏三つ、東本願寺東殿、高塀、其外大荒、町々家藏の潰れ多く、京中藏に無事なはなし。

一、熊谷平一郞殿、此間奉公に、安井前ゟ丁稚參り、其よく日、松原柳馬場南東角高塀つぶれ、下に敷かれ死す。親元に段々掛合金子三兩出し、內證にて相濟。右物入心遣ひ之段、氣の毒に奉ㇾ存候。御馴染故一寸申上候。箇樣の類は澤山な事。

一、當月五日、御公儀へ死人の書上げ七百人餘と申す事。右にて御察可ㇾ被ㇾ成候。

一、愛宕・高尾は今に山鳴り、山には人なし、參詣人なし。

一、四十年まへ、八十年まへ、大地震有ㇾ之候得共、此度の地震は格別にて、昔太閤桃山に御在城之砌、大地震にて、三條・五條の橋ゆり落ち、右之地震此方と申事、恐ろしき事、荒增申上候にて御察し。下拙共も、箇樣の樣子にては、盆後にも納り不ㇾ申候。

命有ㇾ之候へば、何れとか可ㇾ仕存罷在候。

一、此品麁末に候得共、御祝儀之印迄、御目に掛け申候。何分右之仕合にて、うろ〳〵仕居申し、何事も盆後可ㇾ申上ㇾ候。箇樣之荒れに候得共、所々大寺・宮之本殿は無ㇾ別條。町家にて藏・石燈籠は皆々損じ、此節作事方一時に相成、手傳一人が五百文、大工・左官三人前・四人前出し候てもなし。宜敷物は作事方・油・らふそく・酒の類。併きはにて錢拂はぬ者、多く有ㇾ之樣察入候。御案内之惡筆之上、此節は只手もふるひ、文面も分り兼ね可ㇾ申、御察し御笑覽々々々。

七月十二日

三條寺町
中村長秀

當月六日・九日兩度之尊翰、昨十日落手拜讀了。如ㇾ貴諭ㇾ殘暑難ㇾ消御座候得共、貴樣愈、御安康可ㇾ被ㇾ成ㇾ寺務、珍重之至に奉ㇾ存候。隨而、小生漸々無異消光候條、御案じ被ㇾ下間敷候。扨當地當二日大地震に付、每々態々御尋被ㇾ下、御厚情之段奉ㇾ謝候。當院〻も早速にも申遣度候得共、誠以甚だ取込、何分行屆不ㇾ申候。扨野院儀も、兼而

檀徒側ゟ御聞分も御座候哉、方丈築地不ㇾ殘、廟所向誠以大崩、不ㇾ殘こみじに相成り、其外門內・外高塀・門番所、其外供待、玄關の高塀及び便所、大庫裏・小庫裏、總塀不ㇾ殘ずり落、土藏は半崩、米藏相崩、其外庭廻高塀は勿論、竹垣等、石垣迄、不ㇾ殘相崩れ、今日に至り地震不ㇾ相休、此上如何に相成候事哉と、日々不安心之至に御座候。留守中故甚以心配いたし候。乍ㇾ併御表役人中追々參り見分、當八月法事前迄には、荒増は片付候樣、掛合中に御座候。夫故誠以繁多にて困り入申候。其外山中常住向は不ㇾ申及、諸院不ㇾ殘大小之崩れ御座候。一々中々以ㇾ筆紙ㇾ難ㇾ盡候。餘は當院之御行事にて御知可ㇾ被ㇾ下候。貴地は格別之儀無ㇾ御座、先々御安心之御事に御座候。

七月十三日

明信寺中
麟祥院

一、地震左之通、

十三日巳之刻大一。同亥子之刻、同斷。同丑刻大三中。十四日・十五日は格別之響なく。十六日朝卯辰之間大一。

其餘とん〳〵いたし候得共、さしたる儀も無御座候間、先づ安心仕候。右之段申上度、餘は後音可申上候、已上。

七月十七日　　　林鷹治郎

一、今朝承り候處、昨日之大雨にて、伏見街道五條下る二丁目・三丁目は、水之深さ四尺餘と申事にて、床に溢れ、二三人も死人有之候由。尤も同所東に音羽川と申す小川有、深さは矢張加茂川同樣にて御座候處、昨日之大雨にて加茂川洪水にて、音羽川へ溢れ下り候水、自然と同所へ溢れ候事と承事に御座候。二條之御城西手石垣凡七八間通り崩れ堀に陷り、實に其響雷の如しと申す事也。二條は現に見聞いたし候人之物語にて、決して先日已來風評いたし候。丹後・但馬之荒之空談之類には無御座候に付、乍序一寸申上候。其餘は昨日申上候通に御座候。

一、地震雨の次第左に、

昨夜亥子の刻、中一。今朝より暮に掛ては、一向覺え不申候。雨は昨宵連夜ゟ今晝迄、晝後は一端止候得共、兎角曇天にて困り入申候。併雨は先納り居申候。右大略

申上度、餘は追々可₂申上₁候。已上。

七月十九日　　林鷹治郎

二白、昨日の大雨にも、當町内、其外懇意先、何も無難之由、御賢慮易思召可₂被₁下候。併地震之上の大雨故、京中之人は實に靑い面と申す事也、御推察可₂被₁下候。

一、此間中之晴雨、地震は昨夜迄に申上候通り、其後は夜前九つ時迄曇天也、雨なし。子の刻より雨降り、通宵いたし、今四つ時に漸く止む也。併し曇天、夫より九つ時より少し雨、七つ前止み、只今にては晴候模樣也。地震は、昨夜初更前大地震、一、同夜七つ時、中一、同七つ半、同斷、今辰の刻大地震、二日已來之事也。同午刻、中一、同午下刻、同斷、同未刻同斷。先此通り、但びり〳〵は不₂絕御座候。今晝少し過ぎ雷鳴、内を明け兩三度飛出し候事有₂之候。右申上度、早々已上。

七月廿日　　林鷹治郎

扨先日より只心ならぬ有樣之處へ、一昨十八日・十九日之大雨にて、所々大きに損じ、

〔原註〕西洞院堀川等の水、四月と有れども、是は五月かと覺ゆ、此時も、堀川と賀茂川と兩川にて入死十八人有りしと云ふ。

又當二日よりの損じたる家々、先人之住居は片付候得共、諸道具抔戸板を以て假家拵へ候處へ、右之大雨にて難儀なる事、誠に氣之毒の次第也。十八日・十九日は、晝夜に八九度づつ又々地震ゆる也。何共氣味之惡き御事に御座候。清水の廊下少々すだり候よし、音羽山少々崩れ候由、承候。右に付、伏見街道は海道ぢやと申也、見に行く人も有之候得共、拙宅も御存之通り車之輪形にて、水大溜りの所へ、内へも少々は入さうにて、中々外へは出る事叶はず。西洞院通、又堀川、右兩所は當四月の水にも同樣之事に御座候。先日も申上候通、地震之節は繪本に有候通之有樣なれ共、此度は大雨之中之地震に候得ば、如何成り候哉と、互に顏見合す顏は、當世浮世繪書も及ばぬ有樣、あわて廻る所は、鳥羽繪にならば書もならうか、下略。

七月廿日　　　半兵衞

一、地震、昨日は地響計りにて、格別無御座候樣覺え申候。一昨夜初更二つ、中一。同四つ時迄小四つ、今未の刻中一、尤今朝五つより八つ時迄びり〳〵は八九遍程、今

酉の下刻小一、びり〳〵は夕方より只今迄四五度計り。

七月廿二日夜五つ過認む　林鷹治郎

廿四日中・小、合七つ。廿五日、中・小、合九つ。内二つは中之少増し。

右申上度早々已上。

廿五日　鷹治郎

廿六・七・八日も、晝夜度々之地震にて、廿九日明け七つ時ゟ、大雨・大雷鳴・電光甚だしく、夜明けて止み、廿九日は大惡日なれば、之にて事濟せし事ならんと思ひ居りし處、申の刻ゟ又大雨・大雷、日暮に至り止みしかば、最早地震もよもや有るまじと思へるに、初更に至り中位なる地震にて、地鳴・山なり等も折々有り、晦日も同樣にて、時々ゆら〳〵・ドウノ〳〵・トントン〳〵と云ふ音して、地震有り、八月朔日に月も替りし事なれば、仔細あらじと思へるに、ゆさ〳〵・ドロ〳〵・トン〳〵にて午の刻地震。

一、地震之儀、今以相續き、日々少々宛御座候內、五日・六日に二つ計り宛中印有之、

同八日度々有レ之内、中之大七つ有レ之、先此間中の玉にて御座候。今九日は辰中刻小、其後は格別之儀無レ之、右爲二御知一申上度、如レ此に御座候。已上。

八月九日　　林鷹治郎

押小路家地震の爲僥倖を得

寺町通り石藥師御門下る西側に、押小路大外記殿といへる殿上人有り。至つて貧窮の暮しにて、愍れなる有樣なりしに、地震にて屋敷大破に及び、淺間しき有樣なれども、是を普請する手當もなく、聊の金借れる方もなければ、詮方なくて、普請の事を公議へ願ひ出でられしにぞ、これを聞濟まし有しか共、御所を始め、二條の御城の大破に及びしをも、直に御修復もなき程の事なるに、堂上一統大破にて、何れもこれを願ひ立てらるゝにぞ、急には取掛りがたくてや、其儘に爲し置かるゝにぞ、押小路殿には、種々にして風雨を防がんとせられしかども、打續き度々の地震に悉く崩れ、今は突張(つゝぱり)以て之を持たす事もなり難く、居處さへもなき程に成行きしにぞ、大工を招き、「斯かる樣に成行きしかば大いに困り果てぬ。此古木を用ひて、居處と

古證文現はる

飯焚所さへ有れば、夫にて宜しきが、何程にて出來なるや」と、尋ねられしに、之を積りて、しか〲の由答へしかば、夫にて普請の事申附られしに、斯かる困窮の事なれば、「先金を受取らではなり難し、渡し給へ」と云ひぬるにぞ、聊の手當とてもなき事なれば、詮方なくて途方に暮れられしかば、大工云へる樣は、「斯くては外に詮すべなし。 然し土藏一ヶ所無難なれば、これを賣拂ひ給はゞ、可なりの御住居にはなるべし」と申しぬる故、外に致方なければ、「しかすべし」と、其手積をなし、藏の内より物取出し、反古など取調べられしに、智恩院の古證文一通あり。 其文言に云ふ、「四條繩手に於て四町四面の地面、慥に預り候處實正なり、何時にても御入用之節には、返濟可」申由」なり。 是迄數百年來此證文有る事を知らず、故に如何なる事共分かり難き事なれ共、斯かる證書の事故、早速所司代へ之を持出で、宜しく御計らひ被」下候樣願はれしに、所司代申さるゝには、「斯かる慥かなる證書これ有る上は、直に御掛合ひあるべし。 若し故障の筋もあらば、其上は此方の計らひたるべし」と答へられしかば、右證文を以て、押小路殿より、直に智恩院に掛合有しか共、同寺にても一

縄手三條邊昔は惡地なりし事

向申傳へし事もなく、是を知れる者更になしと雖、無相違證書なる故、舊記悉く取調べしにぞ、其事相分りぬ。こは古への事なりしが、縄手三條邊は大和小路とて、河原にて人家は申すに及ばず、畠さへこれ無く、至つて惡地なる故、之を發開する事もなかりしかば、旅人・乞食の類常に此所に行倒れぬるにぞ、其頃は押小路の領地なりしが、聊の益とてなく、毎々行倒者の取片付けに困じ果てられしかば、幸ひ智恩院の近邊故、右地面を同寺へ頼み預けられしと云ふ。斯かる地面の事なれば、再び取返す心得もなく、其儘に打捨て、云傳ふる事もなく、今にては大いに繁昌の地となりしかども、後に至りこれを知る人さへなき樣になりしなるべし。智恩院にても此事明白に分りしかば、「何時にても御返し申すべければ、御受取り有るべし」との答へなるにぞ、押小路殿には、夢見し如く、思ひ寄らぬ家督に有附き給ひぬ。然るに縄手三條下る所より祇園新地・四條芝居の邊、凡て京都川東にて、當時繁昌の所を引拔四丁餘方、新に地頭替りし事なるにぞ、所の者ども、何れも寄合をなし、「堂上の領地となりては、已後何事に寄らず迷惑の事多くあるべければ、いづれも申合はせ地

面買取るべし」とて、金子六千兩より追々に直上げし、一萬兩迄附上しかども、押小路殿には是を諾はず、此度改めて右の地面引當に智恩院へこれを預け、金子二千兩借り度き由、掛合はれしに、同寺にても、これまで數百年の間右地子を取收めし事なる故、早速に是を諾ひ、其金を出せしと云ふ。至つて繁昌の土地故、右二千兩の借金は程なく相濟み申すべき事にて、永々押小路家の家督とはなりぬ。地震なくば此事も知らで、これまでの如く貧困に暮さるべき事なるに、地震の大變に因りて、斯かる幸を得し人も一奇事と云ふべし。天保二辛卯の秋の頃にいたり、誠に困窮に迫り、如何ともしがたき所にて、かゝる幸を得られしと云ふ。近來珍らしき幸福なりとて、其噂高かりき。

禁裏御所・御門・御築地等壁落ち屋根損じ、所々これ有りと雖、格別大損じには非ずと云ふ。

仙洞御所、御築地悉く倒れ、大破損にて、御内を見透しぬる故、幕にて圍ひ有りと云ふ。女御御所は、格別損じなく、御築地も其儘にて有りぬる由。

有栖川宮、土藏一ヶ所崩れ、北の方の塀倒れしと云ふ。

京極宮・閑院宮、何れも大破損の由。

關白様・九條様・一條様・二條様・近衞様大いに損じ、其外堂上方一統大破にて、大いに御殿を損じ、塀・門等の崩れざるはなし。六門悉く破損すと雖も、堺町御門・寺町御門尤も甚しと云ふ。寺町通寺々の門・塀、一として倒れざるはなく、其碎けぬる樣を見るに、大道へ豆腐を打付けし如しと云ふ。本堂も大體ゆがまざるはなく、瓦を飛ばし、壁は大方落ちしと云ふ。二條御城西手の御門、下石垣三尺計り地中へゆり込み、御門は屋根くだけ散りて、人の尻餅をつきしと云へる樣に成りて有りと云ふ。此門の北手四五十間計り、南手にて十四五間石垣崩れ塀倒る。又城の南面は、一統に七八寸計りも地中へゆり込み、石垣の半ばにて所々石飛出で、東の門崩れて有りと云ふ。塀・矢倉等悉くゆがみ土落ちて有り。右の如くなれば、城中も大破にて、黒書院^(千疊敷と云ふ。)崩れしと云へり。其外近邊の屋敷悉く塀倒れ家損じ、城外廣小路所々地裂け、大なるは一尺、小なるは三四寸、深さ大抵三尺計り有りとなり。地震ゆる

所司代禁裏に伺候す

流言飛語にて人心恟々

と其儘、所司代松平伯耆守丹後國宮津城主。には、馬に打乘り、御城内へ馳入られしが、家來一人も出で來らざるにぞ、夫より只一騎　禁裏御所へ馳付け、六門をも乘越え、天明の大火に龜山侯には下馬札に火事羽織を打掛けて乘込まれしと云ふ。此度は其儘にて乘打せられしとなり。　御臺所御門前に馬を乘放して參内有り。天子の御機嫌を伺ひて出られしに、未だ口取さへ出で來らざりしとなり。夫より直に、仙洞御所へ參内有りしに、漸々と此所にて家來追々馳來りしと云へり。地震三更過より追々ゆるやかになりしかども、絶間なく震動する事なるに、明日朝に至り、何者とも知れず、「今日申の刻には、又もや大地震ゆり戻し有りて、京中顛るべし、若しさなければ火事有りて、悉く燒失せて殘る家なし」など、專ら流言せし事なれば、前日の地震に何れも心顛倒へせし事なれば、老若男女上を下へと騷動し、神を祈り佛を念じ、泣き喚く聲のかしましく、誠に哀れなる有樣なりしかば、直に議奏・所司代等より觸を出し、「右の如き噂致しぬる者有らば、直に召捕りて出すべし」と、嚴しく仰渡されしに、其日何事もなかりしかば、少しは人々心を安んぜしか共、何分にも幾度といふ限りもなく、晝夜共に大小の地震震ひぬる故、何れも薄氷を踏む心地な

竊盜放火

るに、家も藏も締りなき事なれば、盜賊・火附大勢徘徊し、所々にて物を取られ、一日の內幾所となく附火有りて、其騷々敷事、之を譬ふるに物なし。所司代・町奉行等より嚴敷手當有りて、兩三人計りは召捕られしか共、少しも始めに異なる事なければ、又々嚴しき觸有りて、「夜分無提燈にて步行きぬる者は、士・町人に限らず一々召捕るべし」と也。此專所司代より殿下へも御達し有りて、たとへ宮家の御家來たりとも、無提燈なるは一々召捕らへらるゝ樣に成りぬるにぞ、少しは穩かになりしと云ふ。されど共地震止む事なく、世間至つて騷々敷き事なれば、町奉行より內々御賴の由にて、木村・小堀・角倉等よりも役人を出して、市中を巡らし非常を戒め、所司代は二日より七日迄禁裏へ詰切なり。其餘禁裏・仙洞の御附きも終始詰切にて守護し奉ると云ふ。愛宕山は所々崩れ、坊二つ計りは谷底へつり付き、茶店の類一つも殘れるはなく、嵐山も裂け、天龍寺の上なる山も同斷にて、平地も所々裂けぬるよし、家藏の破損擧げて算へ難し。

六日間陛下庭上に御し、所司代守護し奉る。

浪華福島烏羽屋儀兵衛、折節上京にて本能寺へ滯留中、此地震に出遇ひぬ。同人の噂に、七月七日廣橋一位殿本能寺へ墓參にて、禁中の樣子を御咄しあり。主上・上皇共、二日の地震をば御庭なる築山に出御ありて御避給ひ、公卿・殿上人も殘らず御側に伺候す。所司代にも「近く參りて守護し奉れ」との勅命にて、御築山の元に坐して、晝夜の差別なく、七日迄座を動く事なし。七日に至り「裝束手丈夫に仕替申すべし」との勅命にて、其後暫休息すべき由勅命有りしと云ふ。天子にも七日迄庭上に座を鎭め給ひ、二三日は一向供御も召上らず、典藥より練藥・煎藥等を奉りて、是を召上がられ、御手水の節には、非藏人四五人にて之を助け奉りし事なりとぞ。公卿百官何れも、二三日は練藥・洗藥等にて、しのぎ給ひしと語り給ひしと云ふ。

又少しも座を動き給はざりしとも云ふ。庭上に其儘はだしにて飛下り給ひしなどとて、種々の巷說あれども、これに從ひ難し。廣橋殿本能寺にて物語せられしを、取りてこゝに記るしぬ。

〔頭書〕所司代には、近く參りて守護し奉れとの勅命故、玉座近き事なれば、圓

座を敷く事もなり難く、七日まで土の上に坐せられしと云ふ。二日地震最中、二條城に入りて、夫れより禁裏・仙洞へ參內の事、あつぱれ所司代を勤めらるゝほど有りて、かく有る可き事なり。然るに家中には大いに狼狽のみにて、一人も主につく家來の一人も無かりしは、如何なる事ぞや。平日何のために扶持せらるゝ事にや。かゝる騷動の中にて、若し主人に過ちあらば如何にせんと思へるにや、不覺悟の事どもなり。

青蓮院宮の參內

かくて地震日々ゆり動く事、其數多き事なれば、京中の町人何れも、門中・河原等へ疊を持出で、幕・風呂敷・戸板等にて、己れ〳〵が家の間口丈けの構へをなし、杙を打つて蚊帳をつりなどして、薄氷を踏む心地なるに、粟田青蓮院宮樣、日暮過ぎて參內せんとて、供人もしろにどて、先へ高張を燈させ、寺町通を北へ、「脇へよれ、よけよ、控へよ」抔と、聲荒らかに、供の者共掛けしかば、大道住居の町人共大いに腹を立て、「此騷動の中にて、人を拂ふは、どなたなるや」と云しかば、「靑蓮院の宮樣なり。早く除よ」と云ぬるにぞ、「宮樣にもせよ、如何なる御方にても、此騷動に左樣の儀相

成らざれば、其方より途を除けて早く通られよ。老人・子供・病人なれば、少しも動かし難し」と、口々に呼ばはりて、少しも頓著せざるにぞ、侍共大いに怒りぬるを、宮には、輿の内より「よけて通るべし、人に過さすべからず」とて、行過給ふに、所々にて蚊帳の釣手に引當り引掛りなどすれば、「こは産婦の今頻に惱めるなり、除けて通られよ」などぞ、聲高に罵るにぞ、高張を倒し、輿を下げて、これをくゞりつゝ行過ぎ給ひしを、鳥羽屋儀兵衛本能寺より此様を見て有りしが、人も必死の場所に望み腹をきはめぬれば、何にても恐しき物なし、其節の人々の勢ひ甚しき事なりしとて語りぬ。

二日の地震よりして、日々數多の震動止む事なく、其間には、叡山・愛宕山等鳴動して、一統少しも心を安んずる事なきに、十八・十九兩日共、一天瀧の漲り落るが如くに大雨降り、雷鳴甚しく、如何に成行く事ならんと、皆々恐れをなしぬ。みる間に大道一面川の如く成りしが、賀茂川は素より、淸水の瀧の流れ、音羽川といへるに、

一時に水漲り落ちて、伏見街道五條下る邊にては、四尺餘平地の上に水流れ、地震にて損ぜし家に、大雨にて水內へくゞり、何處彼處となく雨漏りて、これに困窮なる上、又もや洪水床の上二尺餘に及びしかば、其狼狽これを譬ふるに物なし。併人死は僅か三人なりと云ふ。定めて怪我せし者も多からんと覺ゆ。堀川にては、本國寺藪へ切れ込みし故、下邊大に助かりしと云ふ。併し七條の邊は、何れも床の上へこえしと云ふ。併し家々の損じ大層の事なりとぞ。

伏見は、二日の地震にて家も處々損じ、其後日々幾度となくゆり動きぬれども、京都程にはなしと云ふ。十九日の洪水も、暴かに宇治川水高く、京都と兩方よりの流れにて、暫しは水につかり、床上一尺餘に及び、如何せんと騷動する內、槇の島より南へ切れ込みて、南一面の水と成りて、淀の方へ流るゝにぞ、淀にては床の上三尺にも及び、大變の事なるに、伏見は大いに水引いて、同所より淀の小橋邊迄は、裳をかゝげて川中を步まれる程になりぬ。小橋より伏見迄五十丁の間は、常に水深く瀨强

き事なれば、登り船には、何時にても小橋よりして引手をましぬる事なるに、其後は水少き故、伏見の乗場迄は船著け難しと云へり。

二日の地震にも、牧方の上手より所々堤等裂け崩れ、家・藏等も倒れ、淀も同様なれども、伏見よりも手輕き様に思はる。鳥羽街道の堤三十間計り、三尺程地中へ搖込み、小家少々損ぜしと云ふ。其外芥川・江口等にても、小家塀抔ゆり倒れしに、近邊なる茨木・高槻等は少しも損ずる事なく、結句伊丹にては、石の鳥居・石燈籠・土藏等をゆり倒せしと云ふ。西宮・尼ヶ崎なども少々損ぜしと雖、これ等は未だ確かなる事を聞かず。

大坂にては、餘程震動せしかども、十二年前卯六月十二日にゆりし地震よりは、少し手輕き様に思はる。其節の地震には、住吉の石燈籠・南都の春日の燈籠をゆり倒し、近江にては、人家・寺院等多く倒れ、地裂けて泥を吹出し、死人・怪我人有る事仰山な

大坂は微震

りと云ふ。此度に於ては、住吉・春日は云ふに及ばず、難波新地邊にては、誠に聊かの震ひにて、住吉・堺等は、尙更手輕き事にして、「今の〔は〕地震にては無かりしにや」と云へる程の事なりしとぞ。されども浪華にては、京都の響と見えて、八日の夜三更・五更と兩度ゆり、十日午の刻一度、十一日夜四更一度、これは二日此方の地震なり。夫れより折々、地響の樣にて幽かにびり〳〵する事折々覺ゆ、十九日酉の刻一度、廿日辰の刻一度、廿三日未の刻一度震ひぬれ共、格別の事にてはなし。廿九日寅刻より大雨・大雷電、辰上刻止む。十八・九兩日の大雨、京地に同じけれども、少しも雷鳴なし。大川筋常水より高き事五尺計りにて、聊かも水の患ひなし。同日池田川洪水、順禮橋流失、人死・怪我人餘程有つて、田地をも損ぜしと云ふ。福井と云へるは、勝尾寺の麓にて、地面も餘程高き所なるに、床より上に水つきし事一尺餘と云ふ。富田相村等も、床の上一尺餘の水なりしと云ふ。

大津も微震

宇治も、地震にて所々損ぜし由。大津は、格別の損もなく、地震も至つて輕く、大津と京との道の半ばよりして、大津方は何事もなく、京都の方は、家々倒れ大いに破損

して有りと云ふ。

鷹が峯にては、幅一間餘に長さ三十間餘の所、地面引くりかへりしと云ふ。こは浪華江戸堀一丁目中筋屋藤兵衞親類の屋敷なり。其餘家藏一つとして無事なるは無しと云ふ。

十八日の洪水の節、淸水本堂へ取掛かる所廊下少々すり落ちて、二間餘りも損じ、地主權現も其節損ぜしと云ふ。廿二日祇園下河原七觀音の本堂崩れ倒る。同日高臺寺の庫裏倒れ、人死有りし由なれども、上向は内分にて濟ませしと云ふ。十八日の洪水に、下津より少し下にて堤切込み、山崎一面の水浸しに成り、寶寺八幡宮邊の町家迄、床上三尺餘の水なりしと云ふ。明信寺弟子宗愛が云へるには「地震にて破損せしを角力に見立て番付にせしに、御室は西の關にて、明信寺は關脇なりし」と云ふ。又同人が咄に、「二條御城の修復二十五萬兩、御室の修復六萬兩と、大工棟梁中井岡次郎が凡その積なり」と云へり。餘は是にて知るべし。京地大地震八十年

二條城の修復料

已前に有りし時も、五十日計りゆり續きしが、次第に輕く成りて納りし由なり。此度の地震も、かゝる先例あれば、また暫らくは搖るべし抔云ひて、八月の差入にもなりしかば、皆々地震に馴れて、人氣も落ちつく樣になりぬ。此度地震の爲に變死せし者四百三十八人なれ共、病人・產婦の類は、これに驚きぬるより變症を生じ、死せる者追々多く、小兒は癇を發し、妊娠は悉く墮胎す。醫と產婆と、これが爲に日日奔走して寸暇なしと云へり。

地震の際禁裏の實況

浪華國島より上京して、富小路殿姫君小宰相典侍と申奉る、御局へ八年餘も勤めし女有り。此者御見舞見物旁ゝ此度上京して、禁裏・仙洞、其外所々方々、地震にて損じたる樣を委しく見來りぬとて、委しく語れるを聞くに、二日の夜は「天子始め奉り、御庭の住居なるに、漸々と夜氣を避くる覆ひ出來しは、玉座のみ計りにて、太子・女御の御上には、傘差懸けて夜を明かしぬ」と云ふ。典侍及び諸公卿等は、其儘にて夜をし給ひしとなり。女御樣御藏一つ崩れしと云ふ。內侍所へ不淨の土入れしと

云ふは實說にて、又百人餘の人夫にて取捨等事なりとぞ、普請奉行の罪遁れ難き事なれども、天子もこれを憐れみ給ひて「これを罪する事なかれ」との叡慮の由。又「此度地震にて變死せし者共の弔をなし遣せ」とて、寺々へ勅命有りしと云ふ。

琵琶の怪說

昔吉備公入唐の節、彼地より持歸られし紫錦藤にて作れる琵琶あり。紫錦藤は阿蘭陀木にて、藤の大なるなりと云ふ。常の琵琶三つかけし如く大なるが、之を彈ずる時は、怪しき事有つて不吉なりとて、出雲大社へ奉納になりしと云へり。然るに當仙洞には、音樂を好み給ふ故、國造に命じ、此圖を寫さし獻覽の上、其琵琶を取寄せ給ひ、長く留め置かるゝとて、三年に及びしに、大地震其祟にや抔、專ら風說あるにぞ「早く取りに來れ」との勅命にて、大社より九月朔日是を受取りに上京せしと云ふ。これ等は王位輕るきに似たり。一つの琵琶何ぞ此くの如き變を仕出すに及ばんや、怪むべし。只其形白木の古びし如くにて、てんしゆに皮を當て、龍虎を其皮に畫けるにぞ、龍虎の琵琶とも云ふとなり。

三不思議

此度の大地震不思議なる事三つ有り。北野天神の本社拜殿計りは少しも動く事なかりしと、西六條茶室の庭先、縁より一間餘を隔てたる石燈籠の屋根、かむり笠の格好なるが、內へ飛込み、茶室の床の壁を横に打拔き、水屋へ落ちしが、下に茶碗ありしに、其上へ落掛りしに、其茶碗少しも損ぜずして、大なる屋根石其上にすわり有りしとぞ。餘り不思議なりとて、其石を以て壁の破れに合せ見るに、きつしりとして、此石通拔けし外に少しの損じもなしといへり。又烏丸の出水には、東向の藏の少しも損ずる事なくして、北向になりしと云ふ。此藏は後年咄の種に其儘になし置くといへり。

地震追ひ〳〵少くなり、鳴動する事も次第に薄らぎぬる樣になりて、或は二日・三日に一二度位の事なりしに、九月十一・十二・十七・廿三・廿六日等には、餘程大なる地震にて、人々膽を消しぬといへり。十月の末に至れども、折り〳〵地震・山鳴等有りと云ふ。

十月六日酉の刻、同八日寅の刻、兩度共七月二日以來の大地震にて、京・伏見・龜山等にては、大いに恐れ、大道へ疊持出し、暫らく其上に居て、一人家に有る者なかりしと云ふ。全く七月の地震にこりし故なるべし。され共暫しの間にて兩度共相止みぬ。大坂にても餘程の震ひなりし。

十二月廿八日酉の刻、少地震、同廿九日午の刻少地震す。大坂此くの如くなりしかば、京都も定めて震ひし事ならんと思はる。程過ぎてこれを聞きぬるに、七月二日已來の大地震なりしと云へり。

出雲國大社琵琶　叡覽の事

天奏柳原頭辨御書寫

天日隅宮寶物之内、琵琶一面、今般被入叡覽、則令奏達候處、殊に御滿足之御事候。宜申達御沙汰候、仍如斯、謹言。

二月十八日　　隆光

國造北島館

大社寶物琵琶上京之次第頭書

天日隅宮寶物之内、龍虎琵琶一面、　御叡覽可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在旨、文政十一戊子二月、天奏柳原頭辨殿ゟ書翰到來、早速佐草數之進・口彈正兩人上京被㆓仰付㆒、諸事相伺候處、琵琶之事實委敷御尋之上、何分畫圖可㆓差出㆒旨、被㆓仰渡㆒、兩使歸國有ㇾ之、廣瀨土佐之介ゟ被㆓仰付㆒、同九月二日ゟ、會所に於て書寫奉り、同月下旬、使者高尾市雄を以て差出、奏達被ㇾ爲ㇾ在候處、頻に御勅望に仍而、關白殿ゟ所司代へ被㆓仰渡㆒、關東へ御示合之上、御老中より國守へ被㆓仰渡㆒、同十二月朔日、佐草・口兩使を以差出、早速奏達有ㇾ之候處、正月六日長橋局へ持參可ㇾ仕旨に付、兩使持參差出候處、畫圖に御引合御叡覽被ㇾ爲ㇾ有候處、毛頭無㆓相違㆒、關白殿・親王方、其外御參内之公卿・殿上人、追々拜見被㆓仰付㆒、琵琶は勿論、畫圖之寫方、甚被ㇾ爲ㇾ叶㆓　御叡慮㆒、畫工之家名迄も、委敷可㆓書出㆒旨被㆓仰付㆒、

主上始、御參内之公卿方御一統、御稱美被ㇾ爲ㇾ在、實に和漢に稀成珍器、田舍に稀成畫

筆と云、旁、御感心不レ淺旨、天奏らの御沙汰也。琵琶は神田大和之介へ目利被レ爲二仰付一、大内に御預り、御修復被レ爲二仰付一、追々御試之上、追て御沙汰可レ被レ爲在旨にて、兩使へ御暇被レ下置、丑三月朔日歸宅也。猶琵琶之事實は、三代實錄・禁祕抄等に詳也。

目利書

槽　紫藤。　腹板　鹽冶。　唐頭　花櫚。　海老尾　黄楊。　轉手　紫藤。

覆手　紫藤。

右は古代之作有レ之候處、凡百八十年計前に、總體御修復相成候事と奉レ存候。乍レ恐右之通拜見仕候に付、奉二申上一候。已上。

文政十二年丑二月　　　神田大和之助

謹案二三代實錄貞觀九年之條一、冬十月四日己巳、從五位下掃部頭藤原貞敏卒。貞敏者、刑部卿從三位繼彥之第六子也。少耽二愛音樂一好レ學レ鼓レ琴、尤善彈二琵琶一。承和二年爲二美作掾兼遣唐使准判官一。五年到二大唐一達二上都一。逢二能彈二琵琶一者劉二郎一。貞敏贈二

砂金二百兩。劉二郎曰、禮貴往來、請欲相傳、卽授兩三調、二三月間盡了妙曲。劉二郎贈譜數十卷。因問曰、君師何人、素學妙曲乎。貞敏答曰、(是)我累代之家風、更無他師。劉二郎曰、於戲昔聞謝鎭西、此何人哉、僕有一少女、願令薦枕席。貞敏答曰、一言斯重、千金還輕。既而成婚禮。劉娘尤善琴箏。貞敏習得新聲數曲。明年聘禮既畢、解纜歸鄉。臨別劉二郎設祖筵、贈紫檀(紫)藤琵琶各一面。是歲大唐大中元年、本朝承和六年也。云々。

又禁祕抄玄上之條。累代寶物也。置中殿御厨子。根源樣人不知之。掃部頭貞敏渡唐之時、所渡琵琶二面、其一歟。紫檀直甲(ヒタカフ)也。大宋人云、紫檀者大樣不可過六七寸、直甲之條不信云。但此甲非只物紫檀也。凡此琵琶、云體云聲、不可說未曾有物也。云々。由是觀之、三代實錄中悉具せり。禁祕抄には、玄上のことありて、紫藤のことなし。されど古來より二面の寶器なれば、至靈も何れ劣らぬ御重玩は、いはでも實に有難きことなり。但玄上の事は種々異說もありて、猶炎上に半ば燒失のことも、諸書にみえたるに、此御器の依然と世に遺りたるこそ、いみじくも尊からめ。

且此度叡覽に奉り、御寵榮に御祕庫中に藏め給ふこと、大日須宮國造の繇然たればなり。太平の御代かゝる例は、唐・天竺にもなき目出度き國のいさをしならずや。出雲國造は、天穗日命の後胤なり。日本紀に、高皇產靈尊大己貴尊に勅して曰く、「汝が祭禮を當主者は天穗日命是なり」と詔あり。穗日命より今に至る迄、不生不滅にして、父身退れば衣冠正しく座せしめ、食膳常の如く備へ侍る時に、子は大門より出で大庭へ行き、神火を續ぐ。彼宮にて祭禮事畢りたりと告來るとき、父の國造北門より出だして葬の事をなす。嗣子は入替りて、酒宴をなすこと常の如くにてありける。其神火を以て膳夫調へ祭る。是によりて父の喪もなく、酒肉を絕つこともなく、五服の忌もなく、悲歎することもなく、誠に聖門の哀の道もなく、神道忌の法も捨たれたるに似たれども、凡そ身體髮膚は皆父母の遺體にして、譬へば木の實の生々窮まらざるが如く一體なるべし。されば後無きを不孝とするの戒めも、思ひ合せらるゝことにて、此理を能く考へ知り給はゞ、父母の孝より起つて、神慮にも人道にも背かざるべし。誠に殊勝の神勅遺風なり。佛家の種子を斷つこそ、さぞな神

出雲國造の家官位を受けず

千家と北島

慮にも聖教にも違ひぬべしと思はれ侍る。然るに、國造は敍爵と云ふ事もなく、公侯貴人と雖、獻酬の禮もなし。偶〻人其殘瀝餘殘を喰へば、唇缺け齒落つ、若し誤まつて沓を踏めば、忽ち足すくむ。國造之れを許すと云へば、則愈るとぞ。すべて神官の仕へ崇敬すること、實に神の如くにす。昔後醍醐天皇、御祈の爲に官位を授給はんとて、尋仰られけるに、穗日命四十八世孫國造孝時、勅答に、「夫れ國造は、辱くも天照大神の勅を受けてより以來、神々相續で、神火を鑽り、神水を稟けて、未だ流俗に混せず、神水は天穗日の眞水、今に至て源流斷えず、神火は天照大神より受續で、今日に至る迄消滅せず、而して此の身穗日命一體なり、故に往古より官位なし」と申し奉りし也。昔は一國造たりしが、孝時に三子あり、嫡子清孝多病にして子無し。二男千家の祖孝宗亦不肖にして父に從はず。故に三男北島の祖貞孝家督を續ぐに定まりける。時に清孝が母孝時を諫めて曰く、「清孝多病なりと雖、嫡子たれば、願はくは一代神職を續ぎて後、貞孝に神火を繼がしめ給へかし」と、孝時これを諾し、建武三年清孝神火を繼ぎて後に、父の命を背き、職を二男孝宗に讓る。貞孝後に奏聞を

經て、父の讓狀に任かせ、神火を相受く。是より兩國造に分れ、年中の行事祭禮總べて月々代る〳〵執行ふ也。

地震之節役錄

所司代	七萬石	丹後宮津 松平伯耆守	大御番頭	一萬石	新庄主殿頭
大御番頭	一萬五千石	內藤豐後守	二條御殿預	四百石	三輪市十郎
御鐵炮奉行	三百廿石	松平市右衞門	二條御藏衆	百五十俵	佐々竹三四五郎
同御藏衆	百五十俵	石寺八藏	同御門番	二百俵	石渡龜治郎
同御門番	百五十俵	水野藤十郎	御目附		間部主殿頭
御目附		木下左兵衞	御町奉行	三千五百石	小田切土佐守
御町奉行	二千石	松平伊勢守			
禁裏御附	二千五百石	野一色信濃守	同	二百俵	堀尾土佐守。
仙洞御附	千石	永井筑前守	同	五百石	御手洗出雲守。

禁裏御賄頭　二百俵　比田川定次郎　禁裏御所方竝山城大川筋御普請御用兼帯御代官　六百石、外　小堀主税

淀川過書船支配　二百俵　角倉爲二郎　同御代官兼帯役　二百石　木村宗右衞門

桂川筋賀茂川堤奉行　廿人扶持　角倉帯刀　御代官大津町奉行兼帯　二百俵　石原清左衞門

御代官御茶御用掛兼帯　五百石　上林榮次郎　御茶御用掛り　三百石　上林又兵衞

伏見御奉行　一萬石　本庄伊勢守

交代御火消　十五萬千二百六十八石　郡山　松平甲斐守　同　六萬石　膳所　本多下總守

同　十萬二千石　淀　稻葉丹後守　同　五萬石　龜山　松平紀伊守

同　三萬六千石　高槻　永井飛驒守

御大工頭　五百石四十人扶持　中井岡治郎　同棟梁　百石　辨慶仁右衞門

同　三十八石　矢倉又右衞門　同　七十五石　池上直三郎

右之外北面・醫師・與力・同心之類之を略す。御城内にも餘程死人・怪我人ある由、されども是は深く祕して有る事なりとぞ。故に詳に知り難し。

京都大地震之次第。是は早速に板行にて賣歩行きし書附なり。

一、去る七月二日七つ時、大地震ゆり出し、其嚴敷事言語に述べ難く、都は今も大地に入るかと疑はれ、家々の土藏は潰れ、或は壁崩れ、又は裂割れて、凡そ京中の土藏一ヶ所も滿足なるは有間じく、端々の家一時に崩るゝ音誠に夥しく、洛中・洛外家毎に疊を大路に投出したれば、吾一と屈蹲踞りて、其儘此夜を明したり。此日晝夜大小となく震ふ事、凡そ一時に、二十ヶ度より三十ヶ度づつ震ふ。故に老人・小兒或は女、東西の廣野又は東川原へ、逃出ること夥し。内に殘る者は大路に疊を敷き、戶・障子にて圍ひ、こゝに蹲踞りて、三日・四日の夜を明かす。五日には少し又おだやかなり。然れ共今に一時に七八度より十二三度づつふるひ申候。

座本　嵐切ッ太郎

昔咄と思掛けなき今度の大變天地震動晝夜烈しき虚空の物音
壁も瓦も落ちて碎けて殿舍もかたむき大地も裂けて吹出す泥水

頃は文政六月の始

大地震花洛聞書

由里續

神社佛閣は公家も町家も上下の騒動家に傳はる古物もみぢんと
成つたる名家の藏々倒れて已前に奇瑞を顯はす小鍛冶の長刀

由利出宰相不塚の吳方　齋南富士九郎
震動次郎家成　夫亦由留藏
へたくた成平　目斗宇五九郎
うろたへ照手の前　桑原勇次郎
足元千どり　立たり居之助
家もとの垣平　由利田折助
慈眞坊行典　びつくり佐四郎
大橋由留木左衛門　渡り兼太郎

藪の内群集兵衛　込ッ田蛇十郎
動々鳴戸之助　恐猪三郎
家藏ひずみの三郎　雨賀森藏
寺町一藤太　倒田平藏
老母四つ葉井　片意地勇吉
みぢん古隼人　鳥邊野荒藏
傾城龜山　丹波の琴治
庭にかり居姫　十方に吳松

壁もおちた　闇割田倉藏
ふろひや萬次郎　靑井頽太郎
唐紙灰快子　其儘拾太郎
娘あしなえ　こけつまろびつ
碎巾戸庄司　柱茂弓藏
始終曾々路　止む野尾松江
一統修理之進　地築能四郎
足弱假居之助藪影　蚊ヶ谷喰夕右衛門

長歌　這出道十郎

淨瑠璃　竹本切太夫
同　竹本蚊や太夫

三味線　音茂千吉

狂言作者

永居の雪隱　不案新四郎
割手飛駄兵衛　大谷水八
奥方おどろき　澤久賀國奈郎
西陳大荒惣太　機から落太郎
八坂の塔六　多折茂仙藏
故障の內侍　東寺の藤藏
內藏之助菱成　道具目無太郎
いがみの門太　御室仁王門
崩留三位師家　突張り幸四郎

頭取

破損之事誠に夥しと雖、其一二。

一、大佛大石かけ、さし直し一丈餘の石ころげ落つる。○耳塚五輪土中へうづもる。○三條大橋破損。○白川橋くづるゝ。○同茶屋つぶるゝ。○木屋町積木ことごとく崩るゝ。○大德寺大にあるゝ。（此外遠方の寺社の事は、未だ音づれをきかず。）○總じて、神社・佛閣の石燈籠、又は玉垣、或は寺々の石塔、ことごとくたふるゝ。其外寺社、貴賤の家々破損之事は一々記すにいとまあらず。誠に都は大騒動、前代未聞の事どもなり。

右は遠方の人々都に御親類有之、日夜音信案じ給ふ人々のため、概略を書記したるなり。中々其騒動は都にのぼりて見分し給ふべし。

七月二日七ツ時ヨリ松原河原ニ於テ三夜之間夜通仕候間夕方にげ〳〵數御出可被成候

ジドロ
サイク　大亂陀彌動不寝（おゝらんだゆさくぶれ）

乍憚口上

一此度地土路細工天地自然のからくりにて寺社の石燈籠鳥居は不殘ゆり落し土藏は菱のごとくゆがめ築地高壁一時にゆりたをし古き家たいはいがまんの細工に取組三日めに至り出火用心のため町中一統水鐵炮にて水氣の立登り火事の沙汰も相納り家根瓦修復に差掛り忽大工日雇の人間は一人にて二人前の働を御覽に入れますれば豊に萬歳の程奉祈上候　已上

月　日　　大婦志作

文政寅とし七月新版
大地震忠臣藏九段目拔文句

風雅でもなくしやれでもなく、藪へ這入る山科の百姓。
思へば足も立兼ねて、よろよろ格子を漸々と、四五日ゆり續けに水汲老人。
これあげられぬとさし出す、癪起した人へ萬金丹。
此程の心づかひ、七月二日より毎日ゆりつゞけ。

そりや眞實か誠かと、八坂の塔のこけた評判。
御見舞のおそいは御用捨、ゐん國よりの書狀。
ほしがる處は山々、われ落つた名寺の瓦。
たすきはづして飛んで出る、びつくりした下女。

詞もしどろ足元もしどろにみゆる、ふりうりの商人。
ほんにかうとはつゆしらず、ぎをんの鉾の折れた前評。
乗物かたへにまたせ只ひとり、參内有御大身。
恥しいやら恐いやらこはらも顔が上げられぬ、鹿島のことぶれ。

谷の戸明けた鶯の梅見付けたるはゝゑ顔、少し治まつた都の人氣。
昔より今に至るまで、伊勢の焼けたはしらせちやと云ふ老人。
御尋れに預り御恥づかし、町家の天幸者。

水門・物置・柴部屋迄、あけたての損じ。
思ひよらぬ、藪へ遁入る京の山猫。
ヲヽ夫にこそ手だてあれ、河原へ疊敷きて出て居る町人。

思ひがけなき御上京、見舞に登つたしつやみ。
用心嚴しき、四門に詰むる大勢。
今日参る事餘の儀に非ず、催促がてら見舞に來る金貸し。

障子殘らずばた〳〵〳〵、地震最中。
御用意なされ下さりませ、神社に御千度が始まるの。
敷居と鴨居にはめ置いて、割れた戸を無理に入れ寢る。

聞いてはつとは思ひながら、伊勢きく上方の噂。
あすの夜船に下るべし、京の臆病者。
樣子に依つては聞捨ならぬ、上に取引有る下の人。

開き見ればこはいかに、雷かと思うた障子の内。
娘はわつとなき出し、びつくりころ〳〵女共。
拳放れて取落す、水汲丁稚の釣瓶。

仕樣もやうもない哩（わい）な、くへ込むだ所々の井戸。
うんと計りにがつばと伏し、道行く老人。
尋常に座をくみ手を合せ、寺々の和尚だち。

御深切の段千萬忝く存じまする、諸國より見舞人。
日本一の阿呆の鑑、桑原々々というた人。
名殘惜しさの山々を、京中分見物して下る道者。

地震にて損じた家は明けたまゝ戸ざさぬ御代と世直りやせん

此度の大地震にて、天子玉座を離れ、御庭に出御なりて、夜を明し給ふ程の事にて、一統道路に迷ひ、數百の變死これ有り、之を聞くさへも膽潰れ侍るに、其中にて、斯かる戯れ言を板行になして、商ひて錢をむさぼる國賊あり。かゝる者共何んすれぞ此變に命を失はざりし事にや。憎むべし／＼。

鹿島常陸神
名代 香取下總神

其方儀、往古より地震押への爲、鎮座被二仰付一候處、一昨年越後國牧野備前守領分地震有レ之、老中領分之辨へ無レ之、猥に震崩し、人馬數多致二死亡一、既に公儀より、備前守へ拜借被二仰付一候程之儀、乍レ去神代之勤功被二思召一、其儘に被二差置一候處、此度洛中大地震にて、奉レ驚二帝都一、且又二條御城所々令二破損一、御場所柄共不レ辨致方、其方あらん限は、右體之儀有レ之間敷筈之處、畢竟手ゆるく候故之儀、不束之儀に付、差控被二仰付一候。右伊勢神託に於て、出雲神出座、伊勢神申二渡之一、御目附西宮夷三郎。

眞洒落文字

石野要人

名代 那順野伊四郎

其方儀、鹿島常陸神爲二配下一地震横行之儀、爲レ致間敷筈之處、中世已後數多地震有レ之、其方ゟ申付候甲斐無レ之迚、先年水戸中納言殿掘捨可レ被二申付一候處、格別之御用捨にて其儘に被二差置一候處、右樣之儀共致二忘却一、剩繪を差免し置、越後並洛中共兩度大地震相企候段、畢竟其方常々出しきに不レ申、瓢簞同樣之心得方、重々不埒之儀に付、野見玄之介を以、こつぱひにも可レ致筈之處、常陸神より申立候筋も有レ之候に付、此度之御沙汰に不レ及、土中へ押込申付候。

川住儀八父隱居

大なまづ事 地震

其方儀、往古於二大海一令二横行一候に付、蒲燒にも可レ被二仰付一之處、格別之以二御憐愍一、鹿

島常陸神蟄居可被在候處、其後も古歌の定をも不相守、刻限之差別も無之、種々之病等流行爲致、諸人及難儀之段、不怪の儀に付、先年水戶家ゟ要人へ糺之砌、重くも可被仰付之處、格別の趣を以て、其儘に被成置候得共、猶又相鎭可有之處、近頃越後國並洛中及亂妨、地中ゟ土砂等吹出し、全く彌勒出世之年限をも不相待、泥海に可致心底に相聞え、旁不埒に付、改め鹿島常陸神へ相預け、奈洛へ蟄居申付候事。

赤井穗四郎

其方儀、近來毎夜徘徊いたし候に付、諸人怪み惡說申觸らし、上方筋之地震も、其方不存旨陳じ候得共、却て世上には、右前表之趣申候。奢に長じ目立候光り方、明星をも蔑に致し、其上不行跡、天文方へ申渡、糺明可有之處、高橋作左衞門牢死後、何も星家不案內之趣に付、其沙汰に不及、依之急度光り、

右於評判所々夫々申渡有之。此節地震番所にて寫者也。

是は道修町近江屋忠衞門方に在りしを寫し取る。是等別して不埒のしやれにて、恐入るべき事どもなり。

龜山大變

龜山の地震

一昨二日夕七つ過頃大地震、御殿向所々大損、河原町御番所打倒れ、三宅御番所高塀同斷、其外町家三宅町にて八軒、柏原町十三軒潰れ申候。三宅御番所より東にては、一軒も無難之家無之、大方住居は不相成候由。其上怪我人多く、即死四人、河原町宇津根邊潰れ家餘多の由、野原庄之進川添に有之長き米藏打潰れ候由、誠に前代未聞之事に御座候。且地震夜中三四十度計も鳴動いたし、中にも兩度程餘程之地震御座候。今朝に至り鳴動不相止、誠に恐敷事に御座候。併し今朝は穩に相成、折々少々づつの響にて、漸く人心地に相成申候。先づ家中向は無別條、且御親類樣方御無難に候間、御安心可被成候。又々諸向御繕ひ、御普請御物入と相成、恐入候儀に御座候。猶追々可申上候。先づ只今迄承り候儀、荒增申上候。可恐々々。

七月四日　　　　　　　　　　　　瀧田庄太夫

過届

一、町在崩家　四十一軒　　　一、死人　四人

一、怪我人　五人　　　一、損所　五十ヶ所

右之外堤缺、道損じ、小家・土藏數を知ざる位なり。餘程の損耗なり。先達て認候は、御城下計り故、違候ゆゑ、此書付の通御寫し、小林氏へ御見せ可被下候。町在〆如此に御座候。右之通御承知可被下候。其外少々の損じ、壁落などおびただしく候。前代未聞也。

七月七日　　　　　　　　酒井左五衞門

御玉章拜誦仕候。如仰殘暑強く御座候處、御學家樣御壯健被成御凌、奉恐賀候。然者、先頃當地大地震之樣子被成御承知、預御紙面難有奉存候。其御地は、格別之

地震も無之由、致承知、夫故御尋も不申上候。當地町家には、潰家四十軒計り、壓死人・怪我人等も少々有之候得共、一類中初、私宅格別之破損所と申すは無御座候間、乍憚御安慮可被下候。右御禮爲可得貴意如此に御座候。恐惶謹言。

七月十三日　大竹吉右衛門

貴札拜見仕候。未だ殘暑強く御座候處、益御壯健、奉恐賀候。隨て私方皆々無異相勤候間、乍憚御休意可被下候。扨又當月二日大地震に付、早々爲御見舞預御紙面、忝存候。先づ家中一統格別大損は無御座候得共、少々宛は家並に損申候。私方親類之內、別條無御座候間、是又乍憚御安心可被下候。町家大荒にて、柏原・三宅兩町にて、家數三十軒計り倒れ、其外家每に大損、未だ地震相止不申、甚珍敷事に御坐候。其御地にては、御別條も無御座候樣子承り候故、御尋も不申上、御無沙汰仕候。先は右御禮御答旁、爲可得貴意如此に御座候。尙追々可申上候。已上。

七月十九日　樫田藤治

一筆啓上仕候。未だ殘暑強く御座候得共、御家內樣方御揃彌〻御壯榮可ㇾ被ㇾ成二御坐一珍重御儀奉ㇾ存候。隨而當方無異罷居候間、乍ㇾ憚御休意思召可ㇾ被ㇾ下候。然者先達ては、京都ゟ當地殊之外大地震にて、當所城中家少々損所も有ㇾ之候得共、けが人は無二御座一、町家多分大崩有ㇾ之、即死・けが人も有ㇾ之、未だ少々之地震日々三四度程有ㇾ之、夫故兎角不安心に御座候、其砌は御見舞御紙面被ㇾ成下、難ㇾ有奉ㇾ存候。御地は無二御別條一之趣、御同慶奉ㇾ存候。早速御禮可二申上一筈に御座候處、盆前ゟ私儀不快にて、引籠罷在候に付、御報も延引仕候。此段御高免可ㇾ被ㇾ下候。以二御影一拙家無異、私儀も此節にては追々全快仕候間、乍ㇾ憚御安心思召可ㇾ被ㇾ下候。且又養父一回忌、養母三年、當月廿日佛事仕度候間、遠方御苦勞之御儀に御座候得共、御出被ㇾ下候樣奉二願上一候。別段申上候筈に御座候へ共、此度之幸便に付申上候。右申上度、御報旁〻如ㇾ此に御座候。恐惶謹言。

八月二日　　長谷川十內

貴札拜見仕候。秋冷相催候處、被レ成ニ御揃一益御安康被レ成ニ御座一、珍重奉レ存候。隨而小子宅何れも無事能在候間、乍レ憚御安意可レ被レ下候。其後は打絶え御安否も不ニ相伺一、何共背ニ本意一候條、奉ニ恐入一候。何分小生足痛も未だ聢と不レ仕、夫故氣分不ニ相勝一、不レ計御不沙汰申上候。何分にも御高免被レ下度候。扨又去る二日、御聞及通、京地ゟ龜山、寔に前代未聞大地震、兩三夜計り門住居にて夜明し仕候。其後迚も、枕高うして寢候事も出來不レ申、于レ今至り晝夜に七八ヶ度宛日々ゆり申候。併し差したる儀では無ニ御座一候得共、何分最初之手ひどき地震に恐入、扨々困り入申候。右に付、早速御尋被ニ成下一、早々御返答差上可レ申之處、前段之有樣、延引相成候。呉々御高免奉レ希候。先は右御受旁〻如レ此に御座候。恐惶謹言。

七月廿一日　　西垣丈助

別紙申上候御内政様へ宜しく御傳聲被レ下度奉レ願候。妻よりも御ふみ差上申度筈之處、盆前より中暑、且地震びつくり仕候て哉、不ニ相勝(スグレ)一罷在候。無ニ其儀一、私より右之

段御斷申上吳候樣申出候。右之段御内政樣へよろしく御斷被仰上被下度奉願上候。扨私儀も、六月出勤、漸々十日計り相勤め、直に引籠罷在候處、于今引籠保養仕居候に付、くはしき御事は見不申候得共、悴共見受候趣、

一、柏原町家數八十七八軒之處、十八軒潰れ申候外は、不殘大ゆがみ、其後追々之地震にて、五軒計り又潰れ申候。卽死人三人、怪我人十人計りと申事に候。

一、三宅町家數八十計之處、十二軒潰れ申候。いがみ、への字形に相成候家數廿四五軒計、卽死人三人、怪我人十五六人と申事に候。其外町方家中共大體への字形に相成候家數夥敷事に御座候由。荒增承り候事申上候。已上。

浪華龜山の用場に出役の役人宍倉只衞門、主用に付、八月五日立にて、龜山へ到り、同八日に歸來りしが、彼地今以て晝夜に八九遍計り地震之あり、日々二つ三つはひどくこたゆる地震有りと云ふ、此度の地震にて、所々損せし有樣目を驚かす事なりとて、詳しく其有樣を語りぬれども、餘りくだくしければ、其二三を擧げて之を

證すべし。

蟲の知らせ

一、柏原町醬油屋、此家の〔主人脱カ〕至つて好人物にて、家業を出精し、儉約を守りぬる故、商賣大に繁榮し、積財する事多し。龜山より京都へ出づるに、大江坂といへる峠有つて、至つて道惡しく、人馬の常に往來に惱めるにぞ、此者財を散じて、衆人の爲に其道を造り、又貧人等には相應の施しをもなしぬるに、近頃病臥して有りしにぞ、之が親類より娘を見舞（病人の娘なり。）として、七月朔日に差越しぬるにぞ、之を留置きて、介抱をなさしむ。二日の朝に至りて、此娘云へるやうは、「一寸御見舞に參りしなれば、滯留するの心組もなく、著替一つを持たざれば、今朝内へ還り、滯留の心積して程なく來るべし」とて、家に歸り、「今日は何とも心惡しくて、先の家に居る事心ならざれば、今日一日は内に有りて、明日より參るべし。今日の處は斷りやりて給はれ」と、兩親を賴みしに、兩親これをうけがはずして、「病人の介抱させんとて留めぬるに、今日は行かじ抔いへるは、其方の氣儘といへるものなり。病人の事なれば、嘸待侘びて有べし。早く參るべし」とて、無理に追遣りしに、間

もなく大地震にて、病人・其娘、外にも家内一人、都合三人、此家崩れて即死せしと云ふ。其親大に後悔して、「かゝる事の心に徹して、行く事をいなみぬるを、無理に追ひやりて、親の手にて殺しぬるに等し」とて、大に歎げきぬるよし。

一、三宅町茶屋鍵屋といへる有り、地震ゆると其儘、老人・夫婦・息子等散り〳〵になりて、裏表へ逃出でしに、嫁は懐妊にて月重りし事故、逃げ後れぬるにぞ、息子も之を案じ、門口迄跡戻りすると、家内の逃出づると一時なりしに、今一足の事にて、其家崩れ、妻はこれに打たれ手足共所々へ飛散り、腹破れて飛出しと云ふ。夫は一旦無事に逃出せしに、これを助けんとて、跡戻せし計りにて、命に別條はなしといへども、大いなる怪我をなして、廢人と成りしと云ふ。

一、或家には、晝寢せんとて、夫婦と子供兩人梁の下に休みしが、此日は分きて暑さの堪へ難くて、寢る事なり難かりし故、暑を避けむとて、主は子を抱きて表の方へ出でぬ。妻も引續き起出で、行水の料にせむとて、手桶取つて井の元へ行きぬ。右の子も母親の跡に附添ひて裏へ出でぬるに、井にかゝりて、未だ水を汲上げざ

る内に、地震にて其家崩れ、梁寝處へ落ちて、布團を貫きしと云ふ。これらは暗にして其難を逃れしにて、幸と云べし。

一、或家の家内、小兒を寢させんとて、之に添臥し、小兒と共に睡りて有りしに、地震ゆり出で、其家をゆり潰す。地震勢にてかくなりし事と見えて、兩人の上に疊一疊裏返りて覆ひ懸りし故、潰れたる中に有りて、親子共命を全うせしと云ふ。

是等の事にて、其幸・不幸を察し、其餘は推量りて知るべし。

右大地震にて家を倒し瓦を飛ばし、何れも大に狼狽して心顚倒せし事なれば、「助けて給はれ」といへる聲の、人の耳に入りて、是を救出せしは、遙に時過ぎし事なりと云ふ。

又此度倒れし家を見るに、瓦葺の家は悉く微塵に碎け落ちて、死人・怪我有りしが、藁葺の家は、多くは椀をふせし如くに成りて、形崩れざる家多しと云ふ。總べて天地の間に於て、物の十分なるは無く、火に良きは水に惡しく、此に良きも彼に惡しゝ。事々物々に一失一得有る事なれば、中庸を心として、常々工夫有りたき者

なり。又兵家者流に於ても、種々の論有れども、山城に籠り嶮岨を固めとすれば、一夫之を守りて萬夫も進み難きの徳有れ共、兵糧運送の難きと、水道を斷切らるるの患有り。平城は是等のなやみなしと雖も、四方に敵受るの損有りて、何れも深き心得の有りぬる事なり。「山に寄り山によらず、水に寄り水に寄らず」といへるにも、味ある事なり。心してよし。

貴札拜見仕候。秋冷に相成候處、御家内樣御揃彌〻御壯健被ㇾ成二御凌一、珍重之御儀に奉ㇾ存候。然者、先頃此許大變に付、早速爲二御見舞一御紙上被ㇾ下、被ㇾ爲ㇾ入二御念一候儀、忝次第に奉ㇾ存候。誠に前代未聞之儀にて、何も仰天仕候得共、親類中無難にて、大慶仕候。其後兎角少々宛の儀日々四五度も有ㇾ之候處、先一昨日頃よりは相鎮り申候。此段御安心可ㇾ被二成下一候。私儀も地震前ゟ腹合惡敷く、漸〻兩三日以前ゟ快氣仕候。夫故御禮答も大延引、此段御宥免可ㇾ被二成下一候。右御挨拶、乍二延引一如ㇾ斯に御座候。恐惶謹言。

八月十二日　　梶村昌次

一筆啓上仕候。追々秋冷彌增候處、御全家被レ爲レ揃益御安康可レ被レ成ニ御凌一、珍重の御儀に奉レ存候。隨て黃薇國在番中は、不ニ相變一數々預ニ御紙上一、辱仕合に奉レ存候。御蔭にて詰中無レ滯相仕廻引取申候。其砌は船中と覺悟究置候處、參候家來兩人共船甚不得手、併し衆評難ニ默止一旨相聞、其上地震之年柄、同役家內よりも直たと差留越し、私事も二月頃より持病之攣痛甚敷く、駕籠にゆられ候も難澁故、片上より成り共と存候得共、諸方より申越、無レ據陸地引取る都合に仕、夫故御館へ御尋申上候事も出來不レ申、近頃殘念至極に奉レ存候。おはつ樣へも宜敷く御斷被ニ仰上一可レ被レ下候。先達ても珍敷御作拜見、絕ニ感慨一申候。地震も備中はゆり不レ申、先は京都・龜山が强き事と被レ存候。併し城中・家中先無難、委敷事は只右より御承知可（衍カ）レ被下候事と被レ存候間、不ニ申上一候。僕事も右駕籠に被レ當、呼吸琹迫、十間計り步行仕候事も苦しみ、五七日は押して罷在、無レ據引籠保養仕候。御存之通、少し宛の食事も望なく、肝癪計に肥え申候。

備中は震せず

○只右ハ只右衛門ナドノ略ナラン

深見謙藏と申す醫師に掛り、段々療用仕、此節は先づ快方に向候。一旦は大差込參り體弱り、迚もと存じ、辭世迄仕候事、どうやらかうやら反古と相成候樣にて、失面目候。併し先々右體故御安心可被下候。小子耳のタブ後へ廻るに付、貧相と被仰笑候事有之。此度備中の龜山へ、「大地震夢にも知らぬ因果者みゝのたぶをや何とみるらん」。備中へ三度詰に參りしが、あげくには笠岡と云處にて、論出來る、まかるとて、「旅の世にまた旅に來て旅に行くこれや三度の印なるらん。」大地震の川柳傳へては、「此上は奈良へ遷座の思召」。「あめつちの動く名歌は御感なし」。「阪元はなんとがよかろと公家評議」。龜山にかへりて松茸の少き事を聞き、「松茸が閉門するや大地震」。辭世のいれ荷のをかしければ「死る迄いれのくるこそ氣疎けれじせい僞せとも成るもをかしき」。實に此節は快方にて、執筆右之次第、乍憚御安意可被下候。おはつ樣御案被下間敷、被仰上可被下候。足下御戲書誠に以て奇々妙々、奉感吟候。尙珍敷事も候はゞ、爲御聞可被下候。右は何か御禮、時候御安否相伺旁、如此に御座候。恐々頓首。

菊月十五日　　和田平右衛門

肥後の阿蘇山崩れ津浪

七月二日京都の地震と同刻に、肥後國阿蘇山崩れ、人家・田畑悉く潰れ、人を損ずる事擧げて數へ難く、阿蘇の一郡大いに荒果てゝ、此崩れぬる勢に、海邊は大津浪にて、人も家も悉く流れ亡せしと云ふ。こは江戸堀木屋一郎右衛門が咄にて、則ち同人が親類の船も、彼地に居合せ、此大難に遇ひて、其船みぢんに碎けしと云ふ。斯かる大變の始末は、其後間もなく肥後の屋敷へ國元より出役せし役人有りて、これも船中にて難風に遇ひ覆らんとせし故、大に困窮す、程なく主用も濟みぬれ共、かゝる有樣なれば、國元へかへる事を案じぬるとて、委しく語りしと云ふ。外役人の船一艘覆りしが、これは水練達者なる故、海上を泳ぎて命助りしと云ふ。

〔頭註〕阿蘇一郡大に荒れしと云ひしかども、是は格別の事にて無かりしと云へり。

同五日・六日・八日・九日、防・長・藝の國々大風雨にて、船多く碎けて、大騷動せしと云

ふ。浪華にては、九日午刻過より時々少雨降りしのみにて、只京都の響折々こたへ、少々づつの地震有るのみなりしが、此日彼地は別きて大雨にて、雨の大きさ茶碗の如く、風甚しくして、予が知れる人の乘りし船も打破れしが、幸にして助かり歸りぬる者など有りて、恐しき事共なり。

同二日、雲・伯・因・備の前州近來の大地震なりと云ふ。されども何も損せし處なしと云ふ。これも京と同じく申の刻のよし。大抵咄を聞くに、浪華と同樣のゆりと思はる。又備前・播州等は十八日洪水なりと云ふ。

〔頭書〕かくの如く諸國地震甚しき事なるに、作州は其中に在る國なるに、實に聊かの事にして、今のびり〳〵とせしは地震にてはなかりしやと、疑はしき程の事にて、是を知らぬ人多しと云ふ。

十四・五・六・七日、筑前大風雨にて、一國洪水の由、十八日出之相場飛脚に申來りしと云ふ。筑前斯くの如くなれば、筑後は餘程地形も低ければ、猶甚しかるべしとなり。

こは米相場する者の云へる事にて、二百十日・廿日共に、大坂にては何一つ申分もなく侍るにぞ、米相場引立て、人の金銀を奪はんとて、かゝる風説する事にや有らむかと、疑はしかりしが、後筑前屋敷にて聞侍るに、彼地七日七夜大雨降續き、地上の水一丈三尺にして、洪水の變を訟ふる飛脚さへ出し難く、漸く三日目に仕立てられしと云ふ。其節には水を渡れるに、人の乳上迄有りしと云ふ。大豆畑二萬石計の處流れ失せしと云ふ。され共米に障れる程の事は無しといへり。

豐前小倉屋敷より申來れるに、「七月彼國風雨洪水にて、大に田地損ぜし」となり。豐後邊七月八日大風吹きしと云ふ。

七月十八日の洪水に、攝州高槻領も三ヶ處切れ込み、物頭侍足輕等日々百五十程場所に幕を張り、陣笠・股引にて土・砂・石等を運び普請すと云ふ。

暴風

十月廿二日大風日暮より尤甚しかりしが、此日遠江灘にて船百五十艘計難船し、鰤の番船など江戸湊にても覆りしと云ふ。

十一月廿三日大風晝夜烈しかりしが、此夜西の宮沖にて二十四五艘の船覆り、人死多しと云ふ。西の宮計りにてさへ此くの如くなれば、外にも此類多かるべし。又米を積める船十艘大坂川口にては破船すと云ふ。

和歌山火く

又十二月朔日夜丑の刻より、紀州和歌山出火、内町・かくみ町中程疊屋裏より出火、折節東風強く、本町二丁目も焼拔け、夫より米屋町不殘匠町半分、本町一丁目・二丁目不殘大火、萬町かしや町へ焼拔、内大工町半分焼、凡十五町の焼ぬけ、午の刻迄焼る、誠に近年の大火にて御座候。

十二月二日午刻。

右紀州飛脚より申來りしを記せるなり。

夫吾國は神國にして、往古より三種の神寶を以て天下を治め給ひ、神々萬民を惠み守り給ふ事なるに、禰宜・社人の類大に道に背き、非人・乞食の如く鈴を振つて、人の

神道者の乞食

門口に立ちて一錢・一握の米錢を乞へる事、誠に淺ましき有樣なりしに、文政五壬年よりして、右手に鈴をくゝり付け、左の手には太鼓・銅鈸子を持ち、腰に笛を挿し、脇の下に、方なる箱に紐付けて、之を首に懸けて脇ばさみ、夜中一人にて三四人の囃子をなし、祓讀みて歩ける樣、河原者の八人藝又は七化など云へるが如し。神道は正直を源とする事なるに、人をあやかし米錢を貪れる事、大に法に背きぬ。後に此業尤甚しく成つて、白晝に之を爲し歩き、中には夫婦連に子供迄引連れ、可笑き囃子方にて人に思ひ付かせんとす。淺ましき業なり。此故に神慮にも叶はざると見えて、其年八月より大に疫癘流行し、暴かに吐瀉甚しく、急なるは半日、緩なるも三日め程には死失せぬ。

ころり流行

世俗三日ころりとて大に恐れあへり。之を大體始めにして、其翌年は丹後・紀伊・大和・伊勢・備中・伊豫等に、百姓の一揆起り、七月に至り諸國に筍を生じ、世間至つて騷々しく、大いに人殺あり。同月廿二日、筑後にては、百目に餘れる霰降りて地を埋むる程に至り、八月十七日江戶大風、石を飛ばし家を倒す。九月廿七日・十月廿四日、大坂大雨・大雷なり。是れ等を始めとして、年々世間騷々し

く、天變地妖打續きぬるやうになりぬ。歎かはしき彼等が所行、神慮をも恐るべきことなり。

丹後丹波間の水運開かる。

今年丹後丹波の間なる嶮難の山々岩石等を切開き、兩方へ流るゝ川々を、横に切開きて、其流を一つになし、運送自由なるやうになりぬ。され共險岨にて如何共なし難き處八丁有りて、之をば人馬にて運送すと云ふ。斯くの如くなれば、日本の地方東西二つに切れ離れて、漸く八丁の續きなれば、地脈の通ひこれ計なり。如此事神慮に叶はざるにや、伊勢の回祿、京都の地震等有るなるべしなどとて、專ら京都にては風聞すと云へり。

米買占め

丹波の內保井谷といへるは、杉浦若狹守と云へる旗本の陣屋有り、米買占めの事にて一揆起り、九郎兵衞と云ふ者の家を打碎き、處々大に亂妨せしといへり。

十二月八日、江戸淺草御藏前、同十日下谷とやらん餘程大火の由。同廿三日・廿五日にも餘程燒失せしと云ふ。

愚劣なる流行唄

歌は世につるゝものとて、古より云習はせ、童謠の前兆を示す事など諸書にも之を詳にす。近來流行れる歌に味ありて面白きは更になく、何れも遊里・芝居等より流行り出でて、皆々淫事をあから樣にうたひぬる事の淺間しき事に思ひしに、又これに加ふるに癡人の獨語を以てして、小長・男女の別なく、間拔たる音にて之を唄ひ、大に流行す。此癡人といへるは、鞆太平濱なる干鰯仲仕にして、一人の母親あり。其詞に曰く「伊三子は（名を伊三郎と云ふ）阿呆でも、親養ふわいなア」、「虎屋の饅頭二文で買ふとは、ソリヤむりぢやいなア」、「親の敵をうたいでおこかいなア、なるものかいなア、伊三子の腹ぢやもの」。大抵此類なり。されども皆筋立し事なり、大西の芝居にて此者の眞似をなしてより、ます〳〵大流行となる。淫事を唱ふよりは増ならんと覺ゆれども、其音聲餘りに耳立てやかましき事どもなり。癡人の獨語かく流行せる事大奇事と云べし。

庚寅改元勘文　附地震日記

年號勘文

年號事

天保 切討　尙書曰、欽崇天道、永保天命。仲虺之誥。

嘉亨 切纖　晉書曰、神祇嘉享、祖考是皇、克昌厥後、保祚無疆。明堂降神歌。

萬德 切墨　文選曰、萬邦協和、施德百蠻、而肅愼致貢。檄蜀人。

保和 切波　周易曰、乾道變、各正性命、合大和、乃利貞。上彖傳。

安延 切無形　禮記正義曰、武王承文王之業、故安樂延年。文王世子。

桑原
式部大輔菅原爲顯

年號事

監德 切誡　尙書曰、天監其德、用集大命、撫綏萬方。大甲上。

嘉延 切甄　文選曰、寤寐嘉猷、延佇忠實。永命九年策秀才文。

萬延　切縣　後漢書曰、豐二千億一之子孫、歷二萬載一而永延。

嘉永　切璟　宋書曰、思皇享二多祐一、嘉樂永無レ史。樂志。

寛安　切看　荀子曰、生民寛而安。致仕篇。

高辻　文章博士菅原以長

年號事

天鈙　切無形　尙書、有典勅レ我、五典勅レ我、五典五惇哉。○誤字あるべし。

嘉延　切甄　藝文類聚曰、祥風協順降二祉自一レ天、方隅淸謐嘉祚日延、與レ民優游享レ壽萬年。

嘉德　切諴　春秋左氏傳曰、上下皆有二嘉德一、而無二違心一。

萬和　切摩　文選曰、布レ政垂レ惠、而萬邦協和。

元化　切瓦　晉書曰、元首敷二浩化一、百僚股肱幷忠良。

唐橋　文章博士菅原在文

寛安　初難

寛安號有ニ緩舒安佚之意一。又安字在レ下之號有ニ舊言之事一。且音響亦不快之旨、舊難不レ少。每度出現不レ被ニ採用一者、有ニ其謂一歟。宜レ有ニ群議一。

實堅

寛安　陳

被ニ難申一之旨非レ無ニ其謂一。此號先哲亦難レ之。雖レ然字義非ニ一隅一、各有ニ其所一レ當歟。音響之嫌疑亦聲韵全同。前修文、有ニ擧奏之輩一。虞廷之嘉謨曰、寛而栗。孔門明訓曰、寛得レ衆、且夫文思安々者、堯天之德容、安貞之吉者、坤地之元氣、最於ニ紀元一各爲ニ佳字一、被ニ擧用一何事之候波乎哉。宜レ在ニ上宣一。

永雅

寛安　重難

寛安之號、所レ被ニ陳申一雖レ有ニ其謂一、皇太后宮大夫藤原朝臣被レ難之旨、殆當レ然候。通聲之俗難レ强、雖レ不レ足レ論、衆口所レ唱涉ニ患難一。兩字連續之上者、音響殊不レ快候。爰按ニ引

文、雖レ爲二怡然一、於二聖代一者百歳叟可レ欲レ起、所レ謂野無二遺賢一是也。而爲二其書一也、子類爲二其篇一也、致仕既及二度々群議一、不レ被二登庸一、亦宜矣。偏可レ被レ閣候歟。

顯孝

寛安之判

寛安之號、非レ無二存旨一、此號之議暫可レ被レ閣之、

齊信

嘉延　初難

嘉延雖レ爲二佳號一、音響聊不二優美一歟。且嘉字嘉吉已後久不レ被二採用一、以二他號一被レ擇可レ然候波牟哉。

永雅

嘉延　初陳

嘉延之號、嘉吉之後不レ被レ用二嘉字一之旨、雖レ被二申難一、言化字大化之後歴二千餘歳一而被レ用二文化一、已爲二美號一、且藝文類聚之本文、前後審觀二太平之氣象一、況今當二臘月一、建二斯新元一、

被易舊號者、詩中所謂率土同歡、和氣來臻。應驗又奚疑乎。

基豊

嘉延　重陳

嘉延號之事、被難申之旨、雖非無其理、權中納言源朝臣如陳答被稱美引文者、古今通規也、殊於延字者、聖朝佳號不少、衆賢之所知、今更不及申述、又音響之事、非大患者、何有用捨乎。一天下被通用之號、豈以小難哉、論大功者不錄小過、大美者不疵細玼、不拘小嫌可被採用歟。宜在上宣。

嘉延之判

題孝

初陳・再陳之旨趣、既是燦然。斯展翰林之勘文、熟誦晉賢之詩詞、今屬佳節、殊有其寄實。可謂義善之號候。

齊信

嘉德　初難

嘉德號、後漢嘉德殿不快之事不レ一、因レ之高祖父已來屢申ニ難言一、且德字先々因レ有ニ被レ仰之旨一、前賢後哲多述ニ所存一、實有ニ其謂一。旁可レ被レ閣ニ此號一歟。

基豐

嘉德　初陳

嘉德號、嘉德殿火災之事、强不レ可レ拘ニ年號之旨一、雖陳事舊訖。且德字雖レ有ニ一代法言一、厥後每度被ニ擧用一之上者、無ニ仔細一乎。近至ニ正德一有ニ數號一、況引文疊字、而字義殊勝。尙書曰、予嘉ニ乃德一、曰篤不レ忘。被ニ採用一有ニ何難一哉。

實堅

嘉德　重難

嘉德號、陳答之趣頗被レ盡ニ其理一之上者、不レ能ニ淺慮之難一、疊字最雖レ可レ崇、既先賢火災妖孽之難不レ少。殊德之字舊難、更不レ及レ吐ニ僻言一。況上下其以爲ニ難字一乎。又引文諸候之儀也。雖レ非レ無ニ先蹤一、旁不ニ庶幾一候。

顯孝

嘉德　重陳

嘉德號、權中納言源朝臣被ニ難申一旨趣、雖レ有ニ其謂一、異朝不快號用ニ我朝一度々例也。却

吉例多候。　德字雖ㇾ有二舊難一、皇太后宮大夫藤原朝臣如二陳答一、數度被ㇾ用之上者、可ㇾ無二
巨難一哉。　且此二字就ㇾ中神妙之間、古來不ㇾ棄之選進、可ㇾ爲二此號之規矩一哉。　殊本文
疊字先哲所ㇾ執也。　又按二史記一曰、長承二聖治一、群臣嘉德、實可ㇾ謂二美號一、被二擧用一可ㇾ然歟。

光成

嘉德　　三陳

嘉德號之論難、其說各有ㇾ理。　雖ㇾ然如二引文一、上下嘉德而民和、則何禍災之變。　史記
曰、妖不ㇾ勝ㇾ德遂修ㇾ德有ㇾ成。　且選二元號一用二疊字一爲ㇾ善。　此號最可矣。　宜ㇾ在二上宣一。

資善

萬和　　難

萬和號、萬字先賢多難ㇾ之。　且此號出久矣。　而不ㇾ被二登庸一。竊意有二其故一歟。　旁以不二庶
幾一候。

實揖

萬和　　陳

萬和之號、被レ難之旨雖レ有二其謂一、萬和之二字出二文選文一、符二合于聖代一。五行大義曰、陰〔陽字脫カ〕欲レ化、萬物和合也。然秋來地震動、是陰陽不レ和也。當時四海昇平、萬邦仰二皇化一者、萬和號協レ吉、被二採用一可レ然候歟。

家厚

嘉亨　難

嘉亨號、考二所レ引文一、晉家受レ命、明堂降レ神歌也。於二即位紀元之號一者、最爲レ宜。今因二變異一而改レ元。取二他號之宜者一、以可レ有二擧用一歟。

資善

嘉亨　陳

嘉亨之號、難言之趣、細論レ之、則雖レ如レ可レ然、豈唯可下泥二受命之初一乎。本文之中、克昌二厥後一之一句、本下周頌讚二美文王一之詞上、續レ之以二保祚無疆之句一、如レ此之歌、每唱二詠之一、以祈二皇祚之悠久一者、臣庶之常情也。且近者天明改元、被レ用二寛政一、其引文非レ關二炎上之事一。今復本文雖レ不レ因二變異之故一、被二登用一不レ可レ有二巨難一候波牟。

具集

安延　難

安延號、此文之起、文王病事也。尤可被憚哉。文應度既有其沙汰之由、經光記置候。加之、家父申所存候間、旁難採用候。　光成

安延　陳

安延之難、頗有其謂。雖然尙書註曰、以道惟安寧、王之德謀欲延久、以之考之、不亦爲佳號乎。宜任群議。　實揖

安延　重難

安延之號、權中納言藤原朝臣被陳申之旨、雖有其理、聊此申別難。抑經典歷史其本文不爲不少。而此引文僅用正義。若不滿人意歟。又延字在下近例、寬延之末有地動之事。於斯度先可被避之乎。　具集

安延之判、

安延之號、兩難能述其意。此外猶有可議之事。宜被論選他號。　齊信

天　保　難　　家厚

天保雖ニ佳號一、與ニ天方艱難之天方一、音響相近、如何候波半。

天　保　陳

被レ難之趣雖レ有ニ其謂一、字音相近者、於ニ年號一强不レ及ニ其沙汰一之旨、先輩茂申候歟。況音訓共優美之由執申人々茂有レ之候。天保二字、遠則天暦・康保、近則天和・享保、爲ニ聖代之嘉蹤一。且書曰、天廸格保。是周公旦述ニ皇天眷ニ顧成陽一至ニ於保安一之詞也。又曰、天壽平格、保又有レ殷。文公且稱ニ殷代一國安而民治之謂也。皇天之保古愈灼、國家之禎祥更臻。宜レ被ニ登用一哉　永雅

天　保　二陳

保天號、陳答其理最當矣。天〔恐陰字〕清陽萬物之主宰也、保養也。以ニ天德一保ニ養萬物一、則詩所謂ニ符ニ天保定爾之意一、實美號之清選者乎。　實堅

天保之判

天保取仲虺之誥之文以立元號。彼篇王者敬天安命之道至矣盡矣。聖經之要言、明主願可被採用也。然則以嘉延・天保之兩號令奏聞候波牟。

齊信

詔書

詔、感禎祥而建號、前史之所記。因變異而改元、後王之所則。朕謬以菲薄、會爲元首、恭守三器、謹御四海。雖盡夕惕乾々之心、雖致鷄鳴孳々之思、政令不節乎、敎化不行乎、此歲東西或殃、累時民庶難穩。何圖宗廟有事、人火延及。京師告變、地震非輕。宮闈彌懷危懼、上下益加驚愕。朕之不逮、何以是裁。今會廷臣、與衆同議、年擇嘉號、新發恩令。其改文政十三年、爲天保元年。大赦天下。今日昧爽以前、大辟以下、罪無輕重、已發覺・未發覺・已結正・未結正、咸皆赦除。但犯八虐、故殺・謀殺・私鑄錢・强竊二盜、常赦所不免者、不在此限。又復天下今年半徭。老人及僧尼年百歲以上、給穀四斛。九十以上三斛。八十以上二斛。七十以上一斛。今也玄陰將謝、蹤靑陽且布和。庶乘此時令、宜與物更始。普告遠近、俾知朕意。主者施行。

天保元年十二月十日

二品行中務卿臣韶仁親王　宣

從四位上行中務大輔臣卜部朝臣行學奉、

正四位下行中務少輔臣卜部朝臣久雄行、

奥書

年號勘文一本、借二京師友人一、而忽卒寫取畢。且黃昏窗闇不レ能レ無二魯魚一者也。別有二宣下恩赦之次第之一本一。入レ夜因二使者到一、返レ之訖。凡斯條之次第既具二諸書一。故返與亦無二遺恨一者歟。

天保二年卯三月　源　長渉（花押）

上卿　二條左大臣齊信公

　　　桑原式部大輔爲顯卿

勘者　高辻式部權大輔以長卿

　　　高橋少納言　在久卿

一會傳奏　德大寺皇太后宮大夫實方卿

奉　行　柳原頭右中辨隆光朝臣

二品行中務卿臣韶仁親王　有栖川宮

從四位上行中務大輔臣卜部朝臣行學卿　藤井

正四位下行中務少輔臣卜部朝臣久雄卿

地震日記

涉云、此記可謂審具。然不書九天重闕及二條城壘之頽仆者、恐觸忌諱也。記者深慮可想矣。

連日地震、國典所記皆爲詳悉。而爾來諸書所記概多疎漏、爲可憾耳。去年大震、予親載在左記。今更删其繁、作地震日地。　梅川重高記　洛人

文政十三年秋七月丁巳（二日）、申下刻、地大震。從西北來其響如雷。自申迄卯十八度、官舍・民屋破壞頽仆、或有壓死（者カ）日。　戊午（三日）辰刻、大震二度。至夜六度。至旦四五度。自己未至庚酉凡毎時震、或微或甚。　壬戌（七日）五度。　癸亥（八日）、午刻・未刻・子刻各一度。寅刻大震一度、中震一度。丙寅（十一日）夜四度。初一度甚、此時亦所々破損。六月下浣以來至今日初雨。　庚午（十五日）亥半刻一度。　辛未（十六日）申刻一度。　壬酉（十八日）暴雨。　甲戌（十九日）暴雨洪水、音羽川崩溢。西半刻大震。乙卯半刻強震、雨未止此日清水寺廊廡顛倒。（七間二尺五寸。）丁丑（二十二日）未刻一度。庚辰（二十五日）三度。　癸未夜大雨大雷。時々地震。乙酉（三十日）暮時一度。八月戊日（三日子カ）夜微震六度。後大震一度。　己丑（四日）寅刻・午刻各一度。申刻三度。　庚寅（五日）暮一度。　辛卯（六日）丑時強震一度。亦微。　癸巳（八日）旦二度。　午時・申時各、一度。小動二。　戊半刻一度。　乙未（十日）夜二度。　戊戌（十三日）巳時震雷聲。　己亥（十四日）丑時震。

九月朔丙辰寅時一度、今日三度。七日壬戌丑刻一度。十一日丙寅戌刻一度。十三日戊辰夜二度。十四日己巳三度、夜一度。十七日壬申々刻一度、戌刻二度。廿五日庚辰四度。或小、或大。廿六日辛巳深霧、辰刻三度、巳刻二度、各〻烈。

冬十月辛丑二度、夜自酉至戌三度、後亦二度。

十一月庚申六日戌下刻大震、後小動三度、亥上刻一度、後至旦三度。廿六日庚辰夜五度。昨今雪降。

十二月戊子四日曉一度。十日甲午詔書改文政十三年為天保元年、依地震也。廿六日壬子酉時強震一度、至旦四度。廿九日癸丑午刻強震一度。

本朝地震記

此書は始めに地震の諸説を擧げ、次に神武天皇より以來文政迄、凡二千五百年餘の間大地震の年月を記し、且文政寅年七月の地震の始末を記したれば、後世に殘し置きて子孫の心得にもなるべき書なり。

葉月の始め庵の柱に寄りて、寶暦の古へのなゐ、其名殘もとかまり(十日カ)ときけば、今たび如何にや如何にと、我も人もおぢ恐れしに、僅三十日まりにて、やう〳〵に穩かなりしは、げに四方の海波豐けき大御代の御いさを高くもあるかなと、獨言いふ折、柴の戸押して客の來入り、其一言を此卷の始めに書てよといふ。いともあいなきたゞごとにしてあれど、是がまに〳〵筆とるものは、

洛下隱士何がし誌

本朝地震記

平安城　豐　時　成　編

夫地といふ文字、往昔は埊に作る。これ會意なり。史記・漢書に、墜に作る。震は動なり、亦怒なりとも謂へり。天は動く、四時を爲し、地は靜にして萬物を養ふ。然

りと雖、天は左に廻り、地はまた右に旋りて止まず。例へば人船中に在りて窓を閉ぢて坐すれば、其船の自ら行くを知らざるが如し。此故に天も動き、地も亦循環して、徐々動く者也といへり。但し地の體は北を陽とし、南を陰とす。山嶽多くは北にあり。天の體は南を陽とし北を陰とす。故に日輪は南に行ぐる。是天地圓渾相連りし圓なり。されば古語にも、地一尺減ずれば則一尺の天を生ず。本來面目無し、南北何れの所にかあらん。猶鷄卵の黄なるが如く、其形まんまるが故に、是を地球といふ。其周り大方は皆九萬里といへり。又諺に、「六海三山一平地」といへり。是海は十分の六分、山は十分の三分、地は十分の一分、是故に土をもつて地の字とするは、其あひたる意なり。されば地震するものは、陽氣陰の下に伏して、陰氣に迫り昇る事能はず、是に於て地裂動き震するに至る。これ陽氣其所を失うて、陰氣塡がるゝが故なり。亦地中に蜂の巣の如き穴あり。然して後水くゞり、陽氣常に出入す。陰陽是にて相和し其宜しきを得るを常とす。若し陽氣滯りて出る事能はず、歲月を積重るに隨ひ、地膨れ、水くゞる故に、井戸涸れ時候殊の外溫きなり。之を譬

へば、餅を炙るに火の爲に張れ起るが如し。爲に地震ふときは、蒼天も低くなり、衆星も大さ常に倍すと云へり。これ地昇り天降るにあらず、雨降らんとするときは、山を見るに甚だ近く見ゆるが如し。陽氣陰を伏し、地を裂きて天に發出するが故に、地中震動す。是れ則ち地震なり。其始め震ふ者甚だ猛烈なり。是れ地中陽氣一塊に發するの證なり。また次に震ふものは緩かなり、先の陽氣地中に殘れるが少しづつ發出の所以なり。されば一天中の世界なれ共、中華に震ひて本朝に動かず。日本震ひて唐土また動かず。一國中に限り他國に出でず。或は江戸靜にして、浪速に震ひ、大坂豐にして、京都動く。是地中の陽にて地膨るゝと膨れざるとの故なり。地中に起りし陽氣、其所より發せんとする故に、甚だしきものは地裂け、山崩るゝ事之あり。一村にありても、其あたりの多少あるは、是亦地の堅きと堅からざるとの故なり。凡そ初て大に地震する時は、海汀に沼涌上り、津浪山の如く泝る。奥州の洪水、遠州今切など是なり。又大地震の後、月を重ねて震ひ止まざるは、未だ陽氣の出盡さゞる故なり。其甚しきものは、山燒出るといへり。されば我朝昔よりの地

震を考ふるに、人皇の始め神武天皇より三百九十餘歲を經て、孝靈帝五年乙亥の年、近江國地一夜に裂けて、湖となり、同時に駿河國富士山一夜の間に涌出し、豆・相・甲・武の四州震動すること夥しと雖も、富士も琵琶湖も神代よりある事は、已に赤人が歌、其外萬葉集中の歌に詠めり。夫より六百六十餘歲を經て、人皇廿代允恭帝五年丙辰七月廿四日地震して、宮殿・舍屋を破る。其後百九十餘年を經て、三十九代推古帝七年乙未四月廿七日、地大に震ふ。後七十餘年、同四十代天武帝白鳳四年乙亥十一月十日地震。同十三年戊寅十月四日、筑紫國地裂るゝ事三千丈餘。其幅三丈計り、此時民屋夥しく壞れ、山嶽大に崩る。同十九年甲申十一月七日、山崩れ河涌きて、諸國舍屋・寺塔破壞して、人民・六畜夥しく死す。此時伊豫國の溫泉破れて再び出でず。土佐國の田畑五十餘萬壞れて蒼海となる。此夜東方に鼓の如き鳴聲あり。尤も震動晝夜止まず。此時伊豆の島二つに割れて、西北に分かる。島山增し加ふる事三百餘丈。さきに鼓の如き響は、神此島を造り給ふ動きならんといひ傳ふ。それより廿二歲を經て、同四十二代文武帝慶雲四年丁未六月五日大地震。此時大空に、長さ

八丈・横三丈にて三面鬼の形の雲現はる。夫より三十四歳を經て、四十五代聖武帝天平十六年甲申正月七日に地震、美濃殊に甚し。百十三歳の後、同五十五代文德帝齊衡三年丙子三月八日、畿內地震して民屋を倒す。同五十七代の帝陽成帝元慶三年己亥九月廿九日大地震。五年の後、同五十代光孝帝仁和三年丁未七月晦日の夜、大地震して、星隕つるゝ事雨の如し。夫より五十年を經て、同六十一代朱雀帝天慶二年己亥四月二日大地震。此時主上は殿を去り給ふ。淸涼殿の庭上に五疊の幄舍を建て坐し給ふよし、平家物語に見えたり。夫より三十四年を經て、同六十四代圓融院貞元々年丙子六月十八日大地震、古今未曾有の變異にて、二百餘日震ふ。夫より六十五年を經て、六十九代後朱雀帝長久二年辛巳夏大地震、此時洛東岡崎法勝寺八角九重の大塔倒る。後四十五年を經て、白河院永保三年に建つ。夫より百三十四年を經て、同八十代高倉帝安元二年丙申四月八日地震、其音雷の如し。四年を經て治承三年己亥十一月七日にも地震。夫より九年、同八十二代後鳥羽院文治元年己巳七月九日午の時大地震。其時白河六勝寺倒る、八角の塔は上六重は振り落す。三十三

間堂十七間の間倒る。皇居を始め、在々神社・佛閣・民屋の壞づる音、恰も雷の如く、立昇る塵埃は黑烟の如く天を蔽うて、日影を見る事能はず、山崩れ川を埋み、海をたゞよひ、濱にひたし、大地は稻妻の如く裂けて、水涌出で、磐石割れて谷に轉び、人民・六畜死する事數を知らず。此時白河法皇は熊野へ御幸あつて御花參らせ給ふ折柄にて、觸穢出來にけりと、急ぎ御輿に召され、辛じて都六條殿に還幸なり、南庭に假殿を設けて御座とし給ふ。主上は寶輿に御して池の汀に御幸なる。夫より九年を經て、建久五年甲寅閏八月廿七日地震。又六十一歲を經て、同八十八代後深草正嘉元年丁巳、鶴ヶ岡八幡宮震動。七月廿三日大地震。夫より七十四歲を經て、同九十一代伏見帝永仁元年癸巳歲四月廿三日大地震、壓死する者三萬餘人。三十一年の後、九十九代後醍醐帝正中元年甲子十一月十五日大地震。此時江州竹生島半分破れて湖中へ沒す。五十七年經て、一百代後圓融帝、南朝永和二年丙辰四月廿五日、地震して民屋を倒す事あり。其後二十年を經て、百一代後小松帝應永九年八月・十三年正月・同十四年二月・同十七年庚寅正月廿一日、已上四ヶ度大地震。此時天地

ともに鳴響す。夫より廿一年を經て、百三代後花園帝永享四年四月十一日・同九月十六日地震あり。此時は尤甚し。夫より十七年を經て、文安五年戊辰地震。此年洪水・流行病、猶又飢饉にて、古今の凶年なり。夫より十五年を經て、康正元年乙亥十二月晦日地震大なり。夫より十一年の後、百四代後土御門帝文正元年丙戌十二月廿九日大地震。翌年應仁の大亂起る。夫より廿三年を經て、明應二年甲寅五月七日地震。同四年乙卯八月鎌倉大地震。又十四年の後、百五代後柏原帝永正七年庚午八月七日の夜大地震。其後七十五日打續き震動して猶止まず。〔頭書〕此時堂社・佛院・樓閣・民屋顚倒すること其員を知らず。攝州天王寺石華表・石垣壞る、山々崩るゝ事夥し。同月廿七日遠州の海濱洪濤打來り、數千の在家・土地共に海に流れ、死する者一萬餘人、陸地三十餘町海となる。是より今切と名附くと應仁記に見えたり。夫より三十七年を經て、百六代後奈良帝天文二年丙辰二月十三日夜地震、此時星隕ちて海に沈むと云ふ。同十三年地震。夫より廿八年を經て、百七代正親町帝天正十三年乙酉十一月廿九日大地震。夫より九年を經て、百八代後陽成帝文祿四年乙未七月三日、午時より天遽かに曇り、繼頻

りに吹き、毛の雨を降す事夥し。同月十二日夜山城・大和・近江・丹波・河内・攝津夥しく地震す。伏見桃山城も所々破壞す。其外寺社・民屋・山嶽の崩るゝ音宛も百千の雷の如し。此時洛東大佛壞る。夫より三十五年を經て、百十代後水尾帝明正七年庚午正月七日、相州小田原大地震。又十七年經て、後光明帝慶安元年戊子四月廿二日大地震。同二年江戸大地震。夫より十一年經て、百十二代後西院帝寛文二年壬寅五月朔日地震して、東山豐國の廟壞る。夫より廿二年を經て、百十三代靈元帝天和三年癸亥四月五日、下野日光山、同時江戸大地震あり。同十月大隅國地震して海陸となる。夫より廿年を經て、百十四代東山帝元祿十六年癸未十一月廿三日關東大地震。以後二百餘日震ふと云へり。夫より三年を經て、寶永四年丁亥六月十八日、下野猿が股の土手大地に入る事數十丈。同年十月四日大坂大地震、壓死山をなすといふ。此時、紀州・三州・勢州・津々浦々靑き沼涌上り、津浪起りて、死する者萬を以て算ふ。同月廿二日富士山震動して、近國灰降る。夫より十八年を經て、百十五代中御門院享保十七年九月廿六日、肥前長崎晝夜八十餘度震ふ。同十一年丙午三月十九日夜、

越前勝山辨慶ヶ嶽震ひ、凡十八間四方岩石二つ、二里八町の間飛んで大河を堰留め、洪水溢れ、人民牛馬死する事數を知らず。其時彼麓の二ヶ村三百餘軒沼の池となる。廿五年の後、百十七代桃園帝寶暦元年辛未二月廿九日京都大地震、破壞殊に夥しく、其後七月迄震ふといふ。同四月廿五日越後國高田地震、酉の刻より丑の刻迄三十餘度震ふ、山嶽・人屋崩れて死する者一萬六千餘人。同六年大坂梅田墓所寶永四年に死したる者の五十年忌、諸宗より萬燈供養あり。廿一年の後、百八十代後櫻町帝明和三年丙戌正月廿八日、奥州津輕靑森邊、大地震にて津浪あり、人民死する者數を知らず。近くは文化元年甲子三月、羽州秋田大地震、象潟山崩れ死亡多し。又文政五年壬午六月十二日、京都地震、此時江州八幡在殊に嚴しきよし。同十一年子十一月十二日、朝五つ時、越後國三條見附、長岡・與板・和木野町等、十里計り四方大地震、其時出火ありて横死の者三萬餘人、牛馬六千計り、神社・佛閣・大厦・民家の破壞其數算ふべからずといふ。凡往昔よりの地震猶ほ諸國に有るべけれ共、只書典に載せたるのみを記す。日時若し違ひあらば幸に之を許せ。扨も今年文政十三年庚寅七月二日、朝より一

天晴にあらず曇るにあらず、俗にあぶら照といへるけしきにて、蒸炎昨日に增さり、凌ぎ難かりしが、漸くに七つ頃となれば、聽て暑氣も少しは去るべきなりと思ひ居たる折から、雷聲の如き颯々と響くと等しく、夥しく地震出す。是は如何にと、衆人驚く間もなく、引續きたる大地震、見る〳〵家藏の震動する事、宛も浪の打來るが如く、其上土藏・高塀、或は石燈籠、又器物・道具の崩破る音、千萬の雷頭上に落掛かるが如く、往來の人は大道に蹲り、家に有る者疊にひれ伏し、今や棟梁の爲に壓死するかと膽を消し、人々生きたる心地なかりしが、甚しく震ふ事引續き三度、稍暫くして少し穩かになりしかば、家每に疊を大道へ投出し、互に引連ね我一にこれに逃出し、誰云合ふとなく、須臾の間に洛中・洛外町々家裡に殘る者稀にして、老若男女・貴賤尊卑の差別なく、皆々大道に膝を連ねしは、寶曆の昔はいざ知らず、八十年來珍らしき事なりけり。類聚國史光孝天皇元慶三年八月五日地震の條に曰く、此夜大地震、京師人民出レ自二廬舍一、居二于街路一と見えたり。扨京都の人家或は倒れ、又柱歪み、天井落ち、或は竈の壞れたる尤も多く、土藏は殊更にあたり烈しくして、矢庭に震崩したる多く、其外四壁落ち大輪碎けて是が爲怪我人數多あり。凡京中

の土藏に、一ヶ所として滿足なるはなく、されども誰か是を補はんといふ者なく、取除んと思ふ者もなくて、只大道にひれ伏し、神佛名號を唱ふ。適、主家又は近邊の緣家の安否を訪ふ者、皆陣笠・胸當にて奔走す。地震は初の如くにあらざれども、只𠺕々と鳴つて震ふ事須臾に數ヶ度、凡翌三日朝迄に百廿餘ヶ度震ふといへり。されば此夜は家々の馬提燈を燈して、大道に夜を明かす。かくて三日の朝は、雲晴れ渡り日光明かなれば、流石大道の住居も見苦しとて、銘々家裡に入つて、漸く僅かに其破壞を繕ふ。此日地震ふ事猶止まず。凡一時に七八度より十ヶ度づつに及ぶ。此夕も七つ時より、同じく今宵も大道に夜を明かさんと、疊を連ね屛風を引き、上には雨覆をなし、町幅狹き所には、向ひより互に繩を張り、竹を渡し、上には筵又は合羽等を引覆ひ、皆々前夜の如く夜を守る。又恐怖の甚しきは、市中に居るは危しとて、東山の野邊・或は鴨河原・西の野へ席を構へ、食器を運び出して難を避くる人も夥し。此夜曉かた僅に雨降ると雖、朝に至て晴る。地震ふ事少し、穩なりと雖、一時に六七度に及ぶ。此夜も猶大道に出ると雖、夜氣感冒せん事を恐れて、前夜の如くには

あらず。然れ共皆々端近に圍繞して、嚴しからんには、大道に逃げ出でん用意なり。是より日々震ふ事數少く、十四五日頃には一晝夜十五六度・廿度に及ぶ。扨京都の人家大小共破損せざるなければ、急に其修理をなさんとすれども、大工・左官は固より、手傳人夫に至る迄、迚も家々に充つる事難ければ、數度呼出しに及べども、容易に出來らず、適〻來ると雖、一日來れば二日來らず、二日かゝれば五日休むが故、修理も全からず、漸〻竹・材木をもて假に突張し、或は繩もてつなぎ置くもあり、又は一向に人夫も來らざるは、止む事を得ず其儘になし置くも多し。是等は元來始めは滿足と見えて、人に誇り顔にいひたる藏抔、連日の震ひに追々破損し、思ひもよらず一時に崩れて、其響近鄰を騷がす。其後十七・十八日兩日大雨ありしに、雨濕通りて、又も土藏頽れ傾き、或は殘りたる大輪落るも多し。故に人心何となく恐怖止まず、日夜安き心もあらずして、只安全をのみ願ひしに、元より泰平の大御代、殊更公にも諸社・諸山に御祈を命じ給ふよし、因りて七月の末つ方には、稍震ひの數も減じ、今八月初旬には一晝夜僅に五六度となりしは、最も有難き聖代と、萬民擧つて喜びを

なし侍る。あなかしこ。

此一帖は、些と世の弄びの爲め記すに非ず。遠國邊境にては、樣々に風評なすが故、京都に緣者又は知己ある人々は、日夜安心をなさゞる由を聞けり。因りて其のあらましを記し、猶遠境の人をして安からしめん事を願ふのみ。

〇寶暦十一辛巳年十二月十六日大坂町人中へ御用金被仰付候之寫

御役人

十人御目附　三枝帶刀様　御勘定組頭吟味　小野左太夫様
書留役　向山源太夫様　倉橋與四郎様
御勘定　宮川小十郎様　富見源三郎様　渡邊伊兵衛様
御徒目附　豐田藤五郎様　清水又八様
普請方　中村丈右衛門様　菊池惣内様　保田定一郎様　仁木郷助様
御小人目附　清水又市様　平野作十郎様　内山彌八様　松川小八様
平野西右衛門様　小倉勇藏様
西御町御奉行　奥津能登守様
西御組與力　田坂直右衛門様　吉田勝右衛門様　安井新十郎様

覺

一、金何程　何屋誰

一、金何程　何屋誰

米相場之儀に付、其方共右御用金被㆓仰付㆒候旨、三枝帶刀、小野左太夫を以、御城代松平周防守殿へ、江戸表ゟ被㆓仰越㆒候。依㆑之此段可㆓申渡㆒旨、周防守殿被㆓仰聞㆒候。何れ共身分に應じ御用被㆓仰付㆒候儀、誠以冥加之至に候條、難㆑有奉㆑畏、御請印形仕、來る午正月十日切に、我等役宅へ可㆓持參仕㆒候。

巳十二月十六日

但半金當十二月廿六日納。今天保八酉迄七十七年に成也。

一、金五萬兩宛

今橋二丁目 鴻池屋善右衛門　和泉町 鴻池屋松之助　今橋壹丁目 平野屋五兵衛　高麗橋一丁目 三井八郎右衛門

玉水町 加島屋喜齋 改久右衛門　瓦町一丁目 鐵屋庄左衛門　内兩替町 布屋十三郎　新難波西之町 倉野治郎左衛門

高麗橋三丁目 油屋彦三郎　吉野屋町 辰巳屋久左衛門　〆拾人

一、金二萬五千兩宛

今橋二丁目 鴻池屋善八　江戸堀五丁目 大庭屋治郎右衛門　上人町 粹屋久右衛門　道修町一丁目 川崎屋源兵衛

高麗橋二丁目 袴屋彌右衞門　立賣堀四丁目 近江屋休兵衞　吉野屋町 川崎屋四郎兵衞　大川町 加島屋作兵衞

平野町二丁目 泉屋新右衞門　今橋一丁目 堺屋佐右衞門　伏見町 加賀屋與兵衞　〆拾壹人

一、金一萬五千兩宛

高麗橋二丁目 升屋九右衞門　高麗橋二丁目 伊豆藏五郎兵衞　播磨屋作兵衞　道修町一丁目 袴屋仁兵衞

豐後町 泉屋利兵衞　道頓堀 大和屋治兵衞　高麗橋二丁目 富山伊右衞門　海部堀 中屋八兵衞

玉水町 島屋市兵衞　道修町一丁目 加賀屋與左衞門　備後町二丁目 油屋治兵衞　〆拾壹人

一、金一萬兩宛

道修町二丁目 小西吉右衞門　百間堀 志布子屋與二郎　北濱二丁目 鹽屋孫左衞門　〆三人。

一、金五千兩宛

安養寺町一丁目 大和屋利兵衞　島町 長濱屋源左衞門　今橋一丁目 日野屋九兵衞　同町 天王寺屋五兵衞

今橋二丁目 天王寺屋久右衞門　平野町二丁目 綿屋善左衞門　内平野町 日野屋茂兵衞　同町 日野屋甚右衞門

内平野町 河内屋七兵衞　吉野屋町 木津屋喜太郎　富田屋町 平野屋又兵衞　船町 助松屋忠兵衞

淡路町二丁目 錫屋五兵衞　本町二丁目 衣屋五兵衞　百間堀 米屋長右衞門　小谷町 吉野屋五兵衞

道修町一丁目 鈴屋茂兵衛
内本町 海部屋仁兵衛
梶木町 播磨屋九郎兵衛
新天滿町 吹田屋六兵衛
九郎右衛門町 北村六右衛門
長堀東濱 泉屋吉右衛門

同町 内田屋惣兵衛
立賣堀南側四丁目西之町 飛騨屋伊兵衛
白子町 岩井屋仁兵衛
新靱 天滿屋市郎右衛門
尼崎町二丁目 鴻池屋又四郎
〆三十七人。

同町二丁目 泉屋助右衛門
堂島 升屋平右衛門
木挽町 松屋清兵衛
百間堀 錺屋六兵衛
内淡路町 和泉屋新助

鹽町 錢屋太兵衛
同 奈良屋茂右衛門
同町 松原屋源右衛門
鰹座 大和屋彦三郎
四軒町 平野屋仁兵衛

覺

一、金何程　何屋誰

今度米相場之儀に付、御用之品有レ之候間、書面之金高可ニ差出一候。日限之儀者、廿八日限に半金、殘り金來る午正月十五日限に候。尤金銀之内にて可ニ差出一候。何れ共自分に應じ御用被ニ仰付一候儀、誠に以て冥加之至、難レ有可レ存候。以上。

十二月廿三日

一、金二萬兩

尼崎町一丁目 鎰屋半右衛門

一、金一萬五千兩宛

釜屋町 金屋庄助　今橋一丁目 堺屋七左衛門　白髪町 高津屋惣太郎　〆三人。

一、金五千兩宛

新天滿町 鷲屋與七郎　京橋三丁目 澤田屋太兵衛　北勘四郎町 龜屋武兵衛　上中之島町 長濱屋新六
尼崎町二丁目 河内屋勘四郎　今橋二丁目 紙屋治兵衛　尼崎町一丁目 天王寺屋かゑ　新淡路町 助松屋平藏
北濱一丁目 嶋屋市右衛門　平野町一丁目 源江屋勘兵衛　同町 小西長左衛門　南渡邊町 河内屋又兵衛
近江町 長濱屋治右衛門　高麗橋三丁目 苧屋喜兵衛　道修町一丁目 袴屋善兵衛　出口町 岩田屋喜兵衛
堂島中町 鹽屋茂兵衛　北濱二丁目 鹽屋庄二郎　長堀十丁目 板屋孫三郎　四軒町 平野屋嘉右衛門
上人町 天王寺屋忠兵衛　肥後島町 山家屋權兵衛　順慶町一丁目 金屋德兵衛　播磨町 鐵屋新六
吉野屋町 川崎屋武兵衛　炭屋町 高松屋惣右衛門　〆二十六人。

一、金三千兩宛

油町二丁目 若林清九郎
北濱一丁目 近江屋藤八
新靭 古座屋次郎右衛門
梶木町 千草屋惣十郎
瓦町一丁目 近江屋仁右衛門
岡崎町 泉屋源太郎
平野町一丁目 河内屋茂兵衛
宗是町 河内屋善六
高麗橋三丁目 油屋四郎兵衛
尼崎町二丁目 助松屋新二郎
淡路町二丁目 伊勢屋兵右衛門
梶木町 天王寺屋伊右衛門
平野町一丁目 加賀屋三郎兵衛

淡路町一丁目 伏見屋吉右衛門
平野町二丁目 海部屋善治
相生西之町 山城屋長兵衛
高麗橋三丁目 海部屋清三郎
同町 近江屋八左衛門
本天滿町 森本屋吉右衛門
齋藤町 米屋佐兵衛
淡路町二丁目 大和屋加右衛門
上人町 油屋治兵衛
同町 肥前屋半兵衛
同町一丁目 小西角兵衛
同町 尼崎屋市右衛門
京橋四丁目 伊勢屋久兵衛

北濱二丁目 紅粉屋長兵衛
同町 茨木屋安右衛門
淡路町一丁目 河内屋仁左衛門
道修町三丁目 辰巳屋善右衛門
瓦町二丁目 近江屋與兵衛
呉服町 升屋長右衛門
今橋一丁目 紙屋吉右衛門
通書町 天王寺屋杢兵衛
同町 油屋善兵衛
伏見町 加賀屋七郎兵衛
道修町二丁目 近江屋太右衛門
道修町一丁目 奈良屋藤兵衛
內兩替町 布屋六郎兵衛

新靭町 一物仁右衛門
長濱町 樫木屋半右衛門
北濱一丁目 富田屋四郎五郎
瓦町一丁目 太刀屋庄兵衛
油掛町 虎屋喜兵衛
淡路町一丁目 酢屋治右衛門
島町二丁目 播磨屋五兵衛
今橋一丁目 平野屋又右衛門
通書町 升屋治兵衛
備後町一丁目 鉛屋吉左衛門
同町 近江屋喜兵衛
內平野町 小山屋吉兵衛
安土町二丁目 布屋三右衛門

江戸堀三丁目 傳法屋五左衛門	松本町 山口屋伊兵衛	鹽町四丁目 山口屋庄兵衛	高麗橋三丁目 苧屋佐兵衛
道仁町 綿屋吉兵衛	石灰町 松屋利兵衛	鹽町四丁目 小橋屋四郎兵衛	唐物町一丁目 河内屋久左衛門
北久太郎町三丁目 奈良屋忠兵衛	白髪町 平野屋平左衛門	同町 平野屋市兵衛	中津町 平野屋吉兵衛
鹽町二丁目 錢屋彌三右衛門	彌宜町 平野屋三右衛門	本町二丁目 布屋嘉兵衛	順慶町四丁目 山城屋三郎兵衛
同町 龜屋仁兵衛	中筋町 阿波屋吉兵衛	南瓦町二丁目 河内屋吉右衛門	高津町 綿屋伊兵衛
新難波東之町 辰巳屋仁兵衛	同町 辰巳屋喜兵衛	釜屋町 釜屋庄助	茂左衛門町 和泉屋利助
堂島三丁目 近江屋助左衛門	同町 升屋茂兵衛	堂島五丁目 吉文字屋利衛門	船大工町 伏見屋三右衛門
樋上町 俵屋吉兵衛	天滿船大工町 堺屋利兵衛	樋上町 鳥羽屋三郎兵衛	船大工町 大塚屋市郎兵衛
天滿九丁目 蓮屋善右衛門	天滿西樽屋町 丸屋市兵衛	又治郎町 綿屋三右衛門	長柄町 文字屋文四郎

右之内三十人は御歸し被ㇾ遊候。〆五十八人。

覺

一、金何程　何屋誰

今度米相場之儀に付、御用之品有ㇾ之候間、書面之金高可ㇾ差出ㇾ候。日限之儀は、來る十六日限り、半金殘り金來る廿九日限りに候。尤金銀之内にて可ㇾ差出ㇾ候。何れ共身分に應じ御用被ㇾ仰付ㇾ候儀、誠以て冥加之至、難ㇾ有可ㇾ存候。以上。

午正月四日

一、金五萬兩
内平野町
米屋平右衞門

一、金一萬兩
瓦町一丁目
炭屋五郎兵衞

一、金五千兩宛
平野町二丁目
和泉屋治郎衞門　　讃町四丁目
小橋屋利兵衞　　備後町濱
油屋新助　　幸町一丁目
津國屋九兵衞
樋上町
鳥羽屋三郎兵衞　　和泉屋甚吉　〆六人。

午正月五日被ㇾ仰付ㇾ候御書付、昨四日之通之日限。

一、金三千兩宛

備後町一丁目 鐵屋重右衛門
川崎屋仙藏
瓦町二丁目 川崎屋八兵衛
北小幡町 尼屋四郎右衛門
瓦町二丁目 伊勢屋平兵衛
藤右衛門町 播磨屋五兵衛
鍛谷二丁目 橘屋九郎兵衛
南久太郎町三丁目 菱屋宇右衛門
西高津町 毛綿屋源左衛門
彌左衛門町 安田屋半三郎
堂島中三丁目 今津屋貞印

白子町 綿屋武兵衛
北濱二丁目 肥前屋又兵衛
南堀江 阿波屋佐右衛門
玉水町 加島屋十郎兵衛
平野町二丁目 海部屋善治
南本町二丁目 高三喜兵衛
北久太郎町 近江屋半兵衛
唐物町三丁目上半 山本屋源右衛門
同町 毛綿屋四郎兵衛
北富田町 加島屋清三郎
旅籠町 綿屋幸七

鹽屋平四郎
船町 泉屋長右衛門
梶木町 松島屋安右衛門
安土町一丁目 炭屋安兵衛
北久太郎町二丁目 利倉屋與兵衛
釜屋町 大坂屋又二郎
鹽町三丁目 八幡屋治郎兵衛
德壽町 金屋嘉兵衛
本町二丁目 奈良屋太郎兵衛
天滿九丁目 蓮屋善右衛門
小森町 大和屋藤四郎

堺屋とよ
齋藤町 絹屋利右衛門
大和屋宇之吉
備後町二丁目 錢屋權兵衛
百間町 油屋吉兵衛
本町二丁目 奈良屋惣右衛門
炭屋町 川崎屋吉郎兵衛
山本町 河内屋源左衛門
天神筋町 綿屋甚兵衛
藤屋六郎兵衛
瓦町二丁目 川崎屋三右衛門

〆四十四人

〆百七十四萬六千兩

三千兩出金の能力なきものには用金を仰附ず

右銘々被二仰付一候以後、

一札

一、此度就二米相場之儀一出銀被二仰付一、難レ有奉レ存候。私儀御大名樣方仕送り仕罷在候に付、右出銀被二仰付一候を申立、爲替金並御仕送り金等、相滯らせ申間敷旨、被二仰渡一奉レ畏候。御屋敷方は不レ及二申上一、町方金銀取引通用不レ滯樣に可レ仕候。此段心得違爲レ無レ之被二仰渡一奉レ畏候。御請證文仍而如レ件。

月　日　　町人　名判

御口上にて被二仰渡一候は、

此度御用金被二仰付一候に付、小身上之者へも可レ被二仰付一哉と存、金銀を不通用に致候樣に相聞え候。右御用金は、三千兩以上不二出兼一者へ被二仰付一候儀にて、三千兩以下之小身上之者へは不レ被二仰付一事に候間、小身上之者共、安堵致、金銀不通用不レ仕樣、末々迄とくと可二申渡一旨、被二仰渡一候事。

午正月

於南組總會、御年寄中御口上にて、右之通被仰渡候。

此度御用金被仰付候儀、三千兩以下之者へは不被仰付候間、金銀引取通用不相滯樣に可仕旨、先達て被仰渡候處、御用金被仰付候哉と存、金銀取引・爲替等不通用に仕、竝先達而御用金被仰付候町人も、早速皆納仕候はゞ、又々御用金被仰付候哉と存、相延候趣、被達御聞候。右御用金之儀は、右之外は最早不被仰付候間、町人貯居候金銀取引・爲替等通用不相滯樣可仕旨、竝先達御用金被仰付候町人は、當月中に隨分出精仕、早々皆納仕、猶又取引・爲替等通用相調候趣、書付を以追々申上候處、正月十六日右之金子致持參候。被仰付船場町之內にて、二十四町御呼出、一町に金二千六十兩づつ御貸渡被仰付候。夫れより追ひ〳〵右之通りに、出金を町々へ貸付被仰付。乍併後々程金高減少被遊候。三鄉町中所々へ御貸付付候。御買米被仰猶は右之町々之內、二度御貸付出候ところも有之、右證文一札左のご

金子を町町に融通して買米を仰付く

とし。

差上申一札之事

一、私共町々へ、金千三百七十四兩宛御渡被レ下候間、何づく米にても、去年米の切手買入可レ申候。尤も切手は五斗入・四斗入・三斗入と藏々により、俵數不同有レ之候間、四斗入は二百五十俵にて百石、三斗入は三百俵にて百石と相心得、何町誰方か、何國米何石、代銀一石に付何程之切手、何枚買入候段、年寄連判之書付を以て、早々御屆可レ申上ニは、以ニ切手ニ本紙に寫、可ニ差上ニ旨被レ仰、奉レ畏候。

右之外に金六百八十六兩宛御貸渡被レ成候間、拜借金と名目を付、何れ成共借渡可レ申候。先は借渡利銀之儀は、一少半迄は相對次第借付申べく旨、被ニ仰渡ニ難レ有、是又奉レ畏候。御請證文仍而如レ件。

寶曆十二壬午正月

何町町人代兩人印

同町年寄誰印

覺

一、金千三百七十四兩

○代銀八十二貫四百四十目。　能登樣御押切御印。

右は米相場之儀に付、其元ゟ出金之内、爲二買米代一、書面之金高、於二御奉行所一、町内へ借用被二仰付一、難レ有請取申處實正也。　追而御奉行所ゟ被二仰渡一次第、返濟可レ申候。利分之儀は、銀一貫目に付一ヶ月に一朱宛之積、毎年七月・十二月兩度無二遲滯一相渡可レ申候。　爲二後證一仍而如レ件。

年號月日　　　　　　　　如レ前連印

何屋誰殿　　　　　　　　總年寄六人連判

何屋誰殿

覺

一金六百八十六兩

此銀四十一貫百六十目。　如二前印一。

右は米相場之儀に付、其元ゟ出金高之內、書面之金高於二御奉行所一、町內へ借用被二仰付一、難レ有請取申處實正也。　追而御奉行所ゟ被二仰渡一次第、返濟可レ申候。　利銀之儀は、銀一貫目に付一ヶ月一朱づつ之積に、　每年七月・十二月兩度に無二遲滯一相渡可レ申候。　爲二後證一仍而如レ件。

年號月日　　　如レ前連印

何屋誰殿

差上申一札之事

一、此度私共町內へ金子何程御渡被レ下買米被二仰付一候故、何國米何石、代銀一石に付何程にて買入申候御事。

一、右米切手何枚御封印にて御渡被レ成、奉二預置一候。　乍レ去銀子爲二返用一、右切手質物差入候儀は、勝手次第に候間、質入に仕候はゞ、何町誰方へ質物に差入置候段御

屆可二申上一旨、竝右米他國へ相拂候儀、是又勝手次第に候間、左候はゞ、何國へ賣拂候筈に候條、米藏出之仕度趣御屆可二申上一旨、早速切手之封印御切可レ被レ下候旨、勿論出精仕、早く致二藏出一賣拂候はゞ、爲二御褒美一御貸金之方は其儘に御借居に被二仰付置一、追而金主へ相戾候節は、前廉に可レ被二仰渡一旨、尤買米代とて請取金高は、米賣拂次第金主へ可二差返一旨。

一、他國へ不二相拂一米之分は、追て御沙汰有レ之候迄、何ヶ年も圍米に被二仰付一候間、ふけ搗之厭は、私共手常可レ仕儀に付、追て新米に買替、可レ然時節は、申出御指圖を請可レ申候。萬一買替之時節に、若損銀有レ之候共、其損失高は、御借付之別分を以相償候樣に、心得可レ申候。

右之通被二仰渡一候上は、買替之時節後れ致二損銀一候共、其段不レ及二御沙汰一、一町にて償可レ申候旨、將又賣出し銀有レ之分は、其町々之德分に被二仰付一候旨、右之心得を以隨分出精可レ仕候。尤他國へ遣し賣拂候共、右同樣に相心得可レ申候。

一、米藏出致候はゞ、藏屋敷之切手持參仕候節、御奉行樣より被二仰渡一候買米切手之

由、可相斷候。都て買米切手之儀は、米藏出仕候上、藏屋敷ゟ御奉行所へ差出候樣に、名代藏元へ被仰付置候趣、此段被仰聞候由、

一、御貸渡金之儀は、先達て被仰渡候通、拜借金と名目を付、先々利銀之儀は、一步半迄に、相對次第貸付可申候。右は金子に致附金、拜借金と申なし、借渡候儀、決て仕間敷候。若右體之儀有之於相顯は、急度御咎可被仰付旨。

一、買米代、竝御貸附金共に、銀一貫目に付、一ヶ月一朱づつ之利銀、毎年七月・十二月兩度に御取立、於御奉行所、直に金主へ御渡させ可被成旨。

右之段被仰渡候趣、逸々承知仕、難有奉畏、御請證文仍而如件。

年號月日

何町十人總代　何屋誰

同町年寄　何屋誰

何屋誰

右被仰渡候趣、私共奉承知、依之奥印仕候。以上。

三郷總年寄

天 今井與三右衞門　　天 中村左近右衞門　　南 渡邊又兵衞　　南 野里屋四郎左衞門

北 永瀨七郎右衞門　　北 江川庄左衞門

御奉行所

買米の藏出し

二月十一日、御買米致候町々年寄・町人御召被レ成、被ニ仰渡一候は、御買米早々藏出致可レ申候。尤藏之儀は、町内にても、何方にても、勝手次第可レ致候、藏出致候はゞ、右之趣致ニ案内一、切手封印御切可レ被レ下候。其上詰替申候はゞ、此方より俵數見分に遣し、封印可レ致由被ニ仰渡一候。

右之通に被ニ仰付一候に付、追々藏出所々に借藏致、詰かへ申候。然る處諸方借り藏藏屋敷高直に相成候に付、此度町々買米此節藏出仕候に付、貸し藏之分、敷銀格別高直に貸付候段、達ニ御聞一、不埒に不ニ思召一候。縦是迄相對を以貸付置候共、過分之藏敷に候分、常體之通に引下げ候樣に可レ仕旨被ニ仰渡一、奉レ畏候。此段町人共一統奉ニ承知一候。敷銀過分貸付候儀仕間敷候。

二月廿一日

二月廿八日夜に入、御用金被仰付候町人共へ、於總年寄被仰渡候は、先達而御用金被仰付、追々致出銀候分、段々貸付被仰付相濟申候。此上當分御用も無御座候に付、跡金勝手次第に可仕由、猶又重而御用之儀有之候はゞ、前廣に可被仰由。

江戸御役人樣巳十二月三日大坂御著。

午三月七日御用相濟、大坂御發駕、江戸へ御歸り。

原田清右衛門　御代官所

上州群馬郡

高六百石餘　川島村 江戸ゟ三十一里

高八百石餘　北牧村 江戸ゟ三十七里

右二ヶ村同國吾妻川通に有ㇾ之。去八日四つ時山津浪、溏岩・火石等夥敷押出し、川島村・木工橋御關所、北牧村家居・田畑不ㇾ殘流失仕。尤山手に少々家居相殘候迄にて、流人數相知不ㇾ申、存命之者有ㇾ之間敷と推察仕候計にて、萬一農業罷出候哉、又者馬草刈罷出候者は相殘り可ㇾ申哉、相知不ㇾ申。縱相殘罷有候とても、當時渴命及可ㇾ申候外無ㇾ之候旨、注進申出候。

七月　上州群馬郡川島村北牧村山津浪

一、中仙道輕井澤・沓懸・追分・板鼻、右四ヶ所之儀者、淺間山大燒震動雷電仕、當月七日夜ゟ大石並砂、凡一尺一寸程降積り候由、輕井澤之者之儀者、同日夜ゟ燒石砂降り懸り、家居燃上り、一宿不ㇾ殘燒失仕候由、尤怪我人・死人等之儀難ㇾ計御座候由、委細之儀者猶又相糺可ㇾ申聞ㇾ旨、遠藤兵右衞門相届候間申上候。已上。

淺間山噴火

七月十二日

一、中仙道信州輕井澤宿、淺間山麓に御座候。去月廿九日、淺間山大燒にて震動雷電夥敷家居鳴渡り、百姓共追々立退候處、當月七日四つ頃ゟ土石夥敷降り懸り、年寄又八と申者之屋根へ、右之石と火玉落懸り卽時燒上り、夫ゟ四五ヶ所程一圓に燃え上り、一宿不ㇾ殘燒候趣に御座候。名主六右衞門と申者父子、水帳其外御用書物等取出度、命限り相働き外とへ取出候處、かむり候竹笠・蓙兩度右土石落懸り打倒れ申候。漸く起上り逃去候由、六右衞門娘・妹・下女兩人、何方へ參候哉、夜中之儀故不ㇾ相知ㇾ候。定而石に打れ相果候かと之儀に存候と、六右衞門申候。其外怪

輕井澤の被害

我人・死去人之程難計御座候。

一、信州沓掛之宿者、追分宿淺間山麓にて、前書之通輕井澤宿同樣の大變に相開候得共、宿中不殘何方へ逃去候哉、彼地陣屋へ一向否不申出候。樣子相知不申候由、手代共罷越見分等仕候儀も不相成候。

沓掛の被害

一、上州板鼻宿ゟ訴出候者、五月廿八日・六月廿八日・當月五日、淺間山燒、吹出灰・石子霜程降り候處、當月六日暮六つ時ゟ八日未之刻迄、晝夜共震動雷電仕、無絶間石砂降申候。午之刻ゟ申の刻迄二時半程、闇夜之如く灯燈を燈して用事致申候。凡石砂深さ一尺一寸程降り積り、溜り一尺四五寸有之候。驛家之分は御傳馬役相勤候者二分、其外裏屋小家數多押れ候旨訴出申候。畑作物は不及申青葉無之、差當り馬の飼料無之難儀仕候と訴出申候。

上州板鼻宿の被害

中仙道信州・上州四ヶ宿、此度淺間山石砂ふり、就中信州三宿之儀者退轉同前に相成候趣に御座候得共、今以燒靜不申、彼地に罷越候手代共、見分に罷越候儀も相成不申間、追々委細之儀は追而可申上候得共、先右之段御屆申上候。已上。

右御代官遠藤兵右衛門様ゟ御用番様へ御屆之寫也。

右、天明三癸卯年の大變なり。此節の有樣之を譬ふるに物なく、別して吾妻川には崩れたる泥土の中に、人馬・鳥獸の別ちなく、家と共に山津浪に押流され、泥中の中に火燃えつゝ、人畜の別ちなく、泣叫びて流れ行く樣哀にも恐しく、之を助くるに手術なく、誠に佛家にいへる地獄の有樣も斯くや有らんと思はれしとなり。此時山の崩れぬる響、京師・浪華等へも應へて、戸・障子響き渡りし事なりとぞ。

鹿狩

寛政七卯年三月五日

御鹿狩御役人附

千住宿より小金原・日暮村御立場迄四里二十八町、御成道御普請之あり。尤道幅三間、橋

新宿川御假橋　長さ六十八間　幅三間。

松戸宿利根川御船橋　長さ凡百廿間、但し上州船廿七艘。

松戸宿松龍寺山迄新御殿御茶屋。此處にて狼烟を揚げ大造なり。

御普請總掛り　御郡代　久世丹後守

御代官　菅沼安十郎

同　大貫治左衞門

同　三河口太仲

同　竹垣三右衞門

勢子の員數

御當日勢子人足、武藏・安房・上總・下總・常陸凡そ十萬人なり。右五ケ國勢子人足七手に相分れ、一組に世話人二十人づつ付き、一の手世話人・幟等に至る迄臼印にいたし、二の手は黑七組七色に相分て、東は銚子にて限り、南は房州境、北は取手布川を限り、遠方は一同に二里づつ連續なり。御立場北の方川越新田境御小屋四十坪餘二行に建つ。是は前々日・前日、大御番頭・御書院御番頭・御小性御番頭・御旗本衆一萬五千人餘御詰、此口へ狗競を懸く。二十町餘の御立場より太鼓にて懸引くなり。

御立場小富士山と申し奉る（高さ五丈餘、山上八寸四方に御上り口、小柴にて築立つる）

小富士山八間四方の御矢倉（高さ五尺四方御手幡五色の吹流し）

御當日前夜千住宿ゟ御立場迄の間、高張を附け、十町の間に篝を焚く。明六つ時松戸宿へ將軍樣御著、其夜御立場人足持口々々三百ヶ所にて篝を焚く。此篝の中に節の付きたる青竹を焚き、此青竹にて人足の眠を覺まし候なり。

右五ヶ國村々、幟一本・高張一本、名所を印し可レ致二持參一御觸れ、商人見物御免。

隨從の大名旗本

御當日御供諸大名衆・御旗本衆。

い印	小笠原近江守	馬十疋	三百七十七人
ろ印	松平下總守	同	三百八十一人
は印	近藤石見守	同二十疋	四百八人

御書院番頭

に印	淺野壹岐守	馬十二疋	四百二十七人
ほ印	諏訪若狹守	同	三百八十八人

へ印	長谷川丹後守	同	三百三十六人
と印	中坊近江守	同廿五疋	三百二十七人
ち印	駒木根大內記	同	三百九十五人
り印	勝田安藝守	同廿三疋	四百六十一人

御小性御番頭

ぬ印	安藤伊豫守	馬二十疋	三百四十二人
る印	前田安房守	同廿五疋	三百八十五人
を印	大久保豐前守	同	三百十四人
か印	坪內美濃守	同十三疋	三百廿三人
よ印	松平信濃守	同十八疋	三百八十七人
た印	內藤甲斐守	同十二疋	三百六人

御先手御鐵炮頭

れ印一	牧野織部正	馬一疋	六十九人

御先手御弓頭

れ印二　市岡丹後守　馬一疋　六十五人

れ印三　奥田主馬　同

御先手御鐵炮頭

そ印一　水野若狹守　馬　九十三人

そ印二　松平舍人　同　六十五人

そ印三　松平左金吾　同　六十九人

つ印　御使番十四人　同九疋　二百四十三人

な印一　伊澤内記　同一疋　六十二人

な印二　山本伊豫守　同　百十一人

な印三　彥坂九兵衞　同　八十九人

御持筒頭

ら印一　室賀圖書　馬一疋　百廿二人

ら印二　戸田藏之助　同　百四十七人

御先手御弓頭

む印一　建部大和守　馬一疋　百二十人

む印二　內藤伊織　同

新御番頭

う印一　柴田修理　馬二疋　百五十人

う印二　中奥御番衆　同　五十八人

の印一　水谷兵庫　同　百五十人

の印二　松平小十郎　同　二百八十五人

く印　中奥御小性　同八疋　二百九十六人

百人組頭

ま印　津田山城守　馬一疋　二百四十八人

け印　渡邊平十郎　同　二百四十九人

御徒步頭

ふ印一	岡部内記	馬一疋	三十六人
ふ印二	深尾八太夫	同	
ふ印三	馬場大助	同	
ふ印四	丸毛勘右衛門	同	
ふ印五	吉松治右衛門	同	

御小十人頭

こ印一	鵜飼新三郎	馬一疋	八十八人
こ印二	土屋源四郎	同	八十七人
こ印三	桑山猪兵衛	同	八十四人
こ印四	新見長門守	同	八十一人

大御番頭

て印	菅沼織部正	馬十一疋	四百四人

あ印　建部内匠正　同九疋　四百三人
さ印　松平但馬守　同十三疋　六十四人
き印・一カ　御大目附　同十五疋　六十四人
き印・二カ　御目附方　二百人
き印・三カ　御醫師　五十人

前々日・前日御給（詰カ）の諸士方御焚出、松戸宿大坂屋庄兵衞方へ仰付けらる。尤も御當日御供衆は外焚出なり。

焚出人足

一、二尺釜六十、此焚人足六十人　此湯廻し人足二十人
水廻し人足四十人　火焚人足二十人　洗ひ米廻し人足四十人
槇運び人足二十人　飯持出し人足二十人　飯荷持其外用意人足四十人
〆二百八十人
外に米洗ひ人足八十人、是は前々日米洗に付き焚出小屋へ運び人足の積りなり。

飯一度分　百七十荷　此人足三百四十人但し新調の酒樽へ詰むるなり。

三月四日夜九つ時出御、五日夜九つ時還御。

御物數

鹿五つ　御上　鹿一疋　松平伊豆守

同一疋づつ　御書院番勝田安藝守組　本間勘助　小倉永次郎　杉浦又左衛門　青野直吉 突留

同一つ　御勘定　拓植又左衛門 生捕　同　御鳥見　大倉又太郎 生捕突留　同　大御番松平下野守組　上田乙之助 生捕

同　中奥　牧野内匠 突留　同四つ　御勘定奉行　久世丹後守 同　同七つ　姓名不知 突留

同一つ　御小性　山木若狹守 同　同　御鳥見　吉田金二郎 同　同　同人 生捕

同二つ　宮井三左衛門 生捕　同一つ　御納戸　三淵伯耆守　同　四手組出役 生捕

同五つ　御犬嚙殺　同一つ　御勘定組頭　金澤瀨兵衛 生捕　同　御勘定奉行　久世丹後守 同

獲物

同　大御番松平下野守組　山本長左衛門　生捕　同　同　人　突留　同　御小納戸　吉澤內記　突留

同　御書院番頭妻木佐渡守組　安藤次兵衛　同　同　同勝田安藝守組　靑木小左衛門　同　同　同　本多安之助　組留

同　御代官　三河口太仲　突留　同　御勘定　金澤瀨兵衛　同　同　御小性組山田肥後守組　杉本五郞左衛門　同

同　御書院番　駒木根大內記組　生捕　同　御代官　三河口太仲　生捕　同四十六　姓名不レ知　打倒

猪一つ宛　御小納戸　天野權十郞　射留　同　御小性組松平紀伊守組　多賀大助　同　同　御書院番勝田安藝守組　久保田左近　同

同　御小性　細井豐前守　同　同　御小納戸　天野彌五兵衛　突留　同　御小性　能瀨因幡守　同

同　御小納戸　竹本次左衛門　同　御小性組子頭　松平備後守　同　同一つ　姓名不レ知　打殺

同　山名丹後守　突留　同　能瀨因幡守　同　同　手負行倒

同　姓名不知　突留　兎　栢植又左衛門　生捕　同　姓名　御勘定　不レ知　御鳥見

雉子一つ　同断　行倒　　狸三つ　御鳥見大岩又太郎打倒　　狐三つ　姓名不レ知同同

都合百十疋

〔姓名不知とは百姓の分なり〕

享和元辛酉年十二月四日夜八つ時前、小雨降雷鳴、天王寺塔三重目へ雷落ち、夫より雷火全堂へ移り、十七棟燒失。

同二年住吉炎上。

攝津河内洪水

同年六月廿八日・同廿九日兩日風雨烈しく、七月朔日より洪水攝・河に溢れ、村々二百餘ケ所水入。

河州交野郡八ケ村　若江郡廿六ケ村　茨田郡十二ケ村

河内郡四ケ村　澁川郡十ケ村

攝州東成郡・西成郡にて十二ケ村　島上郡廿七ケ村

總村合二百三十七ヶ村

總高十二萬三千五百五十五石四斗三合

長壽の火打鍛冶

享和二壬戌年かと覺ゆ。京都出水の西なりしが、鐵石軒といへる火打鍛冶あり。長壽の人のよし聞きしゆゑ尋ねし處、百十七歳の時なりしに、大抵七十計りの人と見ゆ。三つ・四つ火打を求めて、「何なりとも書きて得させよ」といひて、用意せし紙を出だしぬれば、「易き事なり。拙きを構ひ給はずば認め申すべし」とて、「如南山壽〔壽如南山カ〕福如東海」などいへる事を書きぬ。外に變りし事なけれども、行歩の自由ならざると、目少しく惡くして細き事は書難くして、鐵石軒吉久書といへる事は、息子に代筆をなさしむ。斯かる賤しき身なれども、幸に長壽せし故に、貴人方の訪ひ給ひ、又歌など贈り給へり。これを見給へとて、誇り顔して白木の箱を出しぬる故、之を見るに、親王・攝家、其外堂上方の御詠にて、皆鐵石軒を祝するとあり。彼がいへる如く、長壽の德なるべし。斯く長命なる人は格別なるものにて、幼年より輕業を渡世にして暮

せしに、四十の年に至り、若き時の如くからだの自由になり難く、筋骨もこはばりて、はなれ業の危き樣に覺ゆるにつけて、生涯の世渡に成り難き事を始めて悟りぬれども、外に仕覺えし事なければ、如何なる事をかなさむと心を配りしに、ふと安藝の廣島には輕業せし時、火打鍛冶の家に宿りし事ありて、退屈なる時向ふに行きて、向ひ槌打ちし事あり。此事を思ひ出で、火打を打つ事は隨分なるべしと思ひ付きて、之を始めしとなり。九十七八の頃、近邊に九十計りの婆ありしを迎へ取りて、妻となしぬれども、初の妻は七十餘の時死せし故、暫くやもめにて居しとなり。之も亦九十七八にて死にし故、夫よりやもめ暮しなりしとぞ。子といへるも七十餘にて、孫は五十に近く、其外玄孫などもある由なれ共、外に出で家にあらざりし故、家内幾人といへる事は知らざれども、誠に京師などにては珍しき長壽なり。

英吉利船房州沖に來る

文政五壬午年三月、エグレス船安房の沖に來る。漁船之を見付けて直に訴へぬるにぞ、近邊數里の間嚴重に備立して、夫より漁人を以て、如何なる事にて來りしと

尋ねありしかども、少しも分ちがたく、直に漁人を一人船に引込みし故、如何なす事やらんと、安き心もなかりしに、種々饗應なし薪水をきらせしかば、「之を恵み呉れよ」といへる事の模樣にて分りしかば、其の如くして遣し給ひしとぞ。船は二艘にて近づきしは一艘のよし、其節の噂に、エゲレス、「これより江戸へ何程ありや」と尋れしかば、「凡そ百五十里もあるべし」と答へしに「偽る事なかれ。十里ならではなし」といひし由、實に薪水をきらせしにや。又隙を窺ひに來りしにや。其實計りがたしとぞ。

同年六月五日、日本橋普請出來に付き、奥州南部領森岡哥戶村にて、高二千石計り持ち候百姓渡初(わたりぞめ)をなす。其者共左の通、

山崎清左衞門百四十三歳　同妻嘉澤(津カ)百三十九歳　悴源藏百十二歳
同妻さき百九歳　孫源之丞九十八歳　同妻かじ九十三歳
孫清之助七十一歳　同妻はな六十八歳　玄孫清左衞門四十三歳
同妻まつ三十九歳

是迄も長壽の人といへば、多くは奥州より出づ。其國大にして艮の隅に當り、邊

鄙なるが故に、人の心も自ら裕に情欲少き故なるべし。先年永代橋の渡初にも、百六十餘・百五十餘の夫婦百四十計りの子供夫婦を召連れて渡りしも、奥州の人なりしとぞ。

百七十餘歳の老人口取す

家光公御上洛の時、御馬の口取をなし、馬子唄を謡ひて上りしは、百七十餘にて參河の國の人なる事は、昔より言傳へて人の知る所なり。或人、如何すれば其の如く長壽するやと尋ねしに、外に術なし。只麁食を節にして三里に灸するのみと、其灸は、

朔日 左九 右八　二日 左十 右九　三日 同 同　四日、左十一 右十　五日 左十 右九
六日 左右共九　七日 左九 右八　八日 左右共八

壯年の時、人に教へられてより怠らずこれをするとぞ。斯くのごとく灸するとしとて、ことごとく長壽すべき者にはあらねども、一たび教へられぬれば、其事直を守る心正なるが故に、情欲の爲に勞することなく、無爲めにして長壽を得しものなるべし。

西本願寺騷動

寛政より享和に至り、西本願寺に大騷動の事あり。此節の門跡といへるは、至つて愚人なるより事起り、祖師親鸞の掟に背き新義といへる事を始む。こは門主の過を揜へて、之を言種にして之を押して隱居せしめ、河内國八尾の顯照寺、己が子を以て之を代らしめむとて深く謀りし事なりしが、彼の宗門は他宗と違ひ、俗人迄何れも法義に凝り固まる宗門なれば、半ばは之を諾はで、古義・新義など名目を付けて、内輪割れをなし大に騷動す。家老共始め多くは顯照寺へ加擔し、偶〻門主方なるは之を押込めて、故なきに之を罪に落すにぞ。東本願寺よりして法義の違へる事を差込まれぬるに、内輪にても大もめになりて、公儀の御裁許となりしが、奸惡の者共召捕へられ、夫々御仕置あり。新義といへる事、門主には知らぬ事なりしとて、やうやう申拔けしが、顯照寺がたくみ露顯せし故、之を座敷牢を造りて是に押込め、是に組せし家老始め皆夫々に罰せらる。西本願寺は斯かる騷動なるに、東本願寺にては大層なる普請追々に成就し、此頃專ら表通の普請なりしが、立派に建上り、衆人

東本願寺の燒失は稻荷の祟

目を驚かせしに、文政六癸未年十一月十五日酉の下刻、狐の爲に燒失す。其始末を尋ぬるに、近年我意につのり、六條邊は伏見稻荷の氏地にて、祭禮の節には是迄聊の鳥目〔頭書に、鳥目纔一貫文なりとぞとあり。〕を捧げし事なるに、暴に之を止め、東六條其地面に住める町家の者共に神棚を取拂はせ、諾はざる家々には、人を遣りて神の扉を悉く釘にて打付けさせ、西山邊にて別莊を拵へぬるが、森の中に狐を祀りし祠ありしを、之を毀ちて捨てさせぬ。其後或堂上方と、西山の何とやらんいへる所へ、慰に參るべき由約し奉りて、堂上には直に行き給ひし由なるに、少し後れて六條を出でしが、終に先方へ行く事を得ずして、夜通に多くの供廻と共に、田畠の中をうろつきて明くる朝に至りても、行列仔細らしく田畠の畦を幾度となく、ぐる／＼廻り居るにぞ、其邊の百姓共の之を見兼ねて、「最前より同じ處をいつ迄も何故廻り給ふぞ。其所は道にてはなし」といへるにぞ、これ迄狐に化されて斯かる樣なりしが、生如來始め何れもやう／＼と心付き、百姓共に金を遣りて、「此事必ず取沙汰をなし呉るゝ事なかれ」とて、深く包み隱せしが、此事皆世間に知れて、一統に大笑するやうになりぬ。斯か

る事之あり間もなく大火事に遇ひしに、彼の廣大なる建物より、家老どもの屋敷まで燒失せぬるに、近邊の町家一軒も燒くることなく、寺中を限りし事にて、龜山の火見、其の外所々方々より之を見るに、風四方より吹き付けて、火は少しも外へ散る事なく、眞直に立登りて、一と時に足らぬ間に燒盡せしも怪しむべし。この火を消さんとて、門の上などへ大勢上りしが、火下より燃え上り、外よりも吹き付くるにぞ、火氣に堪へ難くて下らんとするに道なく、途を失ひて據なくも、上より皆飛びぬるに、屋根裏また途中などには鳥の巢をかけ、不淨にて穢さゞるやうに、悉く鐵網を張りし事なれば、皆々此網に止まりて、見る間に燒けて狂ひ死す。されども餘り堅固に仕立てたると、遙かの上の事なれば、詮方なくて何れも見殺(みごろし)にせし事なりといふ。外より之を見ては、目もあてられぬ有樣なりしといへども、肉身の如來の爲に命を隕し、彌陀の來迎あるべき事と、死せる身には安心決定せし事ならむと思へるもをかし。

文政十一戊子四月、關東筋洪水の節、本願寺の材木所々へ伐出してありしが、矢矧

の橋へ流れ掛りし故、橋落ちてこれが爲に多くの人死失せしといふ。

本願寺の狼藉

同年の事なりしが、江州彥根領伊勢境の山より、本願寺普請に付き、材木を買ひて伐出せしに、如何に工夫すれども、五六丁餘の所、田の中を引かざれば出でざる故、如何とも詮方なく、種々評定をなし、村役人共なしぬれ共、田も稻も損じぬれば上へ屆け、「其段聞濟の上にて引出さむ」といふになりぬ。然るに本願寺の家來いへるやうは、「上には定れる年貢滯なく出しさへすれば、夫にてよき事なり。刈捨てたる稻の損は本山より償ふべければ、之を屆くるに及ばず。稻刈捨て出すべし」とて、道筋一間餘り五六町の所へ靑稻を刈りて材木を引出す。此事彥根へ聞えぬるにぞ、「不埒なる狼藉、其者召捕るべし」とて其仕度ありしに、風を喰つて逃げ去りぬ。是迄も江州は門徒宗多き所にて、毎年年貢をば等閑に不納致し、頻りに本山へ金錢を持行くにぞ、役人中常々之を制すれ共、彼の宗徒の凝り固まりしは甚しき事にて、地頭の命令を用ひず、忍び／＼に持出で遣りぬる事を深く憤りぬる折柄、斯かる事仕出しるぬにぞ、大に憤り、已來領內の者、本願寺へ金錢遣し候事は勿論、參詣致しぬ

る事も差し止められ、隱れて參詣せし者は、嚴重の仕置せらるゝ樣になりぬ。斯くて本願寺へ「右狼藉は如何なる心得にや」とて、嚴しき掛合に及ばれしに、一言の申し譯けなく誤り入りし事なりとぞ、左もあるべし。夫よりして「本願寺の者共、已來領内に入るゝ事相成らず」とて、嚴しき法度立てられしとかや。この咄は備中新見留守居役小山三藏といへるは、元來彥根藩の者にて、同人親類より申し來られしとて、この事を語りぬ。

本願寺普請に付きて、地築せむとて下地の燒土を取捨て、新に淸き土入替へむと思へるにぞ、「東山豐國大明神の上手なる松ヶ谷の土は、至つて宜しき土なり」といへる者ありしかば、「さらば其土にせむ」といふ事になりぬ。松ヶ谷といへるは、大佛妙法院の御領にて、則ち宮樣の上より豐國神君の上手をいへり。斯くの如くなれば、早速に、宮の坊官松井因幡といへる者に賴み入れて、「よき價に其土買取らん」といへるにぞ、「如何してよからむ」と決定成りがたく、此男元來明神を信じ、聊の事にても是に伺ひ、其指圖にて決しぬる者故、此事を明神へ（狐を神に祀れるなり。）伺ひしに、「此事至つて〳〵

宜しからず。思止まるべし」となりしかば、之を斷りぬるに、本願寺にては、何分にも此所の土よしといへる事なれば、價を多く出しても苦しからずとて、過分の金を出して之を求めむといへるにぞ、因幡も欲にひかされて之を諾ひしに、夫より日々人夫出來りて土を取りしが、一人大なる壺一つ掘出す。「こは金の入りし壺なるべし。銘々分取にすべし」など云ひ爭ひ、三人打寄りて其蓋を取らむとせしに、三人とも悶絶す。其節は都合七人して土を運び出せし由なるにぞ、四人の者は少し隔りてありしが、此有樣を見て、早速水を吹掛けなどして介抱せしかば、漸〻と息出しぬれども、一人も物いふ事能はず、からだもすくみて自由ならざるにぞ、これ只事にあらずとて何れも大に恐れ、三人を助けて早々に歸りぬるが、出入共因幡へ屆けぬるにぞ、「病人ありて只今より引取れる由」を斷りぬるにぞ、「如何せし」とて之を尋ねし故、右の始末を語りしといふ。因幡大いに驚き、「然らば暫く控へ居るべし」と、此者共を留置き、其所を見屆けて後、人夫をば返しぬるに、因幡も夫より病付きて、五體すくみ言ひがたく、大いに苦しめる樣になりぬるにぞ、彼の明神へ人を走らせ伺はせける

明智の祟

に、「斯かる事ありぬる故惡しとて、止めぬるをも聞かでかくなり行きぬ。夫(かの)掘出せしは明智左馬助の塚なり。其方計りにあらず、三族を絶やさるべし」といへるにぞ、何れも大いに驚き、種々の祈をなせども、聊も驗(しるし)ある事なし。此事、宮の御耳にも入りしかば、辱くも自ら御祈あつて、彼の靈をなだめ給ひしが、此驗にや三族には及ばざりしかども、因幡を始め七人の人夫悉く取殺されしといふ。其谷の入口に農家一軒山番の如きあり。昔は七八軒ありしが、次第に絶え失せて此家のみに成りしよし、この家の主召出され「何にてもいひ傳にて聞覺えし事はなきや」と御尋ありしに、此者「幼き頃迄は二軒なりしが、これも間なく絶え果てゝ私方計りになりぬ。私とても幼少にて親に離れし事なれば、精しき事は存せず候へども、左馬助計りにあらず、凡て明智の一類を、此谷に葬られしといふ。塚印には何の木とやらん植ゑてありといひ聞かせしが、塚は素より知る事なく、木の名さへ忘れぬる由」申せしとかや。

明智の一類此所へ葬りしといふ事、逆叛人なるが故に、傳記に載する事なければ、

明智左馬助

今に之を知れる人なかりしが、左馬助が如きは智仁勇を兼備へし大将にて、古今に稀なる英雄なれば、今日に至りても其靈ありぬるも理りに侍る。其餘の輩此所へ葬りしといへるも、不審なる事にはあれども、秀吉とは素より朋輩の事にて、此人、天のなせる人德ありと雖も、大業の成りし事、全く明智が信長を害せしより就りし事なれば、秀吉公の密に此等の屍を此所へ葬られし事にやあらんか。さもなくして餘人の斯かる事をなしぬる有らば、秀吉程の人、之を捨置かるゝ事あらむや。忽ち召捕られて、彼の輩と同樣に刑せらるべき事に思はる。怪むべし。左馬助は三宅彌平次といへる浪士にて、浪々の間江州邊にありて、彼の入江長兵衞と親しく、伊吹山の狩に、白狐の懷妊るを打殺せるに、入江之を止めんとして、却つて親子とも狐の眷屬に化されしを、彌平次、又其狐をも捕へて之を殺しぬ。其後明智光秀に仕へ、戰場に臨む每に武功を顯し、大いに立身して光秀が股肱・耳目たり。斯かる英雄をして、光秀が如きに仕へしめし事、惜むべき事なれ共詮すべもなし。されども忠義を全うし、叛逆の節も之を諫めぬれども、其聞かざるを見

て是れに從ひ、安土城を攻落し、大津の戰に堀久太郎を破り、湖を馬にて渡し、其の馬を憐んで印を殘し、城外にて乘り放し、城に入つて後、天下の重器の持傳ふべきを、悉く秀吉に贈りぬ。此人、麾を拂つて籠城に及ばゝ、此城早速に落つる事もなく、花々しき合戰もなるべきに、運を見切りて尋常に切腹し、毎事に行き屆きぬる名將なり。故に叛逆せし光秀が内にて、左馬助・内藏助などは隨一の者なれ共、今日に至りても人皆之を稱す。夫れ人は天地淸濁の氣を受くるによつて、是れに厚薄ありて才・不才ありと雖も、左馬助となるも長兵衞となるも、其心正しくして、志の立つと立たざるとにあり。其心正しければ、よく五常の道をも辨へぬれば人欲の私なく、事に臨んで迷ひを取り、恥を遺す事あるべからず。左馬助に限らず、古來の英雄を慕ひ、其人にならんと思はゞ、其志によりて其人になるべし。其心正直ならずして、事毎に迷ひを生じ人欲に惑へる者は、其心常に亂れて長兵衞が右に至る事能はじと思はる。此等の事を見聞くに付けても、常に氣を練り切磨の功を積みて、長兵衞たる事なかれ。又肉身の彌陀如來をも恥かしく思ふべし。

本願寺本堂棟木の用材

同十三庚寅年正月の事なりしが、丹州龜山領佐伯の宮に、幾百年を經しとも知れざる松の大木あり。本願寺本堂の棟木にせむとて、之を求めむといへるにぞ、龜山の本町吉野屋庄助といへる者、之を請負ひて其木を伐倒し、保津川とて桂川の川上まで此材木を引出だし、其川筋を流さむとて、川迄三里計りも隔りし所を引出さむとせしに、斯かる大木なれば容易に動き難きにぞ、大勢の人夫をかけ、この木へ車を敷きて出さむとせしに、其車忽に碎けて、龜山鹽町といへる所の厩の和吉といへる者、是に敷かれて微塵に碎け死し、其餘怪我人多くありしとなり。斯かる事にて之を出し難きにぞ、之を請負ひし庄助は、手附の金は勿論木を引出しぬるに及びし故、半價をも取入れぬるが、斯かる事にて此木を出す事なり難きにぞ、其金を以て出奔す。四五人も是に歩乘（ぶのり）せし者のありしが、一錢も是等の手には入る事なき事なれども、之を伐出さるゝに付き、過分の物入ありし事故、其者共より之を償ひぬるにぞ、佐伯の何某・吉田の何某など、身代を仕まひぬる程の事に及びしといふ。是も如來の御恩德なるべし。

本願寺作事小屋燒失

本願寺の負債

同年閏三月十二日の夜、本願寺材木小屋出火して、大方に仕上げ置きし材木を燒失ひぬ。火事の節には、其邊(あたり)にて狐多く啼きしといへり。此日同じ刻限に當り、土佐國にて買求め、未だ山中に積置ける材木の悉く燒失せしといふ。此事日數立ちて委しき事聞えし。怪むべき事に侍る。

四年前死失せし西本願寺は、彼の古義・新義の事に大騷動せし償なりしが、斯かる騷動について過分の物入ありし事故、大に借金をなし、一向に拂ふ事なければ、何れよりも嚴しく催促ある中にも、大佛妙法院宮樣にては、賽錢引當に金借りて延引に及べるにぞ、妙法院の宮樣よりは、半被(はつぴ)著たる下郎の四五人も、之を守らせらるゝにぞ、本願寺も是には大に困り果て、參詣の者共へも面目なく思ひぬるにぞ、門徒をせたげ金を取出し返せしといふ。斯かる有樣なれども、家老・用人其外役掛の者共は、下地より私欲にて大に富奢りぬるが、斯く混雜の中故愈ゝ門徒講中・夷講中者などをたらし賺して、私する事多けれども、役に携る事なき家來共は、何れも其日を暮しかぬる程なる難澁なれども、少しも之を惠める心なく、剩へ儉約にて人減(ひとべらし)なりとて、

千四五百計りの家來、半過は暇を出し、何れも門徒中を無心に歩行きしが、別けて浪華へは乞食の如き六條浪人妻子引連れ、一錢・一飯の合力を受け歩行きしといふ。斯くの如くに家來共をば流浪せしめつゝも、彼の暗主には、弓馬・劍槍に長ぜし浪人者を抱へ、的を射、馬をせめ、酒宴・遊興に長じ、頻に島原に通ひ、多く妾を抱へ、妾ならざるも己が心に叶へる召使の女は、悉く之を犯し、近習を相手に芝居をなして樂しむなど、釋氏の流を汲める者にして、其行之を譬ふるに物なし。

本願寺主の淫樂

鸞師肉食・妻帶を己より始めて、其門流之を許さると雖も、彼は後世此戒保ち難くし、法を犯せる者の多からむ事を厭ひ、これが欲情をはたさる迄に、斯かる宗門を建立せし事なるに、この事許りてありぬればとて、妾を抱へ遊女を淫し、武を勵み人を騙して、己が奢り遊興に遣ひ棄つる金取集めよとは、いひし事にてはあらじ。此暗主、文政十丁亥の冬死去せしを、同十一戊子年正月十六日、表喪をなさむとて、十五日初更本堂迄出棺す。

同寺主の葬式

寺々は其格式に依つて堂上にあれども、平僧は何れも堂下より門内にあり、暇乞又は其式を拜まむとて、參詣人數萬人門内に居餘りて、門外に充滿して少

しの身動きも成り難きに、この夜は寒氣別けて烈しきに、初更一天かき曇り、大雨・大雷に大騒動に及び、人々思掛なき事なれども、如何とも仕難く、されども是に堪へ難く、逃れ出でむとする事故、彌が上に倒れ掛りて死人・怪我人多し。明くる日に至り、七條花畑にて火葬になす。これと共に其人の衣服・珠數・袈裟・衣は申すに及ばず、書物・器財に至る迄、其身一代祕藏せし物、何に寄らず燒捨つる事なりとぞ。沐湯の不淨水を、手筋求めて之を戴かむとて爭ひ受けて、之を飮める者多く、火葬せし灰少し計り貰ひ受くるには、金子百疋づつにても、少し後れては之を受くる事も難く、僅かの間に其灰盡き果てぬる事なりといふ。中にも哀れなるは、七條花畑といへるは、元より本願寺の地面なりと雖も、此處を燒場になさむとて、舊臘廿日頃に至り、人家七十軒を傾けさせて之を取拂ひぬ。七十軒にては人數少くとも三百計りはあるべし。最早餘日もあらずして年の改まる事なれば、いづれも事多き時節なるに、差當り思はしき家なきは、斯かる忙しき時に至り、親類などへ散り〳〵になりてつぼめるあるべし。中には貧窮にして、家借りて移りぬる力もなくて困窮

本願寺に就いての批判

し、途方に暮るゝ者も多かるべし。彼一人に係りて、多くの人の愁ひ苦しむ事、幾百ぞや。斯かる事は俗人も忍びざる事なり、況して釋氏に於てをや。其外油小路通葬禮の道筋、一日の間牛馬車を止めぬる金三百兩を出せしといふ。斯くて其明日に至り、非人共へ千貫文の施行せしとて誇れるもをかし。此度暗主死去に付き、葬式の入用門徒をせぶり廻り、仰山の入用故夫にても足る事なければ、所々にて金子借り廻りぬ。夫れ婚・葬は人の大禮にして、匹夫と雖も志ある者は金借りて、之を整へるを恥とする所なり。俗家と違ひ釋氏の事なれば、其門徒の布施物を受けぬる事なれば、少しの心得ありても、斯かる事には及ばざる事なれども、これに付けても其爪を延ばしぬる事と思はる。予淨光寺に到りて、其非なる事一々にいひ並べ之を誹謗せしに、彼の徒も應ふる事能はざりしが、「一代祕藏せし物は勿論、衣服迄も澤山に殘りて、下々に殘りては勿體なくて、其信薄ければ態と人の尊びぬる様に、物の數を減ずるとて、先代より斯くの如し」と言譯せしにぞ、なほも釋氏の法に背きぬるとて大笑せし事なりし。松永彈正は三好長慶に仕へしが、長慶も曲者なりし

かども、彼が奸智に惑はされて、次第に之を取立て、後には家の大事をも打任せぬるにぞ、久秀時を得て、長慶が子の山城守を毒殺し、後には主家の權を奪ひ、足利將軍義輝公を攻殺し、大志を抱ける程の曲者なれども、信長と戰を催して、信貴の本城へ籠城し、落城に臨んで天下に名高き平蜘蛛といへる釜の、敵の手に渡たるを嫉たしと思ひ、其の釜を打碎きて自害せし事ありて、其器の小なる事を（衍カ）天下の物笑となりし事なるに、是には遙にまさりて、多くの寶器を燒捨つる事、釋氏の身にして、法に背き、其器の小なるとやいはむ、欲深きとやいはむ。之を譬ふるに物なし。親鸞・蓮如等に斯かる事ありしと思へるにや。斯くても其法に叶へる事と思へるか。憎むべし〳〵。應仁より天正に至るまで天下大に亂れ、上、將軍の權なく諸侯も勢を失ひ、小も志を得ては大を倒し、君臣・父子・兄弟に至る迄、互に國を爭ひて利の爲に人倫を紊る。此時を幸として、本願寺の一派大に勢を振ひ、富樫介を打亡ぼしてより、加州一國を押領し、能登・加賀等をも攻取るに至り、越前の淺倉義景と緣組して、是に力を合せ、勢州長島にても近國を切從へむとす。織田信長之を憤りて軍勢

本願寺門徒の信仰熱烈なる事

を差向け、其身も後詰せしに、散々に打負けて、織田大隅守信廣・同半左衛門尉秀成・同孫十郎信次・同市介信成・同四郎三郎信昌、同じく大將分に於ては氏家常陸介友國を始め柴田・佐久間が一族、この所にて討取られ、淺井・朝倉、叡山などと心を合せて信長に敵し、大に將卒を失ひ、是が爲に深く苦しめられし事なれば、之を信長の憎みしも理なり。又志を得て宮內大臣に進み、天子守護の職分・武家の棟梁として、私の恨なく共、斯かる兇惡の者を誅する事なからむや。信長程の英傑も之を亡ぼす事能はざりしは、彼の徒一和にして命を失ふ事を厭はず、死ぬも生くるも如來への御恩報じ、上人の爲に討死せば必定往生疑なしとて、矢石を少しも恐るゝ事なく、衆人心一致して、進退自ら度に叶へるにぞ、之を果す事ならずして、其間に明智が爲に信長も弑せられし故、事なく助かりしは彼の徒の幸といふべし。後世に至り鈴木飛驒守・同苗孫市などが功を稱し、飛驒が如きを軍師と稱へて、彼の門徒等迄も孔明の如くに思へるも可笑し。斯く心一致せし人數を引廻せるは、兇輩も之をよくすべし。笑ふべし／＼。

東本願寺燒火の夜より新嘗會始まりぬとて、洛中へ御觸あり。これは天子二夜・三日の間、自ら神明の御祭をなし給ふ事にて、洛中・洛外此祭の間は、寺院の鐘をも禁ぜられ、若し失火ある時は、火元は勿論其町の年寄迄も、遠島になる事なりとぞ、已に二條殿にも、昔は御築地の内なりしが、此御神事に火を過つてより、今の如く今出川の御門外へ移され給ひ、百萬遍も斯かる事にて洛中にありしを、今の如く白河邊へ移されしといふ。斯かる御掟ある事なるに、御所に御差支ありて、新嘗會御延引との御觸を、火事直中に仰出されしといふ。如何なる御差支にや之を知らず、

浄土宗の鼻祖源空を師として、其流を汲みて一向の一派を立てぬる事なるに、先年も浄土眞宗などいひ出でて、恩義をも打忘れ我慢に募る所よりして、師と賴みぬる浄土宗を相手として爭論をなし、法外の事などあり。源空をば天子御歸依遊ばされ、法事毎に贈號を增し給ひ、上人・大師等を經て六百年の忌に當れる時、菩薩位に至り、法事の節は、何にても天子の御施主なりといふ。彼の徒之を羨しく思ひて、五百五十回忌に大師號を願ひ出でぬるに、增上寺より之を拒み其事成り難く、大に面

目を失ひし事なり。其節公儀よりの仰渡され左の如し。予彼の輩と敵々にあらざれば、之を嘲けることと大人氣なしと雖も、彼の宗の根本斯くの如くにして、世に害ある事多きにぞ、筆の序に書記しぬる者なり。

本願寺開祖年回に付、大師號願出候節之被仰渡左之通。

東西本願寺
興正寺
其外

此度親鸞聖人五百五十回忌に付、大師號之儀願候處、所司代申渡之趣、開祖遠回に付、大師號之儀追々被相願候處、範宴善信事者優婆塞〔脱カ〕同樣之事に付、大師號被〔被カ〕願候儀者可入憚入事に候。

右之外御口達にて仰渡旨、源空上人ゟ勘氣被請候身分に付、淸僧と難申事に付、御差留は無之候得共、親鸞上人と被唱候事茂、遠慮可然旨被仰渡候。

親鸞大師號許可せられず

小笠原主殿逼塞

小笠原大膳大夫名代
小笠原主殿頭

其方家老小笠原出雲所行不レ宜旨、在所家老共申聞、在所へ呼出候處、却而出雲申旨致二信用一、一應之糺にも不レ及、在所家老共退役之儀、同人へ爲二取計一候次第に至候段、思慮も無レ之いたし方に付、且又家老共打揃、他領迄罷越輕卒之至り不埒に候。先年も家老共元締方不レ宜趣相聞、其方家督候時、御沙汰も可レ有レ之處、又々此度之始末重疊不調法之事に候。重くも可レ被二仰付一候得共、當年日光御法會之砌、先祖之御奉公筋目を被二思召一、御宥免を以逼塞被二仰付一候。

小笠原大膳大夫家老
小宮四郎左衞門
伊藤六郎兵衞

小笠原藏人
二木勘右衛門

右之者共、主人大膳大夫、小笠原出雲申旨致信用、退役申付候而も輕卒之振舞不埒に候。役儀被召放蟄居可申付候。右之外差控、他國いたし候者共茂、吟味之上相應之咎可申付候。

右之趣、御用番於土井大炊頭宅、老中列座、大炊頭申渡。大目附有田播磨守・御目附內藤隼人正罷越。

文化十二乙亥年八月十三日

文政十三寅年五月廿九日

小笠原家老仕置

小笠原大膳大夫家老
小笠原應助

其方儀、家老役も相勤候者、不行屆取計方、畢竟不取締之趣に相聞え、依之家老役

同

小笠原留守居の家來仕置

小笠原家來醫師の仕置

取放、隱居被仰付者也。

同人家來留守居

長尾仁右衛門

其方儀、留守居役も相勤候者、御尋有之科人御預之儀も不心付、私之取計にて國許へ差送、道中にて病死候を隱置、其後當人御呼出と承り驚入、當惑之上二三度病氣と僞り、又者謀計思付、三四年前召仕候若黨伊八を相賴、病死之體に拵置、右之趣申出候に付、早速太田備後守殿方檢使差遣候處、右謀計之事故被見顯、一言之申披無之、剩へ後藤玄貞相賴置、病死に申立させ、公儀をも不恐之段、重々不屆之至に付、中追放被仰付者也。

同人家來醫師

後藤玄貞

其方儀、醫師者右樣之儀に候はゝ、訴訟をも可致處、無其儀、剩へ長尾仁右衛門へ組し候段、不行屆之事に候。依之押込被仰付者也。

同人家來留守居
依田義十郎
松崎半右衞門
伊東半右衞門
那須何左衞門
緒方茂平次
山下勘左衞門
池田權三郎
用人
澁田見源吾

同留守居
仕置
叱り

〔小笠原應助方に三四年以前若黨奉公相勤候伊八、當時築地に而病死〕

家主
伊八

同若黨の
仕置

其方儀、存命に候はゞ三貫文過料申付者也。

右者寺社奉行松平伊豆守宅に而被二仰渡一候。

追院

豐前國小倉 法泉寺 惠雲

右御尋御呼出之科人は、改派一件の由なり。

右は小倉の町人、寺と公事の事あり。公訴に及び、公儀より右の者、小笠原へ御預と成りぬ。されども頓と御招出もなくて、空しく日數暮行くにぞ、此者大に退屈し、頻りに國元の事の案じらるゝとて、寺內分にて歸し給はれといへるを、役人共の含みにて、內々にて下しやりぬ。其後にて急の御召出之あるにぞ、本人病氣の由公儀を僞り置き、早々追人を走らしむるに、其町人小倉近き所にて病死せし故、追人の者も空しく歸り來て其由をいふ。屋敷にても今更詮方なく、四度計り病氣いひ立てゝ相斷りぬれども、斯くて濟むべき事ならねば、伊八といへる八百屋相賴み病人となし、右病人死去の由屆出でぬ。四人の事なれば檢使來りしに、右伊八死人の眞似をなしてありしかども、素より眞實の死人ならざれば、檢使之を怪しみ咎めて、

若黨伊八の罪狀

臍へ大なる灸をすゑさせしかば、是に堪へかね死人迯出でしにぞ、姦計悉く露顯に及びしが、右の落著左の如くなりしとぞ。伊八は其場にて召捕られ入牢せしが牢死せしとなり。淸和源氏の嫡々新羅義光の後胤、家柄も今にてはさつぱり明きがらと成り、小笠原の暗弱、家中は大馬鹿。憐れむべし〳〵。

通詞吉雄忠次郎仕置

御天文方高橋作左衞門ゟ、阿蘭陀醫シーボルトへ、御城內の圖面竝武器等遣し候一件に、同意いたし取計候通詞御仕置。

上杉佐渡守へ

阿蘭陀小通詞
吉雄忠二郎

右之者、不屆之品有ㇾ之永牢申付候。長崎表に者難ㇾ被ㇾ差置ㇾ筋に付、其方へ引渡候間、在所へ差遣、流人之取扱に而、生涯取籠置候樣可ㇾ被ㇾ致候。尤受取方竝途中手

當等之儀は、筒井伊賀守可レ有二承合一候。

文政十三庚寅五月

同請書

阿蘭陀小通詞助

吉雄忠二郎

寅四十四歳

總而日本人ゟ阿蘭陀人へ音信贈答者、容易に不二相成一段辨乍二罷在一、去戌年江戸詰中阿蘭陀人參府に付、天文方高橋作左衛門願申上、對話いたし候節に附添參り、通辯いたし候上者、同人儀外科シーボルトと懇意を結び、書籍等贈答致候者、早速其筋へ可二申立一處、等閑に相心得、剩へ長崎表へ歸著後、シーボルトゟ作左衛門へ書籍等相送候を取次候段、御用筋と心得違候迚右始末、通詞之身分別而不屆に付、永牢申付、上杉佐渡守へ引渡遣す。

右之通被二仰渡一奉レ畏候。爲二後日一如レ件。

寅五月廿一日

吉雄忠二郎判

前書之通、大久保加賀守殿御指圖によつて、吉雄忠二郎儀、主人佐渡守へ御渡之上、在處へ差遣し、流人之取扱に而、生涯取籠置候樣、被仰渡私共へ被成御引渡、其旨主人へ可申聞旨被仰渡、奉畏候。爲後日如件。

上杉佐渡守内
板屋隼人 判

阿蘭陀大通詞
馬場爲八郎
寅六十二歲

同小通詞末席
稔部市五郎
寅四十五歲

岩城伊豫守樣へ御預

前田大和守樣へ御預

右之通、此節御裁許相濟候。

本多の家中鬮所破

一、本多之家中鬮所破之一件者、未落著不仕候由、長崎奉行御勤役中に者御裁許も付兼候由にて、先達而御持頭御轉役有之、此末差控等にも可相成哉、酒井樣之御懸りにて、先者穩之方に屬し可申風評にて御座候。酒井樣にも自分も家中抔にも内々にて、左樣之事も有之たる儀も有之べく抔之御舌音と申事にて御座候。

右は長崎御奉行御交代の節、家來の內長崎の遊女を受出し、長持に入れ候て御關

土居相模守馬に蹈まる

所を越え、江戸表にて小借家に差置候處、大いに身の出世と心得受出され來りしに、御小身の家來、畢竟御役柄故、家中も宜しきと申す迄にて、江戸表にては甚不恚の暮故、大いに思はく違ひし事なれば、頻に歸國いたし度、此事主人へ願ひぬれども相成らざる旨にて「強ひていひ出づるに於ては手討になすべし」とて、之を脅しぬる故、據なく公儀へ驅込み願をなして露顯せしといふ。此類外にもありといへり。

文政十三庚寅六月朔日朝四つ時登城之節、水野出羽守殿ゟ大小名へ御達之儀有之由にて、大小名、出羽守殿門前に相集られ候内、石川左金吾殿馬繋有之候處へ、土屋相模守殿歩行にて被通候。尤大勢入込合候故、石川殿馬之口取馬之尻を被撲傍へ被除候内、相模守殿出會頭に馬刎擧り走り出し、相模守殿を散々に踏付候て、土屋どの處々怪我有之、其儘出仕無之被引取候。尤世上御落命之由申合候へ共、首之骨違ひ腰痛大に被致、早速養生有之候由、右始末早速に左金吾殿被聞召候得共、翌二日以使者相模守殿へ御斷に被差遣候得共取上無之、夫ゟ自分三度日々斷に被出

候。土屋殿も水野出羽守殿へ被ㇾ伺、脇坂殿ゟ御演舌を以、石川殿斷相立候事。誠に大名之馬に被ㇾ踏候儀珍敷事と申噂致候。石川殿は三千石也。

右酒井左衞門殿屋敷へ參候書狀の寫なり。石川殿にはよく〳〵丁寧の人柄と思はる。使者を以て相斷り、先方取上之なしとて自身に三度迄行かれしは、餘り人柄過ぎて怪むべし。一應斷いひて先方に取上なくば、馬と口取を渡し、頓著なく詠め居てよかるべき事ぞかし。又土屋殿御老中へ伺はれしも、其恥を公にせむと思へるにや。怪むべし〳〵。

英船長崎に來る

享和三癸亥年八月の事かと覺えし。長崎へイギリスの賊船出來れり。時の御奉行は千二百石を領して松平圖書頭といひ、外國より毎年に多くの入船之ありて、繁昌の湊なれば、萬一外國より隙を窺ふ事もあらんと、不意に備ふる御手當之あり。總て九州の諸侯はこの役を●（蒙カ）りぬ。其中にても、肥前と筑前とは、一年代りにて、西泊とて、長崎の湊口なる御番所へ二千人の人數を籠めて、其備ある事なりとぞ。斯く

鍋島家の失態

て其船出來りしにぞ、いつも阿蘭陀船入津する頃なれば、これとのみ心得、沖の方なる島山等へ居ゑ置ける遠見より注進するにぞ、此方よりも阿蘭陀人を船に・せ、（乘カ）之を見屆けの役人を出し旗合せをなす。阿蘭陀の旗といへるは、靑赤白三色の旗にして、この方より之を立てゝ見せぬれば、彼の船にても同じ旗を立つる事にて、この旗合濟みて入船を許さるゝ事故、いつもの如くに心得て、此方の船にこの旗を立てゝ見する。旗合せの合ひ難き故、之を怪み思ひぬれば、蘭人の船、先の船へ乘付けて之を見屆けむとせしに、蘭人兩人を捕へて其船へ引入れ、之を人質に取りて返す事なかりしにぞ、この方の役人共、大に恐れ早々逃歸りて、其由御奉行へ注進せしにぞ、これより大騷動に及び、早速に鍋島の役所へ、取逃さゞる樣に其備すべしといひ渡されしに、年來斯かる役儀を蒙りぬれども、遂に是迄何事もある事なかりしにぞ、筑前と交代する時計り、互に二千人の行粧を繕ふ迄にして、費を厭ひぬる所より、纔百人計りの人數にて當所を守り、其餘は內分にて皆々城下へ引取りぬ。是迄年來斯くの如くにて濟み來りぬるにぞ、此度も纔百人計りの人數なれば、是が

通詞末永の功名

後を立切りぬる手配も成り難く大狼狽に及び、直に本城へ其由を達しぬ。斯くの如くなれば、御奉行にも大に心をあせり、氣を揉まれけれども、小身の事故、譜代の家來なるは聊にて、餘は渡り者計りにてはかゞしき者もなく、之を引くるめしとても、僅の小人數なればせん方なし。斯かる有樣なれば、何分にも人數揃ふ迄は、之をつり付置き、蘭人をも其（取カ）戻さゞればなり難しと評定せる内に、彼の異船よりは小船を下し、長崎湊内を乘廻し、野菜を取り人家へ込（入カ）りて家財硏石を奪取りなどすれども、（是は市中にてはなし、在村にての事なり。）之を捕ふる事も能はず。斯くて異船に捕はれたる蘭人を取戻せとて、御奉行より命ぜられしかども、何れ（もカ）恐れて行惱みし中にて、通詞末永甚左衞門といへる者、進んで行かむといへるにぞ、是に兩組の同心を添へられ、（同心も皆尻込せしといふ。）野菜物・牛などを持たせやりぬるに、此者共小船にて異船へ乘移り、應對に及びて蘭人を取戻し來りしかば、跡にて御稱美に預り、末永は永代小通詞、兩組同心を（衍カ）も永代宜しき役を免（許カ）ぜられしといふ。今は故なく蘭人をも取返しぬれば、鍋島の人數來らば、之を燒討にすべしとの評定なれども、往來程隔たりし事なれば、人數

間に逢ひ難く、イギリスの船は西泊の外に二日程居て歸り去りしといふ。何れも之を知りつゝも詮方なくて之を見遁がしぬ。大村侯大勢を引連れ、早速馳付けられしかども、最早遙の沖へ出行きし後にして、詮方なかりしといふ。〔頭註〕大村には事ある時は、直に馳付け御奉行所を預り、奉行には後を大村に渡置きて出陣をなし、諸軍を指揮することなりとぞ。

奉行圖書頭切腹

斯かる事なれば、御奉行には公儀へ對し申譯なき事なれば切腹し給ひしが、斯樣なる越度によりて切腹する事なれば、御役所を穢す事恐れ多しとて、庭へ荒筵を敷きて切腹致されしにぞ、知行も其儘にて子息へ家督仰付けられしとかや。〔頭註〕圖書殿の次には、曲淵甲斐守殿長崎の御奉行なりし。鍋島よりは其備行屆かで、異船を取逃せし事當家の罪にして、斯かる事に成行きし事なれば、之を氣の毒に思はれて、其節金千五百兩の香奠を進ぜられ、永々一ヶ年に三百兩づつを贈らるる樣になりしとなり。此度の越度によつて、鍋島家は五十日の閉門仰付かる。〔頭註〕鍋島も當主切腹ありしと云。是迄年々事なき故、人數を減して濟來りしに、此度斯かる事出來りしは、鍋島家の不運とはいひながら、治に居て亂を忘るゝの所より、斯かる恥をも引出すやうになりぬ。彼の家は古へ大に武功ある家なるに、いかなれば亂を忘れて斯かる

事に及びしにや。其後には公儀よりも嚴重の御手配にて、西泊より遙の沖にある所の山島等へ、悉く石火矢（エゲレス來れる迄は、西泊より沖には石火矢の備なしといふ。）を居ゑられて、異船何艘出來りしとて、之を討洩らさゞるやうの御手當になりしとなり。

露船長崎に來る

文化元甲子年、オロシャ船長崎へ出來りしに、當年は筑前の番に當りしが、前年の事ありしに懲りて、此度は嚴重に備へ、異船に際まり、御奉行よりの差圖あれば、直に其船を燒討にすべしと、足輕共の腰に何れも燒藥を著け、是に火を付けて異船に飛移り、體を燒草にして相働けとて、其用意をなし、臺場々々には悉く石火矢を仕懸けて、嚴重の備なりしが、此度のオロシャは、少しくわるびれたる事なく、六ケ年前松前に出來り、交易の事を願ひしに、交易の願ならば、長崎に參りて願ふべしとの、松平越中侯より下されし御書を持來りし事なれば、交易の事計りを願ひなば、御聞濟もあるべき由なるに、凡そ世界の中にて日本程宜しき國はなき事なれば、何卒心腹の好結びたき故に、此度腹心の者をといふ事なり。斯樣にして出來れる者共

は、彼の地にても歴々の諸侯の由、故に少しもわるびれし事なく、よく日本の事に通じぬる上に、日本の人を六人迄連れ來りしとなり。斯かる願なれば、御聞屆之なく、獻上の品々をも御差戻になりしかども、遠方を持參りし事なれば、持歸る事なり難しとて、數之を願ひ、強ひて受給ふ事なければ、此處に打捨て歸るべしといへるにぞ、公儀に之を御受ありし體にて、殘らず之をば通詞共へ下され、公儀よりも眞綿二百本遣されて歸りしといふ。何れも前にもいへる如く、何によらず日本の事に通じ、詞はいふに及ばず、假名・眞字等をも達筆に書きしといふ。其後に至り蝦夷松前等を騷動せしめしは、全くオロシヤの屬國にして、オロシヤにてはなかるべし。オロシヤ人は至つて溫順なる者なりしとて、委細く長崎商人方升屋猪右衛門（姓は四方田といへり）といへる者に聞けるまゝを、こゝに記し置くものなり。

奥州相馬の城下より三里餘を隔てぬる山に、古來より平將門を祀りぬ。公を憚りて表向には妙見と稱し、之を相馬中の氏神とす。願ある者は必ず馬を奉納する事古

相馬の氏神は將門

例にて、山内仰山に馬ありといふ。この祭禮の節、侯在城なれば侯を始め一家中殘らず、甲冑を帶し騎馬白刄を橫たへ、彼の社山より十町計りを隔てたる村へ陣し、家中殘らず野陣をなし、四方一面に篝を焚き、見物四方に滿ちて數十萬に及ぶといふ。侯出陣の節、三獻の禮ありて奧方酌を取り、飮み終つて其盃を打破り、直に馳出す事なりとぞ。

同祭禮

是に先ちて三日已前より兵學の師、彼の山に到り陣備をなす。其備年毎に異るといへり。他國より見物に到りし者も、酒一樽を携へ御出陣を賀するとて、何れの陣所へなりとも行きぬれば、之を喜び上下混じて終夜酒宴をなし、明方に至り序破急の貝を吹出せば、直に用意をなし、急の貝を相圖に何れも本陣に集まり、侯と共に社の方へ馳行くに、山内の陣所より大勢の勢子に割竹を持たせて、そこらこゝらを叩き立て、多くの馬を追出し、山より數丁の鳥居筋を追立てぬるに侯を始め一家中、道の左右を固め鯨聲を揚ぐる事なりとぞ。されども勢子を始め此馬を叩く事は成り難く、只無上に脇を叩き立てゝ追詰めて、大なる埒の中へ追込め、程能く追入れしをば、之を乘り伏せ繩を付けて、又悉く本の山に牽來り、本社の

前に於て一方は侠を始め一家中並居、一方には百姓一様に並居て馬市をなし、右の馬共悉く百姓より上に買上になる。是が直の高下を論ずる事、至つてかしまし丶といふ。其馬殘らず買取つて、直に其席に於て、又侠より奉納ありとなり。斯かる仰山なる神事の軍陣の備あるは、吾が國に於て外に類なし。奉納濟みて後、山内に構へし陣所に休らひ酒宴などありて、引取られぬる事なりとぞ。〔頭書〕斯かる大そうの事故、神事は毎年の事なれども、斯様なる備あるは大抵六ヶ年に一度位ありといふ。斯く軍陣の備をなし神へ奉納を名として馬を備へ置きぬるも、全く不時の變に備ふるの爲なるべし。良き心懸といふべし。斯かる神事なれば十里・二十里の外よりも、大勢見物に行く事なりといふ。

水戸領内の神事

又常州水戸の領内にては、士農に限らず刀劍を拔持ちて、一統に神輿に供奉し、社内に大篝を焚きぬるを、銘々刀にて其火を切る事なる故、「何の學びにや」と之を尋ぬるに、神火に之を觸れぬれば、「年經ても其刀錆ぶる事なし」とて、古來より斯くする事といふ。外より見物するに、何れも刀を振廻す事なれば、恐しき祭なりとて、衣笠虎溪がこれを語りぬ。其餘嚴島の神事などは大層の事なり。されどもこれは尋常の神事なり。相馬の神事の仰山なると水戸の火を切るとは、天下に類なしといふ。

大久保相模守足輕の敵討

○對立は衝立ノ事か

さもあるべし。

文化の末の頃かと覺ゆ。相州小田原の城主大久保相模守殿の足輕に、これも名を忘れぬるが、何か朋輩と口論をなし、相手を斬殺し、其場より出奔せしが、上より嚴しき手當ありて召捕られ入牢す。然るに此者、理なく牢を破りて逃げ去りし故、之を捕ふるの手配に及びしに、是に殺されし者の悴より、敵討の儀を願ひ出でぬ。兄は養子にして當年十七歳、弟は實子にて十一歳位かと覺えしが、此等が願を聞屆ありしにぞ、直に兄弟連立ちて敵を尋ねむとて、辛苦艱難具に之を嘗め盡せり。五六年の星霜を經て、やう〳〵と常州水戸の御領内にて、町人となつて隱れ住むを見出し兄弟して之を打ちおほせぬ。敵も曲者にて對立とやらん以て、暫し之を防ぎしかども、身に寸鐵もなければ、やみ〳〵と討たれしとなり。これが妻なる者も、夫の一大事故之を支へし故、二三ヶ所手疵負はされしといふ。斯くて兄弟より地頭へ敵討の始末を屆けぬるにぞ、直に檢使ありて、夫より小田原へ御掛合になりしにぞ、小田原よりも役人出來りて、兄弟の者を受取つて引取られしが、首尾よく敵討ちお

ほせぬるを稱美ありて、兄弟とも知行を給はり、侍に取立てられしといふ。

文政六壬未年四月上旬の事なりしが、水戸の御家老中山備前守殿家來に、地方割を勤むる島村孫右衞門といへるは、知行四百石にして當年四十五歲になりぬ。又落合五島兵衞とて知行二百五十石にて定府なるが、當年五十三歲なりといへり。此等兩人心を合せ、不忠働き巧言令色を事として、主人を欺き己を利する事のみなるにぞ、一統に之を惡みぬれども、時の權威に恐れて、之を如何ともする事能はざりしに、備前守の子息道之助といへる、附人なる根本國八とて、十石に三人扶持にて近習役勤むる者あり。彼等兩人を其儘になし置きては、當家の爲になり難しとて、右兩人の罪の條狀一々に之を書殘し置きて、兩人とも立派に斬殺し、直に切腹して相果てしといふ。行年二十歲、義光院忠誠勇心居士と號す。此人元來同藩渡邊善右衞門といへる者の二男にて、根元惣左衞門養子となりしといふ。其志を稱すべし。

文政十年高松の仇討

文政十丁亥の年閏六月十二日、江州膳所の浪人、讃州高松に於て兄の敵を討つ。此

膳所の浪人讃岐にて兄の敵を討つ

敵といへるは、元來高松の町人にて研屋を職とする者なるが、之を修行せむとて京都へ出で、其後膳所に行きて寺院に滯留をなしてありしを、右兄弟が兄の賴み寺故墓參の度毎此者にも出合ひ、住持よりも御家中の方々に「刀の研ぎ給ふあらば、此者へ研がせて給はれるやう、御引合せ下さるべし」など賴まるゝにぞ、後には心易くなりて、折々これが方へも出來りぬ。斯くて研屋を業とするに、寺にありては不都合なれば、町に出でよ、家借りて遣らむとて何事も引受けて、是が世話をなし遣りぬるに、此者酒色に耽り其職も勤むる事なき故、己が世話をなせし者、斯かる有樣にては濟み難しとて、度々異見を致し、妻を持たせなば、斯樣にもあるまじと思へるにぞ、先年此家に召遣ひし下女を勸めて其者の妻となさしむ。斯くても色狂ひ止まざる故、或時其人研屋へ行きぬるに、折節主は宿に居らず、是が妻夫の身持良からぬ事を打歎きて、密に之を告げぬるが、内分の事故さゝやきて咄しぬるを、折節主歸り參り、怪しく思ひ立聞せしが、己が事をあしざまにいへる端々の耳に入りぬる故、「さては此者、己が方へ召遣ひ妻とせし女を、我にあてがひ、我が留守を考へ來

りて、「不義をなすと見えたり」と、大に憤りしが、少しも其色を見せずして、今歸り來りし樣にて、これが前へ出來り四方山の咄をなして、其日は別れしが、四五日を經て妻の首を斬つて、之を風呂敷に包み、其人の家に行きしに、何心なくいつもの通りに打解けて咄しぬ。研屋がいへるには、「此間さる方より刀一腰研ぎに來りし故、之を研上げしに、天晴の業物にて餘り見事なれば、之を見せ奉らむとて持參せし」とて、箱より出しこれ御覽ぜよとて、刀拔きて見するにぞ、之を見むとて俯ける所を、眞二つに討放し、風呂敷に包みたる妻が首を結び付け置きて、早々に出奔す。此事上聞に達し、檢使立ちて之を見分されしに、斯かる死樣なれば、忽阿房拂となりぬ。二男は同國水口の家中に養子に至り、三男未だ年少にして兄よめと共に、家にありしが、斯かる有樣なれば、人々之を嘲り笑ひ、親類と雖も恥しき事なれば、是に構へる者なし。水口へも此事聞ゆると、其儘養子を不緣して返せしといふ。斯くて兄弟は詮方なく、夫より所々方々と、兄の敵を尋ね廻り、五六年を經て讃州へ渡りしに、途中より防州岩國とやらんの浪人の虛無僧に出會ひ、是と親しくなりて、敵討に出

でし事を語りぬるにぞ、此者、「我も元來侍の事なれば助太刀してやらむ」とて、讃岐（州カ）を尋ね歩行きしといふ。扨も研屋は膳所を出奔し、久しく江戸に忍びしが、餘程年數も立ちぬる故、頻に國の懷かしくなりし故、近き頃歸り來りしが、敵を持ちぬる身の事なれば、油斷なり難きにぞ、在所へ引込み渡世してありしを尋ね出されて、敵討せられしといふ。斯くて其由、所より早々高松へ屆出でしかば、早速に檢使立ちて之を糺し、本多の浪人敵打に相違なければ、高松より膳所へ三人とも送り屆けらる。元來研屋が膳所に足を止むるやうになりし事、彼等が兄の大恩といふべし。いかに研屋思慮なき匹夫なりとて、一通りなるさゝやき咄聞きしのみにて、殺すには及ぶまじき事なれ共、斯かる武邊に疎き馬鹿士なれば、實に不義の行ありし事も計り難し。研屋とても恩人の事故、大抵の事ならば堪忍すべき事なるに、必ず止み難きゆゑあるぬる事なるべし。岩國の浪人、兄弟を助けて敵討てる時に至り、手を下す事はなかりしかども、其家の表を固めて、何かと心を添へて遣りぬれば、敵の方にはこれにても三分の弱みとはなるべし。斯く手配りをよくして、町人一人を

兄弟して討取りし事、勝負其初に顯れたれば、兄の敵を討ちおほせたる迄にて、事事しく評判する程の事にはあらざれども、敵討などいへる事、近來は至つて稀なる事故、專ら噂ありし事なりし。

道頓堀の火事

同年二月五日の夜、暮過の頃より、道頓堀出火ありて近邊迄燒來れるに、大西の芝居は未だ果てずして切狂言の最中なる故、其火事を隱して場錢を取らむとて、木戸の欲心にて逸早く錢を集め廻りしが、斯かる群集の中にて、何れも狂言に見とれ、一人も火事に心付く者なかりしに、程なく此芝居に火燃え付きしかば、何れもこれに驚き、我れ一に狹き木戸口又は米屋の入口等より逃出でむとするにぞ、彌が上に踏倒され、死人・怪我人數多くある中にも、男子に死せるは少にして、大方は女計りなりしが、中には懷妊して八月位の女の踏殺されしあり。是等は斯かる身にして、斯樣の場所に來れる事大膽なりといふべし。木戸の者共は、火事を隱して錢取り盡しぬる上、皆々一番に逃去り、諸人を助けむともせざりし事、重罪の至なり。物見

見物の中に、斯様の芝居は分けて婦女の好める事にして、これに現なる者多く、親夫の前をも憚らずして、「彼の役者は我が贔屓なり。これは好きなり」などとて役者の評判をなし、己が贔屓なりといへるを悪しきなどいへる者あれば、面色火の如くなりて之を争ひ、斯かる者の常として、兎角に狂言の淫れたる所に心を留め、終には不正き事をなしぬるも少からざる事なり。これに限らず、多くの人立の中へ行ける事をば戒むべき事なり。人の親としては、其子に五常の道を常に敎へ込みて、其子をして世の中の廢れ物となさしむる事なかれ。

各地の洪水

文政十二丑年七月十八日勝山洪水、明和九辰年の洪水よりは、少し劣りぬるやうなれども夥しき洪水にて、御城腰郭より町家床の上迄も水上り、町領中とも餘程損じぬる由、伊東平右衞門・井上釗藏等より申越しぬ。

因幡にては堤二十間計り切込み、田地凡そ二十萬石計り水損の由。

紀州にても洪水、紀の川常水より水増す事一丈八尺、人家・田地等大に損じぬるよ

し。丹波笠河、八木等へ切れ込み、人家少し損じ、人死も少々之あり。家財を運び除けむとて、最初取除けし米俵の上に、三歳になれる小兒を括り付けて置きしに、大なる蛇三つ迄是に纏ひ付きて、大に泣き叫びぬるを、母親やう〳〵に馳付け、之を取捨てしかども、其命危しといふ事なりしが、如何なりし事にや。

京都も洪水、風烈しく家の瓦を吹飛ばせしといふ。

近江湖、風烈しく暴（にはか）に水減ずる事三尺、其水淀川へ吹落し、伏見・淀の間にて堤鳥羽の方へ切れ込み、淀の大橋落ち、市中に二ヶ所迄大河の如き水溜り出來て、船なくては越し難く、暴に船渡となりて、廿六日に此町を通りしもの、此渡に二百文を出せし者ありぬ。十八日より九日を經て斯くの如し。其外南山城にても所々切れ込みしといふ。

江戸にても八月十日、玉川堤切れ、四谷へ溢れ一面の水となり、立慶橋（りうけいばし）・八代洲河岸二筋になり溢れ流れて、人死少々有りしといふ。

衣笠虎溪が各地の風俗談

衣笠虎溪は阿波徳島の人なり。元來京都出生にて、十二歳より江戸へ出で、青雲の志を抱きて諸國を經歷し、二三度づつも至らざる國とても〔なく脱カ〕終に阿波を住居と定めぬれ共、常に其國にある事なし。されど其志を得ること能はざるにぞ、其思絶ちぬ。此人圍碁を能くす。故に之を天祿と諦めて天下を遊行すといふ。文政十三寅八月、浪華の客舍に於て病に臥し、予が治療を求む。往いて其人を見るに、少しく衆に異なる所ある故、國々の弓矢の風を尋ねしに、若き時薩州に三年滯留せしが、至つて堅き國風にて容易に他國よりは入込み難く、至つて武を磨きし事なるに、近頃彼の地に到りしに、大に柔弱になりて國風衰へ、他國より入次第にして、藝妓・遊女の類方々より入込み、白晝に市中を徘徊し、總て其風儀長崎に等しくなりしといふ。

肥後は家格正しく、其國風古に異ならずとなり。

土佐は今に古風廢る事なく、妻を娶るに長高く尻大なるを選びて、容顏の美を選ぶ事なく、大柄にして、力量あれば輕き身分の女にて、大身の妻となるゝ事なりとぞ。此家にては正月十一日には、毎年家中一統甲冑を著し、其身々々の分に應じ

供を引連れ、馬上にて登城する事なるに、若し主病に臥して登城なり難ければ、其妻甲冑を著し、馬に乘り長刀を脇挾みて、夫の代に登城する事なりといふ。尤も武家にては斯くありたき事なり。凡そ神功皇后を始め奉り、木曾義仲が愛妾巴・城の板額・富田信濃守の妻・山口右京亮が乳母など其數多くして、悉く之を擧ぐるに暇あらず。心得あるべき事なり。

長門は至つて柔弱の國風に見ゆれども、元就の餘風殘りしと見えて、家中に女の稽古場ありて、一家中の女子長刀・柔術等を勵み、日々出精する事なりとぞ。日本の國に於て、女の稽古場ありて武を勵みぬるは、此國計りなりといへり。

仙臺は、大國にして城下も廣く、他國より入込み滯留せしとても、其樣子早速には分ち難く、薩州の如き風儀なしといふ。

江州の彥根は、大に古風を守り詞・衣服等、都近くに有りぬるに、少しも其風に移らず、武備よく備はりし事なりといふ。先年予武者修行せる者に聞きし事ありしが、是がいへるも同じかりし。

神君よりして武田・北條の名ある浪人共選んで、直政に附けられ、直政・直高何れも秀でし豪傑なりしが、其餘風今に殘れる事と思はる。家に法度ある是にて思ふべし。出羽山形・肥前島原の兩侯、江府見附の御番を命ぜられ、文政十三寅年六月の事なりしが、山形當番にて同家用人間瀨市左衞門と申す者、何故とも知らず、夜中相番の者四人を、蒲團の上より寢込に突殺し、六人に手疵を負はせしに、其内一人、手疵受けながら之を組止めぬ。明朝早々御檢使立ち、當人は亂心といふ事になして、亂心ながら入牢となりしといふ。大切の御役先にて斯かる事仕出せる事なれば、山形侯の首尾にかゝるべし。いかゞ御さばきになる事にや。

同じき頃の噂なりしが、明石屋敷へ江戸町人より先年出銀せしかども、頓と返す事なく、利銀さへも手を付け申されず候故、貸人是が爲に身分立行き難く、飢餓に及ぶ程の事なる故、種々歎きければども頓著なく、心強く手切れの返事なりしにぞ、此者詮方なくて、同屋敷にて先達て公儀より御養子入らせらるゝに付、新に掘られぬ

弓削新右衛門の罪状

る御飲水の井戸へ身投せしが、五日過ぎて死骸浮上りし故、其掛の役人、大勢押込まれしといふ。此者明日に至りても家に歸らざる故、妻子屋敷へ尋ね來りしに昨日何時頃に歸りしに相違なしといへる事故、道筋より心易き方々の大抵心に、當れる限を、尋ね盡しても知るゝ事なく、昨日内を出掛けに、此度は是非譯付け申さず候ては引取らぬ事故、障を入るとも譯付け引取るべければ、其旨心得べしと申置きて出でし故、是非御屋敷に居るべしとて、吟味を願へども、急度歸りしに相違なしと申募られしが、五日にして此事知れぬ。これを聞けるにも憐を催す程の事なり。命を捨てしはよく／＼の事と覺ゆ。不仁の事といふべし。此事家内より公儀へ願ひ出でし由、如何なる御捌になれるにや。

近年西御町奉行の組下に、弓削新右衛門〔頭註〕弓削新右衛門は、諸御用調役支配・地方唐物取締定役右、御役兼帶して勤む。といへる與力の、邪威を振ひ下を苦しめ、頻に賄を貪り、罪なきも罪を得、財を掠め取られ、入牢して非命に死し、罪なくして遠流・追放せらるゝ者多く、別して唐物掛など、故

もなきに多く召捕られ、入牢して財を掠め取らるゝにぞ、六七年前には道修町藥種屋仲間一統に申合せ、長崎にて御改めあり、役所より手板付きしを、御法通に取捌きぬるに、斯くては商も成難しとて、商賣を止めて悉く鎖しぬる事あり。其餘種々の姦惡ありて、是が手先に使へる垣外といへるは、千日・天王寺・飛田・天滿等にある非人頭にて、之を四ケ所と唱へ、捕者其外與力・同心の手先に使ひぬる事なるに、其中にても飛田の清八・天滿の吉五郎などいへる者、弓削に使はれて姦惡甚しく、此等が勢、町家の者共當り難く、金持てる町人などへ無心を申掛け、之を聞入るゝ事なければ、忽ち思寄らぬ辛き目に遇ひぬ。又市中にも猿・犬などとて弓削へ入込み、あらゆる人々の害となるべき事を取拵へていへる中にも、新町にて八百屋新兵衛・土佐堀にて葉村屋喜八などいへるは、相應家督ある身分にしてこの業をなし、兩人とも非人清八・吉五郎等と兄弟分となり、この者共申合せ、己一人人に內々にて金取りて、博奕を免して致させ、公儀へは今何處にて何某が家にて博奕うてる由を訴へ、外三人の者より之を召捕る。互に斯くの如くなりしかども、人之を知る事なく、斯

大鹽平八郎弓削の一類を召捕る

くの如くにても、右の者共へ賴込める者多かりしとなり。斯樣に互に申合せて、利を貪る事故、其者共銘々に利益多く、世に害ある事甚しかりしが、東御奉行高井山城守殿組下の與力に、大鹽平八郎（頭註）大鹽平八郎は、諸御用調役目附・地方・盜賊方唐物取締定役、右兼帶。と性質直にして少しく文武に心得あるものありて、八百屋新兵衞・葉村屋喜八・飛田の淸八など召捕りて、嚴しく之を責めしかば、弓削が惡事一々に相顯れぬるにぞ、之を召して其罪を糺さるべきなれ共、其折節西御奉行內藤隼人正殿御交代にて、文政十二丑の三月御發駕ありしにぞ、弓削も伏見迄之を送り奉りし故、歸り來りし夜、直に明朝早々急の御召なる由なり。

弓削の最期

本人は斯かる程の事とも思はず、明朝出でて之を申掠めむと思ひぬれ共、直に入牢の樣子なれば、親類中打寄り、八百屋・葉村屋召捕られ、此等よりして惡事明白に知れぬる上は、其罪遁れ難く、御仕置を蒙りては家名斷絕に及び、親類中迄大に面目を失ふ事故、早く切腹すべしとて之を取卷き、一統より勸めぬれども、腹を切りかねしかば、皆々打寄り、無理に其腹へ突立て、刀を引廻し之を介錯し、是が若黨も召捕られぬれば、白狀によりて如何なる事に及ばむも計り難しとて、之

をも直に其席に於て無理に腹切らせしとなり。斯かる科人なれば取逃しては成り難く、若し延引に及びなば召捕來るべしとて、捕手勝手へ詰め、屋敷の四方を固めしとなり。

弓削一類の罪狀

弓削一件に付きては種々の取沙汰ありしかども、餘りに事多ければ之を略す。斯くて清八・新兵衞など嚴しく拷問にかけられしかば、惡事悉く白狀に及びぬる中にも、七八年前の事なりしが、天王寺より巽に當り小堀口とて在所ありぬ。此所の寺へ盜賊入りて、住持・小僧・下男外より住持の妹とやらん折節止宿してありしに、右四人共殺害し、金錢を取りし事ありしが、其賊一向に知れざりしに、此清八が業なりしとかや。斯樣に盜賊方の手先に使ふ者の斯かる事など、年來知れざりしにて、弓削の惡しかりし事を思ひやるべし。此者、非人の身にして前にいへる四ケ所の頭にて、家に巨萬の金銀を積み、大小・馬具の類より茶器・衣服・家具等に至る迄家內の奢、之を譬ふるに物なく、大坂町中に別莊を構へ、所々に四五人の妾宅を設け、非人の身にして御奉行所に出づる節と雖も、半町計り手前迄駕に乘り、手下七八人も

召連れぬ。斯かる樣なれば平日己が私用にて出づる節など、少しも土を踏む事なく、内には常に釜をかけ酒肉に飽き、時々與力・同心など、是に招かれて饗應せられぬる事などありしとかや。こは加島屋勝助といへる人の、之を審に聞きしとて予に語りぬ。されども其中にて天下に類なき物は、羅紗にて拵へしぱつち四五足ありし由を聞けりといひぬるもをかしかりき。天下の役に連れる身にして、非人の家にて馳走せらるゝにて、何事も弓削が行狀思ひやるべし。清八・新兵衞の兩人は、千日に於て獄門に架けられしが、葉村屋喜八は外に御吟味のある由にて、其後永く牢中にありしが牢死せしとなり。

罪人罪人を殺す

八百屋新兵衞・清八など召捕られ、夫より直に、猿をなして、これ迄役筋へ入込みし者共、一人も殘らず皆々召捕られて入牢せしが、是等は牢中の罪人共打寄り、何れも嚴しく責め惱ませし上にて、帶にて是を縛り、牢の角に逆に括付け、或は糞を食はせ髮を悉く引拔き、目玉をくり拔き、齒を拔き、手足の爪を拔きなどして、大方牢中にて殺されしが、偶、助かりて宿下げになりしも、病臥して床を離るゝ事能はず、追々

寺院の腐敗

悪徒大塩を調伏す

に死失せて、助かりしは至つて稀なりしといふ。斯く、猿などするは、揚屋・置屋・生洲・料理屋・風呂屋などに多くある事にて、斯様の者共大勢召捕られ、其家付立になる家毎の帳面御調ありし處、大坂中の寺院に遊女に馴染持たざるはなく、肴食はざるは一人もなく、鷄を殺させ、鰻・すつぽんの類に至るまで、何れも之を喰ふ事甚しく、この事委しく顯れしかども、猿狩の最中なれば、態と其儘捨置かれしに、天滿山吉五郎といへるは、如何なる事にや召捕らるゝ事なくてありしが、此等を吟味する時は、一人も不埒なきものあらざれば、淸八一人に其罪をおほせ、自分愼めるやう御憐愍の事なりと、専ら其節の風聞なりし。是迄の如く不法の事なり難きにぞ、淸八といへるは、此者の兄にして先達て獄門となりし事故、何れも大鹽平八郎の計らひなれば、いかにもして此人を亡ひ、是迄の如く我儘働きたく思ひぬるにぞ、北野村不動寺の隱居、同寺門前の側にて妾宅を構へ、妾が名前にて遊女三四人を抱へ、茶屋商賣をなし、己も常に此家にあつて姦惡甚しく、斯かる惡僧なれば是迄も親しく交はりしといへり。此僧を賴みて大鹽を調伏せむと賴みぬるに、是が力には及び難く思ひしにや、浦江村正傳の僧を賴み、此坊主之を諾ひ歡喜天に祈りしが、此事露

顯に及び、吉五郎を始め悉く召捕られ、同人が妻子・妾、不動寺の梵妻に至る迄殘らず入牢す。斯くて吉五郎を責問はれしに、此者兄清八と申合せ、公儀を騙り役人風をなし、讃岐・播磨等へ下り、博奕場にて金をゆすり、其外不法の惡事多く、これも千日に於て獄門に架けらる。此者兄弟三人なりしが、申合せ所々へ押入盜賊をなせしといふ。今一人の兄といへるも、先年首刎ねられしとなり。斯くてこの跡付立となりしが、兄清八に異なる事なく、金銀財寶大限計り難く、其中に一つ朧色に塗つて、五重に重ね、大體藥箱の如くにして、下一重に底ありて、四重には底なく、內は凡て銀を張り詰め、四重には底毎に銀にて簀を拵へ、蒸籠のごとくなりといふ。何とも分り難ければ、「此箱は何に用ひるぞ」と尋ありしに、「生洲より鰻の蒲燒を入れて取寄せる箱にして、其鰻の何時までもさめざる樣、下の箱には沸湯を入れて置く事なり」とぞ。是にて其傲り思ひ計るべし。不動寺の隱居は牢死をなし、浦江の僧は如何申譯せし事にや、免されて寺に歸りしとなり。（頭註）浦江の坊主助かりし由、うはさありしがさにあらず。御仕置ありしといふ。さもあるべき事なり。斯くて何かと其後も騷々しき事多かりしかども、御政道の正しきを市中一統に

悦びぬる事なるに、辱くも貧人御救の事仰出ださる。其御觸にいふ。

貧人救助の御觸

演舌書

當表者、富庶繁華之土地にて、工商之者何成共所レ業、商賣を出精骨折いたし候はゞ、渡世出來易き儀は他處と勝り候故、富人者論なく、下戸之家々も其利を利とし、其樂を樂み、父母を養、子孫を鞠(はぐくみ)、衣食之資に不自由無レ之哉に候得共、竈凡十萬近くも有レ之、其内には老衰にて子も之なく、幼少にて親に相離れ候零丁・孤獨の類、其餘孫子多く自力に難レ養候得共、親類・縁族無レ之候に付、其身之困窮愁苦を告者なく(きカ)程の貧人有レ之間敷共難レ被レ決。若右體之貧人有レ之候はゞ、米穀諸式豊給之時節にても、其身・其家丈者實に飢餓之荒年も同事にて、誠可レ憐事共に候。不賴之工商老若、身持不行跡等ゟ父祖之家業を失ひ、或は非分之巧事に心力を盡し、反而(かへり)流浪漂泊いたし刑戮を免居候者とは一向譯違、前書之貧人者不幸之良民に付、已來手當救方可レ有レ之候間、無屹度三郷町に相調、右體不幸之良民有レ之候はゞ、時々御役所へ可申立候。呉々貧苦に迫候共、不幸之良民に無レ之者は、篤と入レ念、混雜不

レ致樣取調可レ申儀、尤肝要候事。

右文政十二丑十月廿四日、町々年寄宅へ翌廿五日九つ時、北組總會所へ年寄直に罷出候樣、名前當之廻文到來に付、同日罷出候處、月番總年寄永瀨七郎左衞門殿ニ而御演舌にて、東御奉行高井山城守樣御下知を以、同組與力大鹽平八郎樣ゟ、總年寄を以、無屹度町々取調、右貧人之有無、來月三日迄に可二申上一候樣被二仰渡一候趣にて、右演舌書を以被二申渡一候事。〔以上齋藤司の控を借りて之を寫す。〕

右の通仰出され候故、町毎に之を取調べぬるに、貧苦に迫り難澁する者限なしと雖も、不賴の輩のみにして、又偶に良民と覺しきが困苦に迫れるあれども、兄弟・伯父・從弟などありて、此等が不實なるもあり。又ありと雖も不恙にて救ひ難く、されども貧しき暮せるとも、便るべき親類あるは申出で難くて、大坂三郷の町内より申出でしは一人もなく、福島・下原・高津・新地などの端々の町々より、追々に召連れ出でしかば、夫々御糺の上、御救ひ下し置かる。公儀より斯くの如くなし給へるにぞ、其町内にても之を捨置き難く、何れも合力をなしぬるどいへり。其後も兩度迄篤

大鹽の好評

と調べて申出でよと、御沙汰ありしとなり。斯くの如くなる御仁政行はるゝ事故、一統太平を唱へ、大鹽を神佛の如しとて有難がりき。尤も斯くあるべき事なり。

〔頭書〕貧民の貧に迫れる、所々より連れ出でしが七人の由、是も皆七十計りの老人にて、歩みて出づる事なり難く、駕にて召連れ出でしかば、一人前に大低日々七分程に當てゝ、御助救ひ年に三度程に下さるゝ趣にて、其町家主等を心添遣すべき由仰渡されしにぞ、七人の者共、御奉行所に於て大に有難がり、歡び泣に泣き立てしとなり。さもあるべき事なり。十萬計りの竈ありて、斯かる繁華の土地なれども、不幸の貧民といへるは、やう〱斯様の事にて、貧窮人限なしと雖も、皆々無頼の者共にて、己が心得惡しき所よりして、貧しく成行ける者共計りなり。されども斯かる御仁政にて、御調もある事故、惡徒等も自ら恐れ愼む樣に成行く事、全く大鹽の功と雖も、上に賢君なくして斯様に之を用うる事なくば、其功盡し難し。高井君よく其人を用ひ給へる事、賢き御奉行なればなり。

切支丹の類族仕置

十二月五日切支丹の類族六人御仕置あり。兩三年前より大鹽氏に見顯されて、斯く御仕置となりぬ。全く是も此人の功なり。切支丹一件、餘り長ければ別記とす。

堺御奉行水野遠江守殿、御召に依つて出府あり。何人にても堺の御奉行出府又は交代の間は、大坂より御支配なるに、此度是も大鹽氏、彼の地にて姦惡ある與力伊東吉右衞門・戸田丈右衞門を押込め、是に立入り惡事工(たく)みぬる茶屋市兵衞、大坂八百屋新兵衞・葉村屋喜八等と同じ。竝に同人別家兩人を召捕り入牢せしむ。御奉行には、出府せられし儘御轉役にて、久世伊勢守殿御交代となる。茶屋市兵衞・別家兩人は、未だ入牢にて家内

悉く付立なるが、伊東は免され、戸田は隱居となりしとなり。是に付きて戸田・伊東等の門に落首して張付けしといふ。

落首

お前計りが隱居して、茶市はかはゆうないかいな。朝夕責めのたは言にも、とだ樣呼んでと泣くはいなう。

伊勢樣の御蔭でいとはぬけました、堀と山とがあんじられます。

〔堀山何某といへるも、善からぬ事有るにやと思はる。此等の事は、加茂弘作よりくはしく聞けり。〕

大鹽の大功

斯くて大坂の御政道、斯樣に嚴重になりしかば、京都にても狩野萬五郎といへる與力追放せられ、其餘役儀召放されし者多く、伏見・南都にても、同樣の事にて罪せられし人多かりしといふ。御町奉行高井山城守殿を頭に戴きて、其指圖を受くる事とは雖、實は大鹽一人の計らひによる事にして、其風所々に移るやうに成行きぬるも、全く大鹽が大功といふべし。〔頭書〕桑原權九郎も何かよからぬ事ありて押込められぬ。扨又清八・吉五郎等が妻子殘らず追放になりしが、素より非人とは雖、是迄多くの人を掠め惱まして、取集めたる金銀にて奢り暮らせしに、木綿の袋に椀一つ・箸一膳づつ入れて、之を其首に掛け

市人皆大鹽の仁政を感謝す

させて、追拂はれしとなり。其餘總て不埒なる者共多きにぞ、一統に大に恐れ慄ひしとなり。元來非人共の身分にて、町家同樣に二階造に家を立て、悉く瓦葺にして土藏銘々に持ちしかば、斯くては如何なる御咎に遇ふも計り難しとて、未だ上より御沙汰なき内、何れも申合せ、藏家を毀ち柱掘建にして、低き小家立となしぬるにぞ、左樣あるべき事なりとて、御咎もなくて止みぬ。これ迄町へ出で不法の事のみなりしが、其後は左樣の事もなくて、一統に町家の者共大に喜びぬる樣になりぬ。別て道修町などにては、是れ迄每度困窮せし事なりしに、筋なきに取上げられし金銀、思掛なくして年を經て、御下げになりぬるも多かりしにぞ、全く大鹽樣の御蔭なりと、神の如くに尊みぬ。予が心易き伏見屋嘉右衞門といへる者、昨日町内より御役所へ出づる事ありし故、其者に代りて態々大鹽樣を拜みに行きしといへり。忠義を盡して仁政を施しぬれば、萬人其澤を蒙り、恩に感ずる事斯くの如し。

當所に限らず寺院の住僧不行狀なる事は、能く世間にても知りぬる事なるに、近來猿共の狩盡されしにて、其罪明白に知れぬれども、寺院殘らず斯くの如くなる事故、

一々に之を罪する時は、天下に坊主種の盡きて、差當り葬等に差支へぬる故、しばしが程は其儘に捨置かれしが、丑の十二月十日御觸書出づる。其文に曰く、

〔本文重複に付略す。浮世の有樣一ノ四二一頁參照〕

僧侶の狼狽

大坂市中二三ヶを除く外は皆破戒の僧のみ

右の御觸に驚き、俄に梵妻に暇を遣せし寺もあり。又京都其外しるべのある方へ、女を預けぬるもあり。中には只一通り觸流しの樣に心得て、之を頓著する事なく、相變らず不埒なるもありて、一々に其罪を糺す時は、其行狀正しき僧は、大坂中にて二三ヶ寺ならではなき事故、悉く之を召捕る時は、葬禮に事缺けぬる故、右御觸出でし後に不埒なる寺々六十ヶ寺計り、篤と其罪を聞糺し置きて、夜中密に大鹽の宅に召寄せ、一々罪の次第相記せし封書を夫々相渡し「急度御糺仰付けられ候筈の處、憐愍を以て其罪を是に記せり。若し申開く筋あらば承るべし」とありしにぞ、次へ下り、何れも之を開き見るに、銘々身に覺ある事、委しく書記しありぬるにぞ、何れも一言の申譯なく、一統に「恐入りし旨」申出づるにぞ「さあるべき事なり。何れも其罪輕からずと雖も、此度憐愍を以て免るし遣るべし。若し又此後、聊にても心得

破戒の僧侶仕置

違ひ不埒の事あるに於ては、嚴科に行ふべし。能く〳〵心得よ」とて之を許し歸されしにぞ、何れも虎口を逃れたる心地にて引取りしとぞ。斯くても尙行狀を改むる事なき寺々を、冬より春へかけて三十餘ケ寺召捕になりしが、其後に至りても追追に捕へらるゝ者ありて、數十人に及ぶといへり。中にも最も甚しきは、

一心寺　之は天王寺の南なり。遠金屋みつといへる茶屋の娘を妾となし、己れ茶屋をなす。是さへ甚しきに、其寺內に住める花屋の娘、外方へ幼年より子に遣せしに、先方にて大に之を寵愛し、今は成人しぬれば、其子に妻はせんと思ひぬるに、下賤の者の習とて、俄に其娘を取戾したくなりしかば、娘に篤と實親より申含め、之を諾ふ事なからしめ、先方へ引合ひ返し吳れぬるやうにといひぬれども、幼年より子に貰ひ、今成人に及び物に用立つ樣になりて、取返さむといへるは不埒なる申分なりとて、之を返す事なかりしかば、此事一心寺に咄しぬるにぞ、之を取戾しやらむとて、先方へ一心寺が挨拶せしにぞ、先方には親仕方を憤りぬれども、出家の挨拶に免じて之を免し、其娘を一心寺へ渡せしに、直に寺に連れ歸り、是をも己が妾

となし、寺に隱し置きて實親にも返さずといふ。其餘姦惡の事尙多しといへり。斯樣の事、一々公に聞えぬる事なれば、捕手を遣されしに、其樣子を見ると其儘、右の女を連れて裏の藪をくゞり逃げ去りしが、京都へ上り勸修寺殿へ駈込み、附髮をなし藤島將監と名乘り、右の女を連れて夜店見物に出でしを見付けられて、兩人とも召捕られしが、勸修寺殿御內藤島將監へ對し、無禮なりなどいひて大に斷はりしが、附髮を引取られて繩を掛けられしといふ。誠に重罪の奴なり。

曼陀羅院　生玉馬場先の揚屋寺富といへる方の娘を妻とし、己れ年來茶屋なしてありしが、女子一人を儲く。此娘に其茶屋を讓り、夫婦連にて高津へ隱宅を構へ、鳥屋を始め鶯・鷄の類、買に來れる者あれば、出家の身分にて鳥をしめ殺して商ひぬ。至罪といふべし。

圓頓寺　北野村にて法華宗なり。此寺無檀地なるに、堂島の相場屋河內屋善兵衞といへる者、代々此寺を信じ、此寺河內屋にて相續すといへり。然るに當時の善兵衞母（年五十計り）といふ。を年來姦淫し、是迄寺の立行く程の世話をなして貰ひぬる上に、此母よ

りも是迄數百金の金を取入れぬといふ。近き頃善兵衞方にて金子百五十兩紛失して知れざる事あり。外より賊の入りし體にてなければ、内々召遣へる者共に疑をかけ、大金の事なれば捨置き難く、其旨上へ屆け出でぬ。間なく圓頓寺召捕られ、後家も入牢せしに、御吟味にて後家より盜出し、此坊主に遣りし事明白なるにぞ、邪淫の上斯かる事あり。後家も斯かる惡事を重ねぬる上、公儀迄もたばかりし罪甚しといへり。

善通寺　北野村不動寺の西隣にて禪宗なり。近所に寺の貸家ありて、之を支配させぬる者の妻と姦通し、其餘不埒の事多しといふ。其女は則ち同寺門前なる酒屋の娘なり。

金臺寺（寺號の文字如何書ける事にや知らざる事多し。故に其違へるを怪しむ事なかれ。）慥に此寺の事のやうに覺ゆ。梵妻に茶屋をなさしめ、娘を藝妓に出し、息子を肴屋になし、不行狀の事甚しといへり。

谷町筋の南に、天正寺（是も文字は如何書ける事にや知らず。醫師北山壽庵が墓の不動明王ある寺なり。）の南へ筋向の寺の由、予に咄せる人も其寺號を忘れしといへるが、此寺の住持も梵妻の事ある故、之を召捕らむ

とて捕手向ひしに、折節近邊所々の住持共大勢集りて、酒肉取散らし博奕をなして有る所にて、何れも大うろたへなりしが、悉く召捕られしといふ。捕手も存寄らぬ事故に、大に驚きし程の事なりしといへり。

建國寺　天滿川崎禪宗なり。一旦出奔せしが、格別の事あるまじと思ひしにや、歸り來りて召捕らる。是に先達て梵妻・子供など入牢す。是に限らず梵妻・梵子は何れも召捕られ悉く入牢なり。

慈光寺　北野村大融寺の東にて尼寺なり。此住持大工と姦通し子二人生むといふ。召捕られ入牢せしが、五月二日より高麗橋詰にて三日晒され、大坂三鄕御拂となる。

慈安寺　道頓堀の南千日にあり。法華宗なり。是も梵妻の事にて住持・老僧兩人ともに召捕られ入牢す。之を御吟味ありしに、「私の墮落せしは近頃の事にて、是は御破損奉行飯島惣左衞門殿の所爲なり」と云へるにぞ、其譯を御尋ありしに、「元來此寺の祠堂金三百兩、御破損奉行飯島惣左衞門・一場藤兵衞・池田新兵衞三人連印にて借受けしが、其金を貸したる故に、新町の揚屋より飯島、慈安寺を招き馳走をな

し、其上にて無理に肉を喰はせ遊女を與へし」となり。之に依つて據なく墮落させられしといふ。斯くて期日に至り、「其金返し給はれ」と雖も、返す金なしとて一切頓著せざるにぞ、大に困り果て、右の金は檀家より當寺普請の手當に納めありしを、私の了簡計りにて用立てぬるに、此節普請入用ありとて種々嘆き出でしかば、いかにいふとも返す金聊もなし。强ひて取りたく思はゞ公儀へ願ひ出づべし。此方よりも其方が墮落せし事を申すべしと、法外の事申さるゝにぞ、詮方なく胸をさすり怺へしが、「今以て其金其儘に捨置かるゝ」といへり。此金も一場・池田等連印なれども、飯島一人之を取込み遣はれしといふ。此事慈安寺白狀に及びぬるに、外にも何か善からぬ事あつて、飯島・市場兩人は網乘物にて江戶へ召され、飯島は病死、市場は切腹せしなどと風聞あり。池田も後より召されしが、是は如何なりしや知らず。

〔頭書〕尼僧一人日本橋の南詰にて晒さる。專ら一心寺の妾なりし由をいひしが、別の者なりしといふ。されども其くはしき事を知らず。

滿願寺　當國多田より北野大融寺へ出開帳にて來りしが、折節御蔭參始まりし故、之を見向く者も更になし。此住持、中山寺の麓なる柳屋の娘を小性に仕立て連來

り居りしが、此事露顯に及びかしば、此娘を南都の方へ隱しぬ。然るに是にても隱し置き難き由申來りしとて、密に南都へ行きて其娘を受取り、京都の知邊に之を預けむと志し、行きぬる道にして捕へられ、兩人とも入牢せしとなり。

大融寺　北野村、女犯にて入牢。

不動寺隱居　右は前にいへる如く、門前にて梵妻と一處に居て、遊女を抱へ置屋をなせしが、吉五郎に賴まれし事より顯はれ、入牢々死。

幡龍寺・長久寺・法海寺・法心寺、此等は皆牢死の由、宗光寺は此樣子を聞くと其儘、寺を賣つて逃れしといふ。　西福寺・藤井寺・本傳寺・良光寺等は出奔して行衞知れず。上方寺も暫く影を隱しぬ。　大敎寺・圓通院も御咎を蒙り、北濱村松林寺も同斷の由、天滿寺町にて舊惡はあれども、當時老僧にて據なく無事なりし故、御咎受くる事なかりしは、蓮華寺・法聚院の二ヶ寺のみなりといへり。小橋上寺町・中寺町・下寺町にても、一統の樣に取沙汰はあれども、其委しき事を知らず。予が聞ける所、當地に於て斯くの如し。當四月下旬千日に於て獄門に掛りし僧あり。其寺號を知らず。

京都僧侶の仕置

是は人の妻と不義をなし、其妻より金を盜み出させしといふ。追々其罪定まり多くは流罪となりぬ。河内屋善兵衛の後家は、御憐愍にて晒さるゝ事なく三鄕拂となりぬ。〔頭書〕日本大龍寺・浦江正閑寺等女犯墮落の事あり。北野大心庵も女犯にはあらざれども、此掛りにて咎めらる。正閑寺は牢死、大龍寺は流罪となる。京都にても、大坂の御仕置響き渡りて、妙心寺・本國寺・本能寺・智恩院・黑谷南禪寺等にて多く召捕られ、流罪となりし者大勢あり。東福寺に最も數多くありし由なれども、是は風をくらひて大方出奔せしといふ。本願寺にても召捕られしといふ。此宗門は肉食妻帶をなす宗旨なるに、召捕られぬるはよく〳〵不埒の事なるべし。又智恩院寺中の住持、三條橋詰にて晒されし上にて、「寺法通りに行ふべし」とて、本山へ御渡になりぬるを受取り、之を丸裸になし下帶迄も取拂ひ、干かます一尾是が口へ銜へさせ、坊主兩人割木を持ち、本堂のぐるりを三遍四つ這に這はせ、行止まれば竹にて叩き、立たむとすれば之を叩き、銜へしかますを取落し、手にて取つて口に食はむとすれば其腕を叩き、取落せるも口にて之を銜へ取る事なりとぞ。斯くて後、門前迄四つ這に這はせ行き、是が腰繩を解きて叩拂にせしといふ。折節大坂より上り、智恩

高井山城守致仕

大鹽平八郎の致仕

大鹽に對する批判

院へ參詣して之を見し者、精しく語りぬるを聞けり。近來至つて人氣も惡しく成り、世間大に行詰り姦惡の輩多かりしに、一々其者共の刑せられ、剩へ國初已來潛み隱れて行ひし切支丹の根葉もなく刈盡し給ひ、又邪法姦惡の僧侶迄、皆其罪に行はれて、萬民太平を唱へぬる有難き御代なりき。斯くて御町奉行高井山城守殿には、七十に近き老年の上、近頃病に罹りぬるにぞ、江戸に於て療養致したしとて、其旨願ひ出でられしに、早速に御聞屆あつて、「勝手に引取り心任せに養生をなし、全快の上再び上りて勤め申すべき由」と、是まで先例になき有難き台命を蒙り、首尾至つて宜しき事なりといふ。八月下旬大坂を發駕ありしにぞ、大鹽平八郎も未だ初老にも至らざれども、病身を申立て隱居をなす。諸人之を惜みあへり。功成り名遂げて身退きしは、能き心得にして天道に叶ひぬるといふべし。此餘尙種々の噂を聞ける事もあれども、餘りくだ〳〵しければ之を略する者なり。（頭書）大鹽の功大なりと雖も、諸人大鹽のみを稱して高井君を稱するに至らず、大鹽も功を高井君に歸せば、却つて奥床しく思はるゝ事なるに。士功あれば之を大夫に歸し、大夫功あれば之を諸侯に歸し、諸侯功あれば之を天子に歸すの本文に背けり。惜いかな。

後漢書に、法は海の如くすべし。海は避け易くして犯し難しといふ。是れ古今法を立つるの格言といふべし。鄭の子產は賢大夫なり。死に臨んで法を猛にせよとて水火の論を設く。是れ能く時勢を察すればなり。室新助が公儀へ記し奉りし獻可錄の中にも、此語を引きて記し奉りし事あり。幸に其語を爰に記して、予が辨をば略しぬ。其文に曰く、

獻可錄

一、一兩年已來別而火付・盜賊多く罷成候。小身の侍家竝町人等の家には、每度火を放或は盜賊仕候得共見付不ㇾ申候故、其分に仕置候。其內見付て公儀へ申上候者十分一も無ㇾ之。是は第一追歲困窮仕候故にて御座候得共、又者近年盜賊の御刑罰緩かに罷成候故に御座候。世上にも御仕置餘り御慈悲過候樣に取沙汰仕候。右申上候通、一步先をも考不ㇾ申候樣成愚案の輩に候故、黥（いれずみ）・笞（むち）等の刑に被ㇾ行候ても、少も懲候意は無ㇾ之候。出牢仕候ても、其日の內にもはや盜も仕り火をも付申候。十が八九見付られ不ㇾ申候故、惡人の僻に其を賴に存候て、曾て畏申意は無ㇾ之

候。是等の輩、世に徘徊仕候ては、火付絶え申間敷奉レ存候。絶不レ申候ては火災止み申儀は有レ之間敷奉レ存候。既に人家墻をこえ鎖を切候て、入申程の者に候得者、物を取不レ取にも盗物の多少にも寄不レ申儀に御座候。箇樣の類は一別に罪科に仕度ものに奉レ存候。是を免るし置候ては、自餘の害に相成候得者、一殺多生の道理たるべく奉レ存候。鄭大夫子產が相果申時分、己に代り申す子大叔と申ものに申置候は、法は必猛にすべし。火は烈きによる。人是を恐れて火に入て燒死ぬる人は少なし。水はぬるきによりて近づき安き故に、民なれ輕んじて溺死す。此後我に代りて政道を取らば、必猛にせよと申置。子大叔是を不レ用して法を寬に仕候得者、郡國盜多く罷成候故、其時後悔仕候由、左傳に相見え申候。寬・猛二つの詮議は古來有レ之儀に候得共、兎角時により可レ申儀に奉レ存候。たとへば醫の療治仕候に、邪氣強候得者必瀉劑を用候て、攻擊仕候て邪氣を取、其後溫補仕候。勿論瀉劑は長くは難レ用候得共、邪氣指塞申時は、攻擊劑にて無レ之候得者邪氣去り不レ申候はでは、溫補可レ仕樣も無レ之候。

一、後漢書に、法は海の如くすべし。海は避易而難犯と有之候。古今不易之名言共可申儀に奉存候。海は廣大明白なるものに候故、海は踏損ひ候て、はまり申者無之候。是海はよけ易き者に御座候。然れ共落つれば必ず死申候故、中々侮り犯し難、溝・堀などは行先に有之候故、良もすれば踏損ひ候とてはまり易く、しかもはまり候ても必死不申候故、其跡より又はまり申候。斯様に御座候ては、自然と諸人法を輕んじ候様にも罷成候故、法をば海の如く大筋を急度立置、其外瑣細に無之様に仕れとの儀に奉存候。已上。

三月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　室新助

室新助は號を鳩巢といひ、新井筑後守白石と年齒少し異なりと雖も、時を同じうし、公儀に御用ありし儒者にして、獻可錄は公儀御尋に答へ奉りし書なり。

漢高祖、關中に入りて法を三章に定めしは、秦の煩苛を省き其民を懐けむと欲してなり。孔明が蜀を攻取つて法を嚴しくせしは、其民を伏せしめむと欲すればなり。政を執れる人、能く心得ありたき事なり。

寅正月京都智恩院、彼の宗門元祖忌の法事半ばに、江戸より急ぎ御召にて下りぬ。當時不如法の僧徒大勢召捕らるゝ折なれば、是も其事にや抔とて、諸人大に怪み種種の風說有りしが、全く是は左樣の事にてはなく、江戸增上寺に於て、所化の僧共と寺中道達と爭論の事ありて召されしといふ。其樣子を尋ねしに、所化といへるは國々より佛學修行に出でたる僧にして、其始めは味噌摺をなし、雜事に逐廻はさるる事なれ共、積學の上にて道德を備へぬるは、大寺院の住職となり、增上寺・智恩院も、此內より出づる事なれば、其席常に道達の上座なりといへり。又道達は常に寺中に住みて、佛事誦經の節は鉦・太鼓どらの類を撞つ役にて、是は役者と立てゝ生涯之を勤め立身する事成りがたき者にて、別けて色衣等著する事なりがたき者なり。故に東照宮の御掟にも、其事を悉しく相記し給ひし事有りといふ。され共常に寺中に住める者なれば、自ら所化に對し失禮の事多く、剩へ近頃方丈を取込み、色衣をも著用する事を許され、席もこれに准じて所化と對座するやうになりて、無禮

方丈縊死

度々に及びぬるにぞ、所化一統に之を憤りぬれども、彼是申立つれば、方丈の罪遁れ難き事なれば、之を罪に陷るゝ事を氣の毒に思ひぬるにぞ、之を怺へぬるに、道達共愈々我意に募り、無禮の增長せしにぞ、今は捨置き難しとて、此事方丈迄願ひ出でぬるに、方丈には素より道達を贔屓に思ひ、斯かる法に背ける程の事なしぬる事なれば、又所化五人とやらんを罪に落して追放せしといふ。是に於て所化一統大に憤り、東照宮の御掟に背きぬる趣を申立て、公訴に及びしかば、方丈は勿論是に同意せし者、關東十八檀林の中にも三人ありしが、何れも押込められしかば、其罪遁れ難き事を辨へぬるにや。方丈は首縊りて死し、右三人は切腹して相果てしといふ。道達も夫々御仕置蒙りしとなり。斯かる事に及びしかば、公儀の御法事勤まり難く、一日も捨置き難き御事故、智恩院は御召に預りし事なりとぞ。昨年來斯く騷々しき中に、三月下旬より御蔭參り（別記あり。）始まり、七月二日京都大地震にて、十月に至れども地震止まず、（別記あり。）其外諸國風雨・洪水等の變あるに、其中にて折々不如法の惡僧共を、遠島仰付けられぬるなど有りて、公儀にも御事多き事なりしか共、米

穀程よく熟して、萬民太平の澤を蒙るに至れり。

伊奈圖書の切腹

關ヶ原御合戰に東照宮石田三成を誅し給ひ、「騒々しき時節なれば、帝都を守護し早く叡慮を安んじ奉るべし」とて、福島正則に命じ速に上洛せしめ給ひしに、大津に於て伊奈圖書君命を蒙りて、關所を構へて之を守りしが、正則が家來の、使して一人供に後れて通りしを、無理に番人共の馬より引下せしにぞ、之を憤り主の正則に追付きて、使せし口上を傳へ、身の暇を受けて引返し討果さむとせしを、正則之を止めて、終に伊奈に切腹せしむ。其始末、關原軍記・藩翰譜等に詳なれば之を略す。伊奈に代りて石原淸左衞門を以て、代々大津の御代官となし給ひしといふ。此御代官屋敷に隣りて、井伊兵部少輔直政にも、六町四方の地面を給ひて是が屋敷となる。

湖水は帝都守護の要害

其後世治まり、天下神君に歸して直政に彦根の城を給ひ、湖水の儀は京都守護の要害なれば、之を其方に任せらるゝとて、總て湖上の事は、井伊家存寄に相計らひ申さるゝ事にて、京都守護の事に付きて、種々の御内命御墨附等之ある事なりとぞ。

井伊家と大津代官との訴訟

北近江より湖へ流れ落つる川々の筋にて、一二里或は三四里程づつにて、所々の領分犬牙の如く入組み、水上彦根領にして、其次は大和の郡山領、其次は公領、其次はどこそこなどとて、大に混雜なれども、彦根初代二代の間は聊の公事訴訟もなく、外外にては亂後新に領地を給ひし事なれば、常に境目等の爭論絶間なきに、彦根計り斯くの如く能く治まれるにぞ、公儀にても之を御稱美ありしかば、入部の上斯かる御噂もありし事なれば、能く〳〵心得て無事を計るべしと、申されし程の事なりしに、三代目に至りて大公事をなせし事あり。其故を尋ぬるに、前にいへる如く川筋に於て、所々の領分入組ありて、洪水每に水損の患あつて、何れも是に困じぬる故暫々彦根と公事をなすと雖も、是に勝つ事能はざれば、私領の分申合せ御代官石原に勸め込み、一統之を腰押して大公事となり、雙方公儀へ願立てぬ。此頃は三代將軍の御治世にして、板倉内膳殿御老中を勤められしが、能く東照宮の御内命御墨附等の譯を知りて居らるゝ故、（此公事川筋の事に始まり、湖上の事に及び、彦根の船湖上往來して、大津に於て賣買・交易・運送の事を禁ぜむ抔云る事に及びしといふ。）御老中列席に於て、彦根より願出でし者に向ひ、湖上の儀は帝都要害の場所にして、

御内命御墨附等も之ある事なるに、外より彼是申立つべき事にあらず。何故石原淸左衞門を拜領して、存分には致されざるや」と申されしに、餘の御老中には何れも口を噤み居られしといふ。彥根も是迄此事を申募りぬれども、大切の御墨附斯かる輕々しき事に出すべき事にあらざれば、之を出す事なく、石原には其事彥根より申しぬれども「湖上は公領の事なり。彥根にかゝはりし事にあらず。御墨附といへるも僞なり」と、之を信用せずして申し募りしに、内膳殿の詞にて、彥根いよ〳〵强く成り「石原を拜領すべし」と申立てしにぞ、石原は永代大津の御代官を命ぜられ、急度由緒も之ある趣なれども、之を召還されて餘人を代らしめ給ひ、公事十分に彥根の勝となる。江戸へ大廻する荷物等、京より大坂へ下し、紀州路を廻りて送るよりは、大津へ出し湖上を經て少し陸地を運びぬれども、伊勢桑名より積みぬれば、難船も少く便利宜しきとて、京都に限らず丹波・丹後より送り出せる荷物澤山の事にて、之を湖上〔の〕〔なカ〕運送しぬるに、彥根領中長濱其外二ヶ所の湊ありて、百艘の船を浮べ、大津の方へ行く時は、「木炭の類澤山に積みて、歸りに荷物を積みて、往來とも

彦根と大津の確執

湖水切落について の訴訟

船を空しうする事なく、大津よりの船は荷物を積みて長濱へ到りぬれども、歸船は空船にして、聊の木炭をも積ましめずといへり。石原には公事に依りて召返されしが、其人死去せしかば、其子に再び大津の御代官を命ぜられ、夫より今に至るまで之を勤む。されども斯樣の大變に及びし後故に互に心よからず。殊に大津に於て、彦根の屋敷・御代官の屋敷に隣りぬ。其方内に住める町家六丁計りは、御代官の支配を受くる事なければ、公領・私領と分れ、每々境目等の爭論絶ゆる事なかりしに、十八年前互に和睦をなして、宇治銚子口鹿飛を切開き、湖水の水を落しぬれば、湖上三尺計りも水減じて是へ植出をなす時は、三十萬石計り公儀の御益となり、彦根領も之を植出し、其上伊吹山の麓其外所々に於て、澤・沼等の水はけ惡しき處の水さばけて、彦根にても十萬石餘も益ある事なれば、之を申合せ、雙方より此事申立てぬるに、「湖水の儀は帝都要害の場所なり。之を切開き湖水減ぜば、王城の要害手薄く相成るべし。如何心得らるゝや」と、御老中より申されしかば、雙方一言の申譯なく、何れも差控を窺はれしが、「其儀に及ばず」とて相濟みぬ。されども領中過分の益

ある事なれば、この事なしたき心止まず。然る處膳所領中百姓太郎兵衞といふ者、其後之を思立ち、又願出で、「自力を以て致したし」と申立つるにぞ、（彦根より再び申出づる事成り難ければ、この者の腰押し候金銀何程入用ありとも、此方に引受くべしとて、頻にこれを勸めしといへり。）公儀にも是御聞屆有つて、宇治已下の流下に御利害ありしかども、攝・河川筋の村々一統に不承知を申立てぬる故其事止みぬ。斯くて其願出でし者も病死せしが、其遺言にて、「我れ今死すれども、之を葬る事なく假に埋置き、子孫數代を經るとも我が志を繼ぎて、幾度もこの事願立て、其願成就せし上にて葬をなすべし」となり。其子其志を繼ぎ、先年再び願出でぬれども、此時も攝・河の村々、命にかへて一統不承知を申立てぬ。其故は湖上三尺の水減じ、川筋三尺の水增さば、是迄さへも常に水の爲に苦しめらるゝ事なるに、定めて攝・河村々は悉く流失せぬべし。近江にて三十萬石の御益ありとも、攝・河にて三十萬石の損あり。其上大勢命にかゝり、難澁に及びぬる故なりとぞ。然るに是も亦死し、遺言して假殯なるが、文政十三庚寅年、其子亦之を願出でし由にて、公儀より御勘定方御見分にて、攝・河川筋村々へ御利害之ありと雖も、一統不承知を申立て、何れも命を

捨つる覺悟なるにぞ、一旦鹿飛銚子の口左右へ、八間づつ切開かるゝ由の御觸なりしが、之を御引上になり、再び御觸直(およれなほし)あり。其文に曰く、

御觸

此度從江戸表依御下知、江州勢多川自普請所再見分爲糺方御勘定方被差遣取調有之、右自普請相願候場所之儀は、有形附洲之箇所而已、纔に上浚(うはさらひ)致候迄之儀にて、總體川床浚候共違ひ、殊に銚子口鹿飛邊へ差綺(さしいろひ)候筋にては無之候間、勢多川筋附洲之分、上浚致候迚、川下に到り格別落水相當候程之儀は有之間敷候間、其段流末村々之者共へ厚申諭候處、一同致承伏候間、市中川添町々相糺可申聞候事。

寅十月

御觸についての答申

乍憚口上

一、江州勢多川附洲上浚差支有無之儀御糺に付、町内町人共相糺候處、左之通申上候。右上は浚に付、落水多少之程難計、差支之有無何れ共御答申立がたく、乍併川添濱借家有之候町内之儀故、度々洪水にて難澁仕居候折柄之儀に付、萬々一此

上落水相當候ては、彌〻難澁相增可ㇾ申哉共奉ㇾ存候得共、是等は全見越之儀に付、川上在々一統承知之上者御多分に隨ひ度段、町人共一同申立候に付、此段以₂書付₁御答申上候。已上。

船町年寄

總御年寄中

右淡海の水を落し新田開發の一件は、備中新見藩中小山三藏に開けり。此人元來彦根家中にして、故ありて新見の家來となれり。右自普請の願、數萬金の入用ある事なれば、臈所領の百姓深見村太郎兵衛者。一己の力にて、いかに思ふとも成るべき事にあらず。斯かる大名の後立ある故なり。黄金の費何萬ありとも、彦根より之を出し、たとひ程よく成らずとも、之を患ふる事なかるべし。「たとひ如何なる事ありとも、少しも難儀せしむる事なく、彦根に於て安穩に暮さるゝ樣致しやるべし」とて、内分にて始終力を添へらるゝ事なりといへり。さもあるべき事と思はる。

井上河内守の邪淫

先年遠州濱松の城主井上河内守出府の節、本庄の方とやらんに鷹野に行きしに、或下屋敷に屋敷守の家計り一軒あつて、外に人家とてもなく、至つて廣うして物靜かなる所なりといふ。河内守には僅五六人の近習計りを召連れて、この所へ入來り、何れも跡に殘し置きて、只一人此内へ入りしに、此家夫婦のみの暮しなるに、折節主は外へ出でて其妻計りなりしかば、河内守此女に迫りて邪淫せむとせしに、是に從はざれば、「刀を拔き斬殺すべし」などと、之を脅し押倒して之を犯さむとす。斯かる折節、其夫歸り來り、此體を見て大に怒り、河内守を取つて突飛ばしぬるにぞ、河内守大に憤り、其者を斬らむとす。この時近習入來り、之をとりさへぬれども、其者少々手疵負ひしといふ。其女は、先年河内守の奥に奉公せし事ありとも風聞す。如何ありしにや。斯くて近習の者共、河内守を宥め其男へ斷りぬるに、この者之を諾はず、「我が留守に河内守參られ、我が妻を邪淫し、其折節歸りぬる故是を咎め支へしに、却つて我を殺さむとして、斯く手疵を受けし」旨、公儀へ委細申出でしかば、井上は大に不首尾となり、「大名の邪淫前代未聞」とて、其惡評至つて高かりしが、之に依りて其後奥州棚倉へ所替仰付けられ、

小笠原主殿頭には肥前唐津へ所替となり、水野左近將監には濱松へ所替となりぬ。棚倉は奥州の内にても至つて惡しき所にて、彼の國は米穀澤山にて、至つて宜しき國なるに、其中にて米さへろくに生ぜざる地面多くして、萬事不自由の所なりといへり。井上は古へ武功多き家にして、世の知る所なるに、斯かる事を仕出し、遠く先祖を辱かしめ、惡名を末代に殘しぬる事、恥づべき事にあらずや。

小笠原家中は皆無學文盲

唐津は棚倉と違ひ、至つて繁昌の地にして、四方便利も宜しく近邊に長崎などありて、候にも御用を勤めらるゝ事故、すべて國中文化盛に開けて、町人・百姓に至る迄學問・武藝等を專ら嗜みぬる土風なるに、彼の棚倉より引移られし人達は、家老始め一家中總て無學文盲にして、上下の禮儀も分ち難く、言語も分らざる事多く、夏などは大絞（おほしぼり）の浴衣の袂なきに袴を著けて、夫々の役所へ詰め、常に手拭にて天窓を包み、白晝に屋敷門前或は町中などに立ちながら、煎〔煑カ〕貰の饂飩・蕎麥などを買喰ひし、諸役人つまらぬ觸を出しなどして、町人・百姓にこだはられ、國政頓と立ち難くをかしき

同家中の失體

事のみ多し。或時町家へ家中の若侍八人連にて至り、酒を飮みてありしに、其家の主と心易き虛無僧の用事ありて出來りしに、客ある樣子なれば、入つて用事を辨へむや、歸りて又來らむやと、しばし門邊に思案してありしを、其者共之を見付け、「武士の咄を立聞する段不埒なり」とて、内へ引きずり込みて、散々に之を罵り、斬つて捨てむといへるにぞ、虛無僧有體に之を申譯すれ共、一向に聞入れずして、一人刀を拔いて斬懸けしを何の苦もなく其刀を打落す。之を見て七人の者共、皆刀を引拔き斬つて懸りしを、悉く打落し一々其刀を奪取り、其取りたる刀を以て其旨を訴へ、「最早此方より免す事なし」とて、大に憤りぬるにぞ、何れも刀は奪取られ散々に打擲の上大に恥をさらしぬるが、今更詮方なくて八人の者共、低頭・平身して種々之を詫ぶれども、更に之を聞かざれば、何れも大に困窮し、其家の主を賴み種々斷りて、やう〳〵と免されしといふ。此虛無僧は筑前の浪人のよし。

又何れの國にても年貢上納せざる内は、商人に米を賣拂ふ事は法度なれども、地頭を侮り困窮せし者共の斯かる業をなしぬる故、之をなさせじとて、領中を目附兩人

同目附農民に辱めらる

づつ幾群ともなく見巡りぬるに、或時俵二俵を荷ひて、町へ出づる者に出會ひぬる故、これを咎めしに、「是は米にてはなし」とて、其所を馳せ過ぐる故、兩人之を追ひかけて改めむとし、其者に迫りしかば、其者其俵を下し棒を外づして打つて懸る故、兩人の目附も刀を拔いて打合ひしが、何の苦もなく刀を打落され、兩人共半死半生に打据ゑられ、刀をば二腰ともに之を蹈みゆがめて其所に捨置きぬ。兩人とも痛苦に堪へ難けれども、人目に懸りては己が身分に係りぬる故、やう〳〵と起上りて辛うじて内へ歸りしが、之を見し者ありて、程經て其噂ありしかば、暇を出されしといふ。

又町廻の役人、馬子の無禮を咎め之を捕へむとせしに、其馬子大に惡口してこれと掴み合ひしが、馬子に叶ひ難き樣子なれば、刀を拔いて斬つて懸りしに、これも刀を引たくられ、己が刀にて散々にむね打に打据ゑられ、其刀をば石に叩き付け、刃を悉くつぶし溝の中へ投込みて逃げ去りしといふ。

又城下の者共、鍋島家の領内今里へ行きて博奕をなし、日を經て歸り來らぬ者ある

同家中のよからぬ理由

由を聞出し、之を召捕らむとて彼の地へ到り、其所へ屆くる事なく、直に其家へ踏込みこれを召捕らむとせしに、狼藉者なりと博奕打共打寄つて、捕手の者共を打倒して、之を搦め置き、「御家來五人其餘番人共、當所へ出來り狼藉せし故、之を召捕り置きぬ。受取りに參らるべし」とて、嚴しく唐津へ掛合ひしかば如何とも爲し難く、「此事表立ちては當家の恥辱なれば、何卒内分に成し下されよ」とて、種々に相斷りて事濟になりぬ。されども斯かる淺猿しき事なれば、其評判甚しかりしといふ。是迄小笠原の家來至つて人少なりしに、此度唐津へ所替に、長崎御用の手當など事の缺けぬる故、足輕多く抱へ込みぬるが、領中にて町人・百姓より之を召抱へむとすれ共、可なり小身を持ち、聊にても其產ある者共は輕卒たる事を恥ぢて、之を諾ふ者なき故、馬子・日雇など其日を暮らしかねぬる者共の刀を差す事の嬉しく、常々頭を下げし町人・百姓の上に立て、權威ぶらむ事を欲する惡徒共、多く召抱へられしかば、いよいよ見苦しき事多しといふ。又若き侍共は、毎夜市中を徘徊し、人の妻・娘などの往來するを引捕へ、常に理不盡に邪淫すといへり。元來小笠原の勝手向宜しから

同養子の風儀取締

ざるに、所替等の物入多く、其上前にいへる如く、家來始め諸役人共、皆々菽麥を辨せざる程の愚人共なれども、私欲奸智は長けて多く上の物を私すといふ。斯くの如くなれば、六萬石の身代にて三十五萬兩の借金あり、公金尤多く所々名目の金も少からず、町人より借入れしは三分の一に足らずといふ。斯かる中にては銘々己を利する分別を專らとせしに、出羽庄内酒井左衛門殿より養子入らせられしが、此人家督あるや否、直に家老諸役人に至るまで不忠の者共悉く押込め、夜中出羽より附添ひ來りし腹心の家來兩人宛召連れ、家中より町家に至るまで忍びやかに歩行し、家中の者共の不埒なるは、見付次第に之を咎め姓名を糺して之を罪せらる。斯くの如く嚴重に致さるゝ事故、近來風儀も追々改まり、少しく借財の主法もつきかけしといふ。一切は家中の者共、此主を毒害せむと工めるなど、種々の取沙汰ありしかば、井戸に錠をおろさせ腹心の者之を守り、日々の膳部も奥にて炊焚ありし事と聞けり。さもあるべき事と思はる。彼の地の者共三四人に聞きけるに、そのいへる所同じき故、聞ける儘を書付けぬ。

天保二辛卯二月八日御觸の寫

川浚の御觸

此度江州勢多川附洲浚糺方之儀に付、追々承糺候處、兩川口淺瀨に相成候而者、市中衰微之基に相成候旨、一同相歎居候趣、無ㇾ據筋に相聞候に付、先達而申渡置候通、淀川・神崎川・中津川筋者不ㇾ及ㇾ申、當表諸川海口迄御救浚之儀、江戸表へ申上候處、此度勢多川・宇治川・淀川等一時に浚方被ㇾ仰出ㇾ候間、先市中相歎居候。海口・安治川口ゟ手始いたし、追々大浚申付候間、此旨可ㇾ令ㇾ承知ㇾ候。

右之趣從ㇾ江戸表ㇾ仍ㇾ御下知ㇾ申渡候條、御仁惠之程難ㇾ有三鄕町中江可ㇾ申聞ㇾ候。

演舌

江戸堀五丁目
同　三丁目

同口達

一、當廿一日・廿三日當通達組にて、銘々共兩町竝外組にても、兩三町宛總會所へ御呼出之上、川崎治左衞門殿・永瀨七郎右衞門殿被ㇾ仰聞ㇾ候者、此度兩川口始川々大浚御目論見有ㇾ之に付而者、町々に而地低之場所竝家普譜等に而地上げ可ㇾ致樣之場所等致ㇾ請落ㇾ、右浚方之土砂爲ㇾ貰受ㇾ可ㇾ申。尤大浚之に儀付、土砂多分之事に候得者、成

丈け貰受方相增候樣、組合町々へ被二相進一可レ申。尤浚方者最初川口ゟ段々上筋川と浚方に相成候に付、貰受之儀は其町々最寄浚之節、爲二上げ一候儀に有レ之間、其心得にて前以組合限貰受土砂・坪數相認め、銘々共ゟ掛り總年寄中へ差出候樣可レ仕旨被二仰聞一候。

但右御申渡之後、川崎治左衞門藏御宅へ罷出、尙又就二右心得方之儀等一相尋候處、別に仔細も無レ之、此度者格別土砂多儀に付、於二町々一隨分致二出精一、縱令格別地低に無レ之共、空地等有レ之場所へ者貰請置、追而普請等有レ之候節、相用候樣にも在レ之度、且大道抔者高き方、水捌も宜敷道理に付、箇樣之砌大道之不陸等一樣に相直し候樣有レ之度儀に付、其心得を以一統へ相談し候間、可レ然段被二仰聞一候。尤此儀者表向御申聞之儀に者無レ之、御內意に有レ之候事。

川浚土砂市中並町續在方之者へ差遣候儀、兼而砂船之者共ゟ願有レ之筋も有レ之、百坪已下之願者不二差遣一。勿論百坪已上にても貰土砂願高之半坪者、川浚土砂差遣、殘之分者砂屋共に可レ致二相對(あひたい)一旨申渡候仕來に候得共、此度大浚目論見に付て者、少々に

ても手近之場所へ土砂爲捨候はヾ、格別浚方之便利に相成、且浚方も十分に行屆候筋に付、市中川々大浚之節者多少に不拘差遣可申。尤大浚中に限り、兼而砂屋共願有之牢坪、砂屋共へ與不及相對、不殘川浚土砂のみ可差遣候間、町々申合大道其外地低之場所等、可相成丈け見繕可申立旨申通し、取調早々可申聞事。

此度勢多川浚之儀に付、攝・河村々並三郷町中之者共、歎訴いたし候淀川筋之儀、累年土砂埋り、次第に川床高相成、兩川口之儀も追年淺瀨に相成、干汐之節者諸廻船之向折々入津差滯候儀も有之候哉に相聞、申立之趣全謂儀共不相聞候に付、格別之御仁惠を以、勢多川浚之有無、攝・河村々三郷町中歎訴之筋に無御拘、諸民御救之ため淀川筋上流ゟ神崎川・中津川を始、兩川口迄大浚、並右川之兩緣之堤嵩置腹付等之御普請、別段之御入用を以被成下度段、此度江戸表へ被仰上候處、勢多川・宇治川・淀川共、一時に浚方被仰付候段、御下知有之候に付、此節専右御目論見御取調中に有之候。尤御入用銀之儀者、兩御役所御溜銀之内を以、過分之金高御目當有之候得共、何分大層之御普請に付、右御目當銀而已にて者、思召通十分之御浚御普請向

御行屆在レ之間敷哉と、御心配有レ之事に候。元來此度之儀者攝・河之諸民を始、三郷町中之者共、永々安堵繁昌いたし候樣との厚御憐愍・御仁惠ゟ、被二思召立一候御趣意にて、全成功之處を深御心配之儀に有レ之、此方共に於ても、御仁心之程を乍レ不レ及奉二感心一儀にて候。大坂三郷町中二百餘年不二相替一連綿と繁昌いたし、銘々安穩に致二渡世一候儀者、偏に御上之御仁德故之儀にて、町中一同兼て冥加之程を難レ有可レ奉レ存儀者勿論之事にて、且又大坂之儀者、江州湖水之末流宇治川を始、其外川々落込口源不レ盡之淀川末流海口に在レ之、本領無雙之都會之地とは誰々も相心得可レ申儀に候處、諸人存之通、追年川筋次第に押埋川床高相成、勿論兩川口之儀者、別而無二御手拔一御浚方有レ之候得共、何分多年晝夜之無二絕間一上流ゟは押下げ、海手ゟは淘り上げ候而、土砂にて湊口一體淺瀨に相成候故、無レ據御手入之儀も、水尾(みを)筋之外者御行屆無レ之樣成行候儀者自然之道理に付、大造之儀とて被二思召一候得共、此度大浚被二成遣一候はば、諸廻船運送之無レ滯相成、此上町中追々繁昌彌增(いやまし)、縱令此後川筋大水之節迚も、兩川緣之堤損所不二出來一候得者、攝・河川緣三百餘ヶ村之百姓共儀も安堵いたし、益々御

上之御仁政を難有可奉存儀に可有之と之思召を以、前書大浚御普請向をも被仰上候事に有之候間、右體御誠意御仁惠之程を難有奉存、御國恩之冥加を存、銘々子孫へ福力を殘陰德之志有之、右御救浚御普請向之御手傳申上度存寄候者共も有之候はゞ、無遠慮書付を以可申上事に候。尤町人共へ上げ金等可被仰付御素意に者無之候得共、御入用銀迚も大層之儀に付、殊之外御賢慮を被爲惱候儀にて、格別之御仁惠無御據手薄之御普請に可相成哉と取調掛被仰付候。此方共に於ても、如何計殘念に奉存候儀に付、一應町人共へ前書之次第申諭、存寄をも承候樣可致旨、御奉行へ申上候上、諸株・諸問屋・諸仲間之者を始、三鄕市中志之者共へ、此段申達候間、厚御仁惠御實意を能々致會得、銘々誠實之心得を以、篤と致勘辨可申聞旨、夫々ゟ可相達候事。

但諸株・諸問屋・諸仲間之内に者、此節御手當申上度趣相願候志之面々も相籠り可有之候間、右之向ゟ者、最早此度之不及通達儀に候。其邊斟酌可有之候事。

大浚掛り　圓山藤三郎

由比一郎助

右御演舌書を以、當十四日當鄕於總會所に、總年寄中ゟ右之通此度川々大浚に付而者、御上樣別而御心配厚御趣意之趣、町々行屆候樣可申聞旨被申渡候間、右厚き思召、大坂市中、在々共永年繁昌之素。銘々篤と會得勘辨可有之事。

天保二辛卯年二月十四日　年寄

家持中

家守中

借家中

冥加金の上納

右の通の御觸ありて後、御融通方十八人兩替、其餘大家にて金持の分三十六人選み出し、西御奉行所へ召され、掛の與力・總年寄等より冥加金上納すべき由、利害ありしかば、銘々身の分限に應じ之を上納す。鴻池善左衛門・加島屋久右衛門の兩人は、金子千三百兩を奉り、加島屋作兵衛・升屋平右衛門八百兩づつ出し、島屋市兵衛・加島屋十郎兵衛・山家屋權兵衛三百兩づつ出し、島屋市五郎は二百兩出せしといふ。〔頭書〕始三十

砂持人足

御手傳人足

六人召出され次に七人・五人、夫より追々に召出されしといふ。予が聞けるは斯くの如し。其餘も定めて同樣の事なるべし。其外町々の甲乙によりて、町人・借家人一統に申合せ、銀子三貫目出せるもあり又二貫目・一貫目・八百目・五百目・三百目、其町の分限に應じて上納せしといふ。〔頭書〕別召出になりて、金子上納せしは格別の事なり。其餘一通の町人は、大抵は敷地の坪割にて、一坪に付何程といふ割合なり。借家の方は、町々の振合に依りて、表借家百文、裏にて五十文、又は間口一間に付き百文、五間の家なれば五百文、裏は百文宛と定めし町もあり。又町人共僅の金子を差上げ、借家の者より過分に上納させむとて、金二歩・一歩・二朱・一朱出せなど、權柄に觸廻りし町などもありしが、これらは年寄・町人中不當の致方なりとて、借家中之を諾はずして、世間の通に出しぬるもあり。又總て株ある輩は、廻船・廻米船・樽船・檜垣・炭・薪水扱仲間に至る迄、毎株に冥加金を上納するにぞ、此金高凡そ十萬兩に及ぶべしと風説なり。

又川浚中大坂三郷町中より毎町に十人宛の人足を出す。年限凡そ十二三年もかゝるべきとの積(つもり)なりといふ。又川々を浚へし砂を毎町に頂戴致し、地形を直しぬる樣にと、總年寄より内意之あり、毎町に二百艘・三百艘、少きは百艘づつ申受くる樣になりぬ。又砂持人數十人に限るべからず、隨分出精致し候樣にと内意之あるにぞ、年寄共相談にて、年寄共より銀三枚又は二枚・一枚づつ上納し、御手傳人足町々騷ぎ立て、多きは二三百少きは五十人計り、皆一樣の揃(そろひ)の半纏・股引・板〆縮緬・天鵞

絨等の手搔・手すきに、花笠をかむれるあり。又は思ひ〳〵に華美を盡し、何れも目を驚かせる出立なり。船印には天滿組・北組・南組と三鄕の印を付し、幟（のぼり）を船に押立て五色の吹貫吹流し、何れも四五間もありぬ。竿に付けぬるに千なり瓢簞・如意・半月・滿月・花籠・風車・與之助狐・藥玉（くすだま）等思ひ〳〵に仰山なる山車をつけ、鉦・太鼓にて囃し立て、二三日も午前より大坂中を踊り歩行（あるき）て、其日になりぬれば、多くの船にて押行く樣、さながら船軍の如し。〔頭書〕仰山なる船印を押立て、多人數の騷々しき有樣、船軍の如き有樣見るも怪しく忌はしき事どもなり。 始めより「遊山船遠慮に及ばず、男女とも場所の見物勝手次第たるべし」となれば、之れを見むとていづれも見物に行きぬるに、大坂中の船一船もなく、之れを借らむとすれば、三日も五日も前かたより賴置きて、漸々と借受けらるゝにぞ、川は船に塞り陸は往來群集して、大いに押合ふ事なるに、中には種々のにわかなどなして行きぬるもあり。伏見町唐物仲間より御手傳に出でしは、何れも唐物を用ひ、すべて唐人の出立にて、上官になりしものは羅紗の衣裳に牡丹には珊瑚珠・ギヤマンを用ひ、蝶などの形になし、曲彔を持たせ、長き煙管を持ち、童子にとほめがねを持たせ、行列美々

しく出立ちて場所に到り、曲条に腰をかけ、烟草を吸ひし由にて大いに咎められ、其の場より直に追ひ還さる。何者の業にや伏見町唐物屋の門に、落首を書きて張り付けぬ。

唐人が追ひかへされて不首尾町羅紗もない事毛氈がよい

衣裳の華美を咎められし故なり。斯くの如く追々衣裳等を禁じ、二三日も手前より所々踊り歩行き、場所に到りてもなほ踊をなし、踊り草臥れて肝心の砂を持つ者稀なりしかば、其驕り怠りを咎められ、踊り歩行きぬる事は勿論、鳴物をも禁ぜられしかば、夫より進んで出でむといへる者なき様になりしといふ。蜂須賀には在國にて病氣なりしかば、有馬入湯を願ひ奉り、大坂の屋敷へ著かむとせしに、遠方より川口の有様を見て大に驚き、海上に碇を下し船を止め置き、早船を以て之を見届させて漸々と入津し、細川は參勤なりしが、此有様に驚き先例もあらぬ事なるに、堺へ入津せしといふ。予も五月十日船にて家内引連れ見物に行きしに、大に群集せし事なりし。其場所の人を積り見しに、凡そ六萬計りもありしと覺ゆ。尙追々に

出來れる者限なし。されども其場廣き事なれば、押合ひて歩行になやめるは道筋計りなり。善きにつけ惡しきに付けて、忌諱をも憚らで種々の戲をいひつる曲者あり。其一二を記す。

天下太平國恩湯　船の滯り、さしつかへ、濱の痛み治する妙藥。

抑々此御藥の儀は、第一に仁政を強くし、上を淨くし下の痛惱を治し、陰氣を去り陽氣を益し、潮津の海路を浚へ、瀨に凝たる惡き土砂を除き、地を開き難風を除、船差支滯りをよく通ぜしめ、塞ぎたる人氣を治し、黃白の廻りを善くし、膽を安んじ、總て下の煩ひを助け、益々泰平にして長久なさしむる事神の如し。又婦人・小兒の類ひは、親・夫常々心を用ひ、怠なく服さしむべし。心を正直にして邪氣の愁なし。最も晝夜・朝暮に是をせんじ服し、御藥の難有を仰ぐべし。尙此餘功能數多なれども、筆紙に盡しがたし〔衍カ〕しを是に略す。

一、此御藥は諸國に出店有之、大坂表は勿論、遠近の津々・浦々・山林・幽谷迄追繁昌に相成申候。

大坂仁惠町ゟ繁昌皆方　安堵仕町

御免　市中堂　有賀恭助

右加島屋吉左衛門より借りて之を寫す。これ等はまだしもよきたはれ事なり。下に記せるは、板行になして市中を賣り歩行けるを書付けぬ。

大坂町中川口砂持ふろけれど忠九の拔文句

風雅でもなくしやれでもなく、　そろひのはつぴ著る町の會所下役。

詞もしどろ足どりも、　治三子の腹ぢやいナト〳〵。

とんと畫に書いた通り、　新山より淡路島見る風景。

次手（ツイデ）にかうぢやと足さきで、　蛤取つていぬる人。

あの如く一致して丸まつた時は、　川筋賑やひ天神祭の如し。

訪れてこゝへ來る人は、　砂持見にくる近在の人。

是は思ひもよらぬ、　夏のまうけ取越す木綿屋。

とたんの拍子に、　回まうけする尻なしの甚兵衛小屋。

やアざは〳〵と見苦しい、　乘合船のばゝかゝ。

今日のしぎかく有らんと思ひ、　辨當して見に行く京の客人。

遊興に耽り、　うつくし者づれと遊山船。

日本一のあはうの鏡、　賃置て形りゆすりすぎ上の衆に叱られる者。

難儀となりしは、　三月廿七日川口見に下つて淀で難船に遇うた人。

とめてもとまらぬ、　紅すりの揃拵へる町々の若者。

こぶしはなれて
取落す、
お尋ねに預り
お恥かしい、
うつりかはるは
世の習ひ、
早う御渡し
申したさ、
幸今日は
日柄もよし、
おもしろい、
又吹出す、
押しとめられて、
ほしがる所は山々、
そりや眞實か
まことかと、
口へこそ出し給はれ、

どんどこ船の
櫂遣ふ人。
所々の開帳。
きのふ迄大海であつたに
大なる島になり山が出來る。
船に乘らぬ先に
錢とる川口の渡場。
三月八日より
川浚へ始まる。
船でやたらに
おこる人。
潮時にふへる
島の中のたまり水。
せひても
あるけぬ群集。
茨・住吉の八つ橋
さかりのかきつばた。
安治川堤
御陰の如し。
淋しい野崎觀音さん。

ほんにかうとは
露知らず、
冥加の程が恐しい、
昔より今に
至る迄、
水門柴部屋
物おきまで、
エヽ
有り難し／＼、
仕やうをこゝにて
見せ申さん、
ひゝはりと
しばりし竹を、
ヘヽア
嬉しや本望や、
出行く足も
立どまり、
心殘して立出づる、

掛茶屋の物が賣切れ
ひだる腹でいぬる人。
道々あきんどの
金まうけ。
安治川開發よりの
賑ひ。
おひ／＼出來る普請。
町々へ百坪づつ
下さる土砂。
かんくつてはり込む
町々のそろへ。
たんと砂持
強い人。
かし船や
えらばやり。
掛茶屋の群集。
茨・住吉で高い
物食ていぬる人。

卯の春に山を築地の賑ひは民の樂しみなほ重ぬらん

六甲山

天保二辛卯年三月首より川浚之図
新山

〔頭書〕五月頃より川口砂持の場所へ海龜二頭出來る。至つて温順の物なりといふ。大勢の人寄集り其腹を見んとて、十人計りにてこれ返さむとするに、少しも動かざる故、是に酒を與へ、海上に放ちやりしに、又出來りて、其邊の溜水に住みて、二つともに動く事なし。其首は牛の如しといふ。七月に至り玉子を生む。大さあひるの玉子に等しく、御奉行より命ありて之を取らせられしに何れも皆孵へりぬ。市中にも取來りて之を飼ひ置きぬるものあり。其首常の龜よりは至つて大きく甲に入る事なく、手足も同じ樣にして長く水搔ありて指分つ事なしといへり。〔治三子ノ腹ノ註ナランカ〕

右の板行とほかに、川口浚へぬる圖面などを賣り歩行しが、たちまち板木御取上げになりて、おとがめを蒙りしといふ。中にも最も甚だしきは、御奉行の門へ張札・落首等をなせしといふ。川口浚へぬる場所の假小屋へ張付けしといへる落首を聞きしに、

　大鹽の引きたるあとは川ざらへ下は砂もち上は金持

是等は最も甚しき事といふべし。

斯くて何れも力を盡して砂を持運び、海中を埋めぬれども、一夜の内に潮さし來り、波にて砂をゆり流し、勞して其功なき事なるにぞ、思ひ〳〵に四斗樽・明き俵・蜜柑籠等に砂を盛りて、其儘埋めぬるに、石屋仲間、兵庫・御影邊よりも、船にて石を持來りて土砂留をなす。

公儀より船方へ申付けられ、夫れ〴〵に石を上納なさしめ、また諸國へ廻船せし歸りには、「何船にても少々づつの石を、一統に持ち歸るべし」と命ぜられしといふ。砂持に出ても目立ちぬる働せし者には、鳥目・酒等を下され、働く事なくして踊り遊べる者どもをば、別に引き止めて當り前の砂を持たせられ、大いに叱らるゝことなりとぞ。

右川浚一件は、西御町奉行新見伊賀守殿御掛なり。御同人には文政十二（年脱カ）四月より大坂へ來られしが、天保二年辛卯八月十七日御奉書にて、五日の仕度道中常例の通との仰付けられのよし、廿一日川口築地見分あり。今日迄に三方六百間の石垣成就し、石垣に添ひ三間に一本づつの松木を植ゑ、三尾木等をも悉く打廻し、新地中の小川橋等迄殘る所なく出來せしかば、「此所は今日限になすべし。明日よりは内川のみの浚せよ」と申渡され、明くる廿二日發駕あり。歸府の上御側御用取次格に仰付けらる。是迄先例に之なき立身なりといふ。大坂へは是迄堺御奉行勤められし久世伊勢守殿、台命を蒙り來り給ひ、川浚引續いて之あり。

奉行新見伊賀守昇進

巳の春迄にて大浚止む。何程浚をなしても、直に元の如くに埋もれぬる故、如何ともなし難しと見えたり。天保五甲午の春三月に至り、大坂中へ右冥加金差上候御褒美を下さる。予も二十文頂戴をなしぬ。

○前文缺クカ、時節無御座候。又々舊冬ゟ寺々出火有之、近所も每々にて于誠困り入申候。先冬ゟ時日迄にて左の通、

十二月十二日曉

大龍寺之辻子北隣　御存之通四條寺町東へ入所

大地也　淨信寺　本堂・庫裏とも不殘燒失大火。

同十六日

同じ辻子

大地也　西林寺　本堂計不殘燒失大火。

廿九日

高倉五條

大火　宗仙寺本堂・庫裏とも不レ殘。

右隣の寺も右同斷。

正月三日

上の町天神北隣

了蓮寺本堂計。是は中途にてもみ消申候

同日

下の町

長寺・正圓寺　右同斷

四日

善長寺　右同斷

同日夜四つ時過

下の町寺町綾小路也。

大地也大火也松光寺本堂庫裏とも不ㇾ殘燒失。

右之通毎日々々、其外西寺町上寺之内邊之小寺夥敷。扨々困り入申候仕合に御座候。早々鎭り候樣奉二祈入一候、以上。

前文京都より年始狀之裏書也。何も付火にて其者召捕られぬ。生國加賀之者にて近年益、佛法盛に相成候事忌々敷思ひ、本山之大地多き處なれば、先京都之寺寺を燒拂、夫より諸國之寺々をも燒拂候樣之由、天保三壬辰早春之珍事也。於二大坂一も稻荷濃人橋にて人殺有。年禮に出て伏見堀に倒れ込み死せる有。三十石〔船脫カ〕くつがへり九人溺死。久寶寺町酒家三男大釜に落入り煎殺さる。石川五右衞門已來の事也。十日蛭參詣大に群集押倒され、けが人多有ㇾ之よし、江戶も元日・二日に火事有と云。春來大抵こんな者也。御覽之上此狀御返し可ㇾ被ㇾ下候。以上。

伊東樣

私在所備中國松山城下侍屋敷ゟ去月廿六日午の刻出火。風烈に而及二大火一、外曲

輪内侍屋敷迄燒込、翌廿七日卯上刻火鎮申候。燒失左之通、

一、侍屋敷 但長屋共　八十九軒　　一、學問所　一ヶ所
一、會所　一ヶ所　　一、門　二ヶ所
一、厩　一棟　　一、番所　三ヶ所
一、橋　一ヶ所　　一、家中土藏　三十五ヶ所
一、家中物置　廿六ヶ所　　一、町家　五百九十四軒
一、町家土藏　百一ヶ所　　一、町家物置　九十六ヶ所
一、辻番所　五ヶ所

右之通御座候。尤城内別條無御座候。人馬怪我無御座候。此段御屆申上候。
以上。

西横堀京町橋東詰北へ入る所尼崎屋長兵衛借屋に、鹿崎屋伊助といへる者あり。
此者四五年前迄は、齋藤町に住して加島屋伊助といひ、船町加島屋幸七出入の者な

鹿島屋伊助

りしが、至つて姦惡にして、種々のよからぬ事を工み、本家に對しても不埒なる事多く、其上妻の病死せし後は、骨肉を分けし十六歲の娘に邪淫をなし、禽獸にも劣りし者なるにぞ、本家よりも家號取上げて、出入を差留められぬ。五年計り已前より橫堀に宅變し、始めは油・下駄・草履など商ひしが、變宅の後は、灰屋の株を求めて灰を商とす。此家元來宿屋・米屋など住居せしかども、十年餘に三人の變死ありて、何れも縊首して死し、二人目の縊首が書置に、「二階よりして頻に我に縊首せよと勸めぬる者ある故、據なく其事に及びぬる由」の書置なりしとなり。斯くの如く不祥の家なれば、誰ありて其家借れる者なし、久しく空家にてありしかば、家主長兵衞も之を困りしかば、「三年の間無家賃にて貸すべし」といへるにぞ、之を幸として借り受けて變宅せしといふ。齋藤町に住せし時、娘との不義世評高くなりしかば、懷妊せし小兒を墮胎せしめ、娘を奉公に出し後妻を設け、間なく女子出生し、天保二辛卯年、此兒三歲になりぬ。正月六日の事なりしが、伊助は悴（先妻の子にして二十歲計りなり。）と共に、四日より紀州の親類の方へ赴き、夫より所々商の得意先を巡りぬ。留守は後妻と

三歳の女子に、廣島より出來り近き頃召抱へし僕と三人のみなりしに、此僕不良の賊心を生じ、六日夜主人母子を殺害し、金三歩・錢五貫文其外衣類・手道具の類を盗み取り、外より盗賊入りし體にもてなし、自若としてありしが、直に御吟味になり召捕られ、高麗橋にて三日の間晒されて、竹鋸の上礫に懸けらる。留守中に妻子殺害せられ、斯かるためし世に多くある事にもあらず。之を聞ける人毎にあはれの心を生ずる事は、自然と人情の然らしむる所なるに、「これ迄積惡の報、斯くぞあるべき事なり」とて、伊助が舊惡に花咲きて、骨肉を懐せし事〔妊脱カ〕など專ら噂をなし、誰ありて、伊助を不便なりといへる者なし。伊助が如きは人外なれば、之を論ずるも益なし。されども人々平常の行を心得て、毎事に愼むべき事なり。同夜せんだん木筋に縊死あり。高麗橋筋に盗賊あり。今日年越にて天下一統に祝する日なるに忌はしといふべし。

同廿四日麹町犬齋橋筋より一筋西の辻西へ入る所裏同町福島屋何某が借家なり。井中へ、黑猫誤つて陷り死す。借家の家內、朝に水を汲まむとて井に到り、之を見付けて大に騷ぎ、十

二三計りの女子、井中に投身してありといひて叫びつゝ、家に歸りて打倒れぬるにぞ、其聲に駭き、其家は勿論長屋一統、井中を見るに其女のいへる如く、十二三歲の女子と見えしかば、其由を家主へ屆けぬるにぞ、直に年寄へ訴へぬるにぞ、年寄も町代と共に之を篤と見聞し、其由奉行所へ申出でしかば、檢使兩人早速に入來にて、人夫を以て之を引上げしに、黑猫の溺死して尻の上に向ひ、其尾の前髮の如くに見えしにぞありける。檢使以の外憤られ「斯樣の事あらば早速に引上げ、とくと養生をも加へ、能く〳〵糺せし上にて申出づべき事なるに、卒爾の至、此方共引取りしとて、頭へ何共申樣なし」とて、以の外に叱り付けらる。さもあるべき事なり。町内一統一言の申譯なく、平詫に詫びぬれども、檢使之を許さず、「何分にも引取るべし」とて、其場を立去られしが、辻一つ越えて北の方へ曲るや否や、兩使も怺へかねて、互に面を見合せ笑を忍ぶ事ならざりしといふ。これまで可笑を忍び叱り付けてありし中にも、可笑しきを怺へし事、役目なれば苦しき事になん有りぬべく思はる。斯かる卒爾の事なりしかば、三日計りも引しらひ、やう〳〵にして事濟みになりぬ。

其間猫の死骸を捨つる事もなり難くて、是にむしろを著せ番人を付けしといふ。此町の年役といへるは、吉川屋武助といへる者にて、商買は質家なり。大馬鹿の名を揚げぬ。斯かる卒爾のためし古より未だ聞かず。後代とてもありぬべしとも思はれず、可笑き事なり。

龜山にては正月六日の旭二つに見え、十五夜の月眞中に筋ありて、二つを合せたるが如く、十八日夜、保津川の下より山本村の方へ、四斗樽に等しき光り物三つまで飛行きし。烏・雉子の類大に騷ぎ地震せしといふ。京都にても、正月七日には餘程強く震ひ、同十八日も同斷、廿四日・二月朔日などは至つて烈しく、其餘三日目・五日目位にて、一日に少きは三度、多きは七八度大小ゆらざる事なく、又晴雨毎に必ず震動ありといふ。

浪華にては三月八日より川浚始まる。市中三鄉より冥加として上納せし金子、凡そ九萬五千兩餘といふ。其外毎町に浚上げし砂、百坪又は五十坪づつを申受け、又川浚場所に於て、砂運送の御手傳として、毎町に五十人・百人宛の人夫を出し、中に

大坂川浚の状況

は町中人を拂ひて二百・三百・五六百人も出づるありて、一樣の襦袢・股引・紅絞(べにしぼり)・鬱金・淺葱等に緋縮緬の襷を掛け、中には悉く絹布を用ひしもあり。伏見町邊唐物仲間には、一樣に毛氈・羅紗等を切裂きて、總て唐人の行粧をなして出でぬ。これは目立ちぬる故御咎を蒙りぬ。大坂三郷三組に分ち、其印の幟を建て町毎の印には纏を用ひ、山車は半月・千なり瓢簞・藥玉・與之助風車・五色の吹貫・吹流を船毎に押建て、川口に之を繫ぎ置きて、砂持又踊れる樣を見るに、さながら軍陣の如し。之を見物の人々大勢集(つど)ふ事なれば、さながら合戰の如し。日〔々脫カ〕六七萬の人數集まりぬ。蜂須賀は海上船を留めて進む事能はず、遠見の早船を出し其樣を見屆けしめて、漸々と心を安んじ入津するに至り、細川は恐れて是に近づく事なくして、堺へ船をつけしといふ。前代未聞の事なり。是にて其大騷なる事を知るべし。初の程は毎船に太鼓・鉦を叩き大に騷ぎしが、後には之を禁ぜられ、船印も何町々々といへる幟計りにて、大騷なる指物・船印を停止となり、踊をも禁ぜられしかば、砂持に出づる者も減少し、追々暑に向ひぬるにぞ、見物に行ける人も至つて減少に及びぬ。

名切島住民の不埓

昨年十月の事なりしが、中國の御城米を三百石・千三百石の船に積込み江戸へ下りしが、志州名切島にて、其御城米を奪取り、船をば石を積みて海中へ沈めて、難船の樣になしぬ。此島は公領にて近江信樂御代官多羅尾氏の支配にして、自國の事なれば鳥羽の預といへり。夫より難船の趣、信樂へ申來りしかば、早速手代村上□□なる者見分に罷越して之を糺しぬるに、難船に相違なき由なれば、所の役人は申すに及ばず、鳥羽の郡奉行迄の印形を取りて、右船頭を引連れ大坂へ來りしに、大坂に於て之を吟味有りしに、奪取りし始末、船頭より白狀に及びぬる故、再吟味の爲め十二月廿七日出にて、村上は志州へ下りぬ。

これ迄年毎に、名切島にて難船五六十艘づつあらぬ年とてはなしといふ。されども眞實の難船は五六艘に過ぎず。餘は船頭と馴合ひ、難船の樣をなして奪取り、偶ゝ之を諾はざる船頭ある時は、殘らず打殺しぬる事とぞ。此度御城米を奪はむといへるにぞ、庄屋久右衞門といへる者、これ迄年々斯かる業をなしぬれども、未だ公儀の御城米を奪ひし先例なし。こは外々の事には類ひ難し。若し露

顯せば、何れも命を失ふべし。此事は思ひ止まれとて、之を制しぬといふ。されども年寄を始め一統の者共、口を揃へ斯かる業をなすには、公儀なればとて何の恐るゝ事あらむ。久右衛門も年寄つて元氣衰へぬれば、彼にかま〔は〕ず奪取るべしとて、いかに制すれども之を聞かで其事に及びしといふ。然るに信樂より手代下り、難船に定まりて引取りしかば、何れも久右衛門を誹謗せしとなり。斯かる程の惡事なれば、誰いふとなく勢州の惡漢共、之を知りて十人計り黨を結び、公儀の御役人と僞り吟味に至りしにぞ、島中一統之を陳ずれども之を許さず、「江戸表へ召捕り行かむ」といへるにぞ、今は詮方なく金子百兩を賂ひて內濟を願ひ、漸く島人も安堵すといふ。素より騙の事なれば、首尾よくかたりおほせぬる故、早速に引取りしといふ。斯くて勢州に於て又も外の惡漢共申合せ、再び始の如き様にて名切島へ渡り、嚴しく吟味する故、「再吟味迄ありて事濟みし由」言譯せしに、「此方より外に公儀より役人來りし事なし。夫は定めて騙なるべし。急度吟味を遂げて、其者共をも共に召捕るべし」とて、誠しやかにいひ募れるにぞ、詮方

なくて又金子を賂うて漸々と相濟みぬ。其跡にて島中寄合をなし、「斯樣に度々金子を取られぬれば、骨折も空しく成つて何の益もなき事なり。斯かる樣なれば、又如何なる事をいひ來むも計り難し。たとひ公儀の役人にもせよ。此後出來る事あらば、悉く討殺して海へ投入るべし。何れも能く〳〵心得居て、出來りなば太鼓・鉦にて相圖すべし。一統に出合ひて其事に及ぶべし。必ず〳〵手筈を違ふ事なかれ」とて、何れも議定せしといふ。

名切島の住民信樂の手代を打擲す

信樂の手代には、斯かる事ありとは夢にも知らで、勢州より船に乘り志州へ渡りしに、正月六日未だ夜深にて丑の刻頃に其島に著きしにぞ、方角も分難き程の事なれば、人家に立寄り門を敲き、「庄屋久右衞門へ案内せよ」といひぬるに、內より是に答へぬるやう、「我は近き頃、他國より此島へ來りぬる故、所の案內はいふに及ばず、庄屋の名をも知らず。外にて尋ねられよ」といへるにぞ、詮方なくて又外の家を敲きしに、同樣の返答故、又外の家を叩き起しぬれども、是も亦同樣の事なるにぞ、手代には足輕兩人・長吏兩人、主從五人にて渡りしが、何れも大に怒り、「其島に住みて庄屋

島民足輕ならびに長吏を殺す

を知らぬ事のあるべきや。僞をいへる事の不埒さよ」と〔て脱カ〕番人をして之を打たせぬるにぞ、此者大聲を發し「人殺なるぞ、何れも出會ひ我を助けよ」と叫びぬるにぞ、兼ねて申合せし事なれば、太鼓・鉦を打鳴らし、人數を集めて五人の者を取卷いて、乍ち足輕一人・長吏一人を打殺す。手代種々にいひ聞かすれども更に耳にも聞入れず、斯かる事に及びぬる故、止む事を得ずして刀を拔きて振廻しゝかども、大勢に敵し難く、天窓に二ヶ所の疵を蒙り、股を二ヶ所・面に二三ヶ所の手疵を負ひ、總身を打叩かれ、這々の體にて其場を逃去りしかども、如何とも詮すべなく、濱邊に到り倒れて死せし如くにてありしに、大勢之を尋ね來り、海へ投入るべしといへるにぞ、最早逃るゝに道なき故、覺悟を定めいへるやうは「汝等公儀の御城米を盗みし上、斯かる狼藉に及び、愚にも身を全うせんと思へるにや。我は公儀より吟味の爲め入込みし者なり。今更命を〔惜脱カ〕む〔べ脱カ〕きやうなし。兎も角も計らへよ。さりながら元來米を盗み取りし事故、其米別條なくば、何も命にかゝはる程の事はあるまじく、頭取りし者兩三人は其罪逃れ難ければ、遠島位にはなるべし。今我を殺

しなば、一統に死罪なるべし。我れ命を惜むにはあらず。殺さむと思はゞ速に殺すべし」といひぬれば、「此期に及び命助からむとて、入らざる口を費す事なかれ。早く打殺し海に投せよ」とて、何れも其事に及ばむとせしに、老分の者共、之を聞分けて、「命を失ふ事なくば許しやるべし。露顯せし上は頭取し者流罪は詮方なし。命にはかへ難し。助けやれ」とて制せしにぞ、漸くと殺す事を止まりぬ。兼ねて一人にても助け置きては、後日の妨なれば悉く殺すべしとの定なる故、人數の手分をなして、尋ね廻りし故、山中にして足輕を探し當りぬるに、是も命を突出し「兎も角もすべし。汝等僅か此方共計りの人數と思ふべけれども、其方共の惡事露顯せし故、大勢を以て四方を取巻きてあれば、我を殺しゝとて、其罪逃れ難く一統の命に拘はるべし。元來米の事のみなれば、命に懸かる程の事にはあらざるに、罪を重ねて命を失ふ事、自業自得といふべし。早く我を殺して其罪を重くせよ」といひぬるにぞ、何れも「命を失ふ程の事にあらずば彼を助くべし。彼を殺しゝにて、命取らるゝも無益なり」とて殺さゞりしといふ。斯かる大變なれば、隣村より鳥羽・信樂へ早速注進に

島民七百人吟味

及び、鳥羽よりも早速に手當ありて公儀へ訴へ、信樂よりも直に元〆木村右近右衞門・杉本權六郎の兩人、大勢引連れて驅著きぬ。公儀よりは伊勢藤堂家へ仰付けられ、千人の人數を以て濱手を固むべしとなりしに、鳥羽の郡奉行迄同意(入)にて、「難船の印形せし程の事なれば、等閑の事にあらず」とて、「海陸の固め千人にては不足なれば、三千人にて相固め申すべし」とて斷り奉りて、其備嚴重なりしといふ。斯くて名切島の者共都合七百人を召捕り、勢州へ引來り之を吟味なしぬるに、七百人の內に最も罪重き者四百人、其外御城米と知りぬるも、知らずして買ひぬるも、志州・勢州等にありて其掛なれば、これ等をも召捕られぬ。又船頭は伊豫の者にて、未だ志州へ來らざる已前、紀州に於て御城米を分ち賣りぬる故、此〔を脫カ〕買ひし者共へも、所の役人附添ひて下りぬるに、伊豫より呼下され、斯く大勢の者共を入置く牢とてもなければ、卒(にはか)に人家〔を脫カ〕假牢にしつらひ之を入れ置きぬ。江戸よりも追々御役人出來られぬる故、公儀御役所をしつらひ、これに滯留あり。役所計りも公儀を始めとして、信樂・藤堂などよりも其役所あり。又村々より附添の者共、地頭より

勘定奉行の出張

の役人など、夫々に宿(やどり)を定め、至つて大騒の事なるに、名切島の者共、一村の中にも同名の者多くありつて、「何村八兵衛を呼出せ」といひ付けぬれば、多くの八兵衛出來り、大勢〔の脱カ〕事故一々面を見覺え難く、混雜するのみにて吟味行屆き難く、大に困じ果てられしに、江戸より御勘定奉行來られて、之を數十組に分ち、「何十何番目の八兵衛・何番目の組の彌兵衛を呼出せ」とて、一々帳合に引合はせ吟味ありしかば、是にて少しは吟味の道付きしとなり。　海中へ沈めし船をも、人夫を以て引上げしといふ。斯かる大そうの事なりしかば、一日の雜費も莫大の事なりといふ。追々吟味をなして江戸表へ罪人共を送り下せるも、至つて仰山なる御手當なりといふ。

信樂の御代官多羅尾氏の元〆木村右近右衞門といへるは、家相家の賀茂丹後を信じ、其指圖を受けて人の相を改め、御代官其外一家中も悉く之を改めぬるにぞ、御代官始め丹後とは至つて心易きにぞ、折節肥前松浦にて、庄屋何某が悴倉吉といへる者、同人方へ便り來り、「上方に於て身を納めたき由」を頼みぬるにぞ、幸に庄家の子にして、算筆をも能くする事なれば、木村へ談じ「輕き奉公にても、又は

養子にても苦しからねば、之を世話なし吳るゝ樣に」と談せしに、木村早速に諾ひぬ。「然らば來年卯の正月は月もよき事なる故、貴家〔へ脱カ〕つかはすべし」とて、其約をなしぬるに、志州の變起りて木村を始め彼の地へ赴きし事故、詮方なく、「五月迄には事濟に及ぶべければ、五月に至りて行くべ〔しカ〕き」と定めしに、一件一向に埒明かずして、「これも亦成り難きにぞ、幸ひ家相の事にて、信樂・日野・八幡邊に用事出來せしかば、右倉吉を近江に遣しぬるにぞ、此事信樂御代官所にて、同人が聞來りしを記せるなり。何れ八月迄も掛かるべき事に思はるれば、引越は九月にすべしと約定せしといふ。

前にいへる村上何某は、元來信樂にて醫師の子なりしが、士を好みて五六年前より手代となり、志州へ到り大難を受け、辛うじて命は助かりしかども、數ヶ所の疵を蒙り癈となりしといへり。

四月七日の事なりしが、蝦夷・ソウヤ・カラフト邊の沖に當りて、卒（にはか）に小山の如くなる者見ゆるにぞ、文化の初にも斯かる事ありて、何事にやと思ひしに、イギリスの

賊船出來りて、大に亂暴せし事ありしかば、此度も油斷なり難しとて、松前より出役の奉行櫻田久米藏、嚴重に濱手の固其備をなす。然るに次第々々に近づき、九日に至りては鮮かに分りぬるに、大なる異船に人數千計りも乘りしやうに、思はれしかば、船に乘りて此方よりも出張せしに、其船次第に沖の方へ引去るにぞ、之を追懸けしに思寄らざる石火矢を打懸けられ、散々に敗走せしかば、異船勝に乘つて引返し直に上陸をなし、濱手の人家を放火して切りまはるにぞ、櫻田も早々逃去りしかば、直に奉行所へ入りて、松前の園米は申すに及ばず、金銀·諸道具悉く船へ取入れ、櫻田が若黨一人と蝦夷人一人とを擒にし、異人の過ぐる所悉く放火して船へ乘込みしが、如何なる故にや。蝦夷人をば小船に乘せて放ち返せしといふ。

櫻田如何に軍事に疎き男にもせよ。小山の如き大船を、うかうかと追懸くる事もあるまじく思はる。是は定めて異船よりも小船を出し、之をつり付けしなるべし。是にうかうかと賺されて石火矢にて打ち拉がれしなるべし。何れの道にも無謀の不覺といふべし。

斯かる有様なれば、直に軍使を以て江府へ注進ありしに、佐竹・南部・津輕等へ廿五日に御暇を給はり、廿六日直に出立して各自國を固めらる。津輕に〔は脱カ〕折節大病に臥して居られしかども、おして出立ありしといふ。

近茂平の談話

出羽庄内酒井左衛門殿の大坂藏敷に、勤番せし人の中に、近茂平とて物頭を勤むる人あり。此度酒井家にも出張あるが故に、茂平をも急に召還さる。前文の始末は、此屋敷へ國元よりいひ越しぬるを聞きて記せるなり。此茂平がいへるに、「先年賊船來りし時も蝦夷へ出張せしかども、異船は疾くに歸り去りし跡を、久しく固めぬる事故、至つて徒然なるに、蝦夷人共種々の物を持來りて之を商ふに、異國の物にして一々珍らしく、直も至つて下直なる故、種々の不益なる物など買調へて、歸る頃には三百目計りの借銀をなしぬ。又此度も雁も鳩も立ちし跡に出張をなし、又借銀をなす事のつらしとて、悔み言いひつゝも下りしが、これが國元へ下り著きぬる頃には、最早諸家ともに陣拂になり〔し脱カ〕由申來り、蝦夷へは松前の分家に玄蕃といへるが出張にて、之を固めらるゝ」といへり。先年の事もあれ

ば、大抵之れを心得て、何れに〔か脱カ〕上陸して賊をなせる事なれば、賊をおびき上げて其後を斷切り、元船を打破る手段もあるべき事なるに、石火矢に膽を取拉がれ散々に敗走し、斯かる不覺を取りし事歎ずべき事なり。

大和國日靈には「山上にある所の水神の社の錠前、故なきに開き金幣と大神宮の御祓と中に入りて、水神の神體は外に出しありし」とて、昨年御蔭參の最中に、之を專らいひ流行らせ官へ達して、新に宮を造替へしかば、大勢參詣ありて至つて繁昌をなす。斯かる事なれば、大和一國大に浮かれ立ちしに、米穀・紅花・綿等に至るまで、倍々の豐年なりしかば、御蔭踊とて昨年十月の初より踊り出し、地頭の年貢も物買へる價も、其儘になし置き浮かれ廻りしが、當年に至り益〻甚しく、大家の女、願人坊主に著きて出走し、或は其所にて不義・淫の事、妻も娘も大方之をなさゞるはなく、親も夫も之を制する事克はず、其有樣詞には演べ難しといふ。近來大和川の流に宇治橋を架け、橋の前後に旅籠五六十も建並べ、紅絞り襦袢・手拭等一樣の仕立にて駕籠を進め、三寶荒神の馬を引連らね、其先には相の山を拵へ、お杉・お玉ありて三絃

を彈けば、新に朝熊の萬金屋を寫し、廿五ヶ年隔て、外宮の宮を建て、山上には大なる茶屋・宿屋を建連ね、すべて伊勢を寫しぬといふ。四月十五日には予が知れる者是に參詣せしが、其頃は別けて賑しかりしといふ。然るに同月下旬に至り、地頭より寺社奉行出張にて、宇治橋・萬金丹・茶店・社人の家等悉く之れを打碎きしといふ。こは地頭へも屆けずして、我儘に立てし故とも、又伊勢より差障りしともいへり。

五月節句前より攝津國箕面中山の邊、御蔭踊流行出たし、灯燈・幟・衣裳の類、追々大坂へ注文し、男女混雜にて二百・三百宛、植付をもなさで踊り步行しといふ。怪しむべき事なり。

御蔭參も、早春には四國・九州・中國等より相應に出でし樣子なれども、昨年に比すれば十分一にもあらず。近き頃予が知れる者疫死せるあり。一人は白子裏町出雲屋六兵衞妻、歸後三日計りにして死し、一人は福島にて海老屋佐市といへる質屋なり。是は道中より病みて三十日計りにして死す。坂の下の宿屋にて明石の士に攝州富田京屋何某が荷持、首斬られしといふ。こは此不法の事をなせる故、據なく斬り

しといふ。功徳なりしとぞ。

地震

京都・龜山等の地震、春來二三四五日目に或は三度・五度・七度づつもありて、中には折々嚴しきもありといふ。大抵雨降らむとする前、晴れむとする前に多しといふ。五月八日には大に震ひ、十六日には昨七日以來の大地震にて、京・龜山とも一人も殘らず大道へ逃出でしといふ。

大坂にても二月朔日初更地震あり。同五日巳の刻少しく震ひ、三月五日子の刻に震ひ、五月五日辰の刻にも震ひし由なれ共、予は道を歩行きて之を覺えず。同八日二更大地震、昨年七月二日の如し。同十六日未下刻大地震、是も八日に等しき上に震ふ事長かりし。恐るべき事なり。

美濃國笠松の天變

四月廿二日の夜、美濃國笠松といへる所大雷にて、川を隔てゝ相對する兩村悉く家を倒し、偶々倒れざる家には、屋上に船の如何して上りぬるにや。屋上に止まり、是が爲に棟折れぬるあり。又三抱も四抱も五抱もありぬる大木の、半より折れ根より引抜くるなど、目も當てられぬ有様にて、膽潰れし事なりといふ。斯様の大變な

れども、此二ヶ村計りにて隣村には何事もなく、小家一つも別條なしといふ。斯程の大變なれども、二ヶ村にて死人兩人にて怪我人もなかりしといふ。鷲も是にあてられしと見えて、片羽翼根本より切れて落ちしといふ。雷計りにて斯樣に破損する事はあるまじく覺ゆれば、龍の天上せしにやなどとて、其所の噂なりしといふ。播州網干の者江戸より歸り來り、其所の樣を見んとて、予が知れる方に立寄りて、舌を卷いて語りしといへり。

松平出羽侯新川開發の御觸

松平出羽侯新川開發に付領中への觸書の寫

大川筋追々高く相成、近年に至候ては纔之出水にも損所多、此上連に川底上り候て者、如何體の水難可ㇾ有ㇾ之哉難ㇾ計、甚御氣遣に被ㇾ思候。仍而此度出雲郡出西村ゟ下庄原村へ新川御普請御議定被ㇾ仰出、當春ゟ御取掛りに相成、誠に御入國已來之大普請、右に付て者是迄御公役等之御出金に相倍し、夥敷御物入に候處、打續年柄不ㇾ宜。其上江戸表御屋形御普請御公役を初、廉立候臨時御物入差添、近年田畑不熟不ㇾ少御

損耗彼此に付、新川御普請之儀者可レ成丈被二差延一、是迄種々當分之御手入にて御猶豫雖レ有レ之、此節に至候て者甚危く相聞、川下郡中之安危に係はり候儀、元來大川筋は大層なる御田地之當中を相通候處、萬一水害有レ之候而者、人命者勿論御田地にも相掛り、大切至極之儀、最早片時も難二默止一場に至り、御支配之御手繰に無二御顧一御議定被二仰出一候。然る上者萬端嚴敷御儉約不レ被二相用一候而者、御支配向難二立行一御難澁に至り可レ申、御取締第一之儀、東西共に心配可レ仕旨被二仰出一候。右に付御入用格別に相省候樣、諸役所へ委曲談レ之候。

卯二月十六日

堀彦右衛門

高木　權平

右御書付之趣、被レ得二其意一觸二下中へも一可レ申候。以上。

二月廿二日

清水寺
年行事

右御書付之趣、可レ被レ得二其意一候。已上。

清水寺
年行事
乗相院

書状の寫　前文略

一、出雲郡大川替、十郡人夫二十餘萬、當四月迄に被仰付候。秋又三十萬程も被遣候由、三四年之間五六百萬人も入候事歟。誠に大振向候。尤川敷家三十家計・寺四ヶ寺・田地六千石程、川敷之者悲歎之至り、併此度者是迄例もなき御仁心之儀を以、寺並塔堂の分者上ゟ御建立被成遣、右川敷に相成候者へ二萬貫文被下置、十郡へ利なし五萬貫文御貸付、年賦にて御取立、二萬貫文之儀者被下切り上納に不及。當四月中も御國中貧民へ五萬貫文被下置。則一人前一貫二十五文也。右様當年者御仁心之御惠有之、一統難有奉存候。貴衲様も當時他國に御滯留候共、畢竟御國人に候得者御悦可被成奉存候。餘者拜顏萬話と申留候。頓首。

月日　　観照房

性三御房樣

元五祿壬申年五月八日

嚴有大君大君（衍カ）十三回御忌之節、日本諸宗江府御召に依りて法筵之あり、本願寺より知空（光龍寺）と申す代番罷下り、諸寺諸山より守護札差出し候へども、本願寺のみ差出申さゞる譯、御老中大久保加賀守殿より御取次を以て、趣意申出候樣に付、廣問書之寫。

本願寺廣問書

此度御大切之御忌に付、日本諸宗之寺院御召被レ爲レ在候。依レ之諸寺・諸山ゟ守護札被二差出一候處、於二拙寺一者無二其儀一如何之儀に哉、御尋被レ遊奉レ得二其意一候。夫當宗旨者淨土眞宗と稱へ、人皇八十九代龜山院勅免に而、都中に於て天下安全御祈願所被レ爲二建置一候。開山親鸞聖人存生中無類之奇特有レ之候故、諸宗智者達被レ立二不審一種々難問有レ之候得共、諸神・諸菩薩之本意を被二說示一申候。殊更正讚淨土經に念佛成佛是眞宗と釋尊說置給ふ。此文面に因而淨土眞宗之勅許被レ爲レ在候由、中略、凡一切萬法之中、念佛成佛・極樂不退之眞實・報土之往生を遂候も、眞宗之經法なる故と申心にて候。阿彌陀如來者、三世十萬諸佛・諸神之師匠法皇（界カ）之根元、一天三千大世界之中

に唯一之御大將、今日本にて人間之始天照大神之御事にて御座候。依而上天・下界十方無量、一切諸佛・諸神・神明・星宿等、皆々阿彌陀佛之御子・御弟子・分身開闢に候。依㆑去眞向尊像者日神大神宮の御德を奉㆑仰候も、直拜は無禮之儀故移取、阿彌陀佛と一體なる事を爲㆑知候にて御座候。夫人間者元來三毒とて、貪・嗔・癡に佛性之精神を惱し亡す大毒㆑心有㆑之候。我一流者因果を識候事肝要に致し候。何事も因果と存候得者世に一つとして遺恨無㆑之候。何事に不㆑依、今身に報ひ候善根者、我過去に爲し置候處之種々報來にて御座候。中略、元三毒煩惱枝葉之數八萬四千之惡煩惱と成候を、彌陀如來悉皆退治有㆑之候。其上功德善根を與へ成佛令㆑爲候故、五劫之間思惟坐禪工夫も被㆑遂、四十八願を起給ひ候。然らば如來一切之衆生大願を立、衆生成佛之願行不㆑取㆓正覺㆒之御誓を奉㆑願、攝取不捨之利益にて、罪深き女人等障多、煩惱不知凡夫迄、速に三界・六道之生死火宅出離・往生極樂令㆑爲事、他力法とは申候。自力法は凡夫容易に難㆑遂候。彌陀之他力易行者、貴賤男女・心亂不斷を不㆑論、罪之深きを不㆑厭、奉公業體に無㆑暇輩も、亦一文不通・願行不勤・經說見分難く、道理に不㆑叶人々に者似合

たる法にて御座候。自力は譬千里有る道を五百里・三百里行て、其所に行滯而、先へ不行者は一足も不行者と同事にて御座候。如來他力本願者慈悲方便、之三つを滿足し給ひ、萬善・萬行・萬法之主にて候故、千里彼方ゟ此方なる成三毒之凡夫を極樂世界に令往生給ふにて候。念佛行者をば八萬四千之光明之中に納取、罪劫を消滅し功德の主と成給ひ候。中略、然りとて親鸞獨念佛を尊み、彌陀を尊信致候に者無御座、天竺・大唐・日本諸宗何れも其宗々之知識を極め、是迄ぞと云へる所、其心之奥旨に至て可被在御覽候。彌陀者無量諸佛一行萬法之肝心にて御座候。中略、畢竟念佛と云ひ妙法蓮華經と云ふ主人公、無爲眞人本來面目種々名を付候得共、他事更に無之候。天竺龍樹菩薩と申は、十地薩陲にて千部論を作候て、八宗と分け、知之至り道之極りに候得共、智惠も行も悉放捨、一筋に彌陀を願、念佛三昧を被勵候。十住毘婆沙論世に殘り、天台大師は法華經六十卷之注を書、全法華宗を建立、法華經一卷妙法蓮華と釋始められ、以下八卷共八品六萬九千三百八十餘字文非他事候。西方彌陀を尊み念佛唱よとに候。摩訶止觀中に顯然に候。依而傳敎大師も外天台を立、内彌陀

佛を念ぜられ候。慈覺大師は自ら如來尊像を造り、持佛堂に安置被レ爲候。弘法大師學道此日本に第一驗候。神變通力無類に候。彌陀念佛を被レ信候事、尤嚴重に而、世之人所レ知に候。達磨大師以心傳心・不立文字・敎外別傳之悟道に候得共、見性悟道と申は則彌陀を奉レ見に非ず。坐禪正意之臺に一念南無阿彌陀佛と唱へ、淨土對面彌陀を奉レ見と被レ申、自身得道にて一心不亂に念佛三昧を遂給ひ候。其餘碩學・明聖皆皆念佛被レ唱候。中略、さる程に念佛行者は摩尼珠を求るに悉叶が如く御祈禱之御事、唯今に至り別に何〔もカ〕を新、印札に拵差上可レ申儀も無二御座一候。今天下〔に脱カ〕於而門主々札・守獻ぜられず候者、家之式宗之作法を相守、此度とても札・守等出し不レ申候。乍レ然開山聖人數ケ條之式法被レ定候內、別而三ケ條肝要之敎を覺悟仕候。此三ケ條當流之守札と存候。第一諸佛・諸神・諸菩薩不レ可レ疎。是皆彌陀之分身・御弟子・垂跡隨相也。所々鎭守氏神等之修理興行祭禮之砌、諸人同前少も麁略に不レ存。隨分御馳走可レ致候。第二諸宗・諸法不レ可二誹謗一。其故は三國に弘る所之諸宗千百十宗、是一切萬法一如にして、更に差別無レ之候に付、諸宗を謗候時者、釋迦を謗候道理に而、則阿彌

陀佛を謗中に同様可ㇾ爲事。　第三に領主・地頭之令を蔑に致申間敷、深く公を尊み御意を違背不ㇾ申、御政道に不ㇾ背、親へ孝、君へ忠、五常を相守世間傍輩へ僞邪・表裏を不ㇾ構、正法を本と可ㇾ致候事、尙又開山親鸞聖人は、天津兒屋根命末孫、大織冠之御子房前太政大臣淡海公御子孫、長岡左大臣内麿公之玄孫、皇太后宮大進有範公御子にて、初天台に列、慈鎭和尙之弟子となり、其後黑谷法然上人に隨身にて、倶に念佛三昧を弘められ候。親鸞北の方は月輪殿御娘玉日姬と申候。夫れ夫婦和合之道者私ならず。是萬法根元にて天は父、地は母也。　其中に生を受る者皆天地之子也。　一天之御主帝王を奉ㇾ初、御夫婦坐まさねば御子孫絶たせ給ふ。　則此日本天照大神御父母伊弉諾伊弉冊尊夫婦之道を初め給ふゟ、此國に生れたる者、全佛道は神道之障りとなる者にては無ㇾ之候。　神明菩薩は則國土之事にて、上一天國王ゟ下萬民に至る迄、佛法正意爲る彌陀之本願に貴賤・男女之差別無ㇾ之、女犯・肉食更に往生之妨に不二相成一候。但邪淫とて眞實之緣に非る事は、佛戒にて經說に迷前、男女有り、悟後男女なしと釋せられ候事、能々御得心御玩味可ㇾ被ㇾ成候。　依ㇾ去態々一宗を被ㇾ建、道俗男女に等しき御

佛跡を以、無邊之衆生濟度有之日本之大導師にて御座候。就御尋粗方相認差上候、宜御披露賴上候。已上。

本願寺門主代番
光隆寺知空在判

世間に流布して法談する廣間書といへるは、御法事を僞りて、右馬頭樣御病氣に付、御祈禱せしといふ天照大神の御歌の上の句を、みだたのむとかへ、その外抱腹にたへざる事多し。これは眞の廣間書なりとて、友人野口姓が予に見せぬるにぞ、筆の序に寫し置きぬ。この坊主、時宜を考へ利口に言ひまはせし事、彼が才といふべし。

越中富山の大火

四月廿三日越中富山二千軒餘の町家、九分餘り燒失し、城中悉く燒失せぬ。家中屋敷も同樣の事にて、やう〳〵家老の家二軒燒殘りしに、侯は火を避けられてこの家に假住居ありといふ。寶庫も悉く火入り、丸燒になられしといふ。

江戸大雷

六月廿六日江戸大雷、八町堀にて女髮結おやすと申す者の家へ落掛り、四人家內の

所雨人即死。　靈岸島にて増五郎といへる者、折節中暑にて打臥し居たる所へ落ちて、此者即死。　五島屋敷玄關其外所々十八ヶ所へ落ちて、人死廿餘人ありといふ。

〔頭書〕去る六月當地大雷之御見舞被ニ仰越一、早速師家へ御披露申候。近年之〔者カ〕雷有レ之候得者、兎角落雷多御座候得共、當年者度々者雷無レ之候へ共、六月廿六日八つ半過ゟ春頃迄、初者無レ雨雷計り西北之間ゟ鳴出候樣に相覺、東方鳴行鳴出暫過大雨にて、光目をつらぬき所々に落雷仕、人十八九人即死・怪我人多有、是迄相覺不レ申候事に御座候。乍レ併師家御近邊者何事も無ニ御座一候。別而鳴も強無レ之候由被レ仰候。拙宅近邊は誠に鳴強、近邊へ者落雷仕候得共怪我無レ之大悅仕事に御座候。御安心可レ被レ下候。

植田源八

山本半九郎樣

右源八所者新橋邊なりといふ。

大坂氣象變異

當年は春より天氣殊の外片よりしが、別けて三月半より雨降りしが、其月中雨天續にて偶〻雨なきも晴天といふはなく、曇天の〔み脱カ〕なりしが、四月に至りてもなほ雨繁く、二十〔日脱カ〕頃迄常に雨降りしが、夫よりして雨なく、五月に至り稻〔植〕付くる節には、所により水拂底の場所あり抔いひしに、五日・十二日・十五日・十九日・廿日・廿一日・廿四日・廿五日・廿六日・廿七日・廿八日・廿九日・六月朔日・三日・四日・五日・六日・十日・十一日・十二日大雨降りしが、其後は折に烟草四五ふくもすへる計りの雨、折に

所々草木の變態

はありと雖も、天氣續にて暑氣例年に異なり、至つて堪へ難く、川々水減じ、江戸堀・伏見堀等小川は、水盡きて船の通路もなく、同月半よりしては朝夕に雲やけして、日の色も靑かりしが、近在には折々夕立の模樣あれ共、大坂に於ては頓と雨なく、人身蒸さるゝが如く燃ゆるが如く、何れも毒熱に苦みしに、七月廿六日未の刻、雷鳴四五聲ありて暫く夕立ちぬ。同廿七日は二百十日なるに、少しも風の憂なく至つて穩かなり。廿八日曇午の刻より大雨降出で終夜降續き、廿九日朝止みしが、巳の刻に少雨降り午の刻より大雨降出し初更迄降續きぬ。農家にては天黃金を降らすといふ。八月朔日終日夜に至る迄、少しく風吹きぬれども物に障れる程にてもなし、同十五日の月も快晴にして近年覺えざる事なり。當年は御蔭當り年故、至天下一統豐年なりといひしが、其言に違はで稻・綿は申すに及ばず、其餘の作物悉く能く實りぬ。然るに七月下旬の頃、京都西六條山科の掛所に櫻花咲きぬとて、之を不思議の事なりとて、大坂よりも態々上京せし者などあり。總べて草木痛みて枯れむとする前には、時を失ひて斯る例ある事なるに、別して當年の暑さに痛める事にして、

怪むに足らざる事といふべし。之を始として八月始には、難波なる農家に作れる南蠻黍に饅頭を生じ、又同じ木にさゝぎを成らし、北野村にては同じ木の實の先なる毛の上に綿をふかし、川口村大神宮の宮地なる蘇鐵に花實を生じ、一は方八寸計りの玉の形をなし、一は劒先御祓の形をなす。これ一木に生じて二つを一つにして詠むる時、狐の形すなどいひぬるに、尼崎にては植木に多く結びぬる實の中に、二つ計り桃實裂け開きて綿をふかす。其外艾(よもぎ)に綿を生じ、芋に花を咲かす。予 芋花と艾にふきし綿といへる見たり。芋の花は折々咲ける事にて、此花咲きぬる家には必ず不吉ありとて、人々之を嫌ふ事にて珍しからざる事なり。艾は長けぬれば多く蟲の付きぬる物にして、枝の本間に泡の如くに液溜れる物なり。當年の旱に津液沸湯甚しく、これの凝りて綿の如くなりし物なり。是に限らずなんばきびの饅頭・桃實の綿など、何れも草木の病にして、何もよき事にはあらず。蘇鐵も花實を生ずれば其生せし方は悉く枯るゝものなり。

〔頭書〕川口村といふは、本庄の渡を越えて一町計り行けば其村にて、大神宮は庄屋の屋敷地にあり。此庄屋近來大に困窮に及びし故に、其宮大破損なりしが、此度蘇鐵を見物に行きし人々の賽錢にて、立派に建立なる事なりといふ。本庄の渡賃常に日々一貫餘の錢を儲くる事なるに、蘇鐵見物に行ける様になりて、一日に十

二三貫ありて船四艘にて渡しかれしといふ。其外北野村の蘇鐵・肥後の屋敷の蘇鐵・櫻・新町・裏町松湯の櫻など、何れも花咲きぬるにぞ、不思議なる事に思ひ、是等を見むとて見物群をなしぬ。是等の事に付きても、御蔭なり不思議なりとて奇怪の說をいひ囃す曲者あり。又如何なる事かあらむ恐るべし惜むべし。

灘魚津村の珍事

七月十五日の朝の事なりしが、當國灘魚津村變なる事なせし者有り。船大工政五郎と申す者、近村の百姓ゟ西瓜買込受賣致し候て、七月十四日節季に相成、右西瓜代百姓方ゟ取に參候得共不ㇾ相拂、百姓方ゟ段々催促の上言募り、終には叩合ひ、右政五郎を餘程打据ゑ候ゆゑ、口惜く無念の餘り、翌十五日朝ゟ拔身の物をはづし、竹の先に仕込槍の形にいたし、自分家内に湯をたぎらし、若敵とふ者あらば、右にへ湯をかけ可ㇾ申かまへにいたし居候處、右政次郎甥の子兩人連、門邊を打通候處を呼掛け、弟の方を井方へ投込み、右槍にて上ゟ突候處を兄の方助けたまはれと止め候を、又兄を一槍に突殺し夫ゟ隣家へ駈込、內儀朝飯をたべ候處を突殺し、其物音にあたり近邊の者逃出し候ゆゑ、狼藉者方々へかけ廻り狂ひ步行き候處、村中之住

人有馬宗益と申醫師、餘程之手利にて右狼籍者をからめ取り、漸騒動鎮り申候事。

右狼藉者船大工政五郎年三十七八歳。即死甥の子兄十一歳。大疵同弟八歳。即死隣家内儀二十七八歳。有馬宗益二十七八歳。

右有増申上候。無二相違一事に御座候。

江川太郎左衛門手代柏木林之助の亂心

同七月廿三日曉五つ時過、江府に於て江川太郎左衛門御手代公事方柏木林之助とて三十八歳になれる者、五十日已前ゟ病氣にて引籠被レ居候處、ふと逆上之餘り及二狼藉一終に咽を突切腹被レ致候始末、同人子息健吉九歳未だ寢間に伏し候儘これを斬殺、同老母即死。是者小普請淺野隼人組森秀一郎殿母之由、遠緣に付林之助方へ參被レ居候て居宅前にて死す。同人下女即死二十五歳。是者朝飯を焚掛け、釜のまへに罷在候處うしろより被二斬掛一逃出、居宅界にて死す。雨森茂一郎三十歳即死。是は居宅ゟ駈出し玄關前にて死す。大手疵同人内方二十三歳、中手疵同人下女かね十九歳、同人子息市之助八歳。即死山田左市郎三十九歳。是者大疵に付療治いたし候得共養生不二相叶一一時に死す。大手疵同人内方二十六歳。即死同人子息伊之助七歳。

即死望月鵠助。是者劒術達者に付取押へ可㆑申存寄にて、大小を帶し六尺棒を持出被㆓立向㆒候處、直樣棒中程ゟ被㆓切落㆒刀へ手をかけ候處切掛られ大疵にて死す。大手疵御役所下小遣ひ與之助四十九歲。是者湯吞所にて朝飯のこしらへ致居候處、後ゟ切掛られ役所へかけ込候處、尙又被㆓切掛㆒養生不㆓相叶㆒死す。大手疵雨森茂十郎六十五歲。是者津輕殿より取鎭に鳶人足大勢加勢罷出候砌、茂十郎殿家內ゟ被㆑出候を、亂心者と見違へ鳶口を頭へ被㆓打込㆒總身打疵數ヶ處。以上。

澤田啓助母子の非凡

同年七月の事なりしが、肥後熊本の藩中に澤田啓助とて、當年十六歲になる人あり。幼うして父を失ひ兄母〔にカ〕育せらる。此人至つて才子にて諸藝ともに衆人〔に脫カ〕超ゆるが、中にも別けて學問に長じぬるにぞ、人皆其名を云はで學者々々と綽名して呼びぬる由、斯かる生立なれば至つておとなしく、物每に愼み深き事なりといへり。然るに子供仲間にて、其才を嫉み大勢申合せ、常に喧嘩口論を設け、惡口・雜言甚しき事なれ共、少しも之を頓著せず知らぬ顏にて家に引取りしが、日々學校より

の歸懸(かへりがけ)には斯くの如くなる故、餘りに堪へ難き事に思ひし〔に脱カ〕や、學校に出づる中にも己れと親しき朋友の四人ありしに、是等を呼び止めて、「此硯と筆・墨は足下へ形身なり。机は誰、文庫は誰、本は誰に參らすべし。此左傳はどこそこにて借りしなれば、之を返し給へ」など賴みぬるに、何れも何をいへる事やらむと怪み思ひしに、歸路に至りしかば、例の如く大勢の附纏ひ頻に惡口をなしぬるにぞ、知らぬ顏して行きぬるを、一人後より刀の鞘を取つて捻(ねぢ)上げ、こじりがへしに打倒さむとするに、十四歲になれる松浦何某とやらんが悴、橫の方へ立廻り、己が手に唾を吐きて、之を嘗めさせむとするにぞ、直に拔打に松浦を立派に斬殺し、返す刀に後なるを斬らむとせしかども、松浦が斬倒されしを見ると、其儘大勢の子供等我先に逃行きしかば、如何ともなし難く、篤(とく)と松浦に止めを刺し、やう〱として家に歸りぬ。「兄は江府勤番の留守なれば、母の前にてしか〲の由をいひ腹を切るべし」といへるにぞ、「尤もの事なり。人を殺して生くしべき理なし。併し腹の切樣心得ありや」と尋ねしに、「心得申す」由答へしかば、「然らば其用意せよ」とて其備を設け切腹なさしめしとい

ふ。此家に召使へる下女・下男の類、事の始末人のよく知れる事なれば、「上へ達して御裁許を受け給へ。命失ふべき事にあらず」とて一統無理に之を止め、其手にすがりしかども更に聞入るゝ事なし。「母子とも流石に士の妻子たり、成長の後には急度上の用に立つべき人なるに惜しき事せし」とて、之を憐まざる者なかりしといふ。又此母といへるは、至つて珍らしき女なりといへり。或時此家の馬を若侍共申合せ借らむといへるを啓助が兄（此家の嫡子なり。）之を斷りぬ。然るに彼者共其貸さゞるを憤り、大勢黨を催し來り、押して理不盡に厩へ到り馬を引出し、大に狼藉に及びぬるにぞ。之を如何に制すれども兼ねて仕組し事にして、愈、不法募れるより大に怒り、弓矢取つて一々に之を射殺さむと已に大事に及ばむとす。母親其子を制し置き、其矢表をば己が身を以て防ぎ置き、大勢の惡徒と口論をなし、つひ〔に脱カ〕これ等〔を脱カ〕屈せしめ押返せしといふ。天晴士の妻なりとて世評高かりしとなり。右啓助に喧嘩を仕懸け逃げ歸りし子供等の親々は、何れも其子供等の御暇を願ひ、悉く勘當せられて、八月中旬皆々浪華に來れりといふ。

伊藤主膳の不法

伊東修理大夫の分家に、伊藤主膳とて五千石を領する御旗本あり。下屋敷に於てこれ迄雁・鴨の類を殺生し、密に之を町人共へ賣拂はれしといふ。元より江戸十里四方は殺生禁制の場所なるに、斯かる不埒の事をなし、後には鐵炮にて打殺すやうになりぬ。或日餌蒔せしに鶴來りて餌に付きしかば、之を鐵炮にて打ちしに、其鶴手負ひながら隣なる寺の庭へ落ちて死せしといふ。伊藤より中間を其寺へ遣し、其鶴渡すべしと權柄に申遣せしに、御法度の鐵炮を以て御法度の鶴を殺し、家來を案内もなく寺中へ踏込ませ、此方より不法を咎めぬるに、權威を以て奪はむとす。重重不法の致方なれば、此旨寺社奉行へ相屆くるの由にて、一大事に及ばむとするにぞ、伊藤も今は詮方なく種々之を斷りぬ。されども之を聞入れず。されども此事屆けらるゝ時は、家に係れる事故に只管に詫しかば、「然らば誤り一札を認められよ。夫にて穩便にすべし」といへるにぞ、詮方なくて之を認めしかば、是にて相濟し侍らむといへる故、伊藤にて安心してありしに、此寺より右の鶴に彼の一札を添へて、しかじかの由を訴へ出でぬるにぞ、御吟味になりしが、古今例なき事なれども、是

にて家を斷す事も不便に思召されしにや。「鶴にてはあるまじ。白鳥を打ちしなるべし」とありしかども、訴人せし坊主より、急度鶴を打ちし事に相違なし」と申募るにぞ、「主膳に於て斯かる不法の事あるべき樣なし。定めて家來共の仕業ならむ」と、其罪を輕めむと仰ありしかば、主膳には左樣なる由を申しぬれども、家來の中に一人も其罪を引受け、主人を救はむとする者なく、何れも覺えなき由申上ぐるにぞ、其罪逃れ難く播州赤穗の城主森勝藏へ御預となりしが、終に五千石の知行召放され、本家修理大夫へ御預となり、嫡子も何れにか御預なりしが、當人の事故關所追放となり、二男・三男も同樣になりしといふ。元來主膳には善からぬ人と見えて、先年も博奕をなし、其時にも已に家に係る程の事なりしに、家の長臣に忠義の者あつて其罪を引受け、切腹をなして無難に逃れしといふ。斯樣の事にて主人に代りし事なれば、表向にては公儀を憚る事ありとも、其妻子を不便を加へ、急度恩を施すべき事なるに、五千石の長臣なれば、定めて百石餘も取れる事ならむに、其知行を取上げ、僅か三人扶持にせしといふ。斯かる不仁の人物故、此度主人に代れる者一人も

主膳の最後

なく、斯かる事に及びしといふ。定めて隣なる寺とも境を共にせし事なれば、常々不法の事ある故、之を幸に訴人せしなるべし。されども出家の所行にあらず。此坊主も姦惡の者なり。惡むべし〳〵。此時の落首を聞きしに、

五千石伊藤は鶴に打込んでこれぞてんぽの元祖なりけり

これ天保元年の事なる故、鐵炮を「てんぽ」と持込みし者なり。修理大夫の人勾・主膳の鶴殺、本家といひ分家と云ひ、同年に不法の事を仕出し、天下に大たはけの名を揚げぬる事とて、兒女までも之を嘲りぬ。

毛利領中百姓一揆の由來

七月十八日より毛利大膳大夫領中に、百姓一揆起りて大に騷動す。其故を尋ぬるに、元來長門・周防兩國を領し、至つて勝手向も宣しく、諸侯の中にても斯かる身代のよきは、至つて稀なる程なりしに、近來奢に長じぬるにや。至つて困窮に及びし處より、種々の新法を立てぬる中にも、領中所々に役所を立て、國中の產物何に寄らず悉く價易く買上げて、之を大坂に船にて積上せ賣拂ふ事になりぬ。斯くの如くなれば、是迄農商の利とせし事は悉く上の益となりて、下々大に困窮に及びぬる

毛利の惡政

上に、諸運上の取立多く、其外富(とみ)、又大市とて、福引に等しき大博奕を免(ゆる)し、甚しきに至りては穢多に迄、格式を許し槍を持たせぬる抔、何れも益を取つて免せし事なりといふ。斯かる有様なれば、自ら穢多共の權威を振ふやうになりて、常に町・在に出でて無法の事多しといふ。今年は伊勢へ御蔭參の六十一年目に當り、天下一統の豐作にて、これ全く御蔭故なりとて、百姓一統大に悅び、其最寄(もより)々々に一群づつ寄り集まりて、御蔭踊をなしぬるに、產物役所・勝手方等にては、今年凶年にて米價貴くならざれば、是迄買入れし產物・米等にては大に損となる事故、何れも凶を祈りぬるが、阿武郡の沖に當りてあいをの浦（藍島カ）といふ所あり。（中の關より五里下といふ。）昔より此處に龍神住し不淨を忌む。此淵へ藁にて蛇の形を作り、牛の生皮を剝ぎ取つて、此二つを沈めぬれば、大荒(おほあれ)に荒れ出でて、大風を吹かせぬるといふ。既に四五ヶ年前の九州の大風にも、米を高くせむとて、下關の惡商此事をなせしとて專ら噂せし事なるが、此度は彼の產物掛の役人共相談をなし、七月十八日未だ夜の明けざる中に、此事をなさむとて、萬一人に怪まれむ事もあらむかと、數十人供廻にて槍を持たせ駕籠に乘

り御供にて出行きぬ。斯かる惡事なれば、誰いふともなく百姓共の耳に入りしかば、何れも大に憤り、宮市といへる所に待伏して之を捕へんとす。斯かる事ありとは、夢にも知らず、大勢の供廻にて出來りしを見ると其儘、打倒し叩きす追散らし、駕籠の中より引出し散々に打擲し、直に繩にて引くゝり荷物の吟味せしに、牛の生皮ありしかば、此者を樹上につり上げつり下し、打叩きて責めしかば、初の程はいはざりしが、後には一々白狀に及びぬるにぞ、さらば產物役所は勿論其掛の者共、一々叩き潰すべし。先づこれまで其事に就き頻りに私をなし、不義に富みし庄屋・年寄共より毀ち始むべしとの評定に及ぶ。兼ねて村中に事あらば太鼓を打つべし。之を聞かば直に寄集まるべしとの申合あるにぞ、宮市にて天神山といへるに寄集り、太鼓を打ちしかば、其音を聞くも聞かぬも馳集り、人數三萬に餘りしといふ。中には庄屋共の制し止めて、從ふ事なき村なども少々はありしかども、從はざるは悉く突殺すべしとて、少々殺されし者もありといふ。斯かる勢なれば一統に申合せ、產物掛に少しにても故ある者は勿論にて、其外是迄米を買占めし者共、一々紙に之を

百姓訴願の五箇條

記し其道筋の順を立て、夫より三田尻へ出で、城下に到り道々の家を毀ち、道々の村々を從へ行くべしと一決し、掛引多人數故、太鼓にては行屆きかぬれば釣鐘にすべし。是も小なるは益なしとて、五六里も隔りし寺に大なるを（衍カ）鐘のありぬるを借りに行きしに、坊主之を否みしかば散々に打擲し、理不盡に奪來りしとなり。斯くて城下に到り願立の趣五ヶ條あり。

一、銘々寒暑の厭なく農業出精し候も、何卒豐作致し、年貢上納滯りなく仕候て、其餘を以て親・妻子を養ひ申すべしと存候處、凶年を祈り斯樣の事を仕出だし候事、天理・人事に相背き申候。これと申すも元來米相場之あり、日々の上げ下げ種々の風說をなし工み僞り多く候へば、是よりして善からぬ事出來致し候故、已來米相場停止の儀御願申上候事。

一、產物役所の儀は、近年迄之なく候處、斯樣の新法を立てられ、何に寄らず下々の物悉く下直に御買上に相成り、農商とも一統に困窮に及び候故、役所御引拂銘銘勝手に商致し候樣の事。

〇とみハ富くじノコト

一、富を免され御領中一統に之あり候て、富の爲に一統に困窮いたし候故、已來富を停止せられ候事。

一、一統に大市をなし、是にて困窮に及び候故、已來是をも禁せられ候事。

一、銀札近年不通用に相成、銀一貫目に札一貫六百目の引替にて、下々大に困窮いたし候故、下地の如く通用にて引替等之あり候樣致したき事、

右の趣意を願立にて、宮市にて產物掛りは申すに及ばず、米買占めし者共悉く打毀ち家には悉く杣を入れ、「倒れぬれば怪我人・死人あるべし。家を倒れざる樣にすべし」とて、柱々の眞にて僅一寸計りづつ伐殘し、諸道具は打碎き衣類は引裂き、金錢は池に沈め銀札は燒捨て、夫より三田尻へ出でて悉く其の如くす。斯かる程の事に及びぬれども、惡みぬる人をも殺す事なく、一揆の中より兩人目計り出づる頭巾を冠り、其上に深編笠を著て長き棒を持ち、「只今汝が家を毀に來りぬれば、老人・小供・病人などあらば、此等に怪我させざる樣、早々に立退くべしと觸廻りし」といふ。覺ある者は手早く家を明けて逃去りしもあり。此觸に驚き逃げ出づるもあり。又言

奉行の狠狽

譯（わけ）をなさむとて、動く事なくて怪我せし者もあり。前以て手早く大事の者を取出し、外へ持行きて預けし者もありしかども、此事露顯に及び其家を打碎きし上にて、預りし人の家をも打碎かむといへるにぞ、皆々大に恐れ預りし品々、何れも大道へ投げ出し其難を逃れしといふ。其餘富める家酒屋等には何れも飯を焚き續け一揆に與へ、酒屋は悉く酒を飲盡されしといふ。宮市・三田尻等は繁華の地故、何れも奉行の役所あつて、一人は出でて利害を説き、「願の趣一々聞屆け執成し遣すべし」といへ共、「是迄每々產物の事に就きて願出でしか共、追つて沙汰すべしなどとて、一向に其沙汰なく斯樣の場に迫れり。急度證文を認め印形を致し、其方之を受合ひ候か。左なきに於て（は脫カ）靜まらず」といへるにぞ、詮方なく奉行も逃去りしといふ。一人の奉行は大に恐れ、病氣なりとて出でざりしとなり。斯かる有樣なれば、始めより追々萩へ注進ありと雖も、一向に役人出來る事なかりしが、漸々にして物頭兩人・代官十八人出來りしが、代官の中にて兩人少しく才ありしが、林喜八といへる代官、大なる紙に願の筋は一々申立て、御聞屆あるやう取計らひ遣すべし。萬一相違の

筋あつて御聞届之なきに於ては、此方共の屋敷を悉く打碎くべし。其時少しも手向ひせず、聊か申譯なし。何分靜るべしとて、大文字に之を記し、叉半紙數十枚に其通り書記し、一揆の中へまき散らせしかば是にて靜りしといふ。頂上には一揆十萬に餘り、宮市・三田尻・大野・山口等にて人家多く打碎きぬ。されども餘りに人を殺せしはなしといふ。しかし穢多の村々を悉く打碎き、大勢を打殺せしといふ。是迄不法の事多ければなり。五日にしてやう〳〵靜りしといへる事なれども、八月朔日三田尻を浮べしといへる船の大坂へ著きしが、其頃迄もやはり騷動すとて、木屋伊兵衞方にて語りしといふ。旣に昨年も山代とて紙の出づる所あり。藝州との境なるが、此邊にて二郡申合せ一揆をなし、萩へ出で强訴せむとす。是も產物買上にて、下方大に困窮に及びぬる故、之を止めらるゝ樣との事なりしが、此處より萩へ出づる迄に、分家の德山侯の城下を通りぬる故、德山にて之を押へ、「願の趣取次いで遣すべければ、これより引取るべし」とて、城下の寺々へ止宿せしめ、馳走して返されしといふ。其願聞屆ありしとも、なしとも、頓と沙汰なしと雖も、此二郡にあ

小笠原侯宿泊に窮す

る所の産物役所には、其後役人一人も詰むる者なくて、其後は勝手に此二郡とも商せしといへり。宮市騷動の最中に、唐津の小笠原、交代にて此宿泊に入込まれしかども、大家は毀たれ、毀たれざるは一揆の仕出しをなして、一軒も宿する家なく、又人足に出づる者一人もあらざれば、據なくて跡の宿迄引返されしといへり。

右一件は、御靈筋淡路町屋敷の九郎兵衞といへる者、九州・中國等へ商をなし、掛を取りに到りしが、九州を先にして歸路防長の掛を集めむと思ひしに、歸には右の騷動にて詮方なく、下の關より船に乘りて、掛をも得取らで歸りしとて此事を語りしと、玉水町奈良屋作兵衞といへる酒屋・心齋橋筋南久太郎町木屋伊兵衞とて諸道具を商ふ者共、何れも彼地の商を專らになしぬる故、彼方より來れる者多し。これがいへるを聞取つて記し置きぬ。毛利も舊家にて、元就に至りて十餘州を切從へ、中國に威を振へる故、其餘風家に殘りて、近頃家名を墜さゝりしに、斯かゝ苛政に依りて百姓の一揆起り、大に恥をさらしぬるに至る。笑ふべし。

八月下旬、彼地の船頭登坂にて、政事當職の家老毛利藏主を始め、諸役人悉く退役

毛利藏主の退役

所々の一揆

小倉の大霰

出羽の福俵

本願寺の不正

申付けられ、家老益田播磨當職となる。 牛皮を沈めむとせし發頭人三人、網駕籠にて城下へ引かれ、相場・富・大市も停止となり、銀札も相當の通用となりしといふ。 此度の一揆起りし發端は、周防の吉敷郡にて、則ち毛利藏主が領分なりといふ。 幸に候在國なりしかば、速に埒明きしとなり。

八月十日頃、長州の內德須・千崎等に一揆起り、これも同樣の願なりといふ。 此所紙を拵ふる所なりとぞ。 同廿日頃より三田尻より廿餘里上にて、藝州境なる大島といへる所蜂起すといふ。 此內にても久賀・小松などいへる所は、木綿多く出せる所の由、一揆せし趣意は何れも同樣の事なりといふ。

右一揆の始末、事長ければくはしくは別記とす。

豐前小倉十月に大霰降り、掛目十二三匁ありといふ。

出羽にては福俵降りしといふ。（福俵とは如何なる物とも分りがたし。穗たはらの事ならむか。定めてくにことばならむ。）

押小路大外記殿、洛外に於て四町四面の地面を得。（地震記にくはしく其譯を記す。）

西本願寺改革と稱し、不正の山子を工み數萬の金銀・財寶を得たり。 惡むべし。

家康惡日を忌まず

板坂卜齋物語といふ物にいはく、九月朔〔慶長五年〕。西の丸御隱居曲輪へ御出候石川日向守家成「今日は西塞がり惡日に候。御合戰の御首途(おんかどで)如何」と申上候へば「西を治部少塞ぎ候間、今日明けに參り候」と御意、其晩神奈川・二日藤澤・三日小田原云々といへり。是は關ヶ原の御出陣の事なり。此書は板坂卜齋宗高といふ人、東照神祖君に仕へ奉りて、明暮記せる書なり。卜齋が後は今も尙板坂卜齋といひて、我が紀の殿人にてあるなり。

家康の侍になせる教訓

又同書に、大御所樣、小身なる侍共に常々御敎訓には云に、「昔よりの譬に犬に三年人一代、人に三年犬一代と申候。犬なりときたなくいはれ、三年しまついたし候へば奉公もなり、傍輩に無心も謂はず、一代人倫の交(まじはり)にて通り申候。酒宴好み振舞ずき致し、むざとつかひ崩し候へば、三年はさて〱欲心なき奇麗なる人やと譽め候へども、軈てすり切り人馬も持得ず、人の物を借りて返さず、出陣の供も成り兼ね、一代世間に犬畜〔生脫カ〕といやしめ笑はれ候。之を人に三年犬一代と申候。常々

酒飲み料理ずきいたし、武道をわきへ致し候輩は、犬畜生同前なりと申す譬なり」と、常々仰せられ候。

右、伊勢國本居宣長が著はせし玉勝間といへる文の中に、引けるを書抜きぬ。

朝廷祖廟の事

清和之節御座候處、益〻御多勝可ㇾ被ㇾ遊二御座一奉ㇾ賀候。然者無ㇾ據內々心得置度見合之儀有ㇾ之候而、別紙之件々御手筋御座候はゞ、御聞合者相成申間敷哉申試候。外に京邊之故人も無ㇾ之候に付不ㇾ得ㇾ止申上候。定而禁祕之御事に候哉。又々一向御菩提捌所にて相濟候事哉。此處承度候。何卒宜敷希上候。早々頓首拜。

一、本朝祖祭之式、若何成(いかなる)書に出候哉。

一、禁中に者御祠廟有ㇾ之者に候哉。

一、七廟之神主御祭有ㇾ之候ものに候哉。

一、七世御以上之神主者祧廟に被ㇾ爲ㇾ遷、七世之考妣主にて十四膳之御進饌有ㇾ之候哉。又者百二十代之神主考妣主にて御一膳づつなれば、二百四十膳被ㇾ爲ㇾ獻候

哉、是者中々御間處も煩敷と疑惑致候。何れ御祧廟か又者寄位牌など樣之御法制有候哉。

一、又者一向泉涌寺・般舟寺（此寺は不承候得共、御位牌所の由承候。何れに御座候哉。）などへ御任被為置、當時にては御祠堂も無之者に候哉。又泉涌寺等にて盂蘭盆等之節、右二百四十膳奉進饌候哉。御祔位共に三四百も奉獻候哉。

右之次第、内々にて御聞繕筋相成候はゞ、忝仕合に御座候事。

四月二日　野口市郎右衛門

山路恭保様

一、本朝祖祭之式若何なる書に出哉事。

伊勢大神宮四度幣儀、延暦儀式帳・儀式・延喜式以下諸書註之

六月・十二月等神今食儀

一代一度大嘗祭儀

十一日神嘗祭儀

以上、儀式・延喜式・西宮記北・山抄・江家次第、以下諸書註レ之。

內侍所御神樂儀

江家次第・雲圖抄以下諸書註レ之

賀茂祭儀

儀式・延喜式・西宮記・江家次第以下諸書註レ之。

同臨時祭儀

政事要略・西宮記・北山抄・江家次第・年中行事祕抄以下諸書註レ之。

石淸水臨時祭儀

江家次第・年中行事抄以下諸書註レ之。

同放生會儀

年中行事・諸家私記等註レ之。

此外臨時三社奉幣・宇佐宮・香椎廟奉幣儀等事、諸書ニ散見ス。臨時山陵使亦同。

國忌儀、歷代廢置不レ同。

延喜式・西宮記・北山抄・江家次第以下諸書註レ之。

儀式・延喜式・西宮記・北山抄・江家次第以下註レ之。

荷前儀

一、禁中ニハ御祠廟有レ之モノニ哉之事。

内侍所ニ神鏡ヲ祀ラレ候外、御祠廟之類無レ之。

一、七廟ノ神主事及七世以上之神主御饌等事。

一條禪閤兼良記云、今案、天子七廟、或有ニ九廟之説一。故陽成天皇以前、或八廟、或七廟、其數不レ定。然光孝以來定爲ニ九廟一。其中以ニ天智一爲ニ太祖廟一。蓋天武・天智皆舒明之子。然文武至ニ廢帝一天武之裔卽位、天智之流如レ絶。爰光仁天皇爲ニ田原之皇子一、而因ニ群臣推戴一得レ登ニ帝祚一。於レ爰天智之流勃興。加レ之天智天皇始制ニ法令一。謂ニ之近江朝廷之令一。天下百世因准レ之。爾來至レ今皆天智之一流、而爲ニ太祖不遷之廟一、豈不レ可乎。又光仁已爲ニ中興之主一。故爲ニ第二世一。桓武創ニ平安京一。故爲ニ三世一。光仁・桓武比ニ周之七廟文世室・武世室一。所レ謂劉子駿九廟之説也。其餘隨レ世互有ニ廢置一。

然而仁明・光孝・醍醐、其德蓋二天下一不レ忍レ毀去一。是以、後世聖君遺詔不レ立二山陵國忌一。其意者不レ可レ過二七廟一故也。但三女主猶可レ得レ毀レ之。鳥羽茨子毀二穩子之國忌一、寛元通子去二安子之國忌一者也。又按、屣脫爲二上皇一則不レ置二國忌一。又有二遺詔一。

右兼良公說、本朝制粗如レ此。但廟ノ字・毀ノ字等ハ、唯漢土ノ文ニ從テ被レ註タル也。其實ハ廟ハ無レ之、山陵ヲ祀ラルヽ也。山陵ヲ毀ツ事、元ヨリコレナシ。年終ニ荷前ノ幣ヲ奉ラレ、國忌ヲ置ルヽ分ヲサシテ、七廟トモ九廟トモ稱シ奉ラレタル也。

中古以來何レノ帝モ遺詔アリテ、國忌・山陵ヲ止メラル。仍而佛家ノ法ニ從テ寺院ニ奉レ葬リ、神主ハ各〻其寺院ニ安置シ供養シ奉ル也。

有德ノ帝ハ別ニ神祠ヲ建テ崇奉ラル。是ハ元ヨリ百世不遷ノ廟ニテ、所レ謂九廟等ノ外也。

御饌ヲ供スル事、神祠ニ崇奉ラルヽハ、各〻其祠官是ヲ供シ奉ル。寺院ニ葬奉ラルヽハ其寺僧供進ス。山陵ノミ有ルハ別ニ御饌ヲ供進スル事ナシ。往古ヨリ如レ此。

一、盂蘭盆會之事。

本朝ノ古例、盆供ヲ寺院ニ送リ、佛ニ供養シテ祖先ノ冥福ヲ祈ル也。祖先ニ饌ヲ供スル儀ニハ非ズ。佛家ノ本說モ卽如レ此。

盂蘭盆會經、取レ要註レ之。

至二七月十五日一、當下爲二七代父母・現在父母厄難中一、具二百味五果一、以著二盆中一、供中養十方大德上。佛勅二衆僧一、皆爲二施主一咒願二七代父母一、行二禪定意一、然後受レ食。是時目連母、得レ脫二一劫一餓鬼之苦一。

近世中元ニ祖先ニ饌ヲ供シテ祭ルヿ、時俗ノ流風ニテ佛說ニモ非ズ、本朝ノ古例ニモアラズ。十二月晦日ニ亡魂ノ來ルトテ祭ル事、假名ノ抄等ニ多ク所見アリ。（報恩經ニ見ル由也。可レ尋レ之。）中元ノ頃亡魂ノ來ルトテ祭ルコト、正シキ古書ニハ所見無レ之。（後世僞作ノ書ニカ所々ハ往古ヨリ此事ノアル由註セルモアレドモ猥ニ信ズベキニ非ズ。）當時般舟三昧院・泉涌寺等ニテ盂蘭盆ノ時、御歷代ノ神主ニ御饌ヲ供スル事有レ之哉否不レ知レ之。若シ是アリトモ、時俗ニ從ヘル寺僧ノ私意ヨリ出デ、本朝ノ制度ニハ非ルベシ。

但各、其家々ニテ、父祖ヨリ如レ此祭リ來レル事アラバ、今廢スベシト云フニハ非ズ。祖宗ノ法ニ從テ可也、

一、般舟三昧院事。

元伏見里指月ニアリ。後土御門院、文明年中御建立アリテ御内佛ヲ安置セラル。其後天正年中、秀吉公城ヲ伏見ニ築ク時、コレヲ京師ニ移ス。御歴代ノ神主アリテ、專ラ追福ノ法事ヲ修セリ。　以上

一翰致二啓上一候。秋冷相催候處御全家被レ爲レ揃、愈、御壯榮被レ成二御入一珍重奉レ存候。先達而者被レ入二御念一候御書中、殊一種被二贈下一御丁寧之御儀、忝御蔭向申候。將又御知音之方ゟ被二御賴一之由、本朝祖祭式之儀取調進上いたし候樣承知仕候。早速可二申入一之處、賴置候方彼此隙取、其上拙家愚孫久々不二相勝一取紛、大に及二遲引一候。御宥恕可レ被レ下候、則此度別紙進上いたし候。御落手可レ被レ下候。右乍二延引一貴答迄如レ此に御座候。恐惶謹言。

八月三十日　富島左近將監

小山三藏樣

祖祭式勘物之事、儒家にても委敷難₂相分₁、寺島俊平ゟ堂上竹屋正四位下右兵衞佐光樣朝臣へ御頼申入御認被₂下候。御菓子樣之品にても進上申候方に候はゝ、猶又跡ゟ可₂申入₁候間御心得置可₂被₁下候。以上。

左將監

三藏樣

右野口市郎右衞門ゟ被₂相頼₁候に付、新見留守居小山三藏を相頼み、同人妻之伯父鷹司殿諸太夫富島左近將監ゟ相調呉候也。

長壽者

松平伊豆守殿御領分三州井戶郡小塚村百姓萬平二百七十五歲。慶長七年の生。〔頭書〕前にいへる三代將軍家光公御上洛の節、御馬の口取せしといへるは此萬平が事なりといふ。慶長七年の生とあれば二百三十歲なり。二百七十五歲といへるは如何。

此度有姬樣御下向御供被₂仰付₁。右有姬樣御事鷹司樣之御姬君にて、御歲六歲に被

御爲成、此度西御丸へ御輿入、九月十五日御著府。西御丸へ先年有栖川樣姫君樣御輿入之節、右萬平御供仕御吉例を以、此度も御供被仰付候由承申候。從公儀高三人十ヶ年已前に御先代樣御遠忌之節、右萬平白髪を截り奉差上候。十石被下置、此度二十石增、都合五十石之頂戴に可相成噂に御座候。

同人より直に承り申候。

旅宿へ折々罷越候傳右衞門と申す者、伊豆守樣御屋敷へ罷出、右萬平を見受候趣、右は勝山町和泉屋才右衞門悴善二郎と申す者、公事差添人にて出府いたし、其者より勝山へ申遣し候書付の寫なり。

前にもいへる如く東本願寺燒失に付、公儀より右材木を尾張の領內にて、御寄附あるにぞ、尾張は素より東門徒のみの所なれば、本山の事とさへいへば、命をも惜まざる輩なれば、百姓・獵師の分ちなく何れも力を盡し、銘々其業を捨てゝ力を盡し、嶮難の場を材木を伐つて濱手迄引出す。此事容易にはなり難き事なりといふ。然る

東本願寺家老の不法

に右材木一本も京都へは上す事なく、尾州の役人と本願寺家老下津間と申合せ、江戸に廻して悉く其材木を賣拂ひ、其價を二つ分にして各、之を取込みしといふ。尾州の者共本山參をなして見れども、大層にこれまで積出せし材木、一本も上れる事なきにぞ、之を不審に思ひしかば、其吟味をなせしかば、忽ち右の惡事露顯せしかば、大に憤り、「銘々家業を捨てゝ、親・妻子をも苦勞せしめ、血の涙汗を流して體をも厭ふ事なく働をなして、聊も本山の爲になる事なく、斯かる不埒の致方其儘になし捨置き難し」とて、一統申合せ尾張の役人を申受けむといふ。又本山へも大勢上りて、「下津間を申受しべし。斯かる事に及びぬれば東派に心なし。是より西門徒になるべし」とて、大に騷動するに至る。茲に於て下津間を召捕り吟味せしに、其事明白に相分りぬる上に、先年材木に火を付けて燒きたるも此者の業にして、下地に餘れる程材木を取集め、是にて大に金を私し、又もや此度の事に及ばむとて火付せしといふ重罪の事なり。辰二月下旬には、門跡江戸へ拜禮に下るとて專ら其用意をなせしに、斯かる騷動に至りし故、其事を止め病氣なりとて引籠る。下向といへるにぞ、

西本願寺の陋劣

江戸よりも講中の者共大勢迎に來り、大坂近國よりも大勢供せんとて上りしに、斯かる事なれば何れもすご〳〵と歸りぬ。又門跡下向に付きて、江戸に於て公儀は申すに及ばず、諸家へ獻る土産物仰山の事なれば、諸商人共、本願寺諸役人共へ種種賂をなして頼み込み、種々の土産物受合ひ、夫々に仕込みて前以て江戸へ下せしに、下向止めになりしかば、此者共皆々損となりて、大勢の者共一錢をも得る事なく、雜用にたふれぬる中にも、菓子屋には百貫目餘の菓子を注文せられ、前以て江戸へ下し置きしに變改せられ、忽ち身の置所なき樣になりしといふ。これ全く生如來の御慈悲心によれる事なり。又西本願寺にては、斯くの如く同流の東本願寺難澁に及び、尾州の門徒共の志を動かしぬる所へ附込み、法談をよくするちよんがれ坊主共を大勢尾州へ下し、之を引入れむとす。誠に惡むべき事にして、凡俗の惡商にも劣れる振舞といふべし。

天保三壬辰正月五日の日付にて、京都より年始狀の裏に記し越しゝ、出火

の樣子左の通。

京都出火の書狀

舊冬十二月十二日曉、大龍寺之辻子北隣御存之通四條寺町東へ入處、淨信寺といへる大地本堂・庫裏共不ㇾ殘燒失、大火也。同十六日同辻子西林寺といへる大地、本堂計不ㇾ殘燒失、大火也。同廿九日高倉五條宗仙寺本堂・庫裏共不ㇾ殘燒失。右隣之寺も同斷、大火也。正月三日上の町天神北隣了蓮寺本堂計、是は中途にてもみ消申候。同日下の町、長寺・正圓寺右同斷。四日善長寺右同斷。同日夜二更過下の町寺町綾小路也。松光寺と云大地。本堂・庫裏共不ㇾ殘燒失、大火也。

右之通每日々々其外西寺町上寺之內邊之小寺夥敷、扨々困り入申候仕合に、御座候。早々鎭り候樣奉ㇾ祈入ㇾ候。已上。

右の趣申越候處、悉く附火にて正月下旬其者召捕られ二月刑せらる。大坂本町の惡徒なりしといふ。

大坂にても二月廿八日辰の刻、堀江出火あり。同日午の刻より阿波橋筋讃岐屋町

大坂の火事

出火方一町計り。同日安治川にも少々燒失すといふ。同廿九日酉の刻より新町大火。三月朔日晝前に至りて漸々と收りぬ。同日阿彌陀院寺内なる觀音堂も燒失すといふ。夫よりして日々三五ヶ所程づつ少々の火事所々方々にあり。是は格別の事にてもなしと雖も、十二三日計り騷々しき事なりし。

哀なる老婆

春來罪人も至つて多く、火罪・磔等も多くあり。又市中にて夜々追剝出で、往來の人を剝ぎ取るなど、傍若無人の有樣なりといふ。又天滿六丁目にて老婆一人裏住せるあり。三月中旬の事なりしが、紙屑買來りし。右の老婆呼入れて、其身に纏ひぬる衣を脫ぎ、丸裸になりて「其著物を買吳れよ」といへるにぞ、紙屑買も大に驚き「氣候不順にて此節は取分け寒き事なるに、其著物を賣拂ひて、外に著物の代ありや」といへるにぞ「外にある程の事ならば、何しに裸にはならむや。見らるゝ通り貧苦に迫り、何も角も悉く賣拂ひ盡して、此外には何一つ賣れる物とてはなし。是非とも

奇特の紙屑買

に此著物買ひてよ」といへるにぞ、紙屑買も大に憐を催し、「吾れ紙屑を買はむとて、鳥目八百文を持てり。未だこれより紙屑買求に行ける事なれば、悉くは放ち難し。

此内五百文を貸すべし。急に之を返さむと思ふべからず。少しも苦しからず。されども心に斯かる事ならば、一文・二文にても苦しからねば、時節を以て返すべし」といへるにぞ、老婆大に悦び、涙を流して有難がりしといふ。斯かる裏家の小家なれば、其噂高く取々評判せしに、其表家に高利の金を貸附けて渡世とする不良の者ありて、前以て右老婆に三百文の錢を貸せしあり。されども斯かる有樣なれば、其錢を未だ返さでありしかば、幸の事に思ひ其錢を受取らむと、之を責めはたりしかば老婆大に恨み憤り、紙屑買の情を受けし始末と、此者の不仁なる始末とを悉く書記し、其書付を口に銜へて其夜自ら縊れ死せしといふ。斯くて檢使を受けしに、其事明白なれば、直に右の高利貸は召捕られて入牢し、右の紙屑買何れの者とも知れざれば、公儀よりして其筋に之を御糺ありて召出され、何か御聞糺ありし上にて、「彼の老婆獨身にして身寄の者一人もなし。其方彼に情をかけし事、深き關係なるべければ、とてもの事に死骸をも葬り遣すべし」と申付けられしかば、直に之を御受申し、鳥目七貫文持行きて之を葬りて遣りしといふ。奇特の事といふべし。右高利貸

非道の高利貸

老婆の縊死

は闕所となりて三郷を御拂とある。妻子の物は悉く其者共へ下され、當人の物計り闕所となりしに、有金六十貫目其外衣類・諸道具澤山にありしを、右の紙屑買を御呼出となりて、悉く下し置かれしといふ。さも有るべき事なり。

備中松山出火、三月廿六日なり。

去月十四日之貴札、同廿七日相達、辱拜見仕候。輕暑之砌御座候へ共、御清家被レ爲レ揃、愈、御安泰被レ成二御起居一目出度御儀に奉レ存候。隨而草家打揃息才罷在、小兒共氣丈成人仕候條、乍レ憚御安意可レ被レ下候。然者如二貴命一去々月廿六日午下刻、多賀源左衛門と申仁ゟ出火いたし、折節西南風烈敷大火に相成、是迄未曾有之大變に御座候。併愚宅者風上に相成、別條無二御座一罷在候間御放念可レ被レ下候。誠に當地眼目之所不レ殘燒失仕、旅人抔も承り候ゟは驚入候樣子に御座候。且屆書差越候間、是にて御推察可レ被レ下候。五月三日出之書狀也。佐木辨內。

屆書之寫

私在所備中國松山城下侍屋敷ゟ去月廿六日午の下刻出火、風烈に而及二大火一外曲輪内侍屋敷迄燒込、翌廿七日卯上刻火鎭り申候。燒失左之通。

一、侍屋敷但長屋共八十九軒　一、學文所　一ヶ所　一、會所同　一ヶ所
一、同　二ヶ所　一、厩　一棟　一、番所　三ヶ所
一、橋　一ヶ所　一、家中土藏　三十五ヶ所　一、同物置　廿六ヶ所
一、町家　五百九十四軒　一、町家土藏　百一ヶ所　一、町家物置　九十六ヶ所
一、辻番所　五ヶ所

右之通御座候。尤城内別條無二御座一、人馬怪我無二御座一候。此段御屆申上候。

以上。

私事も讃州金比羅へ參候はんと、先月廿五日松山迄參り候處、廿六日の晝過ゟ大火にて、家中計七十六軒、町迄に三百程夜なかまでにやけ申候。まことにゐなかにはめづらしき御事に御座候。それゆゑこんぴら參はやめにいたし、當月十日にかへり申候。又々らい春參詣いたし申すつもりに御座候。まづ〳〵佐木は殘り申し候

得共、おゑきの親里七郎おぢの所二軒やけ申候て、ぞんじよらぬ大物入に、こまり入りゝ候云々。

鳥羽　とへ石

右燒失の數、屆書とは大に少し。定めて大總に書上げしものならむと思はる。松山は予十三歳の時、金比羅參詣の歸に通りし事あり。僅か二千軒餘の城下なれば、何れにしても大火といふべき事なり。

京都大佛等の開帳

三月上旬より五十日の間、京都大佛養源院・本能寺・畜生寺等開帳、何れも信長・秀吉等の遺物なれば、都鄙大に群をなして參詣の人、日々大抵二三萬になれりしといふ。同時高臺寺も開帳、これも政所の遺物多き事なれば、同樣の群集にて大當なりしといふ。

大坂に於ては、四月下旬より川浚御手傳始まる。昨年伏見町唐人揃華麗なりとて、大に咎められしかば、夫よりして人氣大に挫けしに、衣類の華美を止められ、木綿

大坂川浚の手傳

ならではなりがたく、其外船印・太鼓・鉦等をも停止仰付けられしかば、後には頓と出づる者なき様になりぬるにぞ、當年は昨年に引かへて、衣類も随分華やかにすべし。鉦・太鼓も苦しからず、賑々しくなして出づべしとの事なるにぞ、市中一統大浮かれに浮かれ出し、緕布はいふに及ばず、羅紗・猩々緋の類を以て衣服・襷等をなし、男女混雜して浮かれ廻り、騷々しき事これを譬ふるに物なし。斯くの如き様にて六月の初迄打續きしが、夫より諸神社の祭禮始まりしに、引續きだんじり多く引廻り、高麗橋筋四軒町に於て天滿市のかはのだんじりと、同所川崎のだんじりと大喧嘩をし、兩方怪我人多くありしが、漸々引分かれしに市のかはのだんじりを、天神橋を引通りしに橋板五間計踏落し、だんじりも人も川中へ陷り流れしが、仕合と岸に近き邊なるに、宵の間の事なりしかば、多くの助船、炬松・篝等を照らして、白晝の如く之を助けしかば、死人は聊の事なりといふ。されども怪我人至つて多かりしといふ。子供仰山にだんじりに附纏ひてありしかども、四軒町の喧嘩の節、怪我せむ事を恐れ雙方共、皆々連れかへりて、小兒は一人も川中へ落ちし者なかりしと

祭禮の喧嘩

いふ。又六月五日三十石〔船脱カ〕三艘覆り人多く死す。橋の落ちしは、六月十九日暮過の事なり。

祇園祭禮の喧嘩

京都祇園祭禮の節、神輿昇と警固と大喧嘩ありて、神輿を町中にすゑ置き大に取合せしが、神輿昇兩人打殺され、雙方大に怪我人あり。怪我人は警固の方至つて多かりしかども、死人はなかりしといふ。斯樣の事先例なし。關東へ伺となりしといふ。

御靈祭禮

當年は至つて雨繁く、別けて四月・五月より六月十六日迄は雨天甚しかりしに、六月十七日も雨降りて御靈祭禮漸と岡を渡ありし位の事なり。尤も雨天打續きし故、洪水にて川渡なし。十八日に至つては天氣大に晴れて、旱打續き暑氣尤も堪へ難く、川々濁水に及び、水の手惡しき用地などは、頓と致方なしなどといひぬるにぞ、所々に於て雨乞などありしに、八月五日辰の刻に至り大雨降出し、午の刻少し小雨になりて、日暮迄時々降止數なりしが、日暮れて後雨止みぬ。同六日申の刻大夕立にて雷鳴四五大に發聲せしが、海部堀中の橋北詰藏の庇へ落ちしといふ。同八日は、二百十日に當れども至つて穩かにて、同放生會二百廿日等も、少しも風の變〔な脱カ〕く

天下一統の豐作

雨も程よく降りて、天下一統の豐作となりぬ。姦惡の輩凶年を祈れ共、昨年の騷動

に懲りしと見えて、牛皮洪水の沙汰をも聞かず、京都龜山等は七月廿九日・八月朔日大雨なりしといふ。勝山なども同樣の旱にて、備前へ流れ落つる川水至つて少く、船の通路なし。これ迄斯樣の事はなき事なりしといふ。これも八月朔日頃より大雨降出し、大に豐作なりといふ。

盜賊巾著切

七月中旬より九月上旬にかけて、小盜人大に徘徊し、三五人程黨を結びて所々に押入り、尤も貧家計りなり。大に騷々しき事なるに、巾著切仰山にありて所々人立の所にて、往來の懷中・下げ物・婦人の簪・笄の類を奪取り、傍若無人の有樣にて、取られし者之を憤り其者を捕ふれば、惡徒大勢寄來りて其者を打擲し不法の有樣なり。

同制裁

近來巾著切・小盜(人脫カ)・博奕打の類は召捕られぬれば、佐渡へ遣されて金掘をなさしめられし事なるに、斯かる者共彼の地に遣しぬればとて、金掘の働をばえせずして、却つて不良の事のみをなすにぞ、自ら土地の風儀惡しくなりぬる故、此後は佐渡下(さどおろし)の事彼地の御奉行より斷り來りしといふ。斯くの如くなれば召捕らへ入牢せしめぬるとて、首切る程の事にもあらざれば免し出され、忽ち其日よりして元の巾著切となり

て惡をなしぬる故、總年寄の口達にて、取られし證據明白にさへあらば、打寄り叩き殺せしとて、上に御構なき由を、町々の年寄共へ内意ありしとなり。夫より人氣大に勇み立ち、所々に於て巾著切大勢を叩き殺せしかば、九月中旬には世間穩になりぬ。

九月初より堺にては住吉の御旅所に、百姓共廿人計り出來り、御千度と稱して怪しげなる踊なせしが、後に市中一面になり毎夜大踊をなす。其樣白き木綿の衣裳を著て、頭に火を燈したる蠟燭を立てゝ、浮かれ踊る事なりといふ。初の程は斯くの如き事なりしに、後には羅紗・猩々緋・縮緬・天鵞絨の類にて衣裳をなし、大浮かれに浮かれ踊るを、御奉行よりも之を制する事なく、却つて奉行所へ出來りて踊れかしと外より內々の噂ありしといふ。又日延を願出でしかば、「日限に及ばず行く所迄行くべし。踊り止まば夫を日限とすべし」と、與力よりいひ渡せしといふ。怪むべき業なり。夫迄勝手次第に踊るべし。こは順慶町播磨屋庄兵衞とて、彼の地に緣ある者の方にて確かに聞けり。堺にても「こは狐の宮上りにあやかさるゝ事ならむ」

と、心ある者共は專ら評判すといへり。

天保三辰年八月十九日町奉行榊原主計頭樣被仰渡

申渡書

異名　鼠小僧
無宿　治郎吉
長三十六才

鼠小僧の判決書

其方儀、十年已前未年已來、所々武家屋敷二十八ヶ所・度數三十二度塀を乘越、又者通用才門カ分紛入、長局奥向へ忍入、錠前をこぢ明け、或は土藏之戶を鋸にて挽切、金七百五十一兩一分・錢七貫五百文程盜取遣捨候後、武家屋敷へ這入候得共、盜不得候處被召捕、數ヶ所に而致盜候儀は押包み、博奕數度いたし候旨申立、右依科入墨之上追放に相成候處、入墨を消紛し猶惡事不相止、猶又武家屋敷七十一所・度數九十度、右同樣之手續に而長局奥向へ忍入、金二千三百三十四兩二步・錢三百七十二文・銀四匁三步盜取、右體趣仕置に相成候。前後之盜ヶ所都合九十九ヶ所・屋敷百三十

二度之內、屋敷名前失念又者不ㇾ覺、金錢不ㇾ得ㇾ盜茂有ㇾ之、凡金高三千百二十一兩二歩・錢九貫二百六十文・銀四匁三歩之內、右金五兩・錢七百文者取捨、其餘者不ㇾ殘酒食遊興又者博奕を渡世致、同樣在方所々江茂持參不ㇾ殘遣捨候始末不屆に付、引廻之上於二淺草一獄門申付候。

右御詮議掛り與力

杉浦紀十郎　三村吉兵衛　中島嘉右衛門　同心神田武八　高木又兵衛

橋本左平治　近藤八兵衛　立羽榮五郎　神田吉十郎　櫻田八十右衛門

評判

右異名鼠小僧引廻之節・顏（かほ）に薄化粧を致し、著服者上に黑麻帷子、下に更紗、帶は八端（たん）にて珍敷事也。

又芝居者之內に者、右小僧に大恩義を受たる者多しといふ。夫故にや十九日・一日芝居休といふ。

又品物は薩張（さつぱり）盜取らず、且又町家へは一度もあたり不ㇾ申、武家屋敷計りへ這入り

金銀錢のみ取り候大盜、近來の珍事なり。

右田中耕八兵衞より委曲申越候趣、相記し置き候なり。諸大名悉く右盜人に遇ひ候事淺猿しき事なり。世の中に大名程、役に立たぬ者はなし。其祿を食む士共是にて推計るべし。嗚呼太平なるかな。笑ふべし〳〵。

勝山大坂の大風雨

九月十一日勝山大風雨、暴に五尺計り出水にて、梁掛り中仕三人流死すといふ。此日大坂も同樣の風雨にて洪水なり。川口の築出・天保山の石垣大に損じ、新に植るたる並木悉く倒る。西宮にては陂塘悉く波にて引潮に取行きしとなり。

鼠小僧捕縛談

鼠小僧といへる賊の事は、是迄專らいひ觸らして其噂高き事にて、久富覺了が娘鷹司の姬の附人となりて、蜂須賀へ入輿なりしが、蜂須賀の奧向へは兩度迄入りしといふ。大坂川口與力首藤四郎右衞門が實況を慥に聞きしとて、予に語りぬるには、すべて賊へ仰渡されの始末にて、賊を召捕つて差出したる諸侯の名をば忘れしが、何分小大名の樣に覺えたり。此賊、此屋敷奧向へ忍び入りしを、更に之を知る者なかりしに、一人の女ふと目を覺して、密に殿へ告げしかば、其殿起出でて近習の者

共を引起し、召捕にかゝりしかば、賊は少しもわるびれたる事なくて、「是迄斯様に盜して世を渡りぬる事なれば、召捕へらるゝ事は素よりの覺悟なり。されども陪臣の手には決して捕へらるまじく思ひしに、大名の直に召捕へらるゝ事故、此場を逃るゝの心なし。故に少しも手向せざれば早く繩掛けよ」とて、尋常の事なりしといふ。夫より公儀へ御差出となりて、御吟味ありしにぞ、これ迄忍び入り盜み取りし屋敷を悉く白狀せしかば、其屋敷々々の留守居を悉く召出さる。盜取られし屋敷屋敷留守居共は、鼠小僧といへるは、是迄江戸中大に評判ありし盜人にて、此度召捕られしかば、其噂高きにぞ、「一々彼の賊白狀をなして、此方共の屋敷にて物取りし事相分りて、公儀より御糺あるべし、如何樣に御糺ありとも左樣の覺之なき由に申すべし」とて、留守居一統の申合なりしといふ。果して白狀の上、何れも呼出されしが、不外聞の事なれば、定めて一應にては申すまじく、斯かる事もあらむかと思召されし事にや、留守居共一人々々、間を違へて召出し御尋ありしに、何れも兼ねて申合せし事なれば、「知らぬ事にて賊に遇ひし事、更になし」と申募りしに、中に

一人は包み難しと思ひしにや、有の儘に申上げ、一人は、「成る程先年左様なる事も御座候ひしか共、畢竟表方の事にては之なく、奥向の金子にて、取られしとて苦しからぬ金子故、御屆申さゞりし」といひしとぞ。金子に入らぬ金子・取られて苦しからぬ金子といふ事もあるまじく、可笑(をかし)き答なりといふべし。右兩人斯様に申上げしかば、外々の留守居も今は包難くして、皆々有體に盜まれし趣申上げ、事明白に分りしといふ。

十月下旬勝山の家老戸村惣右衛門、江戸より歸り來りしかば、賊を召捕らへし諸侯の名を尋ねしに、松平宮内少輔なりといへり。

鼠小僧に就て落首

右の始末、餘りに拙くてをかしさ堪へ難きにぞ、落首をよみてこゝに書いつけ侍る。

鼠てふわづかひとりの小盜賊(どろぼう)に弓矢の手並見さがされぬる

金取られ涙ながらに押し包む其こゝろ根のをかしくぞある

百の諸侯盜まれし數は百廿二三度逢ひし馬鹿も有るらむ

捨札に晒せるはぢの大名は世々をふるとも消ぬるものかは
武威は無威武徳は不德と知られけり盜賊に逢ふ間ぬけ大名
ねずみ捕りし猫にひとしき大名を鬼神の如くいふも可笑
鼠てふ賊捕へしとだいみやうは治世なるかな治世なるかな

琉球人の來朝

琉球人來朝、當四月彼の國を出帆して、十月廿日大坂薩州の藏屋敷へ著す。正使の船は小笠原大膳大夫命ぜられて之を出し、副使の船は松浦肥前守・龜井能登守より之を出し、下官の船は佐土原より之を出し、何れも家々の船印を立て、薩州の家老之を警固し、町奉行所よりも與力・同心大勢、船にて之を固め、薩州の屋敷船上りの湯所は、東西共に矢來にて結切り往來を固む。兩側ともに見物の男女大に群集して、川中迄船を浮べて是に充滿す。町毎に木戸を締切り、川筋計りなり。橋の近きは悉く往來を止め、至つて嚴重の事なり。同廿四日屋敷より船にて伏見へ上る。同樣の事なり。川筋は勿論伏見迄見物打續きしといふ。又伏見・醍醐等へは宮樣・御攝家・堂

上方御見物に御出あり。仙洞樣にも密〻（カ脫）御幸ありしといふ。薩州侯には九月廿日頃より伏見の屋敷にて待合されて之を引連れ、三日先へ立つて、參府ある事なりといふ。御老中にては松平周防守殿、この掛を命ぜられて、立派に屋敷の普請をなし、新に球人を入るゝ座敷等を建てられしに、九月晦日、御同役水野越中守殿より出火にて悉く類燒す。球人參府迄には本の如くに普請仕上げざればなりがたき事故、大混雜なりといふ。正使は薩摩にて死にしかば、副使繰上げになりしといふ。外にも途中にて死人三四人もありし由、總人數九十七人なりといへり。

風邪流行

九月より十月下旬に至るまで風邪一般に流行、戶每に一人も病臥せざる者なし。月は異なりと雖も、大體天下一統の事なりといふ。

高田屋嘉兵衞交易露顯

十月兵庫高田屋（嘉兵衞）オロシヤに往きて、是迄每度米を交易せし事露顯す。これはオロシヤより度々日本へ來り、交易の事を願へども聞入なき故、「然らば何故日本人は我が國へ來りて交易するや。我が國にては之を許してなさしむる事なるに、我が國より日本へ來れる事を許されざる事、其理に背ける由」申すにぞ、「日本より是迄

遣したる事、更になし」と答ありしに、「高の字の緦の船印にて斯様々々の船なり」といへるにぞ、御吟味ありしに、高田屋が仕業にて松前侯の計らひなる由分明に分りしといふ。こは阿蘭陀人より委しく申出でしといへる由、木屋二郎右衞門が咄なり。

盜賊の徘徊

閏十一月中旬の頃より、伏見町の者竝に明神おろしと稱して、狐を祀れる者などのいひ出でし由にて、當月廿六・七・八日三日の間に、船場殘らず燒失すべしと大にいひ觸らし、何れも是におだてられ、晝夜とも安き心なく騷々しき事なりしもをかし。

近來盜賊頻に徘徊し、白晝に小家の留守を考へ、錠前をこぢ明け物盜み取る。白晝斯くの如くなれば、夜は最も甚しといふ。齋藤町にても小家のみ十四五軒にも入りしが、後には何れも申合せ心を配りしにぞ、篠崎長左衞門が借家・三井三之助が借家と二軒へ入り〔し脫カ〕を、何れも召捕りて差出す。騷々しき有樣なり。

天保四癸巳年

琉球人出帆

正月四日、琉球人江戸より歸り來り、同八日出帆す。

春來大罪を犯す者多く、所々に毒殺等ありて、火罪・磔絶ゆる間なし。歎ずべき有樣なり。

酒井雅樂頭閉門

酒井雅樂頭四つ足門を建てゝ、井伊掃部頭に咎められ、水戸侯より祭當(本ノマヽ)入て返答なりがたく、早々門を潰して閉門なりといふ。

本願寺の珍事

三月京都東本願寺、江戸へ下り、四月木曾路を歸り上りしを、百姓・町人大勢見物に出でしに、四月九日大地震にて山崩れ、巖石飛落ちて人多く死す。夫より尾張の領地に入り來りし處、昨年の材木一件にて百姓大勢一揆をなし、銘々竹槍を持ち紙幟を樹て、門跡へ直に對面し、家老下津間兩人を受取り打殺さむとて大騷動す。內通の者ありて、此事前以て知れしかば、二三日前に家老共は、下賤に身をやつし逃れ歸りしといふ。一揆の者共、尾州より召捕られ大勢入牢す。本願寺は夫より城下に到りしに、法義の事にて尾州講中より差込まれ、返答をなす事能はず、這々の體にて歸京すといふ。又八月上旬より本山の普請棟上始まりしにぞ、大勢群集して參詣す。然るに門倒れて是にしかれ、兩人死する者あり。怪我人其數知れず、大騷動せ

しといふ。此妖僧の爲に天下に傷害せらるゝ者少なからず。惜むべき事なり。

公家衆の芝居

一、奸人、公家衆を欺き引出して、三本木料理屋に於て芝居をなさしめ、密に疊一枚金二百疋づつに賣付け、大勢見物を引受けしといふ。是れ公家の風野鄙になりて、近來好んで芝居なして之を樂しみとなすといふ。惡徒に欺かれ忍出で、密に芝居せし等、以の外の事なりといふ。疊を賣り金を取れる事など、公家は一向に知る事なし。奸人共忽ち召捕られ入牢せしとなり。古今未曾有の事共なり。

地震

一、四月九日午の刻大地震、四年前の大地震よりも强き樣に覺ゆ。同日申の刻少震、同酉の刻大に震ふ。同十五日初更地震す。京都は當所より震强く、其數も亦多かりしといふ。同廿五日申の刻大風、瓦を飛ばし樹枝を折る。

後車戒

當年は米價高く一揆等にて騷々しく、何か事多き故に、後車戒と題して一歲の事記しぬれば、總ての事は是に讓りてこゝに略しぬ。長州の一揆も大變の事にて煩雜なるが故に、此書には略記して、別に戮倒產物役所と題して委しく記し置きぬ。其

戮倒產物役所

餘の事も總べて辰・巳兩年の事は、右の二書に書添へて置きぬ。之を見てその詳な

三日ばしか

る事を知るべし。

天保五甲午年

當年も昨年よりの續にて、騷々しき事のみなれば、後車戒の卷末に書續け置きぬ。

天保六乙未年

春より寒氣烈しく、家によりては四月に至れども、尙炬燵ある程の事なりし。三月十三日暴雨大雷、大坂にて三ヶ所、龜山にて五六ヶ所、京都にて五六ヶ所落つる。總て舊冬よりして雨降らず。此時の雨暫時なれども、少しく濡になりしといふ。龜山などは、正月中旬の頃より井水悉く盡きて、飲水に事を缺き諸人大に困(くる)しむといふ。斯くの如く時候不順なれば、諸國一樣に風疹を病む。世人之を名づけて三日ばしかといふ。桃花漸く三月の半過に至りて盛んなり。〔頭書〕三月十二日暴雨大雷。七月に閏月あれば、時候の後るゝはさもあるべき事なれ共、麥・菜種など至つて不作なり。四月朔日申の刻より雨降出し、四日の夜まで降つて至つて大雨なり。二日の夜は大風な

りし。

三月十七日寅の刻、堀江宇和島橋南詰出火、南堀迄燒拔くる。方四町計り。

同廿三日、天滿源藏町失火、同廿四日晝過より雜喉場失火、方四町計り。今日迄に所所に少々づつの手過あり。京都・江戸其外東海道の宿々・播磨等所々に大火あり。

各地の出火

加州金澤最も大火なりといふ。

四月廿一日寅の刻地震、當月は雨天續なり。五月十五日洪水尺計り。

六月、肥前鍋島の城殘らず燒失。〔頭書〕肥後國八代にて家中同士大騷動あり。

同廿九日、辰の刻より大雨大雷、終夜大風にて海上大荒破船其數知れず。仙臺の船計りも三十餘艘覆る。奧州津波。大坂にても所々の堤切込み、川水一時に增す事四尺計り。

土用中天氣申分なく照り續き、氣候至つて宜しく豐年の樣子なりしに、堂島の奸商頻に流言をなし、「北國洪水、土用中雨續にてやう〳〵三日ならでは天氣なし。斯くては皆無ならむ」などいひ觸らし、頻に米價を引上ぐる。同晦日より七月二日まで

奸商の流言

至つて冷かなり。洪水出づ。
七月十四日、天滿樽屋橋出火。
同十四日、江戸に於て姫路家中山本三右衞門女親の敵を討つ。
十八日、福島眞砂橋南失火。十九日迄は時候少しも申分なし。今日より暴に冷かなりしかば、奸商大に時を得て、頻に米價を引上ぐる。

各地の風雨

閏七月五日夜より風吹出し、六日午の刻より風雨烈しく、夜に入り彌〻甚しく、所々の堤切込み人家大に損ず。天保山も一面の水となり、南方の石垣大に崩る。此日海上一樣に大荒にて、備前・備中・播州地最も甚し。破船・人死大層の事なりしといへり。

郡山の狂犬狩

七月上旬より大和八木とやらんいへる所に、黑犬牡牝狂犬となりしが、後には郡山へ出來りて人を喰ふ事四十六人、其中六人は卽死にて、一人は其死骸さへ知れざりしといふ。之に依つて郡山一家中、弓・鐵炮・槍・長刀等を持ち、領中の狩人は申すに及ばず、百姓・町人に至るまで悉く騷立ち狩立てしかども、容易に手廻る事なくして、漸と閏七月廿三日に至りて二匹の犬を打殺せしといふ。僅か二匹の狂犬をさへ、

筑前侯の勝手向不如意

四藏物

斯様に騒動して漸と五十餘口を費し、辛うじて打殺しぬ。若しも人間兩三人にてあばれ廻らば、嘸大騒動に及びなむと思はる。笑ふべき事なり。〔頭書〕郡山家中の者も大勢嚙みつかれしといふ。

筑前侯には、勝手向宜しからざる所より領内の醫を引出し、四百五十石を與へ士に取立て、白津用左衞門と名乘らせ勝手方を命じ、萬事是が計らひにて領中に課役を申付け、大坂にて館入の町人鴻池・加島屋を始め、悉く此等を踏倒し、〔頭書〕筑前より役人來り、大坂の館入を倒せしは閏七月の事なりし。新に天王寺屋忠左衞門・錺屋六兵衞・出雲屋孫兵衞などいへる者を引出し、新法を立てしに、忽ち領中に變を生じ、百姓一揆の催あり。大坂へ運送せし米も直安にならでは買人なく、忽ち大手支となりぬ。是迄は大坂にて四藏物と稱し、筑前・加賀・安藝・長州をば代る〲建物なりしに、此度銀主(本ノマヽ)を悉くへたり。年々上し來りし十萬石餘の米を納家物となし、勝手に賣捌かむとせしかども、堂島の手を離れて納家物の事なれば、一度に多く買ふ者なく、其上直段をも相場よりも五六匁づつ落さる。されども賣らざれば、江戸の仕送もなりがたく、之を賣りしとて少々づつの事なれば、大に手支に及ぶ様になりて、必死とつまらざるやうになりて、家老

はいふに及ばず、白津用左衞門も忽にしくじりぬ。されぱとて人氣一統に損ねぬる上なれば、今更如何ともなし難くて、大に困れる有樣なり。笑ふべき事なり。

風水害に依りて米價騰貴

八月中旬奧羽大雪降る。此頃迄も北國・東國總て風水の變あり。「北國は土用中降續き、やう〳〵三日ならでは天氣宜しき事なく、其上風水の變ある故皆無なり」などいひ觸らし、段々と米價を引上げしに、此節に至り北國七分作の取入ならむといふ事、慥に世間の人も、聞知れる樣になりしかば、忽ち事をかへて、「是迄豐作なりと云ひし九州・中國等取入れぬるに、思の外實入なかりし」など言觸らし、又々米價を引上げぬる樣になりて、肥後米九十二三匁となる。餘は是にて知るべし。奸商の業惡むべし惡むべし。

美濃國の百姓一揆

同八月の事なりしか、美濃一國百姓一揆を起し、公領・私領ともに御陣屋・城下等へ竹槍にて詰寄る。こは御代官靑木何某・大垣・加納其外の役人・庄家など馴合ひ、川筋是迄水損ある故、堤の普請をなし、已來少しも水損の患なき樣にせむとて、夫々の領內へ悉く課役をかけ金子三千兩取集め、二千兩を各〻懷になし、千兩にて渡し普

請をせしといふ。然るに當秋洪水出でしに、新に築きし堤悉く切れて、水損是迄に十倍す。こゝに至つて役人共の私欲明白に相分り、百姓一統起り立ちしといふ。さもあるべき事なり。終に私欲せし者共數十人、關東へ引かれしといへり。

十月廿一日夜、安堂寺町・八百屋町より失火、南長堀へ燒拔け、北順慶町南側迄、東は橫堀を越え谷町より東へ燒拔ける。

同十一月廿二日二更より、東町橋東曲りの邊より失火、本町筋南側東迄殘らず燒失・御城代中屋敷北手三分通燒失、此處にて火鎭まる。南は兩替町迄燒拔け、御祓筋よりは農人橋筋へ燒出し、北側殘らず燒失、御城代中屋敷にて止まる。

近來所々火付多く騷々しき事共にて、火付致し候者四十八計りも、召捕られしといふ噂あり。町々の番も是より至つて嚴重となる。

但馬出石城主仙石道之助知行五萬八千石。石權兵衞が家なり。仙家老仙石左京、先君越前守殿を毒殺し、又當主をも殺し、己が子を以て主家を押領せむと謀り、大勢同意の者を拵へ、已に大變

仙石左京の謀叛

に及ばむとす。其事露顯いたし公儀御裁許となる。種々の風說あり。村岡山名の家老澤山義兵衞より委しく聞ける事あれども、事煩しければ之を記すに及ばず。斯かる大變なれば、定めて外より委しく書記す事あるべし。こは神谷轉召捕られて後、追々公儀の御手に渡り、夫々御吟味中の事を、江戶より申越しぬる書付の寫にして、其始めなれば事を分つに至らず。

國家老
仙石左京
江戶詰年寄
神谷七五三
御分家仙石彌三郞殿附人
神谷七五三弟
神谷轉

右轉儀、致出奔一月寺門弟に相成、友鵞と致改名虛無僧に相成候を、筒井伊賀守殿組之者召捕、揚り屋へ入る。右之左京家老職相勤、其外年寄と唱へ重役荒木玄蕃を初多人數相黨、同心無之者役儀取放し或高減、亦者永之暇申付、自分子息者松平周防守殿御舍弟松平主稅殿と緣組いたし、其息女を貰ひ候手續を以、去る子年出府之節、金子千兩音信に差出し御役家へ取入、左京威勢增長仕候上、彼緣續を以左京目通り仕候趣、然處仙石家勝手役河野某と申者、左京謀惡年寄中へ內密申告候段、左

京承及候由、河野氏の少々仕落を沙汰し暇申付る。神谷轉此河野と無二之懇意故、內密之事申遣候段、此節左京へ相告候者有レ之、復河野氏も早速召捕入牢申付、嚴敷責問候處、轉〻申越候樣始末申立候間、轉儀早々國元へ罷越候樣、江戶表へ申來候に付、轉者內通露顯を察し、其夜出奔行衞未レ知、同人兄神谷七五三國元へ呼寄せ行衞嚴敷尋申付、尙又江戶表へ申來る。轉儀は麻布六軒町柔術之師澁川伴五郞世話を以て、一月寺へ致二法入一虛無僧と成居候を聞屆け、左京指圖を以江戶留守居依田市右衞門・河野丹治〻、筒井伊賀守殿用人へ轉召捕引渡之儀懸合賴入則六月十三日横山町往還にて被二召捕一、仙石家へ引渡に被二申付一候。轉儀右之樣子申立、於二奉行所一吟味受度旨强而申立る。是不二容易一筋に付、揚り屋入被二仰付一、當時內糺中に有レ之、越前守去る子年於二國元一俄に致二病死一候始末、左京毒殺仕候儀に有レ之、當主幼年に付是又毒殺之上、左京自分之子息を可レ致二家督一謀計にて、旣に隨意之者夫々立身させ、忠義之者は追々役儀召放し、隨意之者へは金銀を貸遣し立身爲レ致、其上領分へ者用金申付、多分之金子取立相貯有レ之謀惡之旨申立。

右之通有之風聞記し差上申候。已上。　　岡　幸藏

九月五日呼出

家老 仙石左京　山本新兵衛　年寄 荒木玄蕃　岩田靜馬　岩井源四郎
長谷川清右衛門　小川八右衛門　鵜野甚助　生駒主計　本間源太夫
市浦良藏　大鹽甚太夫　田中伊兵衛　久保吉九郎　中西儀右衛門
西村門平　佐治左吉　廣田幾二郎　宇野長兵衛　麻見四郎兵衛
猪俣源二郎　村瀬岩二郎　西田善七　堀田喜十郎　早川保助
白井廣之助　酒勾清兵衛　岩田丹太夫　中澤喜右衛門　西山平右衛門
杉山平兵衛　鷹取已百　杉原官兵衛但病氣に付差添人付　長谷川勢右衛門
中西義右衛門　左京家來 青木彈右衛門　西頭喜七

以上三十七人、江戸仙石屋敷留守居 依田市右衛門附添出る。

御懸り　脇坂淡路守殿

浪人 神谷轉事當時友鷲　右者松平備中守殿へ閏七月ゟ御預け。

留守居　安田莊五郎　預り人　澤池權太夫　手替り　鈴田彌太夫

右友鷲召連差添出る。

九月十一日松平伊豫守殿へ御預之者共

仙石左京　市浦良藏　荒木玄蕃　松山平兵衞　長谷川勢右衞門

酒勾清兵衞　杉浦官兵衞　鵜野甚助　廣田幾太郎　山本耕兵衞

以上　右伊豫守殿御留守居山田權右衞門被ニ召出一御預申守。

九月十二日呼出御調入牢人

大塚甚太夫 六十八歲　西村門平 六十歲　鷹取巳百 六十四歲　早川保助 五十三歲

同十三日入牢人

岩田靜馬 四十五歲　杉原官兵衞 六十八歲　青木彈右衞門 六十歲　山本耕兵衞 三十歲

同十九日入牢人

岩田丹太夫 五十一歲

同二十日同斷

鵜野甚助 四十五歲

以上追々御調有之九月廿八日巳刻

櫻田方角 仙石道之助代 九月十三日 牧野越中守

九月十五日 不快 松平周防守 助御用番 大久保加賀守周防守殿出勤迄

十月周防守御役御免帝鑑間被仰付、十一月閉門。

同十二月九日落著

美濃守事 仙石道之助 名代 能勢惣右衞門

家政不行屆家來御仕置被仰付、知行二萬八千石減知被仰付。

松平周防守 名代 千村彈正少弼

隱居蟄居被仰付、家督領知替之儀、追而嫡子左近將監へ被仰付、居屋敷三日之内引拂被仰付候。

閉門 周防守悴 左近將監 名代 深津彌七郎 若寄合 松平主稅 名代 〔原本闕ク〕

隱居蟄居被仰付、知行家督之儀追而悴可被仰付候。

御勘定奉行
曾我豐後守

御預け御免閉門

死罪獄門　仙石左京

死罪　岩田靜馬

八丈ヶ島遠島　悴小太郎

重追放　青木彈右衞門

鵜野甚助

中追放　大森登

杉原官兵衞

輕追放　淸水半左衞門

山本耕兵衞

岩田丹太夫

惠坂文右衞門

申口不₂相分₁に付、揚り屋へ差遣し。山田八左衞門

臺所奉行
鷹取巳百　西村斧七

主人へ引渡相應に咎申付候

御家老
構無ㇾ之　生駒主計

荒木玄蕃　酒勾淸兵衞

一月寺へ引渡可ㇾ任₂寺法₁　神谷轉事友鷲

右於₂評定所₁脇坂中務大夫・榊原主計頭・內藤隼人正・神尾豐後守・村瀨平四郎立會。

中務大夫申渡。

○編者云、この後に捨札の寫其他あり、この騷動の事は後に再び詳しき記事ありて、そこのものと全く重復する故削略せり。

仙洞の御書賊に奪はる

十二月下旬、仙洞樣より禁裏樣へ進ぜられ候御文を、使者途中にて賊の爲に奪取らる。前代未聞の事也。所司代・兩町奉行より嚴しき手當なれ共、賊相知れずといふ。

天保七丙申年

正月十日・廿五日今宮蛭子・天滿天神等にて、上町の惡徒沒落せし主家の女を見世物に出し、陰門を晒し見物をして不良の業をなさしむ。其女之を大に歎き涕泣して斷ると雖も、孤なるが故に之を呵責して、其業をなさしむといふ。惡むべき事なり。

二月上旬阿波座にて、廿九歳の男四歳の女子を犯し入牢す。其頃に至りて上町の惡徒も召捕らる。此餘にも斯樣なる邪淫數多ありしといふ。斯くの如くなる事故、

アテ、ンカ節

アテ、ンカといふ節にて、甚しき淫歌流行し、町奉行より差留めらる。

同廿二日・三日兩日に、三度江戶大火。

一橋家來の狼藉

本ノマヽ

同三月十五日、昨年仙石一件に付、周防守奥州棚倉へ所替命ぜられ候に付き、井上河内守殿館林へ來られ、松平左近將監殿濱田へ所替となる。

同廿四日申の刻大に暴風雨半時計り、四月二日申の刻大風雨。

三月十六日、松平肥前守殿江戸發駕にて、川崎驛小休にて宿札を掛くる。折節一橋卿大師へ御參詣あるにぞ、御家來の由にて田中熊藏・當麻平兵衛といへる者、組の者六人召連れ本陣へ入來り、宿札御目障に相成る故取拂ふべき由申付くる。されども今小休の時刻なる故、之を斷りしかば大に怒り、本陣の者共を大に打擲し、刀に手を掛け宿札を土足にて踏倒し、大に狼藉に及びしかば、肥前守より留守屋（居カ）羽室市右衛門を以て一橋へ掛合に及びしに、左様なる姓名の者、此方家來になしとの其返答なりしかば、水野越前守殿へ其旨屆けられしといふ。大騷動なりしとなり。

享和二壬戌年伊州・西美濃・江州・城州・攝河泉大洪水荒増聞見書之寫
幷京都大變

近畿地方の風水害

一、去る六月廿七日夜ゟ雨降出し、廿八日・廿九日兩晝夜暫時之無二小止一暴雨暴風に而、別而廿九日東北風強く乾風（に脱カ）相成、又々北東風に直（なほり）候て益〻烈しく、伊州・西美濃・江州・城州・攝・河・泉所々大洪水・出水大荒と相成、田畑は勿論寺社・人家押流し、溺死・怪我人等夥敷有レ之趣、七夕迄追々承り及候處、東海道は鈴鹿山麓處々、北は中仙道伊吹山麓處々山拔・山崩等有レ之、夥敷水吹出し、湖東之川も一同に出水、別而横田川筋・野洲川に夥敷、其餘之川々一統に出水にて所々方々堤切或は前落・切込等、何方迚も無難之地無レ之由、水口ゟ東五日夕方迄聢か（と脱カ）通路も無レ之に付如何に候哉、一向様子不二相知一候。石部・草津宿等大荒にて、廿九日夜半頃草津川草津宿内へ切込、本陣竝問屋等流失、潰家等四百軒餘、溺死夥敷候由。

但旅人の溺死六七十人之由申候得共、流れ候向は一向に人數不二相知一、或は旅人は流れ亭主逃退候族、溺死之掛り合に相成候を憚不二申出一候向も有レ之哉にて、家内溺死三四百人と計申居候由。

中仙道にても、愛知川高宮・武佐・守山其外彦根御城下御領内、右同様に荒損候由、依

て醒ヶ井・柏原ゟ野洲川筋所々切込候內、出庭・三宅・今宿へ切込強く、別而新川と相成、本川筋却而水少相成候由、右之溢水守山宿ゟ今宿等多分流失・溺死人等も有ㇾ之、怪我人等も多有ㇾ之由、右之水末赤野井・杉江・下物、南にては品中村・吉田等一面に水押切開一つに相成候由。

但阿州侯、當朔日大津御止宿之筈に候處、御通行不ㇾ相成、武佐に三日御逗留、在道御通り赤野井邊ゟ船にて大津まで御出浮被ㇾ成候由、殊之外御難澁之由申居候。

水勢之烈敷儀者、守山宿稱名寺と申寺も流失、右之寺之釣鐘流れて杉江村湯川筋へ流れ來、半ば土砂に埋れ有ㇾ之、則見分之者見屆歸候處、凡長さ四尺計・差渡し二尺五六寸も可ㇾ有ㇾ之哉に申候。石部宿一院之鰐口虹梁と共に、伏見へ流れ來候よりも、水勢烈敷有ㇾ之候。又彥根御城下大石橋幅三間餘も有ㇾ之候由、是又湖水へ流出候由、其餘寺社・人家・建物等夥敷湖へ流れ出候數、限も不ㇾ知候由申候。

右之通、湖水東之地方一面之水にて湖水連續致し、江陽之地にて悉湖に相成候哉と御待之事之由御座候。尤江北志津ヶ嶽・姊川邊も出水、勿論大溝・高島・今津・貝津之邊

も出水に候得共、湖水之溢水多候由、膳所の城も所々破損、北向・東向之分者白壁と申者は無レ之、石垣等も損候由に御座候。大津表も地低之處者、湖水床之上下一二尺・三尺にも及び候。立退候者も有レ之由、右者纔之儀にて、地高之處は石垣之上少々越候迄にて相濟候得共、常水ゟは夥敷高水にて、逢坂山も山崩にて暫通路難二出來一、脇道ゟ通ひ候由、右之外田上邊・右山邊處々山川有レ之地、悉出水不レ致所も無レ之、瀬田の大橋も既に危候處被二防留一候由（にて脱カ）無難有レ之由、石川筋黒津・關津之邊不レ怪（輕カ）出水之由候得共、御供ケ瀬・獅々飛等之切所々々に被レ支候而、江州地方之出水急に落兼候哉。勿論宇治・伏見・淀抔は聞ゆる水の名所にて候故、不レ輕出水に候得共、兼而覺悟も有レ之出水と雖も、湛水（たゝへみづ）にて水勢寛候故哉、宇治は大橋落候のみにて、端々人家流失・溺死等は少々相聞え候。俄之出水故哉、堤切込候而も不レ及二堤之上一、七八尺・一丈之水巨掠之大池一面に海の如く、川むかひ黄檗五ヶ庄・六地藏・指月等悉一丈・二丈と申高水にて、豐後橋も落候（も脱カ）同前、往來出來不レ申候。京橋中出島之邊は家之上を船往來いたし候由、本陣・大家之向者二階住居いたし居候得共、皆々桃山の方へ

立退候由、淀は大橋之上にて八幡領切込、大橋者無難、小橋は南之方落候て通路不相成。勿論御城之邊二丈餘之高水、御櫓二重目を越候由、御廣間・御居間邊襖引手之上六七寸上迄水付候由、御船にて御住居、御家中も同樣船にて住居之由。然共積年水に馴鍛錬之事故、淀御城下に者一人も溺死も無之由、木津川出崎・橋本・葛葉其邊堤之上一丈七八尺と申事にて、川向山崎邊にては離宮御神前迄水付之由、山崎町々神足邊床上下迄水付候て、往來は出來不申。山崎ゟ西尙更一面之水にて大海のごとく有之由、高槻邊・神崎川・中津川等所々切込、高槻は御城御門倒候由申候得共、實說如何御座候哉。佐田・仁和寺・默野と申邊半道計も切込、河内國一面之水押にて所所村々流失候由、宇治・伏見濱邊之逆水、木津川を溯候て河内へ出候由も申候。大坂にても天滿橋・天神橋・葭屋橋等落候樣子は、荒々西廻り丹波路を越候て參候飛脚咄候よし、荒々承及候得共、川陸通路無之に付、委敷樣子者不相聞申候。先々江州出水之荒增あらく如斯御座候。是迄も委細之儀者一向不相聞申候。已上。

七夕

京都の風害

京都大變

七月晦日午時、西院村之邊ゟ丑寅之方一天曇り、烈敷白雨之氣色に相成候處、未申之方ゟ丑寅之方へ向、惡風吹黑雲舞下り、千本通新屋敷邊、夫ゟ下立賣ゟ中立賣之間大荒にて、家餘程吹崩し、勿論屋根之向は大體不ㇾ殘吹めくり、夫ゟ東へ吹、一條通・小川通角門抔引さけ、金もの等悉引拔、其近邊之家五六軒吹倒、段々に東之方へ吹、近衞家御臺所大に損じ、二條家此頃普請御座候處、新御殿大牛崩れ、久我家之屋根大に損じ、折節普請御座候由にて、屋根へ上り居候者五六人卽死いたし候。冷泉家之土藏之屋根銅にて包み有しを、一枚も不ㇾ殘吹めくり、其外御殿向大荒れ、右近邊之堂上方五六ヶ所大損とて、夫ゟ今出川出町田中村へ吹拔、所々大損じ人馬等怪我有ㇾ之由、夫ゟ叡山へ吹付、虛空へ黑雲舞上り申候。尤所々にて怪我人夥敷有ㇾ之、其外戶・障子・屋根・俵物類色々樣々のもの卷上げ、瓦・屋根板飛致候事、誠に木の葉を散らす如くにて、大騷動前代未聞の事に御座候。併本家之邊は風も吹不ㇾ申、何の障

も無レ之候て一同大慶仕候。右風筋は殊に火事場の如くにて、追々見舞之人走著申候。尤西院村之方ゟ叡山へ向只一吹にて、暫時之間にて白雨も無レ之雲晴申候。全く天狗の所爲と被レ存候。餘り珍事故御噂得ニ貴意一候。此度之浩〔洪カ〕水と同樣にて、噂ゟは不レ輕大荒にて御座候。

右風水の二大變は、予が在京せし時のことにして、直に見聞せし事なり。今悉く其二事を書記せる父の手に入りぬる故、此所へ寫し置くものなり。

浮世の有様　巻之五（前）

江戸の大火

天保五年二月七日、晝八つ時頃、神田佐久間町一丁目より出火、北風烈しく大火に相成り、翌八日朝六つ時過ぎ鎮火。

一、火元佐久間町一丁目、時計師關市郎・三絃師何某、兩人の中に候へども、相分りかね申し候。

一、同所一丁目・二丁目・裏通河岸。

一、和泉橋南、元誓願寺町・豊島町殘らず。籾藏は殘る。

一、佐野大隅守殿　一、富田中務殿　一、石尾彦四郎殿

一、梶川清三郎殿　一、市橋主膳頭殿　一、大澤彌三郎殿

一、森川由三郎殿　一、川口茂右衞門殿　一、細川長門守殿

一、淺草御門内迄　一、馬喰町一丁目　一、小傳馬町・大傳馬町牢屋敷邊殘らず。

一、神田紺屋町二丁目、地藏橋にて留る。片側殘る。

一、本白銀町四丁目・本石町二丁目より四丁目迄。

一、室町三丁目より、通一丁目東側殘る。

一、四日市河岸青物町・材木町一丁目より、三丁目・塗師町三丁目・二丁目東側迄。

一、照降町・堀江町・葺屋町・長谷川町・富澤町・久松町・村松町・米澤町・兩國橋迄、

一、牧野遠江守殿 高砂橋東　一、水野右京亮殿　一、小笠原大膳大夫殿 中屋敷

一、船越駿河守殿　一、松本重治郎殿　一、津越中守殿 中屋敷

一、一ッ橋樣中屋敷少々　一、牧野越中守殿 中屋敷少々　一、水野壹岐守殿 飛火にて

一、新大橋過半　一、紀州樣中屋敷　一、酒井出雲守殿 濱町蠣殼町

一、奥山主税之助殿　一、本田肥後守殿　一、戸田大學殿

一、戸田近江守殿　一、宇野治郎右衛門殿　一、黒川内匠殿

一、松平宮内少輔殿 土井堀　一、松島町　一、安藤内藏之介殿

一、永井求馬殿　一、大澤右近殿　一、吉良式部殿

一、大澤彌三郎殿　一、酒井雅樂頭殿 中屋敷　一、道灌堀

一、松平越中守殿 中屋敷　一、安藤對馬守殿　一、箱崎町

一、戸田采女正殿中屋敷　一、土井大炊頭殿中屋敷　一、松平伊豆守殿中屋敷
一、久世謙吉殿中屋敷　一、田安樣中屋敷は殘る　一、靈岸島殘らず
(但し松平越中守樣[illegible]屋敷類燒、御殿向き殘る。靈岸島と湊橋の間町屋少々殘る。)
一、北八町堀　一、松平中務少輔殿 但し松平越中守殿殘る　一、九鬼大隅守殿
一、茅場町殘らず　一、牧野山城守殿 但し御財橋・中橋燒落ちる。
一、松平右近將監殿中屋敷　一、松平阿波守殿　一、井伊掃部頭殿中屋敷
一、堀田式部殿　一、堀田主馬殿　一、松平內匠殿
一、高橋・稻荷橋・中橋燒落ちる　鐵炮洲船松町二丁目　一、細川采女正殿

同月八日

一、朝横山町出火、是は直に鎭火。土藏へ火入る位の事と、或人申され候。
一、あは田舍越るか。

同月九日

一、暮六つ時頃、呉服橋外檜物町より出火。西南の風強く、曉八つ時頃鎭火。

西は堀を限り、北は一石橋・日本橋邊の河岸を限り、南は槇町邊を限り、東は燒け殘り本町を掛け燒失。

同月十日、辰の口西丸御老中松平伯耆守殿より出火。北風烈しく、大火に相成り曉八つ時頃鎭火。

一、飛火松平伯耆守殿長屋少々殘る
一、松平丹波守殿
一、松平伊豫守殿中屋敷長屋殘る
一、林肥後守殿
一、松平和泉守殿
一、松平能登守殿
一、松平三河守殿
一、京極大膳殿
一、松平土佐守殿長屋少々殘る
一、松平阿波守殿長家少々殘る
一、筒井伊賀守殿東側長屋殘る
一、鍛冶橋御門燒橋共
一、數寄屋橋御門燒飛火にて
一、南槇町二丁目より、南傳馬町一丁目より三丁目迄
一、桶町一丁目・二丁目
一、南大工町一丁目・二丁目
一、南鍛冶町一丁目・二丁目
一、五郎兵衛町一丁目・二丁目
一、具足町・柳町
一、京橋
一、銀座一丁目より四丁目迄
一、尾張町一丁目・二丁目
一、竹側町
一、出雲町
一、西紺屋町一丁目・二丁目
一、八間町西側殘らず
一、三十間堀一丁目より八丁目迄

一、木挽町二丁目より七丁目

一、西尾隠岐守殿中屋敷
一、松平周防守殿
一、柳生但馬守殿
一、加納遠江守殿
一、奥平大膳大夫殿
一、新庄勝三郎殿
一、松平土佐守殿中屋敷
一、桑山靱負殿
一、横田三四郎殿
一、小田原町一圓
一、安井元藏殿
一、石川强右衛門殿

一、堀相模守殿中屋敷
一、細川越中守殿中屋敷
一、狩野晴川
一、仙石彌太之助殿
一、宮原彈正殿
一、八丁堀殘らず
一、本田下總守殿
一、松平備後守殿
一、久松伊豫之介殿
一、中山主計殿
一、紀州樣中屋敷
一、本多八藏殿
一、花房長左衛門殿

一、板倉阿波守殿中屋敷
一、諏訪伊勢守殿
一、芝田〔蟲損〕老
一、松平陸奥守殿中屋敷
一、小口信濃守殿中屋敷
一、伊達紀伊守殿
一、相川橋落ちる但築地殘らず
一、松平飛驒守殿
一、稻葉金兵衛殿
一、築地本願寺
一、伊藤監物殿
一、戸川龍之助殿
一、三枝傳三郎殿

一、竹内惣左衛門殿　一、岩瀬市兵衛殿　一、上杉喜三郎殿
一、山本藤二郎殿　一、牧宇助殿　一、和田中務殿
一、松平清之丞殿　一、木下嘉代之助殿　一、石川藏太郎殿
一、二の橋落ちる　一、稻葉貞之丞殿　一、多賀吉左衛門殿
一、渡邊久藏殿　一、大橋隼人殿　一、仙臺橋落ちる
一、脇坂中務殿　一、仙臺様御殿向き表長屋殘る　一、芝口一丁目・二丁目
一、芝口東木戸にて燒け留まる

同月十一日

一、朝京橋出火。是は土藏火入ると、或人申され候。一軒にて鎭まる。
一、晝九つ時頃小石川水戸様の御屋敷燒失。如何程の燒けか、委しく相分り申さず候。未だ建ち揃ひ居り申さず候由。早朝も長家少々燒失御座候。
一、同刻駿河臺・小川町出火。幅は之なく候へども、二三丁燒候歟、飛火とも申事に御

座候。奴人共風下に相當り申候へ共幾多間合有之、別火共申事に御座候。

一、暮過ぎ水道町服部坂御旗本位の御屋敷燒失。

同月十二日

一、船火事。

同十三日

一、夕七つ時過、本郷追分片町と申所出火。暮時鎭火。其以前迄は風烈敷御座候處靜に相成候間合、又夜に入風に相成り候間合能、纔にて相濟申候。

右此中火事の模樣如此御座候。一體甚以て物騷にて、附火所々に有之趣、近方麴町抔も一昨朝も附火少々燒け候趣、扨々氣味惡敷恐敷事に御座候。日々風立ち騷々敷事に御座候。何卒是切にて靜に相成所奉祈候。外方より御承知も可被成と奉存候へ共、珍敷大火故寫し差上申候。御留守居樣・御內方樣方、未だ委敷御承知も不被成候、□□申上候、被懸御目可被下候。書損數々可有御座候。□

仙石身口武士

天保六年未七月

仙石彌三郎 寄合衆 高四千七百石

附人 神谷轉 當時改名友鵞

右轉儀仙石道之助江戸奥詰年寄神谷七五三弟にて、當時致ニ出奔ニ一月寺門弟に相成友鵞と改め、虚無僧に罷成候を、江戸御町奉行筒井伊賀守殿御組より召捕、當時揚り屋入に成申候。

轉の揚り屋入

右の趣意御糺に相成、轉より申立候は、當時仙石道之助幼年の處、家老職の內、仙石左京我儘を以て、年寄共重役荒木玄蕃を始め、左京隨意無レ之者は、役儀等取放、或は減高、亦は永之暇申付、自分悴小太郎と申者へ、松平主税様 寄合衆高五千石 より緣組致、息女を貰ひ受、同所手續を以、松平周防守様へ館入致、御內々御面會も度々有レ之趣、依レ之左京威勢增長致候。然る處、仙石家勝手役相勤候河野瀨兵衛と申者、左京謀惡の儀、年寄中へ內密申告候段、左京へ物語候者有レ之、右瀨兵衛勝手向不行屆の段申付、

差換へさせ申候。尤右瀨兵衞儀、私舊友にて、兼て懇意に致候に付、右左京行狀竝に我儘の存心等、文通仕に付、又々此段、左京へ爲㆓相知㆒候者有ㇾ之、卽日瀨兵衞を嚴しく入牢爲ㇾ致、拷問に及び候由、因て私へ申㆓白狀㆒候始末申立候哉と乍ㇾ恐奉ㇾ存候。猶左京我儘の儀は、故隱居播磨守病死後、當主幼年、旁々前段の通り、夫々重役・年寄共隨意之者共へは立身爲ㇾ致、不順の者は、追々重科申付候段、全悴小太郞を以家督に可ㇾ爲ㇾ致深望と奉ㇾ存候。

但右轉申立一條は、趣意而已にて、具に難㆓書認㆒儀ども夥しきに付略ㇾ之、尤河野瀨兵衞拷問之上及㆓白狀㆒、轉に左京始末申遣し候に付、早速轉儀國元へ差越し候樣、江戶表へ申來候に付、其夜俄に出奔致、行衞不㆓相知㆒候に付、兄神谷七五三を國元へ呼寄、嚴敷責問候上、素より江戶地に罷在候旨、依ㇾ之江戶表へ穿鑿、□麻布六軒町柔術之師匠澁川伊太郞世話を以て、一月寺へ法入いたし、虛無僧に相成候段相知れ、仙石家江戶留守居依田市左衞門・河野丹次より御町奉行筒井伊賀守樣用人へ賴込、轉儀を橫山町往來に於て召捕られ候上、仙石家に引渡可ㇾ申旨申渡候

處、前段之趣意申立於奉行所吟味請度、再三申立候に付、不容易筋に付、揚り屋入被仰付、御糺しに相成申候。

仙石道之助神谷轉を乞ふ

閏七月仙石道之助より差出候書付

一、私家來神谷七五三舍弟神谷轉と申者、去午二月廿五日出奔仕候處、不屆之儀御座候に付、奉行所へ御屆之上、尋申付處、召捕兼候間、同三月十七日御奉行筒井伊賀守へ召捕引渡之儀申達候處、當四月廿日同人方へ召捕、吟味有之處、當國下總國一月寺入弟仕、友鵞と改名、彼是申立候樣も御座候やに候處、私方に罷在候節之所業而已にて、他の引合無御座、不屆者に付、召捕後、早速私方へ引渡と相成不申候ては、家政取締にも拘候間、何卒私方へ引渡相成候樣仕度、此段申上候。已上。

閏七月廿一日　　仙石道之助

但於此方も御詮議之筋有之候間、當分難相渡、追て御沙汰有之候御返答。

天保六年未八月七日酉中刻、寺社奉行井上河内守殿より被成御達儀有之候間、只今一人河内守殿御宅へ可罷出旨、切紙到來。尤脇坂中務大輔殿被仰付候と申來

候。依之御請差出添役罷出候處、於御評席中務大輔殿・河内守殿、御列座にて左之通。

申渡

居城上總夷隅郡大多喜高二萬石
松平備中守家來
岡本源五左衛門

仙石道之助元家來神谷轉事、當時上總國三黑村普化宗松見寺看住友鵞を家來へ預く、右は越前守殿へ伺之上、申渡候間可得其意候。
但、道之助家來、其外誰にても、面談・文通等不爲致。尤預り罷在候家來の者、吟味の筋尋候儀は勿論、咄合等も決而致すまじく候。

一、仙石道之助元家來神谷轉事當時上總國三黑村普化宗松見寺看住友鵞儀私家來之者へ御預け被仰付旨、昨夜井上河内守方家來之者召呼、申渡候。此段御屆申上候。以上。

八月八日

松平備中守

一、私家來元へ御預け被成候仙石道之助元家來神谷轉事、當時上總國三黑村普化宗松見寺看住友鵞儀、於井上河内守宅に請取、途中無異儀屋敷へ引取申候。此段爲御屆使者を以申上候。以上。

同日　松平備中守

一、今四つ時、轉請取候に付、河内守態々罷出候處、夜八つ半時迄に、友鵞御引渡手數相濟、七つ半時居屋敷へ引取、裏門より入。右出役手札差し出し參り候事。

松平備中守家來
御預人　伊澤權太夫
手代　朝倉彌太夫

覺

一、騎馬　二人　一、醫師　一人　一、徒目附　一人　一、徒士　四人
一、足輕小頭　一人　一、足輕　八人　一、駕籠網懸け申さず　一挺

右之通に御座候。以上。

八月八日

松平備中守家來
岡本源五左衞門

右書附、御懸り水野越前守殿へ差出す。猶又御用番松平和泉守殿、轉儀無滯引取の書付差出す。前後切紙を以遣す。

一、井上河内守殿より轉へ申達

其方儀吟味中、松平備中守家來へ預遣候。但預中、備中守家來共へ、吟味の節、決して口外致し申すまじく候。

一、同日、松平備中守家來岡本源五左衞門へ、河内守殿・中務大輔殿より被相達候趣、

一、友鷲預けに相成候上は、御老中方へ御屆可被致候。

一、友鷲儀淸僧に付、魚物は不相用、預り中手當並被取扱方格別重く無之樣、可被相心得候。

一、友鷲差置小屋、其外手當の儀、文化五年の砌、戸澤大和守方へ預け者有之之間、委細承合せ取計方難決儀は、奉行所へ被問合方々可有之候。

一、就右御請立歸候上、夫々小屋等に手當差急ぎ申付、明日友鷲御引渡可被成候

間、晝頃可㆑被㆓罷出㆒候。

八月七日

一、仙石道之助へ中務大輔殿より道之助續書差出候樣被㆓仰渡㆒、仙石家留守居依田市左衞門より以㆓書付㆒差出す。

故掃部頭直禮妻は仙石故播磨守久道妻姉　井伊掃部頭

故雅樂頭娘故播磨守久濟妻　酒井雅樂頭

故內藏頭路政妻仙石故播磨守妻姉　松平安藝守

故紀伊守光成女は仙石故兵部大輔忠清妻　松平伊豫守

養母方伯父　松平伊豆守

左衞門尉嫡子從弟　酒井左衞門尉

養母方從弟　阿部能登守

養母方伯父　中川修理大夫

故主計頭正眞妻故播磨守久道妻の姪也　井上河內守

故大和守正俊妻仙石故信濃守政房女　戸澤大和守
故佐渡守宣成妻ハ播磨守久道妻の姉　牧野山城守
故近江守貞淳妻仙石故越前守政辰の女　本庄伊勢守
養母方叔父　小笠原近江守
右同斷　津輕左近將監

右之通道之助續合に御座候。以上。

仙石道之助家來　依田市左衞門

一、八月八日井上河內守殿より、留守居年寄同人宅へ罷出候樣、御達有ㇾ之罷出候處、左の通被ㇾ申渡ㇾ候。

仙石道之助家來
家老　〇仙石左京
同　仙石主計
當時年寄役　荒木玄蕃
酒勾淸兵衞

未八月十七日巳刻、江戶表ゟ出石表へ早飛脚到來。翌十八日巳刻出石發足。

當時無役　麻見四郞左衞門
目附　小川八左衞門

同十九日曉七つ時仙石左京列　西村門平

發足下段に相認候役　○岩田靜馬

○植松十郎左衛門　小性頭用人 ○宇野甚助

○右之仁合六人發足　大塚甚太夫

同日夕八つ時過發足

早川保助　荒木玄蕃　生駒主計

喜左衛門悴 渡邊淸助　酒勾淸兵衛　附添 鷲見九郎左衛門

醫師 ○鷹取巳伯　白井笹之助　齋助父隱居 麻見彌兵衛

中西策　臺所役 ○西岡斧七　醫師 湯谷古□

御關所證文頭 間中速

〆十三人

右は出石よりの認書

一右之者共吟味之筋有之之間、早々呼寄、著次第差出可申候。已上。

一、仙石道之助殿家來、仙石左京・生駒主計・荒木玄蕃・酒勾清兵衞儀、伊豫守家來の者へ御預被ニ仰付一候旨、昨夕脇坂中務大輔より家來の者御召被ニ仰渡一、伊豫守生國の儀に付、此段私より御屆申上候。以上。

九月六日

松平伊豫守内
赤座七郎左衞門

一、私家來共の內、寺社奉行脇坂中務大輔より、吟味の筋御座候に付、在所に罷在候分は、申遣候。著揃次第、可ニ申達一旨申渡御座候に付、申遣候處、在所にて承知以前、右家來共の內渡邊淸助と申す者、爲ニ療養一他國仕罷在、來立延引仕、外出府の者共追々到著仕に付、中務大輔へ、家來者より申ニ達候處、昨五日、同人宅へ呼寄せ、吟味有ニ之、猶又今日差出候處、吟味中、仙石左京・生駒主計・荒木玄蕃・酒勾清兵衞と申者、松平伊豫守家來に預り申渡候段、附添差出候家來の者へ申渡有ニ之候に付、此段御屆け申上候。已上。

九月六日

仙石道之助

一、仙石道之助家來、岩田靜馬・靑木彈左衞門・杉原官兵衞・宇野甚助・山本耕兵衞・西岡

迄七儀、伊豫守家來の者へ御預け被仰付候旨、昨夕脇坂中務大輔様より家來の者を召し呼び被仰渡候。伊豫守在國の儀につき、この段私より御屆け申上候。以上。

九月八日

松平伊豫守内
今岡長八

一、去る八月追々御屆申上候通、私家來の內、脇坂中務大輔方にて吟味中、松平伊豫守家來へ預け申渡有之、右之外、尙又昨十二日差出候處、大塚甚太夫・西村八平・鷹取巳伯・早川保助と申者、吟味中揚り屋入差遣候旨、差添差出候家來の者へ申渡御座候に付、此段御屆け申上候。以上。

九月十二日

仙石道之助

一、仙石道之助殿家來十八、伊豫守家來の者へ御預け被成候處、右之內、岩田靜馬・青木彈右衞門・杉原官兵衞・山本耕兵衞儀、御吟味中揚屋入被仰付候旨、昨夕脇坂中務大輔様於御宅被仰渡候。伊豫守在國の儀に付、此段私より御屆申上候。以上。

九月十四日　松平伊豫守家來　今田長八

但追々到著の者共、仙石道之助より屆書差出、伊豫守家來より、同樣揚り屋入御預り書付差出候。文面同樣に付略之。

九月六日御呼出し

江戸詰 青木彈右衛門　同 杉原官兵衛　同 山本耕兵衛

在所之分 岩田丹太夫　同 德永半左衛門　同 惠崎五左衛門

年寄 山田八左衛門　同 大森登　同 仙石小太郎

〆九人

當時役人

家老 仙石左京　年寄 岩田靜馬　同 仙石小太郎　同 青木彈左衛門

同 大森登　同 山村貢　同 山田八左衛門　同 杉原官兵衛

小性頭用人 本間市左衛門　同 宇野甚助　同 齋藤岩雄　同 堀久米

同　長岡右仲　　同　服部彌兵衛　　同　荒木甚兵衛　　同　本間左仲

同　井上三郎左衛門　　同　杉原三郎左衛門　　同　倉品左之助　　同　河合庄左衛門

同　依田市左衛門　　同　岩田虎之助

側用人　本間左仲　　御城使　依田市右衛門　　同　河野丹次

天保六未年正月、於二出石一、左京取計を以、年寄共其餘役人咎申付候次第、

酒勾清兵衛　家老職高八百石

其方儀、去る辰年正月六日、大殿様へ、（御隠居なり）重役竝役人の内不正事・不直の趣、荒木玄蕃・仙石主計・原市郎左衛門申合、徒黨連印を以致二上書一候處、右は全、讒訴之段、御察鑑被レ成、不屆至極、早速御呼出し、御糺明可レ有レ之處、左にては、重科の御沙汰にも相成、舊家家柄の儀、不便に被二思召一、格別厚御仁惠被レ下在候趣を以、隱居蟄居被二仰付一、忰どもへ、家督申付候處、去々巳六月元家來當時浪人河野瀬兵衛儀構の場所をも不レ憚江戸表へ罷越、同姓共へ右出書同様、其外自分考の風議取交へ、文意相巧、及二讒訴一、猶又生野地役人渡邊角太夫より、不二容易一向き瀬兵衛同様被二申立一無役儀、公邊

御沙汰にも相成處、右無二御構一去午年正月十六日、隱居大殿樣於二御前一先般上書の趣、可レ被二相尋一の趣、聊も譯立候答も無レ之、不都合至極恐入候段、又は此上御慈悲筋相願候間、寔に以て大膽不忠・不義の至、殊更重役・役人共の內、及二讒訴一候始末、武士道不レ辨、重々不都合に付、切腹可二申付一の處、先祖代々忠勤を存じ、旁〻廣大の御仁惠を以、死罪一等を下し、剃髮の上、國へ差遣し候間、急度相愼可二罷在一候也。

當時隱居　千八百石家老職　荒木玄蕃
家老家柄當時用人　千石　生駒主計
用人　原市郎左衞門

右者使者頭役岩田丹太夫、目附磯村次左衞門、平士堀源作・中西儀左衞門罷り越し申し渡し候同夕九人共御用召に付。

清兵衞悴　酒勾薰

御自分父淸兵衞儀不屆の儀有レ之、其上御自分儀も、思召も有レ之候に付、急度被レ仰

〇生駒一本仙石と有り

付レ方も可レ有之處、格別御仁惠を以、知行被二召放一、隱居蟄居被二仰付一、忰久太郎へ御繫扶持十人被レ下、小人町明屋敷へ引移候樣被二仰出一候。

荒木信太郎

申渡同斷、御繫扶持二十人被レ下、服部彌兵衞屋敷へ引移被二仰付一。

主計忰
生駒富太郎

申渡同斷、名字御取上げ、同斷二十人扶持被レ下、谷野才兵衞明屋敷へ引移被二仰付一。

原市郎左衞門

扶持十人被レ下、小人町引移被二仰付一。

主計弟
磯野六郎次

隱居被二仰付一忰へ五十俵五人扶持。尤幼年の內は七人扶持被レ下、小性頭に被二成下一、河野瀨兵衞跡屋向きへ引き移り被二仰付一、

土待雄之進

隱居被二仰付一、忰へ百石被レ下、馬廻二番組へ入。

金澤源之丞

御役御免同斷組入

四百石
荒木甚兵衞

用人役御免目附格

百四十石
神谷七五三

蟄居、悴へ三十俵三人扶持被ㇾ下小性頭次席。

仙石平之助

蟄居、隱居被ㇾ仰付ㇾ。

辰正月十二日出石にて右仕置有ㇾ之。

右之書付出石表より內々承候趣、本書仙石主計と有ㇾ之候得共、其後生駒と有ㇾ之候。此書付表に名字取上げと有ㇾ之に付、以來生駒と相認候と被ㇾ察候。

乍ㇾ恐以ㇾ書付ㇾ奉ㇾ願ㇾ上ㇾ候。

一月寺寺社奉行に書を捧げて神谷友鷲の無罪を辯す

仙石道之助殿元家來神谷轉事、當時一月寺末上總國三黒村松見寺看住友鷲儀、當四月廿一日、兩役寺より京都明暗寺へ宗用申付、書狀を爲ㇾ持飛脚屋作左衛門方へ遣し候途中、町御奉行組同心、其外共多勢にて、不意に差し懸り、差押へ候體故、一月寺役僧代の由再三申し聞候へ共、彌〻不法に打ち懸り、又は馳せ付け候者も有ㇾ之、不ㇾ得ㇾ止事、暫らく打返しける。用事有ㇾ之候て一月寺番所へ同道の上、可ㇾ承旨度々申候を、不ㇾ承屆ㇾ理不盡に押倒し、繩懸け候間、仙石家へ可ㇾ渡段申聞候間、家法も有ㇾ之事故、一先づ一月寺番所へ同道の上、何樣とも可ㇾ相成ㇾと申し候處、其儘筒井伊賀守樣御番所へ引連れ、卽刻入牢被ㇾ仰付ㇾ、當時御吟味中に御座候。一體普化宗の儀は、慶長年中新に御掟書被ㇾ成下ㇾ候處、尙又延寶年中、小笠原山城守樣・板倉石見守樣・太田攝津守樣於ㇾ御列座ㇾ、武門不幸の士共門弟に相成、修行の後に致ㇾ歸俗ㇾ候由、其中に者、往古より由緒有ㇾ之士の筋目も有ㇾ之、士の家名・血脈斷絶無ㇾ之樣、永く天下武門の助けと相成、其子孫に至り、御用にも可ㇾ立者に有ㇾ之候へども、實は御奉公にも罷成候間、家法正しく仕候樣被ㇾ仰渡ㇾ、宗法の御書付頂戴、愈〻

以二相腐宗令一、無二油斷一正意研究仕候。武門不幸の士共を撫育致、再仕官に爲二立歸一候を專務とも懸け候儀に御座候。右神谷轉事友鵞儀、主家の安危を考、忠志を含罷在候を、先に不良者の巧みに落入、意願の空しく成行候者、主家の動靜無二覺束一、一先退身も致し、去年四月中入二素願一候に付、紀之上古法の通、門弟に致し、其後、人少なき故役僧の見習申渡、當三月中松見寺看住申付候。將又國々奸惡の暴臣有レ之候時は、一途に忠誠を存候士共は、返つて無レ之三合罪に落入候より、義氣薄らぎ、忠烈の志を忘れ邪曲を習、終には一家の大事に及候類、古人の傳説に承傳、且孤忠の情願頻に不便に存候。旁、右友鵞一身の儀は何卒御慈悲を以て、御奉行所に於て、御吟味の上、落著被二仰渡一被レ下候樣、去五月九日筒井伊賀守樣御番所へ御慈悲願書差上候へども、御取用に不二相成一、無二是非一引取、思慮仕候處、公邊奉レ懸二御吉方一儀、何共奉二恐入一候に付、ふと心付、仙石家友鵞罪科の輕重、内々承合候處、一通り吟味筋有レ之ものにて、格別の罪科無レ之き趣故、一旦一月寺弟子に致し候因も有レ之候間、彼家にて吟味濟候上は、同人身分一月寺に貰ひ候て、剃髮に致度願

書差出候處、道之助殿内見の上、出石表へ申遣し、可ㇾ及ㇾ咨旨にて、餘程の日數に相成候へ共、何の沙汰も無ㇾ之候間、一昨十九日仙石家へ罷越承候處、出石表ゟ申越趣も有ㇾ之、承容難ㇾ致候間、相斷候段、道之助殿取り申し候趣、河野丹次申聞候。右の趣にては、何とも仕方無ㇾ之故、友鷟一人に限り候儀に無ㇾ之、普く武浪の危窮を救ひ候宗意にて、兼々被ㇾ仰渡ㇾ候御趣意も有ㇾ之候處、學文の次第、理不盡の取押方、殊一月寺番所へ同道致し呉れ候樣、再應相願候ても、不ㇾ承容、繩を懸け引連れ候段、全く下賤同樣の扱方、此體成行候ては、乍ㇾ恐御控の趣難ㇾ相立、於ㇾ一宗ㇾは深く奉ㇾ恐入ㇾ候儀にて、往々一宗滅亡の非にも相成やと、一統相歎き痛心仕る儀に御座候。何卒格別の御慈悲を以、宗法古來の通相立候樣、被ㇾ成下ㇾ置、右友鷟孤忠の意念も通り候儀候て、猶更難ㇾ有仕合せに奉ㇾ存候。此段、幾重にも御慈悲の御沙汰奉ㇾ願上ㇾ候。以上。

一月寺番所役僧
愛璿

天保六年未六月

寺社御奉行所

乍レ恐以二書付一奉二願上一候。

一、拙寺末上總國三黑村松見寺看住友鷲儀宗用に付、差出候途中、同人、主家に於て、不埒の儀有レ之由にて、町奉行組同心、其外多勢不意に差押候體故、一月寺役僧代の內、再三申斷、諸用有レ之候て、一月寺番所へ同道の上、可レ承段申聞候得共、更に承受不レ致、理不盡に繩懸り、其儘右主家へ可レ渡趣故、尙又宗法も有レ之候に付、是非一旦、一月寺番所へ致二同道一可レ被レ下樣申聞候處、筒井伊賀守樣御番所へ引れ、卽日入牢被二仰付一、當時御吟味中に御座候、右轉事友鷲、主家へ忠節の旨を含み罷在候間、全く身命惜入宗致し候者に無レ之、只々奸心の惡計に落入候ては、主家の浮沈無二覺束一、一途の忠誠を存じ込み候間、兼て武浪の隱家宗風と承候。偏に孤忠を助け候心底にて、願出候者にて候。乍レ恐東照宮樣初知之御深慮も被レ爲レ在、被レ爲二立置一候宗門の意、餘にも相叫候に付、糺の上、證人取レ之抱へ置候得ば、萬一主家へ引渡等に相成候ては、忠義空しく相成候により、不便の至、何卒格別の御慈悲

を以、友爲儀身分の儀は、於御奉行所御吟味被成下候樣、筒井伊賀守樣御番所に、先達て願書差出候得共、御取用に不相成、願書御戻し被相成候。　其外仙石家へ、内談等仕候處、不行屆無是非、當御奉行所へ御慈悲願書旁差し出し候段は、先達て具に奉申上置候處、今以て御沙汰無之、且仙石家に於て、舊家の老臣忠臣の者共四五八、奸邪逆臣の取り計ひに而、滅知・籠居等に相成候者の內、去月中死罪に相成候者も有之由風聞有之候上は、奸臣時を得て忠節非道に死歿致、暴惡增長、邪曲超過の上は、國の亂をも引出すに至可申哉、虛無僧共儀は、天下の家臣諸士の席に定置候故、表は僧形にして、內心に武事を不忘、日本國中往來自由被免、修行仕候內、深き心得方も有之、國々の邪正・諸々の風儀篤と令見聞には、品により達申上、天下の御大事にとて、身命を投儀、宗門の極意に御座候。　神谷轉事友爲、忠誠の者に見込み候筋も有之候故、御慈悲願書奉差上候儀に而、萬一主家へ御引渡に相成候へば、慶長已來被下置候御掟之旨、更に不相立、普化一宗の者共覺悟仕候外無之候。　天下武門の助と相成り候宗意、萬端被爲思召、格別御

仁惠を以、轉事友鷲身分の儀は、於御奉行所御吟味被成置候樣、猶更奉願上候。

已上。

天保六未年七月九日　前同斷

宛名前同斷

乍恐書付を以奉申上候。

一、拙寺末上總國三黑村松見寺看住友鷲儀、仙石道之助殿元家來神谷轉と申者にて、町御奉行筒井伊賀守樣より召捕候處、追々申上候通、主家へ御引渡に相成候ては、轉忠志も空敷相成、主家共已難計、殊種々世上之風聞も有之、且轉事友鷲儀、兼て認置候書面、外に仙石左京不屆之箇條認候書面有之、封印付置候へ共、友鷲今般當御奉行所へ願書奉差上候に付、爲心得披封致一覽、不容易儀兼て心懸、出石表の儀、實否承り度く、人を差出置猶靜承り候儀に有之、聞合書面と符合致候儀も有之、且又仙石家の舊臣荒木玄蕃・仙石主計・酒匂淸兵衞・原五郎左衞門、右

四人の者共、去辰正月中隱居、當時家老仙石左京不心得取計方等の儀に付、諫書差出し候處、四人の者共、同月廿二日減知の上隱居申付、愼逼塞・蟄居申付置間、每々釘締番付け置き候內、辰三月中病死致し候者も有之、與附麻見四郎左衞門儀は去巳九月中、河野瀨兵衞出府の上、播磨守殿奧方、並道之助殿實兄能登守殿等へ、諫書差出候筋、尤に存候。出石へ使者勤候處、役儀取放ち隱居申付、悴へ扶持米遣し置き、年寄木間左仲儀も、再度使者勤め候處、役儀取放河野瀨兵衞儀は、去辰正月中、荒木玄蕃外三人より、左京取計方不心得の次第、國中上下一統極々及難澁候故、諫書差出候處、蟄居等申付、瀨兵衞儀も、城下に居候はゞ、萬一四人と文書等にても通じ候て、夫より事可起と追拂申付、其後出石にて入牢に相成居候處、當六月下旬死罪に相成、內々に候得共、友鷲儀も、仙石家へ被引渡に相成候て、將又非道死の儀不便の至り、殊に忠誠之士數人、無實の罪に落命の儀、深く歎かはしき儀に御座候。一體宗法の心得方も有之、困々虛實、其外共見聞致、疑の儀等有之候て、其品により奉申上候樣、且友鷲忠志も相知の筋故、同人認候書面一

通、並左京箇條一通見捨切にも難仕、入御内覽候、乍去友鷲始、忠志の者共、却て不忠に相當候儀も有之候ては、是又不便の儀御座候間、何卒御仁慈の御沙汰被下度、偏に奉願上候。已上。

七月廿一日　　前同斷

宛前々同斷

目鑾　紀明丸　調合所　但州出石　鷹取已伯傳法
印方　附一人の外同諸奉行一切立合なし　芝口一丁目　童野半曰老人　［アンノカハ］

効能

一、第一砒霜石・斑猫(はんめう)等の毒に當りたるを治す。一、隱居・當主には一包にて卽効あり。一、幼主にはきゝめ惡し。一、家中の痛みに好し。一、隱謀の病には五千兩・六千兩用ひて好し。一、無理に頭を剃られたるに用ゐて髮の毛生ゆる事妙なり。一、こむ瘡には油斷すべからず、外へ擴がらぬ内用ひて好し。一、筋目

諷刺

○こむニ虛無僧ヲキカセタリ

無き女の懐妊には黄金湯にて用ふべし。一、金屛風などは用ひて試むべし。但し見極めねばかへつてあし。一、力瘤の痛みに好し。一、後室の風聞惡しきを直す。一、近親の心痛に好し。一、食物は平生に心付候へば、頓死・頓病の憂ひなし。但し道中別けて心を付くべし。一、出家・社人は手足を延べて暫く休息すべし。

一、此仙藥は、往古奥州仙臺原田氏の遺方にして、無類の祕藥なれども、此方を受續ぐ者無くして、久しく絕えたりしを、近年但州出石の人、左京なる者、此方を擴めん事を工風して、石州濱田の士鐵藏其匕加減を以て、調略なす所なり。此度滅祿・退役、素姓を糺し、細密に吟味を遂げ、諸人の見懲しめの爲め、世上に擴むるものなり。

脇坂中務大輔

仙石道之助元家來神谷轉事友鵞、取計方之儀に付、見込之趣申上候書付。

仙石道之助元家來神谷轉事、當時上總國三黒村松見寺看住友鷟、引渡方の儀に付、井上河内守より取計方相伺、評定所一座へ評議に御下被成候處、兩奉行共と同役見込一決不仕、銘々存寄之趣、此廿二日申上候儀に御座候。然る處、當月廿一日、一月寺役僧友鷟、所持罷在候書面の通りにて、道之助家老仙石左京取計方等品々申立候書付類、河内守方へ差出、右にては、道之助家政向甚混亂致し居候は、無相違候へ共、當時伺書差上げ、未だ模樣も相分不申內、右體の書面差上候は如何と、河内守厚く心配仕り、私へ內談有之、心配致し候は、尤もに候へども、當時進達不致、追て御指圖始末に依り、今般の書面夫れぐ御心得にも相成候儀有之候ては、恐入候事故、何れ入御披見候方可然旨及挨拶、右に付、今廿三日書面類進達仕候。右に付、猶厚勘辨仕り候處、今般の如く、一月寺役僧共、深蹈込一途に友鷟を精忠の者と見込、相圍ひ、始末に寄候ては、一宗破滅の基と申立奉行所吟味相願候を、直に仙石家へ引渡候ては、假令實は友鷟不屆無紛共、疑甚難晴處よりして、虛無僧共承伏仕まじく候。勿論下方の者共、承伏・不承伏に依り、奉行所の取計方懸念致し候筋は、毛頭無

之候へども、忠義と掟とを蹈に致し、專ら正論と心得候て、申立候を、邪正辨別も不爲致取計にては、奉行所の大法更に被行不申候間、何れ友鷲は、私共懸りにて吟味の積り相成不申候ては難成儀と見居候。尤もさ候はゞ、道之助家政向の儀は、是非相糺不申候ては難成樣可成行候懸念も有之候へども、此上友鷲吟味の模樣に依り、同人不屆に相決候はゞ、素より異論無之候得共、萬一左京吟味いたし不申候ては、難成樣の場合に至り候はゞ、其邊を以取計方をも相伺可申、其上無餘儀場合に候はゞ、一山一宗の事にて、增上寺山內の一件等吟味致し候近例も有之候得共、併先は奉行所にて、一家中限の儀を、悉く打出し吟味に及候は素好の御取計に者無之候間、何卒其砌は左京へ同意の者共は、道之助方にて仕置爲申渡、友鷲主家を逃去候不埒も、是亦奉行所にて內仕置申付候はゞ、自ら一家中の混亂も相治り可申哉にて、勿論夫とても未だ見越の事故、吟味の上、友鷲一人の不埒に相決候か、或は左京等以の外之不屆とも悉く吟味致し候樣可相成哉。　何分にも取極候儀は難上候得共、先は前文の趣に取計倚爲御取締萬端家政向の儀は近親の內相談致し候はゞ、

此節の趣は靜謐に相成可ㇾ申哉。さ候得ば、河內守相伺候趣は、早速御下知有ㇾ之候方にも可ㇾ有二御座一哉と奉ㇾ存候。右體遮て私より申上候は、如何に御座候得共、右之見込不二申上一候而者、御指圖の御含にも相成まじくと奉ㇾ存候に付、私限此段別紙を以申上候。

七月廿三日

仙石家處分

一、同年十二月九日御達書

仙石道之助
名代
能勢惣左衞門
玉虫十左衞門

其方元家來に出奔致候神谷轉事、虛無僧友鵞の儀、不屆有ㇾ之者に付、捕渡之儀筒井伊賀守へ申越候間、召捕候。然る處他の引合も有ㇾ之候に付、寺社奉行に而及二吟味一候處、其方家政不ㇾ正、其外不二容易一之儀共相聞候。依ㇾ之於二評定所に一遂二吟味

松平家處分

御詮議ニ候處、家老仙石左京儀其方家政を取亂し、身不相應の奢侈超過し、殊に其身之罪を爲レ可ニ取隱一、奸計を以、主人の爲筋申立候家老共を讒訴の趣に吟味、爲レ誤死罪其外の仕置申付、且又宇野勘助等左京に令ニ同意一不埒不屆の取計致候始末及ニ白狀一候に付、夫々御仕置被ニ仰付一候。政事向之儀は、第一之儀に候處、家政取亂候を其心得も無レ之段、不調法に被ニ思召一候。依レ之急度可レ被ニ仰付一候得共、若輩之儀にても候間、格別の思召を以、高五萬八千八十石餘の內、城地共儘被ニ差置一、二萬八千八十石餘被ニ召上一、三萬石高と被ニ成下一、且又閉門被ニ仰付一候。

右於ニ伯耆守宅一、老中列座伯耆守申渡、大目附初鹿野河内守・御目附大澤主馬・羽太庄左衞門相越候。

松平周防守
名代
千羽彈正少弼

其方儀、仙石道之助元家來河野瀨兵衞、並同家來生駒主計外三人仕置き等の儀、道之助家來共より松平主稅を以承合候、道之助家老差出書面事實相違の儀有レ之、

竝片々の吟味に而如何共不₂心附₁、瀨兵衞其外之者共、仕置等、夫々及₂挨拶₁、其上道之助養祖父播磨守致₂病死₁忌中に相成候に付、仕置等申付候日間問合の節も、他に洩候間敷、寶曆夏評定所一座之伺添書寫爲₂書取₁相添へ內々主稅に差遣候故、同人より道之助家來へ相達候次第に至候段、重々御役相勤候節之儀、別而不埒に被₂思召₁、隱居被₂仰付₁候、急度愼可₂罷在₁候。

但西丸下、上屋敷被₂召上₁、中屋敷・下屋敷の內可ㇾ有₂住居₁旨、書付相渡。

松平左近將監
名代
本多主稅
深澤彌七郞

父周防守、勤役中、不埒の儀有ㇾ之候に付、隱居被₂仰付₁、急度愼可₂罷在₁旨、被₂仰付₁候。家督無₂相違₁其方へ被ㇾ下、追而所務可ㇾ被₂仰付₁候。

於₂同人宅₁列座、同所同人申₂渡之₁。

大目附初鹿野河內守相越す。

左近將監、差控相伺候に付、御目通差控可被立旨相達す。

申渡之覺

寄合
松平主税
名代
能勢惣左衞門

其方儀、仙石道之助元家來河野瀨兵衞、竝家來生駒主計外三人、不屆の儀有之由を以、科の次第相認め、河野瀨兵衞を引廻しの上獄門又は打首、主計外三人は切腹或は永座敷牢に申付、可然御仕置等の儀は、兄松平周防守より承合呉候樣、道之助家來岩田靜馬、外一人より賴請候節、書付共周防守へ爲致內見候處、瀨兵衞は輕死罪、其餘に輕方被申聞候を、其餘取附を以て、主計外三人剃髮の上、圍場へ入置可然旨及挨拶、且右之者共仕置等三奉行の中へ問合可申哉之段、道之助家來押返し申聞候處、乍內々も周防守より指圖の儀に付、相違無之、外へ問合に不及之段强て申聞、其上、道之助忌中に相成に付仕置申付候同苗の儀、尙又道之助家來共承合候節周防守へ申聞同人より寶曆度評定所へ、一應伺濟の書面書取相

添差越候を、其儘道之助家來へ差遣し、殊に左京は間柄に候共、道之助家政向に可携筋は無之、旁以不埒の至りに候。依て隱居被仰付、急度愼可罷在候也。

主税總領
松平軍次郎
名代
玉虫十左衞門

父主税不埒の儀有之候に付、隱居被仰付、急度愼可罷在旨被仰付、家督無相違其方へ被下候追て知行引替可被下候。

御勘定奉行
曾我豐後守
名代
大久保彌左衞門

其方儀、但州銀山附地役人渡邊角太夫別宅に罷在候仙石道之助家來、河野瀨兵衞を、同家來共蹈込捕押引連れ候儀に付、西村貞太郎より取計方相伺候節、道之助家來より右之在所家來共心得違之旨申立候迚、遠路多人數呼下及吟味候ては、可致難儀と一己の存寄を以、御料所地内へ蹈込候次第等は相除き、角太夫方へ瀨兵衞を差越候故、貞太郎承合致吟味候姿に調置、一件落著之上、瀨兵衞を道之

町奉行處分せらる

助へ可㆓引渡㆒哉の段、伺書取認可㆓相伺㆒の旨、貞太郎指圖致し候事實相違の書面を以、松平周防守へ相伺、道之助方へ瀨兵衞を相引渡之段、全後暗き取計方、殊に最初、貞太郎ゟ右伺書差越し候砌、內藤隼人正連名宛內狀をも添差越候上は、月番取扱之品に候共、同人え一覽不㆑爲㆑致始末、不束の至に候。依御役御免差控被㆓仰付㆒者也。

右於㆓河內守宅㆒、若年寄中列座、河內守申㆓渡之㆒、御目附曲淵勝二郞・本多左內相越す。

町奉行　筒井伊賀守

其方儀、仙石道之助元家來に而出奔致候神谷轉事虛無僧友鵞、不屆有㆑之者に付、捕渡之儀道之助方ゟ申越候間、組之者へ申付爲㆑捕候、友鵞儀は、品々引合も有㆑之、道之助方へ難㆓引渡㆒候處、篤と相糺候心得も無㆑之、一途に引渡方に存込罷在候段、不行屆の事に候。依㆑之御目通差控被㆓仰付㆒候。

右新番所前溜伯耆守申㆓渡之㆒

鳥居丹波守

仙石家家政取締を仰附く

松平左近將監上屋敷、四五日之内に爲二引拂一、御普請奉行へ可レ被二相渡一候。場所柄の儀に付、引拂迄之内、其方萬事心附候樣可レ致候。

阿部能登守
中川修理大夫

仙石道之助事未だ若輩之事に付、家政取締方等之儀、中川修理大夫・阿部能登守申合萬端心附候樣可レ致候事。

十二月九日

狂歌

上　五萬石餘を永樂錢と思ひしも丸に無の字となりかゝるなり

仙石左京　あら口惜(くや)し五萬石餘を皆喰ひて腹が左京と思や仙石

同　長生を又仙石と欲ばれど左京數へてわづかなりける

神谷轉　身にかへて神谷大事と思ひなば嘸轉寢の夢に見るらん

山本耕兵衛　山本もかういふ事を思ひなば何しに江戸へ出て耕兵衛

杉原官兵衛　我儘の杉原ばかり心ねはあさ官兵衛と思はれにけり

青木彈右衞門　正しゝき面してゐるや彈右衞門もう彈左衞門と變名をせよ
苗字なし斧七　苗字をば假に付けても爭はゞ斧七ぶんの利を以て出す

今川狀

出石老臣主君何某變死の騷動

一、天道を知らずして、左京つひに本意を得ざる事
一、轉虛無僧をこのみ、無役の浪人くるしむ事
一、表裏の輩、公命を待たずして、出奔せしむる事
一、神谷捕れ寺社に訴へせしめ、堅固につゞまる事
一、大家の親類、公用の沙汰として預り、迷惑致す事
一、石但の山庄、左京以下徒黨して利欲をはかる事
一、參府の衆人當惑せしめ、後悔いたす事
右此騷動、罪は死罪に極るべし。窮命大そう苦し。無事ふちのめし、くるしが

らせる間、專可﹅被﹅責問專一﹅也。

川柳

美しき蔦も次第に落葉哉

尺八に吹倒さるゝ一家老

困る家中も槍もぶら〳〵

間違が出來て輪違ひ骨を折り

輪違の印から見て思ひ出し

竹に雀は仙石樣の手本よ

藥草を抜いて山椒を植付る

二歩二朱一朱と百で馬を買ひ

川柳

左京等一味處分

十二月九日

仙石道之助家來

獄門　同人家老　仙石左京　四十九

死罪　用人　宇野甚助　四十八

同　年寄　岩田靜馬　四十五

遠島　年寄見習左京悴　仙石小太郎　二十一

同　年寄　杉原官兵衞　七十八

重追放　青木彈右衛門六十

中追放　左京父隱居（一本左内とあり、是なるべし。）

元年寄　大森　登廿九

同　旗奉行郡奉行兼帶勘定奉行　岩田丹太夫五十一

同　勘定奉行　山本耕兵衛三十八

同　物頭町奉行兼帶　惠崎又左衛門五十八

輕追放　郡奉行　徳永半左衛門

無役　早川保助五十三

主人方にて、相應の咎可ニ申付一候

醫師　鷹取已伯六十四

仙石道之助家來

河野丹次郎移遣

上總國三黒村普化宗松見寺看住、友　鵞四十三

一月寺役僧　愛　璿四十五

屋敷番　西村門平六十

無役　會田甚太郎三十六

〇年寄孫右衛門悴一本無シ青木ト混ゼシナラン

無レ構

同　増田七郎三十六

石原新吾五十三

中老服部彌兵衛代兼年寄　仙石左兵衛四十六

中老　長岡右仲三十七

元年寄　生駒主計四十六

同　荒木玄蕃三十四

同　酒勾清兵衛六十七

免状役喜之助父隠居　麻見四郎兵衛六十五

勘定奉行　久保吉九郎五十五

近習番年寄孫右衛門悴　瀬戸鷗助四十六

近習番年寄孫右衛門悴　青ヽ木葛太夫三十二

馬廻り　岡部角太郎十九

同　原（イ草）川三右衛門四十七

同　谷津生八十九

同　吾妻與兵衛五十八

同　渡邊誠助三十二

馬廻辰次郎父隱居　土岐雄之丞五十五

久無役太郎父隱居　酒勾薫三十九

臺所小頭　西岡斧七八十八

目見醫師　杉立以成三十六

荒木主蕃召仕治太夫悴　平井平八郎廿一

三浦甚太郎家來　高橋久左衛門五十二

中奥御小性仙石能登守家來　太田東左衛門六十七

同　內田竹左衛門五十七

仙石彌三郎家來　中村龍助六十九

御小性本多對馬守組 仙石七之助家來　横田彌吉廿九

同人組仙石勝太郎家來　村井浦助　廿四

但州出石城下八十町名主　藤兵衞　一本藤蔵　六十八

年寄　山田八左衞門

申口不分明に付揚り屋へ遣す

右於評定所、脇坂中務大輔・榊原主計頭・内藤隼人正・神尾豐後守・村瀨四平郎立會、中務大輔申渡。

同十日夕、於三浦家高橋久左衞門へ申渡左之通、

其方事懇意の由にて、神谷轉と申者、昨年一月寺へ入宗の受人に相立候儀に付、度々御奉行所へ御呼出に相成尤右一件、御構無之旨にて相濟候得共、最初御呼出御尋之節、申口等甚不都合の儀有之上、同人事に付無餘儀次第と申にも不相聞、右之始末兼而屆も無之、旁不埒之事に候。依之差控被仰付候、愼可罷在也。七日の間差控にて相濟。

十二月九日鈴ヶ森捨札の寫

武家家來
仙石左京
當四十九歳

此者蒙₂吟味₁候處、先代主人美濃守病氣差重り、跡相續嫡子無ㇾ之、火急に出府之砌、纔に十歳の忰小太郞を愛子之由に而召連、既に右隱居播磨守、其外一家中在所之疑惑を受、主家へ對し不ㇾ顧ㇾ憚筋に有ㇾ之、年寄生駒主計、勝手懸り手餘る由に而、相懸り有ㇾ之度と申聞候を、同人一人に而差支へ候に付、右懸り相願にて、格別增人有ㇾ之候而者、區々可₂相成₁抔申候に其儘承置ながら差問候場に臨み、已後取締候由にて、年寄役取放之上、減知致し、其以後、此者共四人にて、勝手方取放候段、隱居播磨守指圖に候とも、幼年の主人、家政向專取扱候身分、右次第不都合の儀に而、是を巧候存念に相聞、其上百姓共、小鳥作物を荒し候趣を以、提飼相願候に付、飼置候由は難ㇾ立₂申譯₁にて、勝手向省略中、宅へ鷹差置野合に於て提飼致し、又は忰緣女引移の次第等超過の儀共、其外更に如何の取計有ㇾ之候處、右主計外三人ゟ隱居播磨守へ上書致し、尋受候節、更に無₂跡形₁趣に相陳じ、却て前書宇野甚助に相談之上、年寄共へ申談、不束之上書致し候旨、播磨守へ申聞、減高・蟄居申付、右體不屆有ㇾ之候故、元同

家來河野瀨兵衞儀、主人同姓之此者等取計、品々申立候を讒訴の趣に申なし、御料所地内を、足輕差遣し召捕、右に引合候趣を以、主計其外之者共咎之儀、一旦事濟之儀、病氣に而精神及二虚耗一候播磨守讒問爲レ致、再吟味に及び、剩へ瀨兵衞申立候儀者、於二奉行所一吟味之上、此者申譯無レ之恐入候旨申立候かと多端讒訴の趣吟味詰させ、其已前、播磨守・寔常青院等、瀨兵衞より內意承傳候者、如何之取計等播磨守へ心附申遣候を、不行屆に而、他之同家來年寄杉原官兵衞々申談爲二差出一、右體事實反覆之儀を、却而瀨兵衞者死刑難レ逃由抔相詰、外年寄共より右之趣を以、了簡申立させ、瀨兵衞は仕置に相決、加レ之主計外三人は同姓とも、瀨兵衞書付差出候と申合候儀無レ之旨申立候を、倶に相巧、讒訴致し候體に書面取綴り、主人を欺き、重き御役人之內意相覗、瀨兵衞は死罪、主計外二人は、切腹より一等輕き心得にて、剃髮の上、穢多町續き明屋敷へ厨を修理入置候始末、主家へ對し深切無レ之由は申立候得共、其身不忠之露顯を厭ひ、主人爲筋を申立候者を、重科に陷入候等、無レ紛不屆至極に付獄門に行ふもの也。

友殺儀、願の通り、御吟味被レ成下、宗掟と相立、其上邪正明に相成、自ら諸士の忠烈を勵し候に至り、武門の助と相成候意味を不レ失、一宗面目不レ過レ之、偏に御仁德の至り、殊更厚御慈悲之御沙汰被レ成下、言語に不レ及處、深難レ有仕合奉レ存候。右御禮參上仕候。

一月寺の謝辭

未十月十日　　一月寺役僧　愛璿

關係諸侯伯の交迭

天保七申三月十五日、松平左近將監殿、奥州棚倉へ所替被レ仰付、（是迄棚倉城には井上河内守殿なりしが此度上州館林へ所替となり、館林の城主、石州濱田へ入代りとなる。）

脇坂中務大夫殿には、昨年仙石一件御仕置後間もなく、西丸御老中格、從四位侍從に命ぜらる。

ちよんがれ

ちよんがれ

これ〳〵皆さん聞いても呉んない、おらが隣の其又隣の仙石樣は、御國の家老が謀叛を巧んで、一家・一門申し合せて主人を殺して、子息を主人に替玉食はして、其身

は榮耀の錦の襖に、蒔畫の御膳で、二汁・五菜や、三汁・五菜の御料理、其外朝から晩迄、酒や肴でどんちやんどんちやん、五萬石をばしめこの笠著て飛んだりはねたり、面白可笑しく暮らそと思うた巧みの品が、一味の中から轉が夜拔けを早くも聞きつけ、こいつは堪らぬ、肝心要の大變所か、定めて彼奴はお江戸に出かけて返り忠をばしやうと思つて、逃げたと思ふに、卑怯な奴だい、急いでさがせと、夜の目も寢ないで、お江戸へ出て來て、八町堀へお金で賴んで搜して貰うて、横山町にて御上意なんどで捕らんとしたらば、其時轉はちつとも騷がず、公儀の御手からお捕りなさるなら繩目に逢はうが、仙石家より御賴みで捕るなら了簡有るとて、尺八なんどをひねくり廻して、怒りの氣色で、與力や同心大に怯んで、すてきな奴だと欺して捕らんと、公儀の御手から御捕りなさるに、騷ぐな轉と呼ばはりかくれば、そんなら拙者はお町に出かけて、一番理屈を云はねばならない、お町へ出懸けて、一から十迄、左京が惡事を殘らず語れば、御奉行樣にもびつくり驚天、聞捨ならんそにならねい、幕だと思ふ所へ、井上樣より、虛無僧なんどはおいらが係りだ、何しに其方でおせんなさ

〔原註〕御老中になりたしとて、脇坂より防州へ類に賂をなせし事有りしと云へる時あり

つたと、尻が來てからこいつは一番、あやまり證文、南無三寶と御寺社へ渡して、お町は引き込む、井上樣では、色々詮議を、致した所が、親類內では御都合惡いと、脇坂なんどへ渡してやつたら、段々糺して宜い事聞いたぞ、おいらが周防にお金を取られて、ねつから今迄御役も來ないでつまらぬ所だ、一番りきんで周防に泡をば、吹かせて拙者が御役にならんと、嚴しき詮議で、一味の奴迄殘らず呼び寄せ、方々に御預け、大名物入り留守居駈け出し、お金の相談、座敷を拵へ警固の人やら、毎日毎日お町へ呼出し、駕籠から馬から大變な騷ぎで有ます、所が仙石樣では藝州樣から、警固の人數が大勢來りて、御門々々を固めて仕舞つて、出るにも出られず、這入もならない、ちやんと固めて家中の面々、大に困つて、左京が御蔭で、なんにも知らないおいらも難儀で、味噌や醬油に困りきるとて、左京が首をば微塵に碎いて、燒いて粉にして食うてやつても、足りない男だ憎つくい奴だと、てんでに罵り、周防樣にも引込み屆けて、十日も廿日も引つ込んでゐれども、御尋なんどもねつからなければ、南無三御役は是迄なりけり、今更主税を大に怨んで、叱つてみるやらきめ

てみるやら、後の祭りでねつからつまらぬ、御役が上つて平子になつたら、御金や著物や樽や肴を持ち込む所は少しも有るまい、淋しい暮しにならうと思うて、俄に留守居が方々馳け付け、きしめ〳〵を賴んで廻れど、今更仕方も渚の千鳥、啼くより外は仕樣も無いとて、ちよん〳〵、幕。

千石も田のみすく雲しつきのな　當世

あきに臨時の轉めされし　神谷

たより聞く雁をも友と鷺が鳴て　一月

あづかり物の荷厄介なり　是は松平備中守樣友鷺預なり　駿臺

筒井つゝ井筒にかけまくり尺八　南坊

ちから業にも重い玉づさ　松平主稅樣事　平松

ひだり京道の助けをしるべとし　老功

出る石綬し城がかたぶそく　但府

權兵衛は種をまかねば丸となし　祖父

坂のわきより花のよこ枝　汐留
春心伊達なうはさも今日ぞ見る　千大
昔のかたを聞くも恨めし　防蔦
かたばみの劒とけんとす御後室　是は酒井様より入輿の御方にて御後室仙石左京密通の事なり　隱婦
七五三打懸て神や守らん　轉見
美濃紙はものが當りて破れ障子　鶴毒
御先代美濃守さまの評判
おんいへも永樂錢とおもひしに

相家　五年以前一人前百石より五百石千石

永樂通寶

一文がうよく　萬一成就する時は大名也。

傳老

抑〻此藥は一月寺こむそうの告に依り、左京が拷問の痛みに謀叛は日々尻われ、一味

くだけ露顯騷動、主税は疾病、周防は頭痛、其外家中御蔭預け、大名物入り、金瘡丹目附の虎眼、留守居忙がしく、眩暈・立ぐらみ・底豆によし、佞奸の者にて其内腹がわかつてよし。

吟味調所　江戸芝三田　龍野氏　○○

此度善人に紛らはしき類あまた御座候間、能々吟味の上裁評仕候、

右次所

忠 神谷轉	惡 荒木玄蕃	忠 酒勾清兵衛
惡 杉原官兵衛	大惡 仙石左京	惡 青木彈左衛門
同 仙石小太郎	同 大塚甚太夫	同 西村門平
同 高野直助	同 神谷七五三	同 早川保助
同 鷹取已伯	同 西岡斧七	同 仙石主計
同 岩田靜馬	同 山本新兵衛	同 久保眞吉郎
同 麻見四郎兵衛	同 渡邊越中	

右之内取次の儀は、何れとも善惡相分り兼申候。追て吟味の上引札を以て申上候。以上、

高千石年寄 岩田靜馬　高四百石年寄 青木彈右衛門　高三百五十石 杉原官兵衛　用人 大塚甚太夫

同 宇野甚助　勘定奉行 山本耕兵衛　近習番 早川保助　近習番 西村門平

旗奉行郡奉行勘定奉行 岩田丹太夫　郡奉行 德永半右衛門　町奉行 惠崎又左衛門　醫師 鷹取已伯

右十二人は傳馬町揚り屋入に相成申候。

荒木玄蕃　仙石主計　酒勾清兵衛　臺所小頭 西岡斧七 備前預り中侍分御取扱

右四人は忠臣之由にて、別て大切の御取り計ひ方の由。

仙石左京　同 小太郎

右二人は未だ備前へ御預け中、大逆臣小口に相成、

高二百五十石年寄 山田八右衛門　高百五十石年寄 大森登

右二人は松平美濃守へ御預け中。

東西々々御城下平一面に岩田御靜り下されませう、此度江戸寺社御屋敷に於て、晴

相撲番附に擬す

御免大相撲

大關　仙石左京
關脇　岩田靜馬
小結　宇野甚助

行司　松平周防守
脇坂中務大夫
井上河内守

大關　荒木玄蕃
關脇　仙石主計
小結　神谷轉

前頭　山本幸三郎
同　杉原勘平
同　鷹取巳伯
同　青木彈右衛門
同　岩田丹太夫
同　大塚甚太夫
同　山本耕兵衛
同　西村文兵衛

呼出　松平主税
澁邊角太夫

前頭　河野瀨兵衛
同　酒勾清兵衛
同　磯野六郎二
同　仙石馬之助
同　酒勾薰
同　原六郎右衛門
同　麻見四郎兵衛
同　渡邊清助

世話人
土肥折之進
綱太
油義
島藤
宿利

勸進頭取
仙石道之助
仙石左京
同小太郎
奥女中

京島良右衛門
下郷治右衛門
安宅彦左衛門
佐々木太郎衛門

天五日より訴訟興行仕る、其沙汰三人衆中宜しくと有之、利口より賑々しく御城下へ御入來下され候段、肝心要不ㇾ及ㇾ申、左京の頭取訴訟の面々、如何計り迷惑至極の色をなし奉ります。訴訟古實といつぱ、天保元寅年秋稲作不出來に付、見分扱ひ願上候、其時山本耕兵衛を始めとして、宇野甚助の鷹の目を見開き、不屆至極の願ひ出で、一合一勺も引く事ならずときめ付けたり。其後片屋に、河野瀬兵衛竝三人衆を力として、相手の面々追々御江戸へ召し呼ばれますれば、轉をせごめ浪人浮世の戯男とは天地黒白の相違なり。まつた此外未計古實御座候得共、何を申すも不便の瀬兵衛、長口上は却て左京吟味の妨げ、新手(あらて)荒木を入れ、後は玄蕃にとらせ御覧に入れ升。

見物の向に四家品々

ありがたき道之助はある物をふみ迷ふべき左り京道

仙石米。仙石と云ふ人は一に家老を蹈ん張つて、二には憎くい惡巧み、三に左京が指圖にて、四つ世つぎもない様に、五つ出石の騒動は、六つ無體に計らひて、七つなくやら殺すやら、八つやたらに預けられ、九つ殺した御吟味を、十でとつくり濟めば好

い。此度御役申せば、濱田御老中豐後・伊賀御役人、仙石樣は百年目、左京は金を撒き散らし、主税に任する所を、上より龍野が舞下り、惡しき奴原かい摑みて、鹽留の海へさらり〳〵。

五萬石投出させんと主税持つどつこい周防は旨く行くまい

魚盡し連歌

身の上の毒共知らず喰うた鰒黑髮切つて今は尼鯛　亡靈後室

大望は元より思ひ立ちの魚身方を頼み送るほう〴〵　仙京權右衛門

道ならぬ望は終にかながしら深編笠の心ある鯖　神轉

江戸前と思の外に捕るゝもちま〔は脱カ〕したる賣つゝいか　八堀大困

御預の身はちら〳〵の木葉鰈兼て覺悟の命ほしがれい　道堂末孫

兄弟のわりなき中も與鮫拙なかりける家の大鱸　松川濱田

對決の場は口論にいひ鰹あとの手段に思ひ白魚　仙京神轉

萬歲

御尋の筋殘らず皆觸心にさわぐことのよし餘　吟味龍野

直な御代横にはいかぬ車海老主の報いの首は飛魚　龍野御叱

此上は家の贔屓を頼み鱒權兵衛が功も少し立鯛

五萬石丸で無の字と極め鱈永樂錢で買へぬ鯆(こつしろ)　家敎出石

千秋

やくはらひ

やはら見せたいな〳〵、斯かる見せたきよくの世に、御家の騷動隱れなき、此度御役を申さうなら、石州濱田御老中、伊賀も豐後も御役人、一身は仙石金は萬兩、左京が主稅一ぱいに、まきちらしたる其折柄に、天より龍野が天降り、彼の奴原をひつ掴み、周防が袖にひつ包み、西の海へと思へども、汐留へさらり、御役あがりませ、やくあがりませう。

仙石家の騷動を詠める　讀人知らず

横道のすかたん家老無分別戰國めける家の騷動
積み積んで左京が惡事道之助千石船も沈みやはせん
權兵衞が蒔きし種をば心なき家の鳥がほせくりにけり
文も武も道之助にはならぬなり治れる世に亂れぬる家
家の變に千鳥の香爐啼きもせで彼方此方に權兵衞ぞなく
家の鼠千石の米を喰ひ盡し永樂錢と慕る欲心
指を折つて堺の出世を松平主税も脫けて嘸悔むらん
蘇芳染の幟に目立つ千兩は富の札賣る濱田屋が店

右の如き戲れし事を書き付けぬるは、餘り浮きたる業にはあれども、當時の風說にして實事を知るに足れる事共其中に在るが故なり。又河野瀨兵衞、出石を追放せられ、江戶に出でて、主家の緣家へ出だしゝといふ十七箇條の書付、生野銀山渡邊角太夫へ內緣ある故に、之に便り、同人妾宅にかくまはれ、出石よう捕手入り込み召捕れし始末等、同國村岡の長臣澤山儀兵衞も、生野に由緒ある人にて、

則彼地へ到り、渡邊角太夫より委しく聞き取りて、予に語りし事有りと雖も、餘りにくだ〳〵しければ、之を記すに及ばず。こは天保四巳年の冬、飢饉なりとて、米價貴き最中の事なりし。

騷動の批評

仙石家の騷動巷說紛々として、江府より所々へ申し來れるも、一樣なる事無し。其中にて尤も慥なるを問ひ定めて、之を寫し取り、尙又實を詳かにせんと思へるにぞ、其國の人にも能く之を問ひ極めて、其事を書き集めしにぞ、終に一の卷とはなりぬ。此一件に於けるや、左京が惡事、大逆無道なる事は、三歲の小兒と雖も、一度其爲せる所の業を聞きては、其不忠・不義なる事を知りて、悄む所なれば、辯を待たずして明なり。然りと雖も、斯る惡心の根ざしぬる本源は、播磨守・越前守等の不明・不德より起れり。されども、上に松平主稅の緣なく、防州の如き欲深き小人なくば、左京

松平周防守

も爭か斯く迄に其臍を固むる事を能くせんや。之に依て之を思へば、惡事の張本・逆心の後楯となりて、斯かる大變を引出せし者は、防州なりと云ふべし。殊に多くの賂を貪り取りし中にも、世間にてもよく知れる所の仙石家の重寶、太閤秀吉公よ

神谷轉

り拜領せし天下稀なる、蜀江錦の陣羽織を所望し、其儘にては之を用ひ難しと思へる心なるにや、天下の重寶をむざ〳〵と切散らし、之にて紙入などを拵らへしといふ。淺ましき心底、言語道斷なる業と云ふべし。又神谷轉と云へる臆病未練の狼狽者あり。世間にて此者を指して、專ら忠臣なりと稱す。大に笑ふべき事なり。彼眞實忠臣にして、少しく武道の辨別あらば、左京を殺すに何の難き事あらんや。彼一人をだに殺害に及ばゝ、其餘の同類何十人ありぬればとて、爭か其惡を施す事能はんや。假令其身事を遂ぐる事克はずして左京が爲めに其命を亡ぼすとも、忠義の志は貫きて、士の道に於て露計り恥ぢざる事なるに、其事もあらで、己が河野瀨兵衞へ內通せしことの露顯せしと悟れるや否や。其害に遇はんと大に戰ひ慄れ、直に出奔して、一月寺に逃隱れ、公儀へ召捕へらるゝに至りて、己が臆病なる事を押し隱し、故主の不明・不德を訴へしかば、終に仙石家其本領を召し放されて、三萬石の新知とはなりぬ。憎むべき業にあらずや。世間にて專ら噂する如くに、播磨守・越前守の兩人共、左京が爲に毒殺せられしに事極らば、仙石家も是れ迄病死と僞

河野瀨兵衞

り、公儀を欺き奉りて、本領を安堵せし罪科逃れ難ければ、彼家は沒收し、左京は磔となるべき事なるに、其事に至らざりしは、全く御仁慈の御計ひと云ふべし。斯かる未練の不忠者をさへ、世間にては專ら忠臣なりと稱す。其忠如何なる所にかある、笑ふべき事なり。又河野瀨兵衞と云へる者有り。轉とは少しく異なる所あれども、之も其爲す所拙きが故に、忽ち出石を追放せらるゝに至る。其後左京が惡事十七箇條を書き記し、江戶へ到りて仙石の分家、其餘緣類方へも之を訴へしかども、何れも之を取用ふる事無かりしにぞ、生野銀山の地役人、渡邊角太夫といへるは、瀨兵衞內緣ある者故、之に便りてかくまはれしに、同人が江戶に出でて、分家其外へ訴へし事、忽ち左京が耳へ入りしかば、此者を其儘になし置かば、身に災ひあらん事を恐れ、直に捕手を銀山へ遣して、法外なる事をなし、瀨兵衞を召捕連れ歸りて入牢せしむるにぞ、生野御代官西村貞太郞殿より、其狼藉せし始末を、御勘定奉行曾我豐後守へ訴へられしに、同人之を私し、防州の非道なる指圖に依つて、瀨兵衞は首を刎ねらるゝに至る。是れ同人が不幸にはあれども、元來其爲せる業の拙

きが故に、此に至れると云ふべし。又荒木玄蕃・酒匂清兵衛・仙石主計、此等は先祖より由緒ある家柄と云ひ、殊に當時執政の大任を蒙れる身に在りながら、左京が惡事を糺す事克はず、却て之に取り挫がれ、如何に命の惜しければとて、坊主にせられ、穢多村の隣に押し籠められ、全く己等が不器量によつて斯かる大變を引出せしに非ずや。此故に、終には公邊迄も勞し奉る樣になりぬ。然るに、其御仁慈を蒙り、事落著に及びしとて、今更坊主天窻に附髮し、再び家老職となりて、如何なる事をなすや。何の面目有りてか、世間の人々に其面を合せるや、尙此上にも其恥を吹聽せんと思へるにや。五萬八千石餘の諸侯にして、其藩中一人も人なし。彼家の弓矢も之にて思ひやられぬ。假令彼家一人の人なしと云ふとも、其分家あり。又歷歷の緣家も少なからざる事なるに、其中にて一人にても、少しく心を用ふる人あらば、斯かる大變には至るまじき事なるに、先祖武功ありし家に傷つけて、後世に至りぬる共、再び此恥を雪ぐ事なり難し。公邊をも恐れ奉るべき事なり。此度の騷動一件に就いて、一月寺の腹よくすわりし故、轉も仙石家へ引渡さるゝ事無き樣に

なりぬ。若し同寺腹をすゑて願ひ出づる事無くば、瀬兵衛と同じく、轉も首を刎ねらるゝ事なるべし。さある時には、道之助殿にも危き身の上なりしに、之を全うせし事は、一月寺の助力に在る者なり。之に依つて、一月寺は大に名を擧げしかども、仙石家の拙きは云ふに及ばす。彼家に繫れる歷々の事さへ思ひ遣られぬる樣にはなりぬ。

同年十二月於長崎唐人騷動見聞略意（齋藤町大和屋林藏及長崎より申來書付の寫なり）

一、當春よりの在留船頭、唐人殊漁村と申す者、此間病死致し、葬送の儀願出、任例御免被仰付、當月十三日未刻、葬送有之、船の船頭始め、其外役々唐人並下々の唐人共迄、都合百三十人餘、檀寺（南京）興福寺まで送り願出候處、是亦御免に相成、出服致し（本ノマヽ）、尤も、當節唐人他出罷成不申旨、嚴しく御取締有之候に付、途中にて間違ひ無之樣、地下役人並大勢附添ひ道中木刀・十手・早繩を持ち、右葬送の式は、凡眞先に屋臺樣の物拵、其内に位牌並色々送物有之候を、四人にて荷ひ、又同樣屋臺に、鷄・猪其外

亂妨

供物山海の珍物盛立て荷ひ、夫より旗或は太鼓・銅鑼等の鳴物有之、其次に下々の唐人共、大勢引續棺參る。其棺凡そ一間半計りの棺にして、上は紅縮緬にて卷き、立花毛氈其外色々の切れにて飾立、凡三十人餘にて荷ひ、其次に、泣き唐人と申者一兩人、是は身近き親類、或は召遣ひの者にて、白衣服にて帽子も布白にて包み候を著し、頻に愁傷涙を流し參る。夫より船頭、其外役唐人共、列を正し、隨分愁傷の體日本も同樣に御座候。市中の見物夥しく有之、既に本石灰町(もとしつくひまち)迄參候處、先立下宮の唐人共凡五十人計町々に散亂可致模樣に付、附添の役人衆色々制候得共、一向聞入不申、理不盡に散亂致し候に付、無是非役人衆、木太刀にて頭を一人打割り、四五人は取押へ、繩懸申候。右唐人共、是を見て、逃げ歸り候振にて、棺の次に附添候船頭唐人共を致打擲、種々惡言致しゝ故、船頭共思ひ〳〵に逃出し、內一人は氣細なる船頭にて、暫時絕入候儀有之、是は同町役場へ引上げ、致介抱候。其後丸山角筑後屋と申遊女家へ連行き、致養生度願に付、醫師等召連同所へ參り外船主唐人は、大德寺(天台)へ逃行き翌十四日迄宿止いたし申候。

此船頭共を右之如く打擲抔せし譯は、此節の御取締筋且本方商賣等に障り候故、船頭共の願と心得違にて、打擲等致し候。右之騷動にて、葬送式は、漸く四五人附添ひ式相濟申との成(衍カ)成事に候。

夫より右の下唐人共、唐人屋敷へ歸りて、名役・通事役詰所、或は御檢使等御出座の詰所へ、石を投げ、又は其座に在合火鉢抔を投懸、襖・障子の類打碎、剰へ表門を少々打破り、法外の亂行、言語道斷に相見え申候。門番詰合役人衆、刀を拔、切り懸かり候處、唐人共恐れ、門內へ逃入申候。兼ねて御手配有之候肥前大村様・筑前黑田様へ、御奉行所より取固方被仰付、即刻兩御藏屋敷より御馳付に相成、黑田様御人數、大將分四五人、侍衆大勢、足輕五百人、大村家より三百人計り、熊手・鳶口・木刀・槍數十筋鞘をはづして、鐵炮には火繩を挾み、唐人屋敷への前後左右、幕打ち廻し、頭分の侍衆、床机に懸り、旗・唐物・纏押立て、其嚴重なる事難申計、夜に入り、高燈籠・大篝火、夥しき行粧に有之、梯板の様なる物、筵にて拵へ用ひ、(此梯は筵四つ折にて、竹に結付け、拵る。唐人共は石を投る事奇々妙々なり。防ぎの爲なり。)其御奉行所よりは、御檢使數頭、地下役人衆不殘出張、十三日夜通し唐

人屋敷近邊は、白晝の如く輝申候。然る所唐人共相恐候や、其後は館内へ籠り、狼藉無レ之故、御取固めに相成候迄にて候。前以て御召捕に相成候唐人五人、十三日夜於二御奉行所一大村家へ御預けに相成申候。但此節御取り締りに付、大村へ被二仰付一、召捕候唐人御預けに相成候樣にて、同村城下に牢獄用意有レ之候。十四日に相成御奉行所より被二仰出一候には、前日の始末、此度入津の砌、嚴しく門外不二相成一旨被二仰渡一候て、受書等も有レ之趣意、不二相用一、別て唐人屋敷表門、御公儀の御門に候處、打破候段、不二容易一不埒の次第に有レ之、右樣亂行相働候段、定めて發起の當人可レ有レ之故、其頭人差出可レ申、自然當人不二相分一に於ては、館内へ踏込總人數不レ殘召捕方可レ被二仰付一趣にて、早朝より諸役人衆種々利害有レ之候得共、何分發頭人向を不二申出一、又恐入候趣意も相見え不レ申、竹槍など拔候由相聞え候に付、直に黑田家一勢一手にて、召捕方被二仰付一、未刻頃館内へ打入に相成、先表門より筑前の家士、當地官役毛谷主水殿、一聲叫び一番に乘入、續て凡四百人り計打入、又裏門より凡三百餘雙方一同鬨を作る。銘々得物々々を、提其外御奉行所より御檢使數頭、御徒目附・御小人目附を始め、地下役人刀指の面々總勢千餘人計り、山も崩るゝ如き勢に

て乘入に相成候。

但筑前の總大將中老職何某殿は、表門に床几に懸り、足輕大勢にて、一備御控有㆑之、大村勢は小島と申所、山の手に列を正し、御陣取控有㆑之、裝束は大將分金入の野袴・羅紗の羽織・胸當・兜・頭巾、總て火事裝束なり。侍分は火事裝束、陣笠・踏込、足輕は、印付の半纏・白木綿後鉢卷・同襷・金紋付の陣笠・手槍・木刀・鳶口等思ひ思ひに提ぐる。

右の勢にて、一同御打入に相成候處、兼ての我儘にも似氣無く、大に恐怖し、己が部屋部屋に逃入、戶を締め一人も出で逢ひ候者無㆑之、依㆑之右の大勢打入候や否や、鳶口・熊手等を以て、部屋々々の雨戶・蔀に至る迄、用捨なく打碎き、屋根には竹梯子を懸け、夫より二階の戶を打ち碎き、駈入々々唐人共を取つて押へ、繩を懸け生け捕り、其內手向ひ致候唐人は、木刀を以て頭を打ち破り、腕・首の用捨なく打居ゑ、生捕に相成候。凡一千人計りの人數にて、雨戶・蔀を打崩し候故、其音凄じく鬨聲は山に響き、誠に軍陣の如く、目覺しき事共難㆑盡㆓筆紙㆒。扨唐人共の內にても、別て未練の

者は、腰を拔かし、這ひ廻り候て、逃る族も有レ之、遊女・禿の類は、凡そ百四五十人計り有レ之、一驚を喰ひ候て、泣き叫び逃迷ふ有様、不便にも亦をかし。是等は追々、役人より、表門へ送り出しに相成候故、怪我等も無レ之、夜に入り人別改候て、遊女町へ不レ殘御出に相成申候。然るに唐人共、家の隅・押込・床下・天井の上等へ隠れ、或は關帝堂・觀音堂等に逃隱居候故、隅々隈々御探し相成り候に付、餘程隙取漸暮く頃迄に、上陸の唐人不レ殘召捕に相成り申候。尤も船頭其外重役の者は、召捕に不レ及、下官の向き、三百四五十人計り縄付に相成る。此内疵付、凡十八人計と申す事に御座候。卽刻御奉行所へ御引出に相成り、夫より黑田勢は引取被二仰付一。夜五つ時頃、引き取りに相成る。其行粧高張數百張燈し連れ一番手より、五番手迄引列、美々しき事共目を驚し、御藏屋敷へ引取に相成り候上、御門内にて、又々凱歌を唱へ、休息に相成る。夜に入り、御奉行所には、御奉行竝に御目附御立合にて、召捕の唐人共御召出御調に相成、丑刻頃右の內、七十一人大村へ御預けに相成、四人は、當地牢屋へ御遣し、其餘は館內へ御歸しに相成る。前文の如く、大村の家士、受取の駕籠に乘せ、侍

衆大勢、馬上にて附添、人足等數萬人、誠に目を驚し申候。右當地牢屋三四人は、十五日に御返しに相成り申候。右濟口如何相成り候哉、跡二船は荷役出來不レ申に付、港内に繋り居、大騷動に出合ひ不レ申樣、端船(唐名さんはん)御取立に相成居申候。右の通りに有レ之、兩日の内、市中老若、諸見物幾萬人と申す儀不二相分一、餘り珍事なる儀に付、見聞粗(あら)まし凡の所相認置申候。誠に前代未聞の珍事不レ怪、御威勢奉二恐入一候。乍レ併向後、唐人共恐入候上は、穩に相成、商賣繁榮の基に相成可レ申哉と奉レ存候。穴賢。

唐通事共へ

去十三日於二唐館一及二亂妨一候者、可二申上一樣、總代共へ爲二申渡一候處、彼是申延し、時刻移候のみ有レ之候間、無二餘儀一人數繰入召捕へ、及二亂妨一候者、名前申立て候樣申し付け候處、通事共には、平常工社とも引合無レ之に付、不便に候間、總代の者呼出、可レ爲二申立一候旨、申聞候に付、任二其意一候處、總代共にも難澁申立て不二申聞一候。通事共にも、工社を一向不レ存儀も有レ之まじく、名指申立て候得ば後難も可レ有レ之哉に危ぶみ、品能申立候事と相聞え、不埒に候。急度も可レ令二沙汰一候得共、此節柄の儀に付、先不

及沙汰候。別紙の趣、唐船主共へ申し渡し候に付、得其意通辯行届候樣、誠實に可取計候。右の通申し渡し候間、得其意通事共へ可申渡候。

船主總代へ

去十三日、於唐館及亂妨候唐人共、捕押可差出旨申渡候處、彼是と申延、時刻移候のみに有之候に付、人數繰入唐人共召捕へ、此度致亂妨候者、小者總代共名指し可申立樣申渡し候處、難澁申立不申聞候間、先大村牢內へ差遣候。右の中には、定めて亂妨不致者も可有之哉、且入館申付候內にも、可有之哉、最初名前不申立候故、右時宜に至り、其儘に捨置候は、第一不明にて、御制度に拘不容易候間、入館爲致候者の內より、此度及亂妨候者相糺、當人可差出候。入牢申付候者の內にも、不埒無之者は、名前取調べ可申立候。然る上は、出牢をも可申付候。併館內の惡者、猶不差出者不得止事可及其沙汰候。

右之通申渡候間得其意、唐商共に通事を以て可申渡候。

未四番船
沈粒穀

未五番船
揚西亭

其方共船々先達て入津の節、今度改て被仰出候御趣意の趣申渡候處、乘組一同以連印眞の物差出以後は御國法固く相守り、從前により被仰出候掟違背仕まじき旨申出で、商賣の儀相願候に付、承屆け差免候處、此度不法の始末、不成一通、諸番所へ石礫打、剩へ唐館表門扉打ち破及亂妨候段、重々不屆至極に候。依之商賣差留候條、荷物速に積戻り可申候。右の通申渡候條、得其意、唐商共へ可申渡候。

未十二月

十月廿四日

仙石一件に拘り候に付、二の丸御留守居被仰付

奥御右筆頭
田中龍之助

同一件に付西の丸新御番被仰付

奥御右筆
神原孫之丞

龍神もいたちに吸はれ骨と皮

田中龍之助・神原孫之丞一件は、先頃脇坂中務大輔より、仙石家口書等書上に相成

口書を取繕ひ讀む

申候處、右文中に、周防守名前澤山有之、如何と存候て、田中龍之助指圖を以、神原孫之丞へ申合候に付、右周防守名前竝差合等の文言、所々省き飛讀に被致候て宜敷と、孫之丞へ申合候に付、右文中色々致差略、御老中御前にて讀上候て、當日の所、相濟候得共、追て兩人申し合せの趣、露顯に及び、俄に左樣御役替へに相成り候由、元來孫之丞事は、龍之助指圖を以ての事とは乍申、前後心得も可有之の所、不行屆の事に候、然る所當人は組頭指圖にて、斯樣相成申候ては、迷惑と申事にて、引込立腹被致候由、駿河臺近隣の者咄なり。

仙石は永樂錢と思ひしに丸に無の字と云ふ沙汰もあり

永樂がつぶれて百文錢が出來

好い時節今年は大根の當り年　伯耆

落葉散る次第淋しき蔦の紋　周防

仙石騷動の概略

仙石内亂

文政十年亥六月十四日、河野瀨兵衛蟄居被仰付、其後御追放にて、三都竝兩丹・作州

徘徊は差留被仰付。天保四年巳六月頃迄、姉聟生野銀山地役人渡邊角太夫方へ罷在、同六月出府仕、常眞院樣、並御同性樣方へ上書致し、八月時分生野銀山へ罷歸、同所子供の素讀の世話致居候處、不輕吟味筋有之由に付、十二月中旬頃より、下目附被差出、所の吟味有之候處、右銀山に慥に罷り在り候樣相聞え、横目附良八、十六日出立、銀山近邊聞合候處、罷在候に相違無之候得共、御領所地内の儀、容易に難召捕、時分を考へ出石表へ申通候處、直に御郡組忠次・門平・喜平・準太夫罷り越し、森垣山口邊に手分隱居候處、良八より廿五日右兩所に通達致し、各〻用意相調へ、兼て駕籠用意致し置、人足の姿に瘦(やつ)し、銀山御門番へは、御館入井筒屋勘助方にて、飛脚の者病氣罷り在り候に付、爲迎罷通候樣相斷り、角太夫外宅にて、踏み込召捕候處、何者なれば理不盡に狼藉致し候哉と、大音にて罵りければ、隣家楢橋丈助父子直樣罷越し、色々申聞け候得共、元ゟ聞き入れ不申、無二無三に駕籠に打乘せ、繩にて駕籠にからみ付、夜五つ時過、銀山御締無之内、早足にて、御門へ病人の由相斷り罷り通り、森垣村角兵衞・源吉と申者方へ連歸り、手錠・腰繩にて罷り在り候處、銀山より

角太夫父子罷り越し、瀬兵衛儀可ニ相渡ニ旨段々及ニ掛合ニ候得共、小役の者共相渡不ニ申處、御代官貞太郎様ゟ、御差押へ、無ニ據右旅宿に於て警固罷在候處、出石表より、餘り手間取り候故、追々小役被ニ差向ニ候處、右の次第に付、追々注進有ニ之、山本耕兵衞・永井喜右衞門罷り越し、御陣屋へ、段々及ニ掛合ニ候處、召連引取模様に相成不ニ申、早々山本耕兵衞罷り歸り、直に入府、大晦日暮時に出立有ニ之、警固役小林集平、生野表へ警固として被ニ仰付ニ、同刻罷り越し、右の一件雙方より、關東伺に相成候處、翌午年二月六日、瀬兵衞儀、御代官西村貞太郎様に引渡候様被ニ仰出ニ、御引き渡しに相成候に付、御郡奉行岩田丹太夫、警固役小林集平引渡相濟み。

往復の文書

口上覺

河野瀬兵衞儀、當御役所へ御引渡申すべき旨、江戸表において曾我豐後守様へ被ニ仰渡ニ候につき、御引渡申候、何分右瀬兵衞儀、道之助方にて輕からざる吟味筋御座候に付、御役所御吟味相濟み候はゞ、何卒道之助方へ御渡被ニ成下ニ候様、精々奉ニ願上ニ候。以上。

仙石道之助内
岩田丹太夫

二月十五日

同四月十五日、瀬兵衛此方へ御引渡に付、永井喜右衛門・小林集平罷り越し受取り、直に夫々警固の者附添ひ、同夜中、裏町揚り屋入に相成る。

仙石左京隱居願差留めらる

仙石左京隱居願御差し留め被仰出候寫

天保六年未五月廿六日四つ時、御使者岩田靜馬・青木彈右衛門

御自分、近年多病、其上去冬以來、久々疝癪氣急に被致、全快候程も無覺束、仍て先頃隱居願の處、無餘儀事には、被思召候得共、先以御幼君の御儀、御政事の儀、御自分へ多分御任せ被置候儀、誠に御勝手向、積年御むつかしく被爲在候處、段々格別の心配を以、夫々被申談指圖等も行屆くか、當節の御差支等も無之段、全く精忠の至に被思召候。右に付きても、御加恩等の思召、數度被爲在候得共、御自分氣質且家柄等にては、容易に御受被致まじくやと、是又御心配に常々被思召候。御心外無其儀被爲過、甚以御不快被爲在候。第一、追々御成長被爲遊候に付、最早來秋は、御乘出被遊候御儀被爲、引續き御入部後迄の所、不被相勤候ては、不相

成二儀、且又去々春四家の面々、上書の一件に付ては、御自分心配は不レ及レ申儀、上御厚配不二御一方一儀、追々御落著に者相成候得共、無二御殘一御事濟と申候も未相成兼候儀、大家代々重役等も被二仰付一候面々迄も過半絶レ家。寔以御手薄の儀、當節御自分事、被レ致二隱居一候ては、御外聞にも相拘り候儀、甚だ以御大切の儀、病氣無二餘儀一事とは乍レ申、此處吳々も御不快に被二思召一候。誠に年來誠忠被二相盡一候事故、氣樂に被レ致保養候樣被レ遊度思召候得共、何分御入部迄の所、格別に御大切成御時節、此上は被レ致二隱居一候心得にて、幾日出仕無レ之候うて引き込み等は不レ及二申達一、野合等も被レ罷出、常々心の儘に被レ致二保養一、隱居同樣の心得にて、快和の節は、折々出仕萬端御政事向厚申談被レ致候樣、御願に思召候。此上隱居の儀、幾度被二相願一候ても、御取上不レ被レ遊候。且又御自分、未格別老年と申すにても無レ之、病氣間も無レ之儀、旁〻以當御時節の所、厚被二勘辨一被二押張一精忠無レ之候て者不二相叶一、常々保養專一の儀、被二思召一候。依レ之願書御差し下げ被レ遊、此旨申達候樣從二江戶表一被二仰付越一候事。

天保六癸未八月十日、寺社奉行脇坂中務大輔様・井上河内守様より、
御呼出の名前
仙石 左京　荒木 玄蕃　仙石 主計　酒勾清兵衞　岩田 靜馬
大塚甚太夫　宇野 甚助　久保吉九郎　麻見四郎兵衞　西村 門平
鷹取 已伯　渡邊 清助　西岡 斧七
右は飛脚東海道木曾路兩方に出、十七日著。
十九日發足の面々。
仙石 左京　岩田 靜馬　宇野 甚助　麻見四郎兵衞　鷹取 已伯
西岡 斧七
十九日夕發足の面々西丹波地
仙石 主計　荒木 玄蕃　酒勾清兵衞
廿七日御用向にて發足。　小林 横藏
廿九日發足。　岩田丹太夫

九月朔日、就御用向、急出府被仰付、其夜發足。　井上鎌藏

五日御呼出面々

仙石左京　岩田靜馬　宇野甚助　大塚甚太夫　久保吉九郎
西村門平　鷹取已伯　麻見四郎兵衞　早川保助　生駒主計
荒木玄蕃　酒勾淸兵衞　西岡斧七

右の內、仙石左京・生駒主計・荒木玄蕃・酒勾淸兵衞・西岡斧七其夜御役宅へ被留。

翌六日松平伊豫守様へ御預け。

六日御役宅へ罷出候面々

岩田靜馬　靑木彈右衞門　杉原官兵衞　宇野甚助　山本耕兵衞
久保吉九郎　鷹取已伯　早川保助　麻見四郎兵衞　西村門平

右の內、岩田靜馬・杉原官兵衞・山本耕兵衞三人、被差留、翌々八日、松平伊豫守様へ御預け。

七日罷出候面々

青木彈右衞門　大塚甚太夫　宇野甚助　久保吉九郎　西村門平
鷹取已伯　早川保助　麻見四郎兵衞

右の內、青木彈右衞門・宇野甚助・兩人、松平伊豫守樣へ御預け。

十二日御呼出面々

大塚甚太夫　久保吉九郎　西村門平　麻見四郎兵衞　早川保助
渡邊清助　鷹取已伯

右の內、大塚・西村・鷹取・早川四人、卽日揚り屋入被仰付。

十三日御呼出の面々

久保吉九郎　麻見四郎兵衞　渡邊清助　右夜四つ時、過歸邸。
岩田靜馬　青木彈右衞門　杉原官兵衞　山本耕兵衞

右四人、御預けの所、今日揚り屋入。

十四日御呼出の面々

岩田丹太夫　久保吉九郎　麻見四郎兵衞　渡邊清助

十九日御呼出の面々
仙石左兵衞　岩田丹太夫　久保吉九郎　靑木蕃太夫　岡部角太郎
麻見四郎兵衞　渡邊清助
右の內、岩田丹太夫卽日揚り屋入被仰付。
二十日御呼出の面々
仙石左兵衞　久保吉九郎　靑木蕃太夫　岡部角太郎　麻見四郎兵衞
渡邊清助
廿一日御呼出の面々
今日宇野甚助揚り屋入被仰付。
仙石左兵衞　久保吉九郎
廿四日御呼出の面々
仙石左兵衞　久保吉九郎　靑木蕃太夫　岡部角太夫　麻見四郎兵衞
渡邊清助

廿六日御呼出の面々、
久保吉九郎　麻見四郎兵衛　渡邊清助
十月朔日御呼出
仙石小太郎　山田八右衛門　仙石左兵衛　惠崎又左衛門　德永半左衛門
久保吉九郎　大森登　渡邊清助　麻見四郎兵衛
右の內、仙石小太郎・大森登兩人、松平伊豫守樣御預け、惠崎又左衛門・德永半左衛門、兩人揚り屋入被二仰付一。
四日御呼出の面々、
仙石左兵衛　山田八左衛門　久保吉九郎　麻見四郎兵衛　渡邊清助
石原新吾　會田岡太郎　增田七郎
右の內山田八左衛門、翌五日、松平美濃守樣へ御預け。石原新吾・會田岡太郎・增田七郎三人、當日附添の者へ御預け。
十一日御呼出の面々

仙石左兵衛　瀬戸鷗介　久保吉九郎　青木蕃太夫　草川三右衛門
岡部角太郎　谷津生人　吾妻與兵衛　杉立以成　土岐雄之丞
渡邊清助　酒勾薫　石原新吾　會田岡太郎　増田七郎

十三日御呼出の面々

仙石左兵衛　久保吉九郎　麻見四郎兵衛　石原新吾　會田岡太郎
増田七郎

十九日御呼出の面々

仙石左兵衛　長岡右仲　久保吉九郎　石原新吾　會田岡太郎
増田七郎

四人上書して左京等の不法を訴ふ

四家の面々上書

私共儀、當時身分奉二恐入一候得共、世祿の臣下の儀に候へば、上御爲筋より奉レ存候に付、不レ得レ止事奉二言上一候

一、殿樣御幼年、追々御成長、御明君にも被爲成候樣、御人選にて、重き御役人出府、御輔佐可被仰付候處、嚴しく御儉約の殿樣、上々樣方、被遊御難澁、既に先年大殿樣御幼年の砌は、御年寄二人詰めにて、萬事御手先の儀共申合、毎夜御年寄御用人打込み、一人づつ泊り等被仰付、御他行の節も、上御目障に不相成樣、御用心の爲、出石ゟ詰候外樣三人宛、御出先々へ罷り越し、御歸宅の節も、御後ゟ不相知候樣罷歸、御異變の節の御用心に御座候。然る處、當時甚だ御手薄にて、度々の御他出も被遊、御幼年御他行の儀は、元來御陰氣不被爲成、且は世間の樣子にも、被遊御馴、第一御養生の一筋にも被爲成候。然る處、當時は御近火の節、俄に御立退も御座候事に御大切の御儀に奉察候。

一、仙石左京・岩田靜馬兩人、分限不相應、萬石以上同樣の奢り、世間一統眼前の儀に御座候。右箇條數多の儀に付、文略仕候。

一、去戌年造酒淸兵衞・源太左衞門御役御免の一條、源太左衞門、弘道館御締役の砌ゟ、櫻井良三と不和、竝源太左衞門短慮の性質、右兩樣を見込み、重役向ゟ、上下御

役人・諸生等迄に手を廻し、尻押仕り、源太左衛門願書差出の上、悉く謀計を以、俄に御役御免、一段入組候儀に付、文略仕候。

一、去亥年、御勝手方一統御免の一條、是又主計一人へ御任せ被ㇾ置候意味合、謀計前條同斷の事。

一、江戸詰の面々聊の不束を大層に取拵へ、是又前方より巧み置く謀計の事。

一、自分懇意隨身の者、勝手次第に昇進爲ㇾ仕、賄賂專らにて、隨身の者多く取拵へ、此所深き巧みも有ㇾ之事か、依ㇾ之當御時節、御家中九分通りは、甚困窮に候へ共、音信贈答の儀、御觸出無二御座一候事。

一、去亥子年江戸詰の面々、聊の儀に付、嚴しく被二仰付一御座候得共、靜馬など其儘に被二差置一候者に無二御座一候。江戸詰一人の節は、日々の様、他行仕り、御用人にても、如何しく存、無ㇾ據心添仕候處、一向取用無二御座一候由。元〆詰中身持等も不ㇾ宜、併御門外の儀は如何有ㇾ之候共、御門限正く、他行少々候得ば、強て御構被ㇾ遊候儀には無二御座一候得共、御屋敷内にて、色々惡說專ら取沙汰御座候得共、穩便仕候事。

一、重役にて申述候は、當時昇進望候者、專ら賄賂致し候者、昇進相成候由申聞候樣、尤證人も御座候。既に古語にも、爲レ官擇レ人者治り、爲レ人擇レ官者亂るとも御座候。御政務に關はる人、右樣の儀、御家中へ敎候て御政道相立ち、上御爲に相成候儀哉。右等にて可レ被レ遊二御察一候事。

一、左京・靜馬・貢三人、格外懇に仕、萬事馴合ひ色々手を盡し、上を御欺き申上候段、內存の所難レ計御大切奉レ存候事。

一、貢事大欲の者に付、左京方々妻子共に至迄、賄賂音信仕候。右欲心に迷ひ、御側以來格別の御懇意忘却仕、左京へ與し、上を欺申上候事。

一、舊年、甚助京都にて、角力勸進元竝富仕り損失。右故か京都にて、角力取七八人、藝者等召連れ、度々往來仕候を、當所袴座村、上下共見懸候由、然る處彼是莫大の損金にて難二罷歸一、病氣の樣、色々惡説等も御座候。依レ之鷹取夫婦、御用達江原村茂右衞門上京、漸く罷歸候處、歸後、極月廿八九日頃迄、左京・靜馬度々罷り越し候處、年頭出勤罷出候。元來甚助儀は、左京大望相談相手股肱の者に御座候故、京都・大坂竝

病氣の樣、左京ゟ如何奉₂申上₁居候や、何れ追々上御難澁の基、推察仕候。右の樣御疑も被₂遊候はゞ、御政事を始め、總ての模樣共、人物御選の上、御役人内へ御尋可₂被₁遊候。尤も當時の權威に恐れ、容易には申上まじく、强て御尋被₂遊候はゞ、眞直に可₂奉₁申上₁と奉₂存候。前條の樣、御取用被₂遊候はゞ、御道筋御取計ひ可₂奉₁申上₁候。萬々一御用も被₂爲₁在候はゞ、御沙汰不₂被₁遊、直樣御下げ被₂成下₁候樣奉₂願候。當時の御用部屋内へ、御内談被₂爲₁在候節は、白地には難₂申上₁候へども、御家御不爲、御家中騷動にも相成り可₂申と深察仕候に付、呉々も、御用部屋へは決て爲₂御見₁不₂被₁遊、直に御差下げ可₂被₁成下₁奉₂存候。誠に乍₂不₁及上御大切と奉₂存申上候儀、聊私の儀には無₂御座₁候間、左樣被₂思召₁可₂被₁成下₁候。以上。

辰正月十六日

仙石主計
荒木玄蕃
酒勾清兵衛
原市郎右衛門

左京か讒せりとして四人を處分す

荒木玄蕃

乙未正月廿六日、被仰渡書

荒木玄蕃

其方儀、去辰正月十六日、大殿樣へ、重役竝役人共不正・不直の樣、仙石主計・酒勾清兵衞・原市郎右衞門等申合、徒黨連印にて、致上書候處、右は全く讒訴の段、御察覽被成不屆至極被思召、早速御呼出御糺明も可有之處、さ候時御重科の沙汰にも相成、舊家家柄の儀、不便に被思召、格別の厚御仁政にて、思召被爲在候を以、隱居・逼塞、悴信太郎へ家督申付置候處、去る六月元家來、當時浪人河野瀨兵衞構場所をも不憚、江戶表へ罷出、同姓共へ右上書同樣、其外自考、竝風說等取交、文意相巧及讒害訴訟、猶又同人姉壻、生野地役人渡邊角太夫ゟ不容易向へ瀨兵衞同樣申立、無餘儀公邊御沙汰に相成、右に付無御據、去午年正月十六日、西御殿へ御呼出、大殿樣於御前、先般上書の趣、一々及尋問候處、聊譯立候答無之、不束至極恐入候樣、或麁忽の儀申上恐入候段、又は此上御慈悲筋相願候旨のみにて、一言の申譯無之、全上を欺候大膽不敵・不忠不義の至、誠に重役竝役人共の內及讒訴候始末、武士道不似合の

儀、重々不屈至極に付、切腹可ニ申付一處、先祖共、代々忠勤を存じ出し、旁々此上廣大の仁惠を以、死罪一等を下し、剃髮の上、園場へ差遣候。急度相愼可ニ能在一者也。

未正月廿六日

八月九日、寺社御奉行所ゟ、御留守居御呼出、今般御吟味筋有レ之、人別書を以御呼出被ニ仰付一候。其頃山本耕兵衞、江戸表罷在、則手續書相認、帳面數通拵立、請向御役所へ配り候手續書之寫。

手續書

一、隱居播磨守在命中、居屋敷內へ、度々投書有レ之、其後去る天保三辰年、仙石主計・荒木玄蕃・酒勾清兵衞・原市郞右衞門連印にて、當時在勤重役の內、並役人共之內、家政不直の趣、書面を以申立、右主計始め、四人の者共播磨守へ不束の儀有レ之、無役に罷在り候處、申合せ右の次第、誠に度々有レ之由投書し同事申立、元ゟ讒訴の始末に付、播磨守不屈至極に存じ、急度糺明も可レ有レ之處、さ候時は、重科の沙汰にも相

成候に付、格別の慈悲を以て、隱居・逼塞等申付置候處、去る巳年六月、元家來當時浪人河野瀨兵衞と申者、江戶表へ罷出、不屆有之候に付、去る午正月十六日、右主計始め四人の者共、播磨守前に於て、年寄仙石小太郞・靑木彈右衞門・大森登・杉原官兵衞、用人齋藤岩雄、右の面々か、先達て差出し候書面を以て、一々及尋問候處、聊一言の申譯も無之、絕言語候儀共にて御座候

家老 仙石左京　年寄 岩田靜馬　同 山村貢

右之面々は主計等四人之者申立之名掛りに付、尋問に不携候。

一、主計・玄蕃・淸兵衞・市郞右衞門・轉其外共手續書左之通に御座候。

仙石主計

右先年勝手方引受、相勤居候處、追々難澁相成、進退致方無之、家中扶助米不殘貢拂、江戶差立金は勿論、渡米も無之次第、尙又收納米、靑田の內、人別に七步方相渡、聊之融通も出來不申、思慮分別に不能、仕方無之に付、領分中用達、其外他領近在の身元相應の者相賴み、收納米は勿論、萬事其者共へ相任せ置き、何事も勝手に取

計候樣可レ爲レ致段、右の趣に無レ之候にては、勝手方一日の取續も難二相成一旨、强ひて申立候に付、無二餘儀一任二其意一候處、間も無レ之、右の面々破談に相成、實にひしと手詰の場合に押移り、片時も難二相勤一候段、頻に役儀赦免の儀願立、不束の始末に付、急度申付方も有レ之候得共、家柄の者に付、格別の憐悲を以て、九箇年以前、願之通役儀赦免申付け置候。去る天保三辰年、荒木玄蕃・酒勾淸兵衞・原市郎右衞門等申合、連印書付を以て、當時勝手懸り重役を始め役人共の內、不正の趣種々讒言相拵、文意相巧み、書付を以隱居播磨守へ害訴申立、其次第實に法外の儀、重々不屆に付、夫々急度可レ懸二吟味一處、さ候時は、格別の嚴科にも不レ申付一候ては不二相成一、不二容易一儀に付、尙又格別の仁惠にて、存念有レ之旨を以、隱居・逼塞、悴へ家督申付置候處、不二一方一仁惠をも不レ顧、次第に惡計を廻らし、不屆增長致候段、申合居候者の內、及二內達一候。其委細は末に申上候。右根元と申す者、道之助家來、當時浪人河野瀨兵衞と申す者、發頭にて、右の通申合せ相巧み、讒訴申立候處、存念不二相立一故、瀨兵衞江戶表へ罷出、神谷轉と申合、道之助同姓の內へ種々取巧み、讒訴申立候。右の次第に付、難二捨置一、

先達て差出し候書面を以て、主計始め一々及₂尋問₁候處、全く取巧み跡形も無₂之儀、先非を悔恐入、憐悲の程願出、武士道不似合の始末、不屆至極に付、仕置申付候。

荒木玄蕃

右、先年江戸詰中、身持不行跡、多分の金子散財、定府内藩の者相頼、他借仕、自分名前は不₂出、大勢之者借用主に致し、追々金高相成、返濟及₂不埒₁、出訴にも相成次第、其外家格の法度を背き、夜中外出は勝手の儀第一、其砌上野御靈屋御普請御手傳蒙₂仰、右上納金國方當時勝手掛り之者共ゟ、手詰難澁の中、色々才覺を以、差立候處、右を取込自分遊興に遣捨て、今に其儘打過候次第、言語道斷之條、重役不似合不束に付、急度申付方も有₂之候得共、家柄の者に付、格別之御憐愍を以、役儀赦免申付置候處、前書の通、主計・清兵衞・市郎右衞門等申合、同樣の始末、武士道不似合不屆至極に付、仕置申付候。

酒匂清兵衞

右、先年同役の內へ、不和之儀有₂之、勤柄不似合不束の儀共に付、役儀赦免申付、置

原市郎左衛門

河野瀬兵衛

候處、前條の通、主計・玄蕃・市郎右衛門等申合、同樣之次第、武士道不似合不屆至極に付、仕置申付候。

原市郎右衛門

右、先年江戸詰の節、玄蕃同樣不屆の儀有之に付、役儀赦免申付置候處、前書之通、主計・玄蕃・淸兵衛等申合同樣の始末、武士道不似合不屆至極に付、仕置申付候。

河野瀬兵衛

右元來姦佞の性質にて、常に人氣を騷立候儀相好候者に御座候處、先年勝手方融通筋借用之儀申立、前書之通主計引受之砌、勝手向取亂能在候儀に付、借財方爲取計、京・大坂等へも差出候處、聊之儀も出來不申候上、不屆之儀共多分有之候に付、九ケ年以前、隱居・蟄居等申付置候處、其後重々惡計を巧み、蟄居中、不屆增長致し候に付、急度申付方も有之候得共、憐愍を以、離散申付、尤無分別者に付、不屆之儀仕出し、恐入候儀も可有之哉と存候に付、江戸・京都・但馬・丹後・美作徘徊差留申付置候處、去去巳之六月御府内へ罷出、神谷轉と申合、道之助同姓へ書付を以て致讒訴、勝手掛

り重役の面々、其餘役人共之讒訴を種々取拵へ、色々相巧み申立候次第、不屆至極之始末、依而住居相尋候得共、其內江戶表へも不罷出、但馬國徘徊致候趣、相聞候に付、及吟味候處、生野銀山地役人渡邊角太夫、別住居へ差置候旨、右は構場所の儀、重々不屆之至、不輕吟味有之者に付、生野御代官西村貞太郎樣へ懸合候處、御召捕之上、御下知を以、去る午四月十五日、道之助へ御引渡に相成候に付、一々及吟味詰候處、申答候は、道之助同姓へ差出候願書共、何も證跡は無之、唯々推察・風說・自分考等を以書出候段、一箇條も申譯不相立、深く取巧及讒訴候段相顯、不義不道・大惡之次第、絕言詞候御儀に御座候。則吟味詰の上、御屆申上仕置申付候。

神谷轉

右兄は、神谷七五三と申候。同藩中淸水孫太夫と申候に養子に罷越し、故美濃守側勤罷在候處、不束の儀有之、外樣勤に相成候處、自分の非は不顧、時々重役共、不正の申付と遺恨に申成居候。第一養父母へ事方不宜。右故孫太夫よりも及離緣、兄七五三方へ同居罷在り候。且又道之助同姓仙石彌三郞方へ、櫻井一太郞と申者

用立居候處、此者前々ゟ轉と入魂にて、同人吹擧を以右轉、彌三郎方へ相勤罷在候處、前顯の通り去々巳年、瀨兵衞と申合、轉重立て引受、同姓共へ及讒訴、兄七五三をも勸込內意爲致、不屆至極の儀共に付、轉竝に兄七五三共糺明仕度、轉も彌三郎方へ引戾し申遣候處、其儘出奔行衞相知不申候に付、全く法外の讒訴申立候故、吟味に相成候ては、申譯無之故、武士道不似合未練の始末、不義大罪者右にても相分り候儀に御座候。右の通不容吟味の者に御座候。

主計弟　磯野六郎次　同斷　土岐午之助　淸兵衞悴　酒勾薫　市郎右衞門悴　原敏郎

伯父甥從弟續　土岐雄之進　小頭　斧七

右の面々、主計始め惡黨の者共へ同意罷成、尤雄之進儀は、不忠・不義の至と奉存候得共、主計等ゟ始めて申聞候砌、同意不相成、及異議候はゞ差違候段、嚴しく誓言仕り候に付、無餘儀同意の體に罷在候得共、次第に惡意增長候に付、難捨置旨にて及內達、猶同人申達候は、主計始め同意の者、時を得候へば、早速當時重役の內、竝役人共の內、切腹可爲致と相巧罷在候由、斧七是又改心仕り、及內達、此者輕き

身分に御座候處、瀨兵衞方へ數年立入、主計・玄蕃等へも出入り候者に御座候。主計始め蟄居、或は逼塞等にて、門外不二相成一儀故、書通往返、並瀨兵衞、生野渡邊角太夫方に罷在り候節も、何角申合之使、斧七仕候て、惡計取巧み、不屆の次第、右二人ゟも委細に申達仕候。但し市郎右衞門儀は、去る午二月病死仕候に付、悴敏郎へ申渡仕候。

仙石主計

其方儀、去る辰正月十六日、大殿樣へ重役並御役人共の內、不正不屆の趣、荒木玄蕃・酒勾清兵衞・原市郎右衞門等申合、徒黨連印にて上書致し候處、御察覽被レ遊、不屆至極に被二思召一、早速御呼出し御糺明も可レ有レ之處、さ候時は、重科の御沙汰にも相成、舊家家柄の儀、不便被二思召一、格別厚御仁惠にて、思召被レ爲レ在候趣を以、隱居逼塞、悴富太郎へ家督被二仰付置一候處、去る巳六月、元家來、當時浪人河野瀨兵衞、御構場所をも不レ憚、江戶表へ罷出御同姓樣方へ、右上書同樣、其外自考・風說等取交、文意相巧及二讒訴害訟一、尙又同人姉壻生野地役人渡邊角太夫ゟ、不二容易一御向きへ瀨兵衞同

樣申立。無㆑餘儀㆓公邊御沙汰に相成、右に付無㆑據去る午年正月十六日、大殿樣於㆓御前㆒上書の趣、一々及㆓尋問㆒候處、聊譯立候答無㆑之、不束至極恐入候趣、或危忽之儀申上、恐入候段、又は此上御慈悲筋奉㆑願候のみにて、一言の申譯無㆑之、全く上を欺く大膽、不忠・不義の至、殊に重役竝御役人共の內、及㆓讒訴㆒候始末、武士道不似合の儀、重重不屆至極に付切腹可㆑被㆑爲㆓仰付㆒處、先祖共代々忠勤を思召被㆑出、此上廣大の御仁惠を以、死罪一等を下し、剃髮の上、園場へ差遣候。急度相愼可㆓罷在㆒候事。

未三月

一、荒木玄蕃・酒勾淸兵衞申渡、同樣文略仕候。

一、瀨兵衞、當未六月七日仕置申渡、左之通に御座候。

河野瀨兵衞

其方儀、不屆の儀有㆑之、去る辰六月十一日、離散申付置候處、其後御構場をも不㆑憚、勝手に徘徊致し、剩へ江戶表へ罷出、重御方々樣へ巧を以種々書出し候に付、及㆓吟味㆒候處、一々證據筋無㆑之、詰る所自分一己の考へ、推察或は風說等取交書出し、奉㆓恐

入レ候旨及ニ白狀一、畢竟上を欺く巧みを以、在役の面々を仕落し、己致ニ歸參一、諸事取行可レ申との企、既主計・玄蕃・清兵衛・市郎右衛門へ、去る文政四巳年ゟ申合候段、及ニ白狀一、全徒黨の張本、大膽の始末、不義の大罪、重々不屆の至に付、於ニ成敗場一打首申付者なり。

未六月

右之通に御座候。

右の通、帳面に仕立、御役人向へ配り候由。

天保四癸巳年、河野瀨兵衛、江戸表へ罷出で常信院樣、竝御同姓樣方へ差出候書面、左之通。

箇條書

一、從ニ御先祖樣一御家傳之箱と申、前以御城有レ之候。御大老職之者、內見仕廻置可レ申古格之處、不レ在ニ其職一其向御役人ゟ出させ、自分宅に取寄暫留置、其後御朱印御土

藏へ入置、內々御品は如何成行候哉の事。

一、御城內、自分居屋敷ゟ、御堀へ板を渡し、町方醫師宅へ、子供・下女遊行爲ᷤ仕、三つ門御〆り相立不ᷤ申、第一公邊憚り御座候哉之事。

一、先年御勝手方相勤候砌、御家中町在へ五萬兩の御用金申付、大坂ゟ三萬兩計御借財仕、其後自他共御返金御斷切に仕上、御勝手向一と方も御筋立相見え不ᷤ申、自分萬石以上の暮仕、岩田靜馬・山村貢始め、其向御役人、格別之奢仕候事。

一、御家中面々扶持申付、小役人・御徒士以下之向にては、三度の食事も仕兼、在町へ不時之御用金申付、御用金之儀は御公務・御家督・御火災等、譯立候節被ᷤ仰付ᷤ候儀に御座候。然る處、左京・靜馬、馬・鷹其上京都ゟ妾を取寄せ、度々入替の上、困窮之時節、不似合に御座候事。

一、堺ゟ十匁筒鐵炮十挺、都て兵具類・前（手カ）新規に申付、具足等申付、自分差料大小、百兩・百五十兩以上之品三四通申付、家器儀、都て右に準じ候事。

一、美濃守樣御在國之砌、御招請仕、自分妾抔差出、三味線等にて御遊興申上、都て

茶屋同様の取計、君臣之失禮、上を蔑に仕候事。

一、江戸表之儀は、上御勤先至て御大切之御場所柄、御屋敷抔大破、奉レ始二御幼君様一、上々様方御手許之儀、其外御飲食・御衣服等、格別之儀仕、御幼君様日々御手習御清書さへ難レ被レ遊位之儀仕、御側内ゟ内々紙差上候と申程之由、自分宅綺羅を盡し、萬石以上之暮仕候事。

一、江戸表御奥様ゟ、格別之御難澁にて、御立行難レ被レ遊二御迷惑一之趣、御隱居様へ被二仰進一候處、左京御呼出逸々御尋之處、江戸御暮御勘定奉行共、心得違之趣に御受仕、夫ゟ御勘定奉行呼下げ著の砌、兼々途中迄人出置候て、無二餘儀一其者へ罪を爲レ負候趣、立腹不レ仕様取計置、著之上、役所にて、御役人共夫れぐ立會吟味仕、御勘定奉行へ不念に仕、四五日愼被二仰付一、然る處愼中、内々左京・靜馬ゟ、日々酒肴を贈り、實に不屆筋有レ之者へ、重役之者ゟ送り物仕間敷、只自分身逃れ相頼、上を欺き候御儀之事。

一、江戸表交代之御侍、於二途中一御傳言申含直し、故障仕候事。

一、御城に有ㇾ之御刀、其向御役人ゟ取出、町方へ拵付候處、露顯仕候に付、御側頭取へ相願、美濃守樣御成之節、御土產に取計、不屆至極の事。

一、御城に有ㇾ之候槍の穗其向御役人へ取出し、自分打限に申付候事。

一、御勝手方內借金引當として、御家中內ゟ差出置候井上眞改之脇差、自分差料に仕候事。

一、御勝手方內借金引當として、御家中內より差出候具足二領紛失之事。

一、自分的場にて、御物頭初、御家中射術見分申付、家內下女等迄、內々見物爲ㇾ仕、諸藝檢分の儀は、上御名代として、年々於₂御殿₁仕候儀、自分威光を振ひ、不屆至極之事。

一、悴前髮祝ひ、禮家師範相招、烏帽子大紋にて、大禮を行候事。

一、悴具足著用初、禮家師範・軍師範相招、烏帽子大紋にて、大禮を行ひ、親類中相招、時節柄不相當、其上にても、是迄不ㇾ被ㇾ遊大禮奢增長の事。

一、悴婚姻の節、途中出迎、下女駕籠六挺、長持等に福面を飾り、傘鉾を付、大手御門

ゟ謠込せ、先年兩御姬樣、京都へ御入輿之節之五層倍の儀仕、奢之最上、御郡中目前に御座候事。

一、美濃守樣御忌日、左京・靜馬在方に罷出、御用達振舞、魚・鳥取揃仕、重職にて猶更不屆至極之事。

一、他所浪人之鷹匠、暫留置、野合に召連、御城内も勝手仕候由、陪臣之野合に、鷹合不ㇾ容易ㇾ之事。

一、大坂ゟ吟味之上、功者の馬之に取召抱候ㇾ　時節柄不ㇾ憚事。

一、御勝手方次第に御逼迫之處、先年造酒在勤中、銀札出高多に付、工夫仕、取〆燒捨被ㇾ仰付ㇾ候處、當時新銀札莫大に差出、當座凌に仕、御隱居樣へは、追々御取直にも至り候哉に御欺き申、銀札の儀者、行年御大切に及候儀に御座候事。

一、悴緣談之儀、江戶表懇意之向へ賴遣、當時御老中樣方之內承合、相應之儀無ㇾ之時は、御老中樣御同姓御末家內ゟ承り出候樣申遣し、松平周防守樣御同姓松平主稅樣ゟ緣談仕、左京方ゟ前後入用差出候由、右位迄仕、是非御老中樣方親類に仕度

と存立候處、意味合有ㇾ之候儀、先づ美濃守様御逝去之砌、内存間違候處、追々乍ㇾ恐御隱居様御逝去と申時分、何ぞ大金御座候哉、江戸・出石共御家中御役人・小役之者迄、皆々左京へ隨順罷在候得共、御先手・御物頭・御馬廻りの面々、外様の者、誰も歸服不ㇾ仕候に付、萬一之儀御座候得ば、總家中二つ三つにも相分れ、御親類様方か、又は公儀へ願差出候様罷成り可ㇾ申、何か内外篤と下墨候得ば、甚以不ㇾ安慮、奉ㇾ恐入ㇾ候に付、此段相認候事。

一、先年美濃守様御大病急使參り候節、七八歳之悴召連罷出、一向合點行不ㇾ申に付、年寄酒勾清兵衛、明る日出立にて、左京を乘越罷出、御同姓様方へ左京内存念分り不ㇾ申、都て御心得可ㇾ被ㇾ下旨御願申、其内出石御妾腹之道之助様、御參府、御願濟に候得共、其砌よりの大望、今以胸中難ㇾ去候哉に内察仕候。當節御大切に奉ㇾ存候事、右箇條の趣、荒木玄蕃・仙石主計・酒勾清兵衛御呼び出し、其席へ私儀御召戻にて罷出、御隱居様御陰聞被ㇾ遊候はゞ、逸々明白仕、其上左京始め不屆筋證據に罷成候品差出可ㇾ奉ㇾ入ㇾ御覽ㇾ候。私共不ㇾ罷出ㇾ候ては、印の品相知れ不ㇾ申、何分玄蕃

逸々ハ一々ノ意

始め御隱居樣御目通へ被レ爲レ召出レ、御尋問被レ爲レ在候はゞ、明白仕候得共、當時の年寄・御用人中にては、左京內意に付、決て相分り不レ申候。且又玄蕃始め私共迄、蟄居・隱居・御追放被レ仰付レ候へ共、何之御咎と申箇條無レ御座、唯思召有レ之と申儀にて、不忠不義之儀、毛頭無レ御座レ候。不法に思召と計之儀、此上糺明さへ被レ仰付レ候得ば、雙方善惡明白仕候儀に御座候。以上。

一、河野瀨兵衞、生野銀山渡邊角太夫別宅に罷在候處、巳十月十六日、横目附良八、生野表へ參り聞合せ、慥の儀承り、御郡組準太夫・忠治・伊作・喜作・門兵衞右五人にて、森垣・山口邊に手分、隱居良八ゟ廿五日通達し、駕籠用意、御門は御出入井筒屋勘助方にて、飛脚之者病氣罷在候に付、爲レ迎罷越候趣、相斷候事。

申三月十六日、御用召にて將軍樣御直に被レ仰付レ候。

脇坂中務大輔

脇坂中務大夫の昇任

仙石道之助家政向取捌正道に取計尤に候。依レ之被レ任レ侍從レ西御丸御老中樣・大納言樣御用掛、御本丸御老中勤被レ仰付レ候。

虛無僧の掟

○慶長年中、虛無僧本寺へ被仰渡候御控書之寫

日本國の虛無僧の儀は、勇士浪人一時の隱家に爲、守護不入の宗門なり。依て天下の家臣、諸士の席上に可定置條、可得其意事。

一、本寺より宗法出之置、其段無油斷相守可申候。若相背者於有之は、末寺々相改、虛無僧は寺々急度以宗法可行事。

一、虛無僧渡世の儀は、諸國所々巡行專とする由、其段差免可申事。

一、虛無僧一圓修行の由に、諸國に國法を申立て、虛無僧へ麁末・慮外等、又は托鉢に障りむづかしき儀、出來候はゞ、仔細相改、寺へ可申達候。於本寺不相濟候儀は、早速江戶奉行所へ可告來事。

一、虛無僧托鉢に罷出で或は道中往來之節、又は於何方も、天蓋を取、諸人に面體を合せ申間敷事。

一、虛無僧托鉢之砌、脇差並武具類一切爲持間敷候。總ていかつ箇間敷形を致申間

敷候。尤九寸五分以下之刃物、懷劍にして差免可ㇾ申事。

一、虛無僧は兼て武士の道、敵持尋二込國々一儀も依ㇾ有ㇾ之、所々芝居或は渡船等迄往來自由差免可ㇾ申事。

一、虛無僧改として、諸國へ番僧を廻し、宗法行跡を改可ㇾ申、若似僞(にせ)虛無僧於ㇾ有ㇾ之者、急度相改め宗法可ㇾ行、若賄賂を受於二見逃一は、番僧取上可ㇾ爲二重罪一、總而猥に無ㇾ之樣可ㇾ仕事。

一、虛無僧之外尺八吹申間敷、若有ㇾ之於は、急度差咎可ㇾ申。尤樂に吹申度望者は、本寺ゟ尺八之免し出可ㇾ申。勿論武士之外、下賤之者、尺八吹申間敷候。尤虛無僧爲ㇾ致間敷事。

一、虛無僧罷出敵討致度者於ㇾ有ㇾ之は、其段委細相改差免可ㇾ申勿論、大勢集り討間敷候。尤同行二人差免可ㇾ申。併諸士之外一切不二差免一事。

一、虛無僧之儀者、一方之御手當に候人にて、諸國往來操三尺づつ檢地離れ、虛無僧知行米として相渡、依ㇾ之何國にても托鉢に障り、六ケ敷儀出來候はゞ、早速江戸

〔原註〕十七ヶ條トアレドモ本書本文ノ如クニシテ二ケ條不足

奉行所へ可ニ告來一事。

一、法眷の輩士官之著合(つきあひ)大名は格別、旗本以下平生熟議可レ爲ニ同輩一事。

一、住所を放、他國諸城下托鉢修行之刻、鳴物停止に候はゞ、宗門傳授も旁、海治の外吹申間敷事。

一、虛無僧托鉢の刻定寸紛位が尺八には手寄、笹の竹物吹申間數事。

一、虛無僧之儀に下之家臣、諸士の席に定置上は、常々宗門之正道を不レ決事。

一、何時にても還俗可レ申候間、面々僧形を學、內心武士之志を學、兼て武者修行之宗門と可ニ相心得一者也。 併國々往來自由皆免し巡行可レ爲ニ肝要一之條、可レ得ニ其意一事、

依而定如レ件。

右十七箇條。

上意の趣相渡之間、奉ニ拜見一、虛無僧會合之節、能々爲レ聞可レ被ニ相守一者也。

本多上野介

慶長十九年甲寅正月

板倉伊賀守

虚無僧本寺へ　本田佐渡守

○乙未十二奇

音羽屋猫天下一。　出石騒動轉千辛。　孝女手柄討親敵。　奥方
横死尋家臣。　辱士被殺茶漬店。　救娘逢害武士仁。　水道
大鱸變金子。　猩々小僧亂人倫。　大工手練害勇士。　吉原
假宅多浪人。　地震風邪賑藥店。　百文流行如鬼神。

十月廿九日御役御免の節

今日の日の夢ばかりなる退役に甲斐なく立たん名こそ惜しけれ

川柳句

五右衛門は草葉の影で舌を出し

池田には米の高いにおほ伊丹仙石つぶす左京をこしらへ

仙石を取つて捨んと主税めが周防旨くもさてはいくまい

隣から覗いて見ては思ひ出し

永樂をつぶして百文錢が出來

周防糟こぼれた後をはく伯耆

周防著て仙石脊負ふ主税持ち道輪違ひに出石行くらん

權兵衞が種を蒔いたを甚内がほじくり見れば芋の種

此度百文錢・鐵錢新規吹立被仰付候に付ては、角錢に紛しく、永樂騷動新錢座にて吹直し被仰出、家中之者共追々御呼出わちがひなく可指出、永樂錢は利發に付、可然取捌被仰付候事。

川柳

伯耆　本庄の大根今年は當り年　　伊豆　顔見せに出てこよかしや三つ扇子

土井　氷るとも無理にも廻せ水車　　周防　落葉して淋しくなりぬ蔦のもん

筒井　室咲の梅も寒さに沈むやら　　脇坂　しほ留めて洗ひ上げたる周防染

大黒舞の換歌

同　輪違が出來て再び名が高し　水越　澤瀉の露におもたし秋の末

大久保　藤蔓は肌あらはして冬木立　田中　土龍奥から黏に追出され

苗字程殘れば能が丸になし　永樂は天保錢でかげも無し

○天保七申年大小　小の分

十・十二不敵な八つの六ぬす三この左京めをなんとしま正

○仙石といふ人あり。

一に主税を抱き込んで、　二に女房の緣引いて、　三に左京に繕はれ、
四つ養子の周防だん、　五つ一月寺から事が知れ、　六つ謀叛が顯はれて、
七つ中務に責められて、　八つ屋敷へ預けられ、　九つ虛無僧一人もの、
十でとう／＼御國受け、　仙石ないを見さいなあ。
おまへは濱田の城主さん、汐留にもまれてお色が眞青な、こちやかまやせんかまやせん。

大學作り換へ

大惡　趣意證據。

普化宗曰、大惡者徒黨之醫者、而諸藥入レ毒之物也。於レ今可レ知二主人喰レ毒之仔細一。獨賴二斧七之存一、而本望遂レ之。役所必因レ共而收焉。庶二于其不一レ騷矣。大惡之道、在レ改二麵毒一、在レ蔑レ上、在レ止二死罪一。

狂歌

弟に力のあるはいらぬもの兄を投げたり家をなげたり。

能の番組に擬す

〇番組

高下　玄番・清兵衞・四郎兵衞・主計・市郎右衞門・左仲・　遠島　甚太夫・兵助・門平・丹太夫　彈右衞門・　礫　左京・靜馬・巳由・官兵衞・甚助・耕兵衞・　高慢天狗　顯留。　小田原　主計・大隅・隼人・飛驒・　騷動　主税・豐後・伊豆・亂美濃・肥後・伊豆　豐前、　祝言　老中　毫野　狂言　笑つぼ友鶯、周防落し璺留、

以上。

官物を私す

公儀御腰物方西山織部二十四と申す人、御道具を賣り拂ひ、質物に入れなど致しゝ事露顯致し、十月廿四日、僉評定にて、西山は揚り屋入り、其外二人、同道人へ御預け、西山事其外の罪惡も御座候由、質入は僅か廿五兩なり。外二人と云へるは、御腰物方

御指懸り、長谷川鍬次[三十四]吉田虎治郎[十三]右於評定所、村上大和守・筒井伊賀守・大澤主馬立ち合ひ、大和守申し渡す。

浮世の有様 巻之五 前 終

大正六年三月廿五日印刷
大正六年三月廿八日發行

國史叢書 浮世の有樣 二

定價金一圓二十錢

不許複製

編輯兼發行者 國史研究會
右代表者 今村勝一
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地

印刷者 楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所 友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所 國史研究會
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番